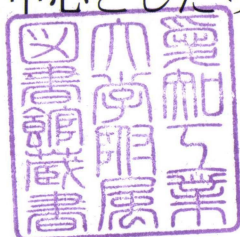


# 博士論文

## リース会計に関する発展史的研究

—資産の使用権を中心としたリース取引資本化の論理—



愛知工業大学大学院経営情報科学研究科  
経営情報科学専攻

学籍番号

B05804

氏名

高橋 泰代

主任指導教授

野村 健太郎

# 目 次

はじめに .....	1
第Ⅰ章 リース取引資本化の会計学的意義 .....	9
1 節 アメリカにおける会計原則・会計基準設定のプロセス .....	9
2 節 わが国における会計原則・会計基準設定主体の変遷 .....	23
3 節 国際会計基準における会計基準設定のプロセス .....	28
4 節 リース取引資本化の会計学的意義 .....	31
第Ⅱ章 アメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯と リース取引資本化の論理 .....	36
1 節 アメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯 .....	36
2 節 ARS No.4 における財産使用权取得によるリース取引資本化の論理 .....	47
3 節 SFAS No.13 の概要とリース取引資本化の論理 .....	55
4 節 アメリカにおけるリース会計基準の課題 .....	59
第Ⅲ章 わが国における平成 5 年リース会計基準改訂までの歴史的 経緯と課題 .....	61
1 節 わが国における平成 5 年リース会計基準設定までの経緯 .....	61
2 節 平成 5 年リース会計基準公表までのリース関連規定の概要 .....	66
3 節 平成 5 年リース会計基準の概要 .....	72
4 節 わが国におけるリース会計基準改訂までの経緯と論点 .....	75
第Ⅳ章 リース取引における国際会計基準とわが国会計基準の比較 検討 .....	84
1 節 国際会計基準（改訂 IAS No.17）による「リース会計処理」 .....	84

2 節	改訂 IAS No.17 におけるリース賃借人のファイナンス・リースの会計処理	86
3 節	わが国における平成 5 年「リース会計基準」	90
4 節	平成 5 年リース会計基準の問題点	97
第 V 章	リース会計基準とコンバージェンスへの課題	105
1 節	リース取引資本化の論拠	105
2 節	IASB、FASB、共同プロジェクトにおけるリース会計基準の見直しについての経緯	109
3 節	IASB 会議におけるリース会計改訂審議	115
4 節	EU 同等性評価におけるわが国リース会計基準の問題点	131
第 VI 章	リース資産・負債概念の拡大と使用权	135
1 節	財務諸表の構成要素としての資産概念	135
2 節	財務諸表の構成要素としての負債概念	141
3 節	リース取引資本化の論理展開と概念フレームワーク	143
4 節	法的使用権とリース取引における使用权	150
第 VII 章	わが国におけるリース会計基準の現状と課題	155
1 節	わが国におけるリース会計基準改訂の経緯	155
2 節	リース取引資本化に対する反論の根拠	163
3 節	リース取引資本化に対する企業会計基準委員会の見解	168
4 節	わが国リース会計基準の課題	173
	【資料】	209
	おわりに	218
	参考文献	234

## 本論文で使用する主要略語一覧

- AAA American Accounting Association アメリカ会計学会
- AIA American Institute of Accountants アメリカ会計士協会
- AICPA American Institute of Certified Public Accounting アメリカ公認会計士協会
- APB Accounting Principles Board 会計原則審議会
- APBO APB Opinion APB オピニオン
- ARB Accounting Research Bulletins 会計研究公報
- ARS Accounting Research Study 会計研究叢書
- 英国 ASB Accounting Standards Board 会計基準審議会(英)
- ASOBAT A Statement of Basic Accounting Theory 基礎的会計理論に関するステートメント
- CAP Committee on Accounting Procedure 会計手続委員会
- FASB Financial Accounting Standards Board 財務会計基準審議会
- GAAP Generally Accepted Accounting Principles 一般に認められた会計原則
- IAS International Accounting Standard 国際会計基準
- IASC International Accounting Standards Committee 国際会計基準委員会
- IASCO Interamerican Association of Securities Commissions アメリカ州証券監督者協会
- ICA International Congress of Accountants 会計士国際会議
- IFAC International Federation of Accountants 国際会計士連盟
- IOSCO International Organization of Securities Commissions 証券監督者国際機構
- SEC Securities and Exchange Commission 証券取引委員会
- SFAC Statement of Financial Accounting Concepts 財務会計諸概念に関するステートメント
- SFAS Statement of Financial Accounting Standards 財務会計基準に関するステートメント



## はじめに

現代社会情勢は、少子・超高齢社会、高度情報社会などと呼ばれ、激動の変化を遂げる時代となっており、経済や産業、物流などに留まらず、様々な分野でのグローバル化の波が押し寄せ、産業の飛躍的な発達とともに環境問題の解決も大きな課題として企業に課せられている。

わが国においても、いわゆる終身雇用や年功序列といった雇用形態が少なくなり、欧米型の実績重視へシフトし、雇用形態が多様化し、年金や退職金における制度改革が行われるなど、企業の改革、再編が大きく進んできた。当然のことながら、企業会計制度にも改革の波が押し寄せることになる。

1996年、第2次橋本内閣は、2001年までにわが国の金融市場が国際金融市場として復権することを目標として、金融システム改革に取り組むことを指示した。これは「日本版ビッグバン」といわれる改革で、わが国経済が活力を保っていくために、国民の資産が有利に運用され、成長産業への資金供給が重要であることから、金融市場が資源の最適分配という本来の役割を果たすことが必要であると提唱されたものである。

市場の活力を甦らせるために、「Free」、「Fair」、「Global」の改革三原則も提言された。それぞれ以下のような趣旨である。

- ①Free（市場原理が働く自由な市場）－参入・商品・価格等の自由化
- ②Fair（透明で信頼できる市場）－ルールの明確化・透明化、投資家保護
- ③Global（国際的で時代を先取りする市場）－グローバル化に対応した法制度、会計制度、監督体制の整備

「日本版ビッグバン」を契機に、会計制度についても変革の必要性が問われ、わが国会計基準設定主体は、1990年代後半から会計基準の改訂に乗り出し、2000年には「会計ビッグバン」といわれる会計改革に臨むことになったのである。

この三原則に関して、企業会計審議会は以下のような見解を述べている。

「我が国としては、このような国際的な動向を踏まえ、21世紀に向けての我が国金融市場改革に当たっての3原則（フリー、フェア、グローバル）の観点から、次のような基本的認識に立ち、金融商品全般に係る会計処理基準の検討を行うことが必要であると考え。その際、全ての金融商品に対応できる包括的な基準を設定することとし、個々の金融商品に係る具体的な会計処理については、設例等を設けてこれを示すことが適当であると考え。

### 1. 市場原理が働く自由な市場（フリー）

適正な情報提供により公正な市場価格が形成される証券・金融市場を確立し、より広範な投資者の参加を促すことが必要である。また、現在、金融商品に係る包括的な会計処理基準がないため、新たな金融商品の開発過程においてそれが企業会計に与え

る影響を予測できず、これが金融商品の開発の促進を妨げているとの指摘がある。新たな金融商品の開発を促進し、金融商品全般についての的確な情報を提供することによって市場の活性化を図るためには、金融商品全般に係る包括的な会計処理基準の設定が不可欠であるとの認識に基づき、基準のあり方を検討する。

## 2. 透明で信頼できる市場（フェア）

金融商品の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等により企業の財務活動の重要性が著しく増大している状況下において、財務活動の実態が財務諸表に適切に反映されておらず、投資者にとってリスクとリターンの早期把握が困難になってきているとの指摘がある。投資者が自己責任原則に基づいて投資判断を行うためには、適正なディスクロージャーが行われることが必要であるが、さらに、金融商品に係る企業の財務活動の実態や含み損益等をより適切に財務諸表に反映させる会計処理基準を設定し、投資者に対してよりの的確な財務情報を提供することが必要になっている。このような、取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のために、不可欠となっている。

## 3. 国際的で時代を先取りする市場（グローバル）

我が国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達及び海外投資者の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下では、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。デリバティブ取引を含む金融商品取引の国際的レベルでの活性化を促すためには、これに対応する法制度の整備が必要であるとともに、金融商品に関する我が国の会計処理基準の国際的調和が喫緊の課題になっている。」<sup>1</sup>

このような理念のもとに、国際会計基準への統一・調和化に向け、キャッシュ・フロー計算書の導入、研究開発費・ソフトウェア会計、退職給付引当金、税効果会計、有価証券に対する時価評価、連結会計制度の導入など、多くの会計基準の改訂が行われることになった。

会計ビッグバンにおいては、1. 単独決算から連結重視、2. 取得原価主義から時価主義への移行、3. 財務諸表へのキャッシュ・フロー計算書の開示の企業会計上重要な三つのパラダイム・シフトが起こり、企業の国際化、資金調達市場のグローバル化により、利害関係者も国際化、多様化し、ディスクロージャーの重要性が高まり、会計基準の改訂への大きな取組みが開始された。

平成17年（2005年）9月、経済産業省 企業会計研究会は、「わが国経済にとって望ましい企業会計の在り方に関する基本的な考え方を国際発信するために」中間報告（以下、中間報告とする）として公表した。

中間報告書では、会計ビッグバンの評価として、「わが国の企業会計は、1990年代後半か

---

<sup>1</sup>企業会計審議会「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」平成9年（1997年）6月6日

らわが国が金融システム改革の一環として取り組んだ、いわゆる会計ビッグバンによって急速に整備され、国際会計基準や米国会計基準といった国際的な会計基準と遜色ない水準に達した。」<sup>2</sup>と述べられており、一定の評価を下している。

また、「会計ビッグバンの導入は、わが国の経済全体が低迷していた時期に、企業体質の強化に向けた企業行動を促す効果を有したと考えられる。企業経営者が効率性を追求するために連結グループ全体での経営判断を行うようになるなどの経営活動の変化や、地価や株価の下落等の経済環境の変化の中でわが国企業の実態をより適切に表すために行われた改革であり、含み損の存在等も明らかになる中で、企業の積極的対応を促すなど財務体質の向上に寄与し、幅広いステークホルダーに対して、有用な情報を提供したものと評価できる。」<sup>3</sup>と評価しているが、継続的に会計基準改正・整備を課題としていることは、わが国会計基準の検討がさらに必要であることは言うまでもなく、現在も様々な会計基準改訂の取り組みへと引き継がれている。

わが国会計制度においては、昭和 21 年（1946 年）に現行の日本会計基準が制定されて以来、会計制度は確定決算主義に基づく、旧商法（2005 年改正商法・会社法：以下会社法）、旧証券取引法（2006 年改正金融商品取引法：以下金融商品取引法）、税法に影響されるいわゆるトライアングル体制が特徴であるといわれてきた。

平成 18 年（2006 年）5 月に施行された新会社法は、会社経営の健全性を確保し、株主及び会社債権者の保護を図ることを目的とし、また平成 18 年（2006 年）6 月に公布された金融商品取引法は、証券取引法や金融先物取引法など金融商品によって、別々の法体系で定めていた販売や勧誘のルールを一本化することで、「金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制を整備し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的」<sup>4</sup>として改訂された。

トライアングル体制についても、中間報告書は、「商法・税法を含めた制度会計の在り方とコンバージェンス」の項で、「企業をとりまく会計制度は、それぞれが法的目的に従いつつ、国際的な流れの中で変化することで乖離が生じたとしても、こうした効能を重視して一定の関係を維持していくことが合理的である。」<sup>5</sup>とも述べている。

特にわが国の会計制度上、ドイツ、フランス、イギリスなどと同じく確定決算に基づく税務調整が行われており、会社法を基礎とする確定決算主義を取っている。確定決算主義は、税務会計と商法会計が別個の計算を行わず、企業にとっては効率的であるとも言えるが、一方では、法人税において規定されている処理の内容によって、企業側の会計処理が限定されるという逆基準性の指摘もあることは事実である。

<sup>2</sup> 経済産業省 企業会計研究会「企業会計研究会中間報告」平成 17 年（2005 年）9 月、12 ページ

<sup>3</sup> 企業研究会 同上報告書、12 ページ

<sup>4</sup> 金融庁「第 164 回国会における金融庁関連法律案 証券取引法等の一部を改正する法律の概要」平成 18 年（2006 年）3 月 13 日提出 平成 18 年（2006 年）6 月 7 日成立

<sup>5</sup> 企業会計研究会 前掲報告書、14 ページ

平成10年（1998年）税制改革に関する政府税制調査会はその答申の中で、「税法と商法・企業会計原則は、企業の所得あるいは利益を計算するという点で共通するところがある。しかし、これらは、それぞれ固有の目的と機能を持っている。

企業の会計には、財産・持分をめぐる株主や債権者などの利害関係者の間の利害を調整する機能と、関係者に企業の財政状態と経営成績を開示するという情報を提供する機能の2つの機能がある。具体的には、商法会計は、株主及び会社債権者の利益の保護を目的として、配当可能利益の計算などによる利害調整機能を有するとともに、株主などに対する情報提供機能を有している。また、証券取引法会計は、投資者の保護を目的とした情報提供機能を有している。

一方、税法は、税負担の公平や税制の経済に対する中立性を確保することなどを基本的な考え方としており、適正な課税を実現するため、国と納税者の関係を律しているものである。したがって、適正な課税を実現するという税法固有の考え方から、税法における課税所得の捉え方が商法・企業会計原則と異なる場合があることは当然である。例えば、受取配当の益金不算入、引当金の繰入限度額や寄附金の損金算入限度額といった制度は、税法固有の取扱いとされているものである。」<sup>6</sup>と述べ、税法、商法、企業会計原則、それぞれの機能を明確にしている。さらに「また、法人税法が、商法・企業会計原則における会計処理の保守的な考え方や選択制をそのまま容認すれば、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みをもたらされる場合がある。

法人税の課税所得については、今後とも、適正な課税を実現するという税法固有の目的を確保する観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いをすることが適当である。」<sup>7</sup>と述べられており、企業会計と税務会計の乖離を図ることも視野に入れた税制改正が始まった。

このように会計制度をとりまく諸制度の改善、法整備により、調整を図りながらトライアングル体制からの離脱も着実に進んでいると言える。

特に、企業のグローバル化や事業再編成などの企業環境の変化に伴い、連結重視の会計へと移行し、金融商品取引法では、開示規制や財務報告に係る内部統制の強化が推し進められており、企業会計制度改革により国際金融市場での資金調達を容易にすべく、それぞれの立場からの調整が急がれている。

企業が資金調達の市場を世界に求める限り、日本会計基準による会計報告への信頼性を確保することが重要であり、いかに国際金融市場でその信頼性を維持するかが課題であり、わが国会計制度の国際化に伴い、国際会計基準へのコンバージェンスが急務となった。

国際会計士連盟（IFAC）は、2001年12月に国際会計基準と各国の会計基準の比較調査「GAAP 2001」を公表したが、これは Andersen、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst

<sup>6</sup>財務省 政府税制調査会答申「近年の税制改革の流れと現状第二 二 1. 法人税」

平成10年（1998年）12月16日

<sup>7</sup>同上答申

& Young, Grant Thornton, KPMG, Pricewaterhouse Coopers の7つの会計事務所によって62カ国の会計基準が調査され、国際会計基準と乖離のある基準やコンバージェンスが要求される基準について報告された。

また、翌年2002年にBDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst&Young、Grant Thornton、KPMG、Pricewaterhouse Coopersによって公表された「GAAP Convergence 2002」では、「GAAP 2001」の調査報告を受けて、わが国はコンバージェンスしていない国のひとつに挙げられるという不名誉な結果となった。<sup>8</sup>それ以降コンバージェンスへの取り組みは加速し、2007年8月8日、企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表した。

また、EUでは、2009年以降、域外第三国の証券発行者（公募・上場）に対して、国際会計基準・国際財務報告基準（IFRSs）又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けることとされ、さらに日本会計基準の信頼性の確保が重要な取り組みとなった。

ペイトン・リトルトンによる「会社会計基準序説」によれば、「会社のもっとも重要な会計責任は各企業の一人または若干人の事業主的経営者に対してではなく、むしろそれぞれの企業単位に対する現在または未来の、不在出資者の一つまたは若干のグループまたは階層に対してである。このような状況下で会計資料を報告するに際しては、経営者の判断は客観的な情勢によるよりも、迎合または防禦しようとする希望によって一層強く支配されてしまうことがある。それゆえ会計諸基準は、このように移りやすい通則や技術のただなかで、公正な取扱いを計るための道標を供する責任を追うことになってくる。」<sup>9</sup>と述べられているように、会計基準には道標たる使命があり、本来の会計基準の果たす責任を改めて考える必要がある。

アメリカでは、エンロン事件やワールドコム事件を契機に、企業の不正会計問題への取り組みが強化され、企業会計や財務情報の透明性、信頼性確保のためのいわゆるSOX（Sarbanes - Oxley）法が制定され、会計のみならず企業のコンプライアンスに係わる内部統制の強化を図っている。

わが国においても、日本版SOX法と呼ばれる法規制が制定され、会計基準におけるディスクロージャーの信頼性確保が重要な課題となった。

かつてはわが国会計基準については、レジェンド（警句）問題に象徴されるように、国際的には財務報告としての信頼性は低いものであった。

レジェンド（警句）問題について金融庁は、「レジェンド（legend）は、我が国の会計基準に準拠して作成された英文の連結財務諸表について、海外の利用者がSEC基準やIFRSに準拠して作成されたものと誤認するリスクを軽減するため設けられた「警句」であると

---

<sup>8</sup> GAAP Convergence 2002 では、COUNTRIES THAT DO NOT CURRENTLY INTEND TO CONVERGE WITH IFRS で、アイスランド、日本、サウジアラビアが挙げられている。

<sup>9</sup> W.A.Paton and A.C.Littleton An Introduction to Corporate Accounting Standards American Accounting Association 1940,p.2 （中島省吾訳『会社会計基準序説』、森山書店、1953年、3ページ）

されている。」<sup>10</sup>と説明されている。

レジェンド（警句）問題については、金融庁の金融審議会公認会計士制度部会においても討議され、わが国の会計基準の問題のみならず、日本社会全体の問題としてレジェンド（警句）解消に向けて以下のように検討が開始された。

「財務諸表注記の「財務諸表作成の基準」（Basis of preparation of the financial statements）において、従来は「わが国で一般に公正妥当と認められる会計基準及び実務に従っており、これ（会計基準及び実務）には、国際財務報告基準の適用及び開示要件とは異なるものがある。財務諸表は、わが国以外の国又は法域で一般に公正妥当と認められた会計原則及び実務に従って作成された財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを示すことを意図したものではない。」と記載されており、特に最後の文章について一部に批判があった。今後は、単に「わが国で一般に公正妥当と認められる会計基準に従っており、これ（会計基準）には、国際財務報告基準の適用及び開示要件とは異なるものがある。」と記載されることになった。」<sup>11</sup>と改正された。

このような取組みによって、レジェンド（警句）については、平成16年（2004年）3月期から解消された。と言われているが、すべてが解消されたわけではなく改善されたというべきであろう。

具体例として、日本航空の“Annual Report 2003”と“Annual Report 2004”の比較によって明確にすることができる。

日本航空の“Annual Report 2003”の“Note to Consolidated Financial Statements”には以下のレジェンド文言（下線部分）が付されている。

#### [1.Summary of Significant Accounting Policies

##### a.Basis of presentation

Japan Airlines System Corporation (the “Company”)and its consolidated domestic subsidiaries maintain their accounting records and prepare their financial statements in accordance with accounting principles and practices generally accepted and applied Japan,and its consolidated foreign subsidiaries in conformity with those of their countries of domicile.The accompanying consolidated financial statements filed with the Financial Services Agency as required by the Securities and Exchange Law of Japan and include certain additional financial information for the convenience of readers outside Japan.Accordingly, the accompanying consolidated financial statements are not intended to present the consolidated financial position,results of operations and cash flows in accordance with

---

<sup>10</sup>企業会計審議会「国際会計基準に関するわが国の制度上の対応について（論点整理）」

平成16年（2004年）6月24日

<sup>11</sup> 金融庁 2005年問題プロジェクトチーム「2004年3月期におけるいわゆるレジェンド問題について」  
2004年6月21日

accounting principles generally accepted in countries and jurisdictions other than Japan.<sup>12</sup>（注：下線部筆者加筆）

次に、同じく日本航空の”Annual Report 2004”の”Note to Consolidated Financial Statements”では上記の下線部分については金融庁 2005 年問題プロジェクトチームの働きかけにより 2003 年にあった記載が削除されていることがわかる。

#### [1.Summary of Significant Accounting Policies

##### a.Basis of presentation

Japan Airlines System Corporation (the “Company”)and its consolidated domestic subsidiaries maintain their accounting records and prepare their financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan,which are different in certain respects as to the application and disclosure requirements of International Financial Reporting Standards,and its consolidated foreign subsidiaries,in conformity with those of their countries of domicile.The accompanying consolidated financial statements have been compiled from the consolidated financial statements filed with the Financial Service Agency as required by the Securities and Exchange Law of Japan and include certain additional financial information for the convenience of readers outside Japan.]<sup>13</sup>

レジェンド（警句）問題でも明らかなように、会計基準におけるグローバル・スタンダードの確立という世界的な潮流によって、連結財務諸表、中間連結財務諸表、キャッシュ・フロー計算書、研究開発費の会計、税効果会計、退職給付の会計、金融商品の時価会計など、わが国の会計基準の整備も着実に進んでいるといえる。

このような会計基準改訂の動きの中にあって、所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱については、長期にわたる議論の末、平成 19 年（2007 年）3 月に「企業会計基準第 13 号 リース取引に関する会計基準」が制定されるに至った。

アメリカでリース会計基準が整備された当時、リース取引の資本化については、伝統的会計理論の枠組みの中で難航を極めた。また、リース会計基準の整備は、現代会計理論の課題の集約であるといわれた。

本論文では、リース取引の資本化について、わが国のリース会計基準改訂が難航した背景を中心に、リース取引がオフバランスからオンバランスへ移行する影響、企業行動、論理的脆弱性を検証し、企業実体の開示における会計情報の意義について考察するものである。

本論文の構成は、「第 I 章 リース取引資本化の会計学的意義」で、リース取引の特徴とリース取引の財務会計上の意義を述べ、「第 II 章 アメリカにおけるリース会計基準設定ま

---

<sup>12</sup> JAL Annual Report 2003

<sup>13</sup> JAL Annual Report 2004

での歴史的経緯とリース取引資本化の論理」において、リース先進国であるアメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯とリース取引資本化の論拠の変遷を考察し、「第三章 わが国における平成5年リース会計基準改訂までの歴史的経緯と課題」では、平成5年にわが国リース会計基準が設定されるまでの論点とリース資本化論拠の脆弱性と課題を論じる。

さらに、「第四章 リース取引における国際会計基準とわが国会計基準の比較検討」においては、国際会計基準におけるリース取引の資本化と今後の改訂に関する課題とわが国リース会計基準と国際会計基準を比較検討することにより、企業のリース資本化回避行動を招く要因や改訂の必要性を考察する。

「第五章 リース会計基準とコンバージェンスへの課題」では、ファイナンス・リース取引に関して、オンバランスする論理的根拠の変遷と限界をリース会計基準の観点から国際会計基準へコンバージェンスを推進する意義について考察する。

「第六章 リース資産・負債概念の拡大と使用权」では、リース取引の資本化が検討されてきた中で、重要な問題点である、資産・負債概念の拡大と、リース物件における使用权を論拠とする現代会計理論に関して論じるものである。

「第七章 わが国におけるリース会計基準の現状と課題」では、現行ファイナンス・リース取引オンバランス化の論理的脆弱性について考察し、国際会計基準委員会、アメリカ会計基準委員会の共同プロジェクトが立ち上がり、国際リース会計基準の改訂が進められている中で、リース物件に関する「使用权」（以下、「リース使用权」とする。）をリース資本化の論拠として採用しなかったわが国リース会計基準への提言を試みる。

また、資料として、新リース会計基準が適用された場合の財務比率のデータから、予測される財務上の影響についての考察を加える。

本研究において、リース取引資本化の論拠には、「リース使用权の取得」を採用し、貸借対照表に計上することにより、オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引のオンバランス化を図ることによって、実体開示として会計情報が投資意思決定に機能すると結論する。

本研究を論文にまとめるにあたり、野村健太郎教授には、学問的指導のみならず、研究者としての姿勢をご教授頂き、会計学を専門領域にして良かったと心から感じられるようになりました。また中田信正教授には、財務会計と税務会計の双方向から論文指導を頂きました。櫃田倍之教授には、リースに係わる環境問題についてのご指導を得て、さらに研究領域の拡大を図ることの必要性をご教授頂きましたこと、心より感謝申し上げます。

また愛知工業大学経営情報科学部の職員の皆様には、様々な場面でご協力を頂き感謝いたします。



## 第 I 章 リース取引資本化の会計学的意義

### 1 節 アメリカにおける会計原則・会計基準設定のプロセス

リース取引資本化の論理的根拠を考察するためには、まずリース会計基準設定先行国であるアメリカにおける会計原則・会計基準設定主体の変遷について検証、考察する必要がある。

本節では、リース会計基準設定の先行国であるアメリカにおける会計基準設定主体及び会計原則・会計基準の設定プロセスについて概観する。

アメリカでは、1938 年、財務情報の開示を目指した会計原則を設定することを目標に、米国公認会計士協会（American Institute of Accountants : AIA 現 AICPA）の下に会計手続委員会（Committee on Accounting Procedures : 以下 CAP）が発足した。これは、世界恐慌を教訓に、統一した会計原則設定の必要性を強く求められたことから設立されたものであり、同年には、わが国会計原則の規範とも言われる「SHM 会計原則（T.H.Sanders,H.R.Hatfield and U.Moore “A Statement of Accounting Principles,1938”）が公表され、アメリカにおける統一した会計原則が誕生した。

ARB はその後 CAP の研究成果について 1939 年~1959 年までの間に 51 の公報を公表しており、会計原則審議会（Accounting Principles Board : APB）が設立されるまで続いた。

ただし、ARB が公表した研究公報は、会計基準の設定に係わる機能を有しているわけではなく、わが国における実務指針のような役割を担っていたと言われている。

APB については 1959 年~1973 年まで活動し、1973 年以降現在までは、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）が会計基準設定主体として活動している。

次頁<図表 1>は、アメリカにおける会計原則及び会計基準設定主体の変遷を示したものである。

<図表1> アメリカにおける会計原則及び会計基準設定主体の変遷

1938年～1939年	1939年～1959年	1959年～1973年	1973年～現在
会計手続委員会	会計調査公報	会計原則審議会	財務会計基準審議会
Committee on Accounting Procedures	Accounting Research Bulletins (ARB)	Accounting Principles Board (APB)	Financial Accounting Standards Board (FASB)
1938年に米国公認会計士協会(AICPA)の一機構として設立。SEC(証券取引委員会)の「会計連続通牒第4号」に対処するために設立された。	1939年に会計手続委員会の研究結果をARBとして公表した。51号まで公表された。わが国における実務指針の役割を果たしている。会計基準適用の法的強制力は低かった。	1959年9月にAPBに改組。会計基準適用の強制力が高まった。APB意見書は、1号から31号まで公表された。	1973年より民間の独立機関として改組され、現在に至る。

(出所：横山明「国際会計基準と日本の会計の相違点」(<http://www.hi-ho.ne.jp/yokoyama-a/ias&jgaap.htm> 一部筆者加筆修正)

注：アメリカにおいては、1973年まで「会計原則」(Accounting Principles)の用語を用いてきたが、FASBになってから「会計基準」(Accounting Standards)としている。ただし、その理由は明確には公表されていない。しかしながらペイトン・リトルトン「会社会計基準序説」において、「原則」と「基準」の用語については、以下のような記述が見受けられる。

「諸基準」という言葉は熟考の上でことさらに使われている。「原則」(principles)という言葉では一般的に、会計のような人間用役による制度(human-service institution)においては存在しえないほどの普遍妥当性と恒久性を示唆することになる。したがってこの小冊子においては、「原則」という言葉は若干控えて用いられ、有用な基準という考え方が強調される。」<sup>14</sup>

ペイトン・リトルトンは、「基準」という用語が「原則」という用語よりも、制度に対して柔軟性のあるものであると捉えていると思われる。

リース会計基準設定についての取組みは、1949年のARB会計研究公報第38号(Accounting Research Bulletins No.38:ARB No.38)「リース賃借人の財務諸表における長期リースの開示」で初めて行われた。

1966年には、会計調査研究第4号「リース会計」(Accounting Research Study No.4:ARS No.4)とリース会計基準設定の調査・研究結果が公表された。ただし、この会計調査研究は、他の関連意見書とは位置付けが異なっている。

1959年に会計原則審議会(APB)が会計基準設定主体となるが、APBの中に会計調査研究部が組織され、研究プロジェクトごとに「会計調査研究(Accounting Research

<sup>14</sup> W.A.paton and A.C.Littleton.op.cit,p.4、(中島 前掲訳書、6ページ)

Study:ARS)として第15号までが公表された。ARSは、APBから公表される意見書に科学的、論理的基礎を提供することを目的としていたものであったため、<sup>15</sup>リース取引資本化の論拠としては、当然財産権にまで拡大したこのARS No.4が採用されるであろうことが予測されたが、財産権の取得に拡大する提案は採用されなかった。<sup>16</sup>

しかしながら、このARS No.4の見解は、現在国際会計基準、アメリカ会計基準においても注目されており、ARS No.4におけるリース取引資本化の論拠については、国際会計基準におけるリース会計の改訂にも係わるものであると考えられ、また本論文における重要な論点でもあるので、後節で詳細に論述する。

1966年、アメリカ会計学会(American Accounting Association: :AAA)は、従来の会計理論からの離脱を図り、現代会計理論の基礎を確立するような画期的な論理を展開する「基礎的会計理論(A Statement of Basic Accounting Theory : ASOBAT)」を公表した。

それまでの会計情報が、会計情報の発信者側からの論理構成であったのが、「基礎的会計理論」では、会計情報の受信者側の論理によって展開されたものであったことは、現代会計理論のまさに礎となるものであったといえる。

この「基礎的会計理論(ASOBAT)」では、目的適合性(relevance)概念を会計理論の中核として導入して、企業会計は、その会計情報の利用者の目的に適合して、意思決定に役立つ会計情報を提供すべきであるとしている。

1969年エディンバラ大学においてイリノイ大学のノートン・ベッドフォード教授(Norton M. Bedford)が行った講演において、ノートン・ベッドフォード教授は、伝統的会計理論の限界から現代会計理論へ拡大していく状況について、以下のように述べている。

「伝統的に、会計の領域では、会計上認識すべき活動の概念を財務的取引に限定してきた。財務的取引は多くの場合、文書化されるので、客観的に観察することが可能だからである。また財務的取引が生じたと認識する正確な時点については、法律上の権利の移動に依存してきた。このことが、会計処理の範囲に含めうる取引の種類に、さらに制限を加えている。

しかし、会計が交換取引を認識する概念上の三つの時点を、次のように確立したときに、会計処理は限定的に拡大されることになった。

- (1) 販売時における取引の認識—所有権の移転を含む法律的基础にもとづく認識。
- (2) 取引をその発生に従って順次、認識してゆく方法—すなわち、財の購入または売却を、その財が建設または製造されるのに応じて認識する。
- (3) 交換の終了時に、現金が支払われた時点でその取引を認識する。」<sup>17</sup>

<sup>15</sup> 加藤 盛弘「会計原則の理論」森山書店 昭和55年、54-55ページ

<sup>16</sup> ARSは、アメリカ会計基準が実践指導的な傾向であるため、理論指向的な会計基準にすべく調査・研究組織として設立されたが、結局のところ実務界や産業界等からの強い反対意見を受けたという。(広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、32ページ)

<sup>17</sup> Norton M. Bedford The Future of Accounting in a Changing Society Stipes Publishing Company, p.23 (菊地和聖『会計学の将来』森山書店、1972年、32-33ページ)

つまりは、認識というものを、意味のある活動を認知する過程であり、多くの非取引事象の認識を包含できるところまで会計の領域を拡大できると述べた。

アメリカにおいて、会計原則は「一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles : GAAP)」、GAAP と呼ばれ、社会的合意を基礎としており、会計原則は、ピースミール・アプローチ (piecemeal approach)、つまり個々の会計の問題に個別的に処理を行う方法で設定されていた。

リース取引の会計処理についても、1976年11月に FASB から公表された財務会計基準ステイトメント第13号「リース会計」(FASB No.13)は、リース会計基準として整備されたものである。

この U.S.GAAP の階層構造については、財務会計基準諮問委員会 (Financial Accounting Standards Committee : FASC) の委員長であった Steven Rubin による「GAAP の家 (The house of GAAP)」<sup>18</sup>において明らかにされている。

アメリカにおける GAAP の形成はアメリカ公認会計士協会が中心になって行われ、一般的な承認を得ることによって確立されていく。

それ故に、職業公認会計士の恣意性があるという批判もあるが、U.S.SEC (U.S. Securities and Exchange Commission) が公認会計士協会をバックアップすることによって権威付けを強化している。

次頁<図表2>はアメリカにおける GAAP 形成方式を示したものである。

---

<sup>18</sup> Steven Rubin “The house of GAAP”, Journal of Accountancy, June 1984 p.123

GAAP の階層の構築は、アメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) によっても行われており、2005年4月には公開草案として、Exposure Draft The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles が公表された。

GAAP の階層構造の概要は以下の通りである。

<1 階層—最も高い権威>

FASB Statements (FASB 基準書)、FASB Interpretations (解釈指針)、APB Opinions (APB 意見書)、ARB (会計研究公報)

<2 階層>

FASB Technical Bulletins (FASB 技術公報)、AICPA Industry Audit (AICPA 産業別監査指針)

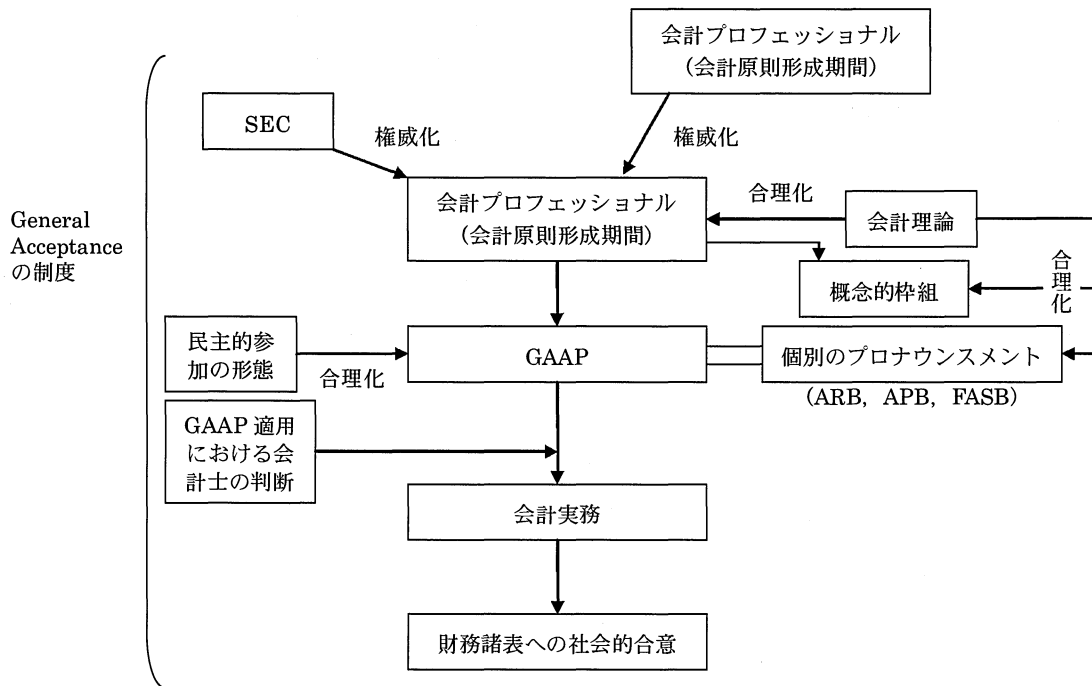
<3 階層>

AICPA Accounting Standards Executive Committee Practice Bulletins (AICPA 会計基準執行委員会実務指針)、FASB Emerging Issues Task Force (FASB 緊急問題専門委員会)

<4 階層—最も拘束力が弱い>

AICPA accounting interpretations (AICPA 会計解釈指針)、FASB Implementation guides (Q&As) (FASB 実務指針 (Q&A))、practices that are widely recognized and prevalent (広く認知され普及した会計実務)

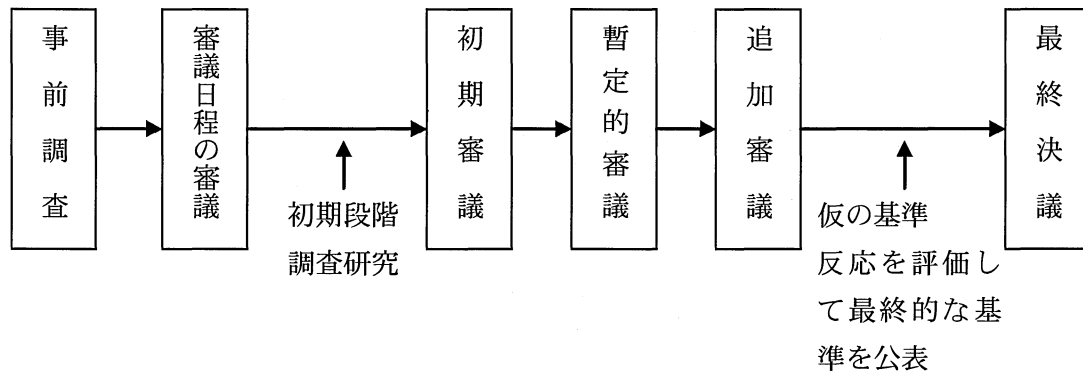
<図表2> アメリカにおける GAAP 形成方式



(出所：宮上一男編『現代の会計』世界書院、1984年、30ページ)

また、アメリカ会計基準の設定プロセスは、<図表3>に示すとおり、社会的合意を得るために討議資料、公開草案が公表され、実務界、研究者等の意見交換、フィードバックが行われ、民主主義的なデュー・プロセスを経て形成される。

<図表3>アメリカにおける会計基準設定プロセス

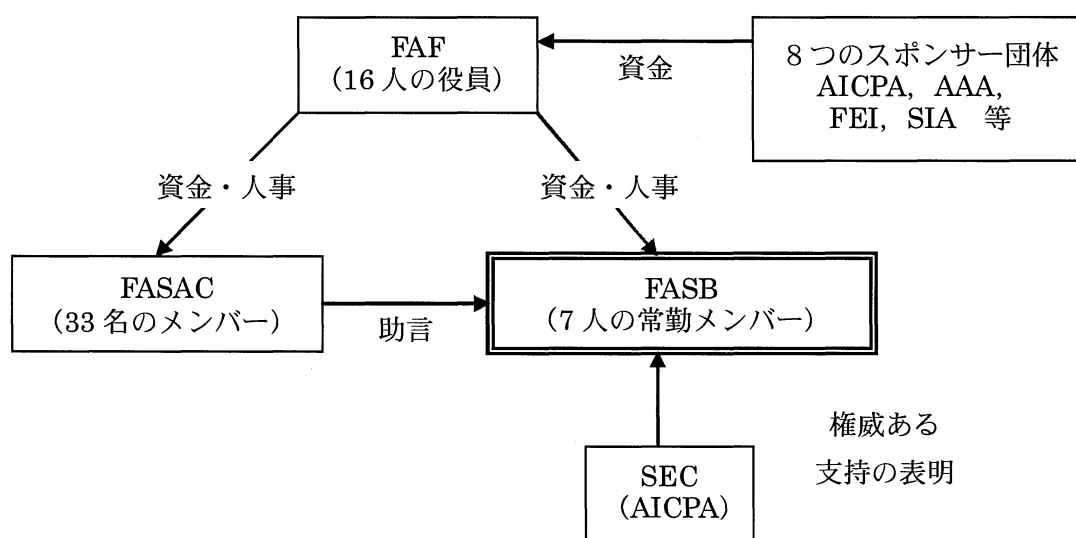


(出所：FASB Facts about FASB An Open Decision-making process  
<http://www.fasb.org/>)

アメリカにおいては、このような会計基準成立の過程を経て、会計基準は公表されるが、公表された会計基準の権威付ける U.S.SEC の存在がある。

権威付けの背景を示したものが<図表 4>である。

<図表 4> FASB の権威付けの背景



- \* FASAC : The Financial Accounting Standards Advisory Council
- \* FAF : The Financial Accounting Foundation
- \* FEI : The Financial Executives International
- \* AICPA : The American Institute of Certified Public Accountants
- \* AAA : The American Accounting Association,
- \* SIA : The Securities Industry Association1

(出所 : FASB Facts about FASB An Open Decision-making process <http://www.fasb.org/>)

歴史的な観点からも、アメリカにおける会計論理の転換期にあつて、リース取引オンバランス化を図ることについては、多くの議論を生み、リース会計基準の制定は、会計理論上のパラダイム・シフトを伴う、大きな期待と課題を持つ会計理論上画期的な取組みのひとつとなった。

2002年10月には、FASBと国際会計基準審議会は、「ノーワーク合意」といわれる共同声明を発表し、グローバルな会計基準への統合に向けての協働に合意し、国際会計基準とのコンバージェンスの一つとして、リース会計基準も取り上げられた。

IASBとFASBの間で交わされた「覚書 (MOU : Memorandum of Understanding)」の

概要は以下の通りである。

「IASB と FASB との間の今後 2 年間の収斂に向けた覚書(MOU)」<sup>19</sup>

2006 年 2 月 27 日、IASB と FASB は、2008 年までの収斂計画に関する覚書を発表した。これは、米国市場において国際会計基準(IFRS)を用いる外国企業に対して要求されている数値調整(reconciliation)を 2009 年までに解消することを目標とする「ロードマップ」に対応するものである。主な内容は以下の通り。

「計画を「短期コンバージェンス」と「その他の共同プロジェクト」に区分 「短期コンバージェンス」項目については、2008 年までに重要な差異を解消させること、「その他」の項目についても、2008 年までに「計測可能な進捗」(measurable progress)を達成することを目的とする。さらに、SEC が、米国内における外国企業による IFRS の適用状況を分析し、追加的な基準設定活動が必要なことが判明した場合、計画に記載されている項目以外についても作業計画に取り入れることを示唆。」<sup>20</sup>している。

プロジェクトの内容は以下の通りである。

#### 1. 短期コンバージェンス

2008 年までの目標：以下の 10 項目について、主要な差異を除去するか否かの結論を出し、作業を完了または実質的に完了させる。

##### <短期コンバージェンスの内容>

FASB が検討	IASB が検討
公正価値オプション	借入費用
減損 (IASB と共同)	減損 (FASB と共同)
税金 (IASB と共同)	税金 (FASB と共同)
投資不動産	政府補助金
研究開発	ジョイント・ベンチャー
後発事象	セグメント情報

(出所：IASB 改善プロジェクトにおける変更の例 <http://www.iasb.org> 2006)

<sup>19</sup> 翻訳については、企業会計基準委員会訳を参考とした。

<sup>20</sup> A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008

Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB

## 2. その他の共同プロジェクト

2008年までの目標：以下の①現在、討議対象とされているもの、②現在、研究されているが、討議対象とはされていないものの11項目について、各々、計測可能な目標を達成する。

### ①現在、討議対象とされているもの

論点	FASBの検討状況	IASBの検討状況	2008年までの目標
1. 企業結合	審議中	審議中	2007年に収斂された基準を公表予定
2. 連結	討議対象であるが、現在休止中	討議対象であるが、公表物なし	優先順位を高く設定した上で、作業を実施予定
3. 公正価値測定の指針	2006年前半に最終基準公表予定	審議中	収斂された基準を公表予定
4. 負債と資本の区分	討議対象であるが、公表物なし	討議対象(FASB 主導)	提案される基準に向け、デュー・プロセスに従った文書公表予定
5. 業績報告	同上	第一段階の公開草案	論点の全てについて、デュー・プロセスに従った文書公表予定
6. 退職後給付	第一段階について審議中	討議対象とされていない	提案される基準に向け、デュー・プロセスに従った文書公表予定
7. 収益認識	討議対象だが、公表物なし	討議対象だが、公表物なし	提案される包括的な基準に向け、デュー・プロセスに従った文書公表予定

(出所：IASB 改善プロジェクトにおける変更の例 <http://www.iasb.org> 2006)



②現在、研究されているが、討議対象とはされていないもの

論点	FASB の検討状況	IASB の検討状況	2008 年までの目標
1.消滅の認識	討議前の研究段階	研究対象	デュー・プロセスに従った文書公表予定
2.金融商品	研究対象作業グループが設立	研究対象作業グループが設立	金融商品会計に関連するデュー・プロセスに従った文書公表予定
3.無形資産	討議対象とされていない	研究対象(各国基準設定主体主導)	IASB の研究プロジェクトの結果を検討し、潜在的な討議プロジェクトの範囲、時期を決定する
4.リース	討議前の研究段階	同上	潜在的な討議プロジェクトの範囲、時期について、検討・決定する

(出所：IASB 改善プロジェクトにおける変更の例 <http://www.iasb.org> 2006)

このように、リースについても議論・検討の対象とされており、継続的に審議され、改訂に向けての準備が進められた。

2003年12月18日、国際会計基準審議会（IASB）は、13の改訂国際会計基準（IAS）及び1つのIASの廃止を公表した。

改善プロジェクトは、証券市場の規制当局やその他の関連団体が、既存のIASに関して提起していた懸念や疑問点、批判に対処したものである。

改善プロジェクトは、財務報告一般およびとりわけ一連の現行IASの内容について質と整合性を高めるというIASBの戦略における中心的要素である。

改善プロジェクトは、あいまいさを生じさせ比較可能性を減少させていた既存のIASの中の数多くの選択肢を削除した。

リース取引における具体的な改善プロジェクトにおける変更の例としては、

<選択肢の削除>

ファイナンス・リースの貸手の初期直接費用は、発生時に費用処理することはできないことになった。代わりに、リース資産の取得価額に含め、リース期間を通じて費用として認識する。製造業者あるいは販売業者である貸手は、販売利益を認識する時点でこの種のコストを費用として認識する。

<コンバージェンス>

土地と建物のリースは、土地部分と建物部分に区分して考慮すべきことを明確にした。リース期間終了時にリースの借手に所有権が移転する場合を除き、土地部分は通常はオペレーティング・リースである。建物部分は、分類規準を適用して、オペレーティン

グ・リースかファイナンス・リースに分類される。

<その他の重要な変更点>

オペレーティング・リースで保有する不動産賃借権は、一定の要件が満たされ、かつ、借手はそのリースをファイナンス・リースであるかのように会計処理し、結果として生じるリース資産を公正価値で測定している場合には、投資不動産として会計処理することが認められる。

特に不動産リースについては、リース契約における取扱いが複雑なことから、リース会計基準においても明確な基準が設けられていなかったが、不動産リースについては整備されることになった。

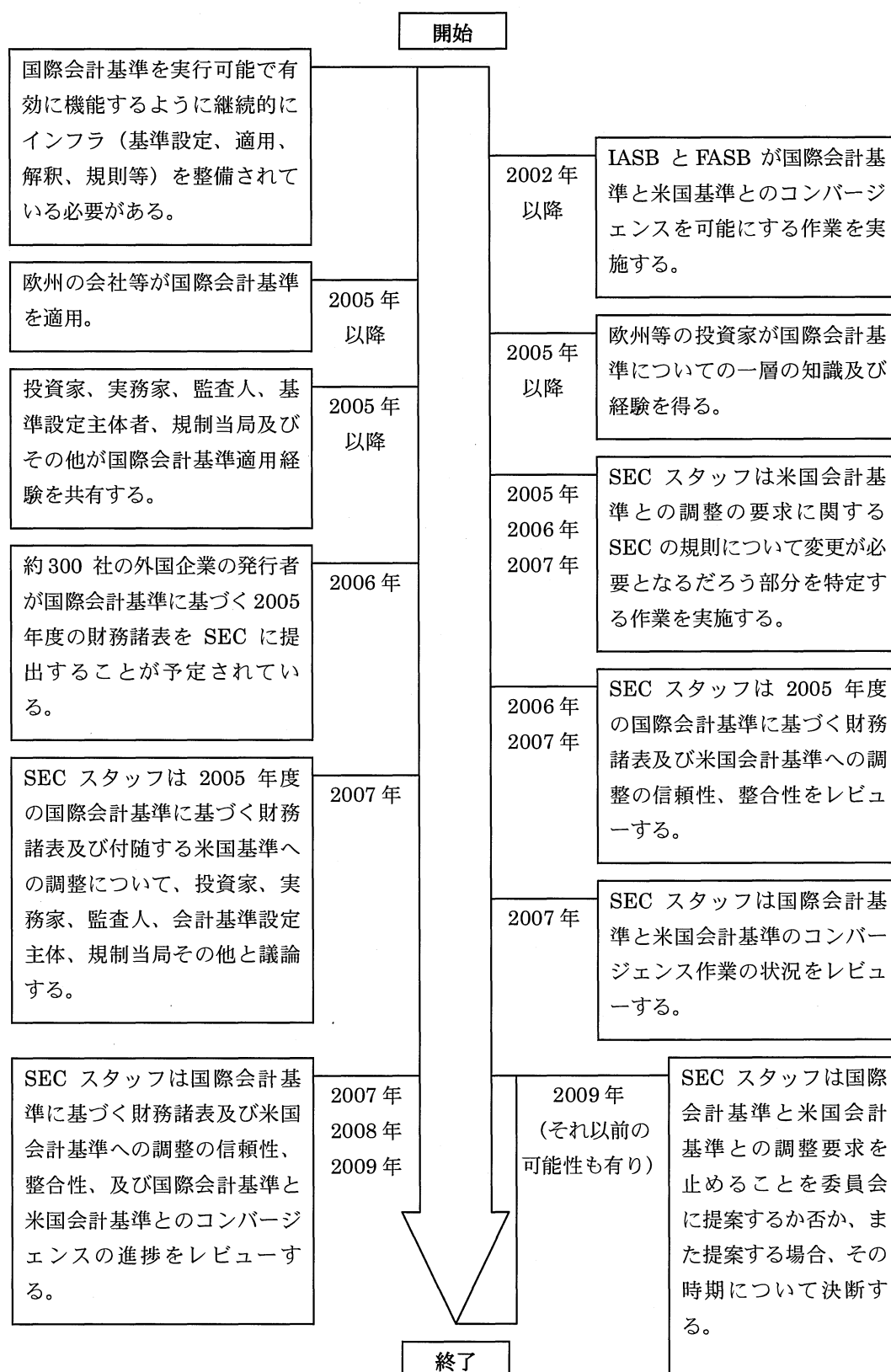
2007年4月17日開催の、第67回IASB会議においては、リース・プロジェクトの範囲をどのようにするかについて2つの代替案が検討された。

第1のアプローチは検討範囲を現行のリース会計基準（IASBの場合、解釈指針第4号（契約がリースを含んでいるかどうかの決定）によってIAS No.17（リース）に取り込まれたものも含む）の範囲に限定しようというものであり、第2のアプローチは、契約が他者の資産の使用権を与えるような契約全般に及ぶ根本的な見直しを行うというものであった。

議論の結果、まず当初は、現行のリース会計基準の範囲を基に新たなリースのモデルを開発し、その後（モデルが開発された後）、予備的見解（ディスカッション・ペーパー）が公開される前に、FASBとIASBは、プロジェクトの範囲として使用権を付与するリース以外の契約にも拡張するかどうかを決定するという手順とすることが暫定的に合意された。

次頁<図表5>はU.S.SECが公表したコンバージェンス・プロジェクトのロードマップである。

<図表5>米国 SEC 公表 コンバージェンス・プロジェクト ロードマップ



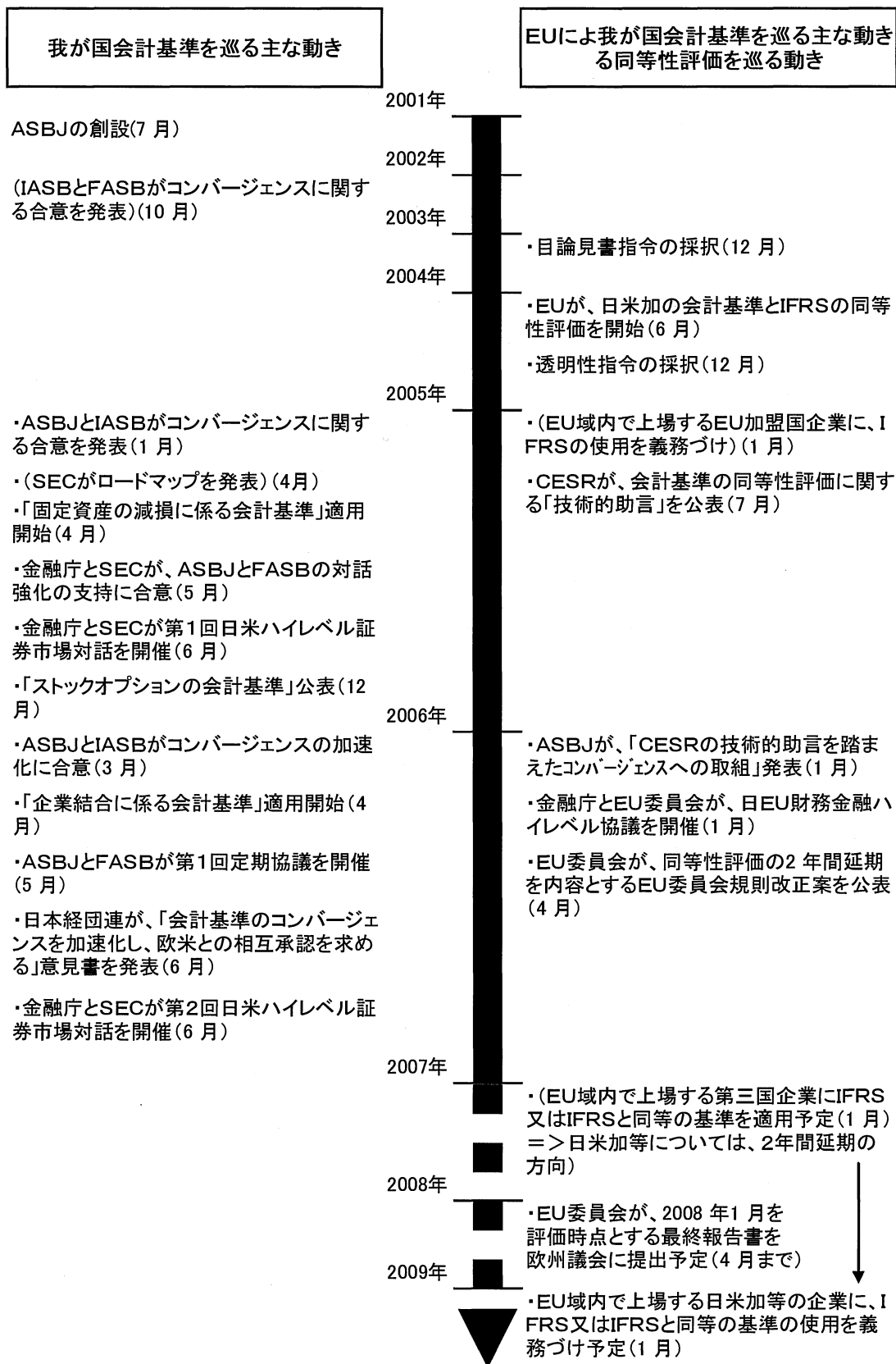
(出所:米国 SEC ホームページ <http://www.sec.gov> 2006 APPENDIX I A Possible Roadmap 金融庁 企業会計審議会企画調整部会翻訳を参考とした。)

〈図表5〉に示したように、当初、2007年1月までにEUは同等性評価を完了する予定であったが、欧州委員会は、第三国企業について、日本・米国・カナダの会計基準の使用を2008年まで認める欧州委員会規則の改正案を公表したが、ECは、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、当該措置の適用開始を、当初案の2007年1月から2009年1月まで延期することになった。

EUによる同等性評価については、当初の2007年から2009年まで延期されたものの、企業がEU市場から撤退することも懸念されている。

また、EUによる同等性評価、わが国会計基準を巡る一連の動きは、次頁〈図表6〉に示すように、時間的な制約の中で、わが国会計基準が国際会計基準とのコンバージェンスを図るためには、迅速に議論を集約し、調整することが急務であるといえる。

＜図表6＞EUによる同等性評価、わが国会計基準を巡る一連の動き



(出所：金融庁 企業会計審議会企画調整部会「会計基準を巡る国際的な動向について」 2006.7.19)

以上、述べてきたように、IASB、FASB のコンバージェンスへの取組みも、2009 年を目途に進んでおり、わが国においても迅速な調整が必要となった。

リース会計基準については、取扱いは他の会計基準に比べて、目立たないものであるが、着実に改訂へ向けてのプロジェクトが進行していると言える。

このような EU による同等性評価やそれに伴う国際会計基準とのコンバージェンスを図らなければならない状況の中で、わが国においてリース会計基準についても改訂が行われ、所有権移転外ファイナンス・リースにおける例外処理規定が廃止された。

しかしながら、オペレーティング・リースを含むリース取引すべてをオンバランスする概念的な根拠を確立せず、課題を残したままであるため、国際会計基準がリース会計基準の改訂をすれば、再度わが国リース会計基準も改訂を検討することが必要となろう。

国際会計基準、アメリカ会計基準とともに、リース取引資本化の論拠を再構築する中にあって、わが国リース会計基準もリース取引資本化の論拠についても慎重に再考すべきであると考えられる。

なお、リース会計基準設定の歴史的経緯と意義については、「第Ⅱ章 アメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯とリース取引資本化の論理」以下で詳述する。

## 2 節 わが国における会計原則・会計基準設定主体の変遷

アメリカにおいては、1 節 <図表 1>で示した通り、会計原則・会計基準設定主体は、1938 年から民間設定主体に委譲された。

2001 年から、わが国においても会計原則・会計基準の設定主体は民間設定主体に委譲されているが、わが国の会計原則・会計基準の設定プロセスを考察することにより、リース会計基準改訂が遅れた会計制度的原因が明らかになると思われる。

本節では、わが国における会計原則・会計基準設定主体の変遷と、会計制度の問題点について考察する。

前述したとおり、わが国においては、平成 13 年（2001 年）から会計原則・会計基準の設定主体は、「財団法人 財務会計基準機構」に委譲された。会計制度の国際化の潮流に乗り、わが国においても会計基準の設定主体は、官から民へと移行した。

歴史的には、わが国の会計原則は、昭和 24 年（1949 年）、大蔵省（現財務省）の諮問機関「企業会計審議会」の前身である「経済安定本部企業会計制度対策調査会」によって「企業会計原則」として公表された。昭和 23 年（1948 年）6 月 29 日「企業会計制度対策調査会設置に関する件」として、以下の閣議（芦田均内閣）決定がなされた。

### <昭和 23 年 6 月 29 日 閣議決定>

一、我が国の企業会計制度は欧米のそれに比して著しく立ちおくれているため企業の経理状態及び経営成績を正確に把握することが困難であり、企業の経営統計を作ることも妨げられている実情である。外資導入の前提となる経済健全化のための科学的基礎を確立するためには勿論、企業金融の合理化、投資者の保護、企業課税の適正化等のためにも我が国の企業会計制度は早急に改善されねばならない。

よつて速かに企業会計改善のため必要な組織を設立し、各方面の知能、経験を総合結集し企業会計の近代化を図ると共にその前提となる会計教育の根本的刷新を行い、日本経済の健全化のための科学的基礎を確立することが必要である。

二、よつてこの際とりあえず総理庁に左により企業会計制度対策調査会(仮称)(以下調査会という。)を設け、企業会計改善の組織設立のため必要な調査並びに準備を行うものとする。

(イ)調査会は内閣総理大臣の任命又は依嘱する関係各庁官吏並びに会計制度に関する学識経験者を以て構成し、調査会のための事務は経済安定本部が担当するものとする。

(ロ)調査会の運営に関する事項は別に定める。(原文)」

この閣議決定を受け、「企業会計制度対策調査会」が設置され、わが国企業会計原則設定への取組みが開始され、昭和 24 年（1949 年）7 月 9 日経済安定本部企業会計制度対策調査会の中間報告として「企業会計原則」公表が行われ、4 回の修正を経て現在に至っている。

る。修正の経緯は、以下の通りである。

- ① 昭和 29 年（1954 年）7 月 14 日  
「企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について」  
大蔵省企業会計審議会中間報告
- ② 昭和 38 年（1963 年）11 月 5 日  
「企業会計原則の一部修正について」  
企業会計審議会
- ③ 昭和 49 年（1974 年）8 月 30 日  
「企業会計原則の一部修正について」  
企業会計審議会
- ④ 昭和 57 年（1982 年）4 月 20 日  
「企業会計原則の一部修正について」  
企業会計審議会

以上のことから明らかのように、かつてわが国における企業会計原則の設定主体は、大蔵省のもとに諮問委員会として設置された企業会計審議会であり、会計基準は公的機関によって、設定されたものであった。

平成 12 年（2000 年）4 月 11 日に大蔵省は、「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」の設置を発表し、会計基準設定主体の民間委譲について懇談会を発足した。

平成 12 年（2000 年）6 月 29 日に、「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」は、民間機関が基準設定機能を担うことにつき、6 回の議論を重ね「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」を公表した。概要は、以下の通りである。

#### <企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会（論点整理）概要>

- ①金融技術の発達により、大量の資金がより利便性の高い市場に国境を越えて移動するようになった。社会経済の成熟化に伴い蓄積された資金を有利に運用し、効率的に供給するシステムが求められている。
- ②ディスクロージャー制度は公正・透明な経済取引の確保、リスク回避、効率的な資源配分の観点から、会計基準等を通じた企業内容等の開示における一層の透明性の確保が求められている。
- ③投資等経済取引において合理的な判断をするために、開示情報における比較可能性の確保が重要であり、それを担保とする国際的な調和が重要となっている。
- ④国際的な場における基準の開発に貢献しつつ、議論をリードできる発信能力を国内に備える観点から、基準設定機能の強化が求められていると考えられる。（注：下線部筆者加筆）
- ⑤企業内容等の開示情報の適正性を一層確保するため、弛みない会計基準の充実、監査の徹底、基準遵守のための体制強化が必要となっており、会計基準の設定についても、



環境の変化を踏まえたシステムが必要となっていると考えられる。

⑥現在、わが国会計基準は、企業会計審議会において精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色ないものとなってきているが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ、着実な基準整備を行っていくため、官民が適切な役割分担の下で人材・資源を結集しその機能を強化していくことが強く求められている。このような観点から、民間分野における実務的な専門的知識や資源を常時・最大限結集できる枠組みの構築が必要となっているところであり、現行システムの問題点等を検証しつつ、積極的に民間主体の新しい枠組みを検討していくべきである。（注：下線部筆者加筆）新しい枠組みとする場合、確保されるべき必要な要件を満たし、かつ充実した組織・体制等を構築することによって、作成した基準が有効に機能するという信頼を国内外から得ることが必要不可欠であると考えられる。

⑦会計基準は経済の非常に重要なインフラであり、その経済活動に与える影響が大きいことから、設定において混乱を招くような事態は許されず、またわが国において、これまで企業会計審議会により基準が作成され浸透が図られてきた歴史等に鑑みれば、民間機関方式に移行する場合、当該民間機関が有効に機能する見通しが立つことを確かめながら段階的に移行する必要がある。

このような考え方に則って、①独立性、②人事の公正・透明性、バランスの確保、③会計基準プロセスの透明性、④専門性、多様性、⑤常設・常勤性、即時性、能動性、国際性などの具体的な要件も議論された。特に③会計基準プロセスの透明性については、「会計基準設定プロセスの透明性については、現在の議事録等の公開による透明性を一層徹底させることが重要であり、議事・資料等を全て公開するほか、公聴会や傍聴も含めてより積極的な審議経過についての公開のあり方等を検討すべきであると考えられる。また、米国等と同様に、公平・中立性等の確保の観点から、テーマの選定や政策的事項等に対するコメント等を行う諮問機関を置き、投資家保護等の観点から行政当局も含めた関係者が適切に関与することが必要であると考えられる。」<sup>21</sup>（注：下線部筆者加筆）とし、国際的な会計制度に準拠した会計基準設定主体への構想が計られてきた。

企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会が終了し、平成13年（2001年）7月、企業会計基準設定主体は民間の「財団法人 財務会計基準機構」へと委譲されることとなった。（注：平成13年（2001年）中央省庁再編により、管轄は大蔵省から金融庁となる。）

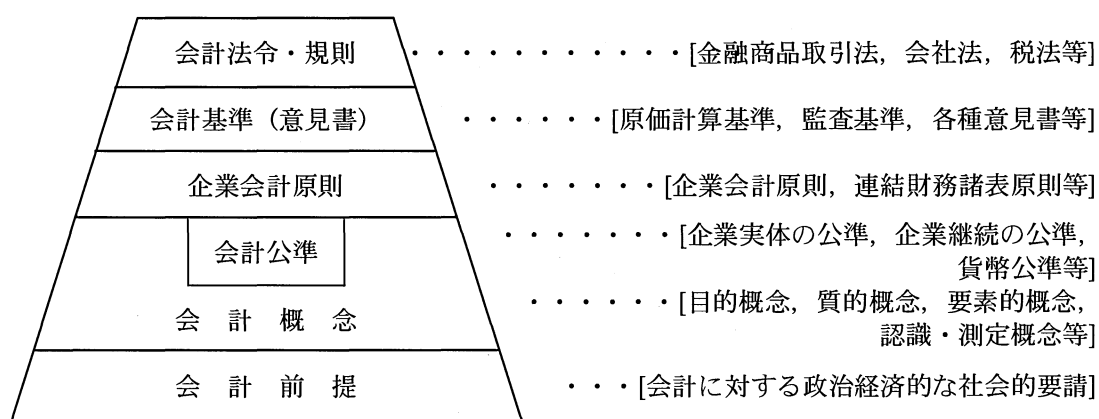
「財団法人 財務会計基準機構」の設立経緯の中で、「本財団は、民間における人材や資源を結集し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献などを行い、もってわが国における企業財務に関する諸制度の

<sup>21</sup> 大蔵省 金融企画部 企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会 「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」平成12年（2000年）6月29日

健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とするものである。」<sup>22</sup>と述べられており、コメントの発信者も経済団体連合会、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本商工会議所、日本証券アナリスト協会、企業財務制度研究会であり、アメリカにおける会計基準民間設立主体と同じく、わが国においても会計基準における独立性、中立性を確保するため、公的機関に拘束されることなく、会計基準を設定し活動する意向が明らかとされた。

わが国における会計基準の階層を示したものが<図表 7>である。

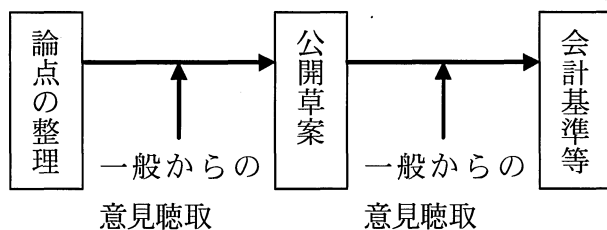
<図表 7> わが国会計基準の階層



(出所：河田 清一郎編著 『新会計基準による財務会計論』 創成社、2002年)<sup>23</sup>

<図表 8>は、わが国における会計基準設定までのプロセスを示したものであり、会計基準設定主体が民間に委譲され、一般からの意見を聴取することにより、基準設定においては、開かれたものとなった。

<図表 8> わが国における会計基準形成プロセス



<sup>22</sup> 「財団法人 財務会計基準機構の設立について」財団法人 財務会計基準機構 2001年7月27日

<sup>23</sup> 会計基準の階層については、議論のあるところではあるが、本論文では、リース会計基準設定に係わる論理的根拠には、リース資産、リース負債の概念、つまり会計概念に基づくものであると考えるため、参考としてこの階層図を引用するものである。

わが国においては、会計基準設定主体は平成 13 年（2001 年）7 月以降、金融庁の企業会計基準審議会から民間会計基準設定主体である企業会計基準委員会に引き継がれ、現在までに多くの会計基準が設定されてきた。しかしながら、平成 16 年（2004 年）会計制度監視機構が公表した「企業会計基準委員会の一層の充実に向けた要望書」にも指摘されているように、民間会計基準設定主体としての問題も依然として払拭されてはいないのも現実である。民間会計基準設定主体であるため、意見調整や合意形成に時間がかかり、また会計基準に対する強制力についても疑問が残る。

さらにわが国会計制度の特徴と言われる「トライアングル体制」の影響も考慮する必要がある。

アメリカにおいても会計基準設定主体が民間であるため、U.S.SEC との関係の中で、長期間に渡り「プライベートセクターかパブリックセクターか」との問題を抱えていた。

アメリカとわが国においては、いわゆる「アングロ・サクソン型」「フランコ・ジャーマン型」と分類されるように、その設定主体の歴史的経緯も、会計基準設定プロセスも異なっていたが、国際会計基準へのコンバージェンスを求められる以上は、わが国会計基準設定そのものも変革する必要がある。わが国においても会計基準設定主体が民間に委譲された以上、「財団法人 会計基準機構」の権威付けと強制力のある会計基準設定主体としての位置付けの確保が重要であると考えられる。

### 3 節 国際会計基準における会計基準設定のプロセス

本節では、アメリカ、日本との比較において、国際会計基準における会計基準設定プロセスについて論じる。

1962年、会計士国際会議において国際的な会計基準設定の必要性が公式に取り上げられ、1966年には、会計基準の世界的統一化を目的として、アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants :AICPA)、カナダ勅許会計士協会(Canadian Institute of Chartered Accountants:CICA)及びイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(the Institute of Chartered Accountants in England and Wales:ICAEW)の3カ国によって、会計士国際研究グループ(AISG)が設立され、国際会計基準設定への取組みが開始された。

しかし、英語圏のみの組織であり、各国の会計基準の調査研究が目的であったため、1972年、オーストラリア、フランス、西ドイツ、オランダ、メキシコ及び日本の会計士団体に新しい組織の設立を呼びかけ、1973年6月「国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee:IASC)」が、オーストラリア、カナダ、フランス、西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、イギリス、アイルランド、アメリカの公認会計士団体の合意の結果、設立された民間団体である。

IASCは各国の公認会計士の団体で構成されていたため、法的な強制力には乏しかった。これは、会計基準設定主体が民間である場合、その強制力をいかに確保するかという問題が生じるが、IASCも例外ではなかった。しかも各国の会計基準の独自性もあり、統一した会計基準を設定することは、当初難航していた。

1987年にIASCが「財務諸表の比較可能性プロジェクト」を開始し、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commission:IOSCO)<sup>24</sup>が、IASCへの支持を表明し、国際会計基準を承認することにより、民間設定主体の国際会計基準のグローバルスタンダードとしての権威付けが確立したと言える。

また、1997年に米国U.S.SECが公表した「アメリカ証券市場の国際的優位性促進についての報告書”Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets”」においては、コア・スタンダードの開発については次のような見解を示した。

「1993年、IOSCOはIASCに対してクロスボーダーな証券提供を行っている企業のために会計原則の包括的な体系から成る会計基準の核となる必要な構成要素の詳細について

---

<sup>24</sup> IOSCOの前身は、米国およびカナダが、ラテン・アメリカ諸国の資本市場育成のため、これら諸国の証券監督当局や証券取引所等を指導することを目的として1974年に発足した「米州証券監督者協会(Inter-American Association of Securities Commissions)」であり、1983年に米州域外の国々も加盟できるように規約が改正され、1986年のパリにおける第11回年次総会で名称が現在のIOSCOに改められた。(IOSCO Historical Backgroundより)

の書簡を提示した。その会計基準のグループは、“コア・スタンダード”と呼ぶ。」<sup>25</sup>とし、IASCがコア・スタンダードを完成するまで、その作業を支持することを表明した。

U.S.SEC や IOSCO の支持を受け、国際会計基準設定への取組みが本格的に開始され、これより1998年の「コア・スタンダード」の完成へと至る。

コア・スタンダードについて、IOSCOが2000年IASC基準に対して表明した回答の中で、「クロスボーダーな資金の流れが増大する中であって、IOSCOはクロスボーダーな資金調達を促進するためには、高い質で国際的に認められた会計基準によって促進可能である」と考える。」<sup>26</sup>述べているように、企業が世界市場で資金調達を行うための統一的な会計基準が完成したと言える。

国際会計基準委員会設立の経緯をまとめたものが、〈図表9〉である。

〈図表9〉 国際会計基準委員会設立の経緯

年	国際会計基準策定をめぐる状況
1973	[6月] 国際会計基準委員会 (IASC) の設立
1987	[3月] IASC が「財務諸表の比較可能性」プロジェクトをスタート [6月] 証券監督者国際機構 (IOSCO) が IASC の諮問グループに参加
1989	[1月] IASC が「財務諸表の比較可能性」公表
1995	[7月] IOSCO は、IASC が「コア・スタンダード」を完成させた場合の受入れを表明
1998	[12月] IASC の戦略作業部会が、組織改革に向け「IASC の将来像」を公表 [12月] IASC が、コア・スタンダードを完成
1999	[11月] IASC の戦略作業部会が、「IASC の将来像への勧告」を公表
2000	[5月] IASC 構成国会議が、組織改革案と新定款を承認 [5月] IOSCO が国境を越えた証券市場における国際会計基準の使用を支持する決議を承認
2001	[1月] IASC、新組織 IASB に移行

(出所：「国際会計基準策定をめぐる状況と、最近のわが国の会計制度改革の動向」経済産業省 2001 白書・報告書を加筆・修正)

\* IASC (International Accounting Standards Committee)

\* IOSCO (International Organization of Securities Commission)

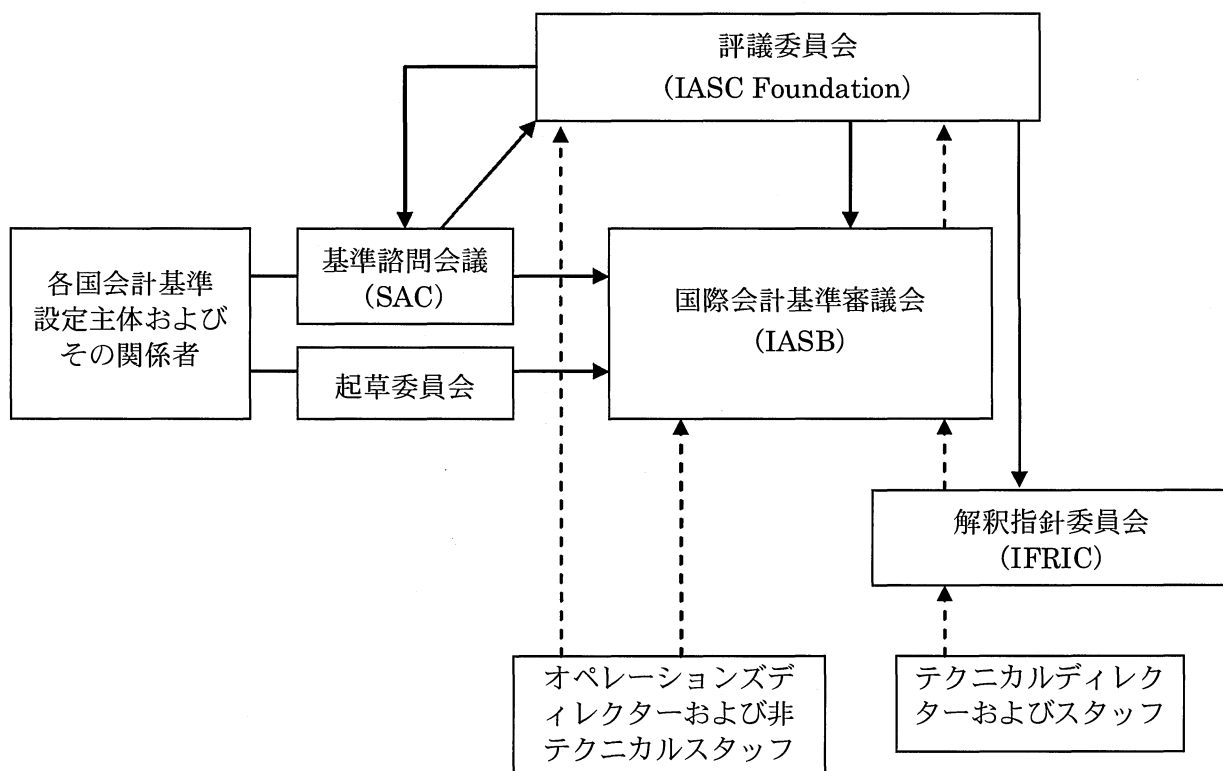
<sup>25</sup> U.S. Securities and Exchange Commission “Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets” October 1997

<sup>26</sup> IOSCO “A Resolution on IASC Standards” May 2000

\* IASB(International Accounting Standards Board)

IASB の組織は以下<図表 10>のような構成となっている。

<図表 10> IASB の組織図



(出所 : IASB <http://www.iasb.org/About+Us> The IASB Structure 伊藤邦雄『現代会計入門』、  
日本経済新聞社、2003年 p.82)

以上のように、国際会計基準委員会の成立の経緯及び組織構成を見ても、FASB と類似したものであると思われる。

国際会計基準の強制力についても IOSCO が参加することにより、U.S.SEC と同様の役割を担うことによって、確立していることがわかる。

#### 4 節 リース取引資本化の会計学的意義

以上のように、日本、アメリカ、国際会計基準の設定主体と会計基準設定のデュー・プロセスの比較を行い検証したが、本節では、リース取引が資本化される上での会計基準設定主体とそのデュー・プロセスとの関連性について考察する。

前述したように、リース取引の資本化、つまりオンバランス化は、取得原価主義に基づく伝統的会計理論の枠組みの中では困難であり、リース取引をオンバランスするために数多くの議論がなされ、多大な時間が費やされてきた。それゆえにリース会計基準の確立および設定は、1970年代のアメリカ会計の重要な課題であると言われていた。

議論の最大の問題点は、リース取引をオンバランスするための論拠は、リースの経済的実質であり、リース取引をどのように論理付けてオンバランス計上するかということであった。

リース取引がオンバランスされる根拠としてリースの経済的実質が取り上げられた理由を考察するためには、リース取引と賃貸借取引との相違を明らかにすることが必要となる。

リース、レンタルの共通点を、法律的な側面で捉えるならば、わが国の民法第 601 条では、「当事者の一方（賃貸人）が他方（賃借人）に、一定期間ある物件の使用収益を認め、その対価として賃借人が使用料（賃借料）を賃貸人に対して支払う取引」と規定されている。

いずれの取引においても契約終了後に当該物件は賃貸人に返却される。オペレーティング・リースとレンタルはともに会計処理上は「賃貸借」として処理されるため、類似しているものと考えられるが、リース会計基準では、オペレーティング・リースはファイナンス・リースの分類条件に合致しないものとされている。つまり、オペレーティング・リースはリース会計基準の対象となる。一般的にレンタルと解されるものはリース会計基準の対象ではない。

リースとレンタルの相違を要約したものが次頁<図表 11-1>である。

レンタルとリース取引、特に所有権移転ファイナンス・リースの明確な相違点を認識することが、重要である。

<図表 11-1> リースとレンタルの相違

	賃貸借(レンタル)	リース
目的	事業用機械設備等の一時的利用	自己所有資産と同様の固定資産の使用
対象物件	特定の汎用物	あらゆる種類の機械設備、ソフトウェア
物件選定	レンタル会社の在庫から選定	希望する物件をユーザーが選定
ユーザー	個人・企業	主に企業
物件利用	不特定多数が利用	1物件を1ユーザーが利用
契約期間	短期(時間、日、週、月単位)	比較的長期(2~6年程度)
中途解約	随時解約可もしくは一定期間経過後	中途解約不可
保守	レンタル会社負担	ユーザー負担
瑕疵担保責任	レンタル会社負担	リース会社免責事項
危険負担	レンタル会社負担	リース会社免責事項
契約期間終了後	返却	再リースまたは返却

(出典：宮内義彦『リースの知識』日本経済新聞社、2004年、19ページ)

※1 瑕疵担保責任 物件の品質や性能に欠陥があった場合の責任

※2 危険負担 リース会社、ユーザー双方の責任によらない理由、盗難・火災等で物件が滅失・毀損した場合の損失の負担

※3 リースの場合、リース料に「物件の保守・修繕・瑕疵担保・危険」に関する費用が含まれていない。レンタルの場合、レンタル料にこれらの費用は含まれる。

〈レンタル料の算出〉

物件代+メンテナンス費用+固定資産税+保険料

〈リース料の算出〉

物件代金+固定資産税+保険料+調達金利

以上のことからレンタルとリースの最大の相違点は、中途解約が可能か否かであるかということがわかる。

この中途解約についての条項が、ファイナンス・リース取引においては重要なポイントとなる。

ファイナンス・リースと割賦購入の相違を要約したものが次頁<図表 11-2>である。

これにより、所有権移転ファイナンス・リースについては、リース物件の所有権を除き、その経済的な実質はほぼ割賦購入と同様であることがわかる。



<図表 11-2> ファイナンス・リースと割賦購入の相違

	ファイナンス・リース	割賦購入
目的	賃貸借	売買（分割払い）
対象物件	あらゆる種類の機械設備、ソフトウェア	原則担保価値が極端に低下しないもの
物件の所有権	リース会社	代金完済後、買主に移転
契約期間	比較的長期	代金回収リスクを考慮し、数ヶ月～数年
頭金	無し	購入代金の30%程度
事務管理	減価償却費などリース会社が行う	買主が行う
物件の処理(廃棄等)	リース会社	買主

（出典：社団法人リース事業協会 2006年 ホームページ資料参照  
<http://www.leasing.or.jp/index.html>）

割賦購入は、ユーザーに「所有権が移転するか否か」という点で根本的にリース及びレンタルとは異なる。割賦販売におけるユーザーへの所有権移転時期は、物件引渡し時点、割賦代金の完済時点など契約により異なる。

リース契約は<図表 11-1>でも明らかなように、レンタルと最も重要な相違点として、中途解約が不可能であるという点である。やむを得ない状況で中途解約が認められたとしても、相当の違約金を支払うことになり、企業は、継続して自己所有の資産と同様に使用することとなる。

いわゆる賃貸借取引であるレンタルの場合、レンタル物件の使用料は、賃借料として損益計算書上に計上されるのみでオンバランスされることはない。

リース取引が誕生した当初のアメリカにおいて、リースとレンタルの境界の定義は明確ではなく、リース物件の使用料は、賃借料として会計処理がなされていた。

その理由としては、当該リース物件の所有権が、使用する企業側に移転しておらず、法的には賃貸物件であるという見解が支配していたからである。

リース産業が、1950年代に飛躍的に成長した背景には、企業が自己所有の資産と同様に資産を利用できることや節税なども挙げられるが、最も大きな理由として、リース契約上、将来の支払リース料が拘束されているにも係わらず、リース契約に伴うリスクが、貸借対照表上に計上されないため、財務比率の悪化が回避できるということであった。リース契約に関連するリスクは、開示されない情報となっていた。

実質的には自己所有の資産と何ら変わりがないにも係わらず、賃借料としてしか計上されず、リース契約終了後までのリース料は支払うべき債務として存在するため、リース取引に関する債務は計上されないため、財務諸表の比較可能性が損なわれることになる。

リース産業が発展し、リース取引が活性化するとともに、リース取引を会計情報として

どのように開示するのかという問題が浮上してくるようになり、1940年後半から、リース会計基準設定への取り組みが始まった。

当時の会計基準設定主体であるアメリカ公認会計士協会（AIA）が、1949年「リース賃借人（lessee）における長期リースの開示」（会計調査公報第38号（ARB No.38））を公表し、セール・アンド・リースバック取引について初めての見解を示した。

リースの問題が取り上げられるようになった時代背景としては、伝統的会計理論においては、資産概念として「原価配分」の概念が支配していたが、資産概念に用役可能性（service-potential）の概念が提唱されるようになってきた転換期にあたると思われる。

また、実現主義や原価配分の概念から、発生主義、時価主義の概念へと転換が行われ始め、リース取引をオンバランスするためには、

1. リース取引の実質→経済的実態（economic substance）か法的形式（legal form）
2. 資産の現在価値（公正価値）の問題

の課題を解決する必要がある、それ故にリース会計基準を設定することは、1970年代の会計上の最大の課題といわれた理由であろう。

リース取引の実質を現在では、法的形式よりも経済的実質に依拠しているが、これは当時では革新的な論理の転換であったといえるし、また現在価値評価の問題も新しい測定方法として注目されていた。

さらにアメリカでは、前述したように会計情報の目的概念の構築への取り組みは、世界恐慌を契機に、会計情報の利用者にとって、有用な会計情報とは何かを認識することの必要性から始まった。

アメリカ会計学会（AAA）が1966年に公表した「基礎的会計理論（ASOBAT）」においては、目的適合性（relevance）、つまり会計情報は会計情報の利用者の目的に適合した意思決定に役立つ情報であるべきとしたように、会計情報が会計情報利用者の有益な情報を提供するものであるなら、リースの実態開示をどのようにするべきかという問題を解決することは、当時の会計実務上の観点からも急務であったと言える。

1949年からアメリカで始まったリース会計基準の設定に係わる議論は、取得原価主義をとる伝統的会計理論から、会計の目的は、企業の利害関係者に会計情報を提供し、企業の実態開示により投資意思決定を行う会計情報を提供することを目的とした現代会計理論へ移行する過渡期にあった。また現代会計理論におけるリース取引資本化の論拠を確立することは、会計理論上大きな意義を持つものであると考えられる。

アメリカではリース会計基準に係わる実務指針、意見書などが数多く存在し、結果的に基準過多となって実務界が混乱していた。

また国際会計基準におけるリース会計基準の改訂の準備も行われている中で、リース取引資本化の論拠が、実質的には割賦販売であることに求めることに限界があるのではないかと考えられる。

以下、リース会計基準設定先行国であるアメリカのリース会計基準設定の歴史的経緯を

概観し、わが国リース会計基準の問題点及び課題、国際会計基準の動向について論述する。

## 第Ⅱ章 アメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯と

### リース取引資本化の論理

#### 1 節 アメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯

第Ⅰ章 1 節において、アメリカにおける会計原則・会計基準設定の変遷について考察したが、アメリカにおいては、アメリカ公認会計士協会が、リース取引については初めての見解といわれる会計調査公報の ARB No.38「リース賃借人の財務諸表における長期リースの開示」を 1949 年 10 月に発表して以来、数多くのリース取引についての調査・研究がなされ、公表物も数多く発表された。

これらの調査・研究の結果は、1973 年 11 月に公表された FASB 財務会計基準ステートメント第 13 号 (Statements of Financial Accounting Standards No.13:SFAS No.13) によってまとめられ、リース会計基準の設定については、一応の決着が付いたと言われてきた。

本節では、特にリース取引資本化の論拠の変遷をたどる上で重要と考え、アメリカにおいて公表された代表的な調査研究、ARB No.38(1953 年 ARB No.43 に移行)、APB Opinion No.5、APB Opinion No.7、ARS No4、SFAS No.13 についての概要とリース取引資本化の論拠について考察する。

以下は、アメリカにおけるリース制度発展の歴史的経緯である。

#### <リース制度の歴史的経緯>

1952年 アメリカ US リーシング社が世界初のリース会社として設立。  
朝鮮戦争による軍需景気により設備投資の必要性に迫られたが、実情にそぐわない減価償却制度による償却不足と金融引き締め策のため、多くの企業が資金不足に陥っていた。軍需産業から平和産業へ転換するにあたり、自己資金による設備投資が困難な状況であった。

1952 年以前、メーカーが自社製品の販売促進手段として利用していた程度で、機械設備を専門的にリースするいわゆる専門リース会社は存在しなかった。

リースの本格的展開は、自動車・トラックのリースからであり、現在でもアメリカの自動車・トラックのリースに占める割合は、全米登録車両の約 4 % を占める。(わが国では 1% 程度)

1955年 内国歳入法によって、リース取引と売買取引の認定基準が明確化され、税法の面から初めてリースが認知されたこともリースの発展要因のひとつ

つになった。

- 1962年 法人所得税から直接一定割合のリース料の控除を認める投資税額控除制度が創設され、リースのメリットをより発揮させる結果となった。
- 1963年 通過監督官規制によって、商業銀行のリース業進出が認められ、銀行のリース事業併営が可能となり、これがリース業界の発展に画期的な影響を与えるものであった。
- 1970 年前半 商業銀行が本格的にリース業務を開始。1970 年に銀行持株会社法が成立し、翌年同法が改正され銀行持株会社の子会社としてリース会社が認められ、銀行あるいは銀行子会社がリース事業に進出した。これを契機に大型プロジェクト中心のリースの発展が加速された。
- 1970 年後半 メーカーのリース進出。メーカーがリース事業を従来の販売促進手段から、資金調達手段あるいはタックス・シェルターの役割として求め、取り扱い物件を自社製品以外のものへと拡大していった。商業銀行やメーカーのリース事業進出は、「タックス・リース」<sup>27</sup>をリース市場の主要商品とするにいたる。
- 1980 年前半 レーガン政権は、大規模な減税政策を実施するため「経済再建のための1981 年租税法」を成立させた。レーガノミックス（大幅減税とそれに見合う財政支出削減）と呼ばれ、アメリカ産業の活性化を指向する動きの中で、タックス・リースを強力な武器として経済政策の中に取り込もうとした。
- この税制改正により、償却年数が大幅に加速化され、減価償却制度の簡素化が図られ、償却方法も規定された。
- 1986 年 税制改革によって、リースによる税制上特典が明らかに減少することとなった。いわゆる「1986 年改正連邦税制」である。この税制改正により、投資税額控除の特典を与えていた投資税額控除制度（ITC）が廃止された。また加速償却制度については、新加速償却制度に修正された。

以上、歴史的に概観すれば、リース業自体が単なるレンタル業ではなく、金融関連の事業として発展してきたことが明らかである。また、アメリカにおけるリース産業の発達も、税制改正に関連していることも推測される。リースのメリットが享受されていった理由として、節税対策として企業がリースを採用してきたことも理解できる。

次に、アメリカにおいてリース会計基準が設定されるまでの歴史的経緯について考察す

---

<sup>27</sup>銀行やメーカーがタックス・ベネフィットを利用し、リース物件の投資家となり自らはタックス・ベネフィットを活用できないが、設備投資のニーズのある低収益産業や赤字企業に物件をリースし、それぞれのニーズを結びつける金融システムを作り上げた。

る。

以下は、SFAS No.13 が公表されるまでの経緯である。

【1】ARB No.38 “Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees”  
October,1949 AIA (American Institute of Accountants Committee on Accounting  
Procedure : AIA ,CAP) (ARB No43 chapter 14)

ARB (Accounting Research Bulletins) 会計調査公報第 38 号

「リース賃借人の財務諸表における長期リースの開示」アメリカ会計士協会、会計  
手続委員会

[リース取引(セール・アンド・リースバック取引について)を実質的な購入とする  
見解]

[ARB No.38 の概要とリース資本化の論拠] <sup>28</sup>

1. 金融手段として長期リースを利用する慣行が近年増加しており、財務諸表における開示の問題を生じさせた。セールアンドリースバック取引 (buy-build-sell-and-lease transactions) では、土地の購入者は、自分の仕様に建築し、改良した資産を販売し、同時に、ある期間にわたりリースする。類似した取引としては、資産または賃借人の仕様に貸し主によって建設された資産のセールアンドリースである。  
賃借人は、通常、資産の抵当債務の支払いを除き、所有に伴うすべてのコストと債務を引き受ける。(税金、保険、保守管理費用、修繕費等)
2. 取引には多くの形態がある。たとえば、あるリースは、リース賃借人は資産を獲得するためのオプションがあり、またあるリースはリース満了時に資産を購入するかどうかの選択ができる。当該リース資産の再購入時の資産の価格は、資産の公正価値や減価償却後の簿価に関連している。  
また、リース満了時に契約更新せず、初期に高額なリース料を支払ったり、あるいは更新後に格安の支払いリース料になるような形態もある。
3. 企業においては、決算書でリース取引の存在や一年の賃貸料を明らかにすることは、一般的な慣行ではなかった。資産を所有し、その資産の抵当借入の代わりとしての長期リースを利用する影響のうちの 1 つは、当該資産もそれと関連した債務も貸借対照表上で開示されない。これは、毎年リース契約のもとで、年間リース料の総額が決算書開示されるべきかについての問題が生じる。
4. パラグラフ 1 で述べたように、セール・アンド・リースの形態は、従来の長期リースとは多くの点で異なるが、開示基準は両方に適用されることを目的とする。ただし、短期リースと石油、ガス設備については適用されない。
5. 委員会は、固定された賃貸料の具体的な総額と長期のリースともとで発生する可

<sup>28</sup> ARB No.38 については、リース会計基準に大きく関連するため、全文を採り上げる。

能性のある偶発事象や他の債務が、企業の決算書に基づく判断に影響を与え、決算書を信頼する人々は、リースが有利か不利かということを知る権利がある。したがって、長期リースのもとで、賃借料とその他の債務がある状況で重要である場合には、委員会の見解は以下の通りである。

(a) 財務諸表または脚注において、以下の開示がされるべきである。

(1) 当該リースに基づく支払期間の表示と年間支払料総額

(2) 当該リースに関連したその他の重要な債務と負うべき保証について

(b) 上記の情報は、取引の行われた年度のみではなく、その取引に関する金額が重要である限りは、その後の年度においても提供されるべきである。

(c) さらに、取引の行われた年度には、重要なセール・アンド・リースバック取引の主要事項を詳細に開示するべきである。

6. リース取引は時として、実質的には資産の割賦購入に過ぎない場合がある。リース利用のために、名目的な金額または予測される資産の公正価値を明らかに下回る金額で当該資産を購入することができる場合、または賃借料の支払額を一部購入金額の割賦金に充当することができるものと契約で定められている場合、または、明らかに当該賃借料が同種資産の賃借料と異なっており、賃借料の支払額が資産の現在の使用のための対価にすることができず、当該賃借料の一部は購入計画に基づく分割支払分であるとみなすことができる場合には、資産の割賦購入に過ぎないと考えられる。

7. リース賃借人は、資産に対して法的権利を持たず、必ずしも直接的な抵当債務を負っていないので当該資産を資産に含め、これに関連する債務を負債に含める貸借対照表は正しくないと論じられてきた。しかしながら、すべてのこのようなリースに関する事実は慎重に考慮されなければならない、当該取引が実質的に購入であるという明確な証拠がある場合には、「リースした」資産を賃借人の資産に含め、これに対応する負債を適正に処理し、かつ、これに関連する費用を損益計算書に適正に計上しなければならないものであると、委員会は信ずる。<sup>29</sup>

(注：下線部筆者加筆)

以上のように、ある種のリース取引については、資産の割賦購入に準じて財務諸表で開示するように勧告はされたが、具体的な判定基準もなく、委員会の姿勢を示しただけにすぎないものであったと考えられる。

ARB No.38 では、リースの法的形式ではなく、リースの経済的実質が重要であるとの見解を示しており、リースの経済的実質が割賦購入と類似しており、そのようなリース取引

---

<sup>29</sup> ARB No.38 Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees October 1949  
AIA (嶺 輝子『アメリカリース会計論』1986年、多賀出版、52-54ページ)

については、リース資産を賃借人の資産として計上することを勧告した初めての公表物であったと言える。

【2】 John.H.Myers ARS No.4 “Reporting of Leases in Financial Statements” (American Institute of Certified Public Accountants:AICPA) May 1962

アメリカ公認会計士協会 会計調査研究第4号「財務報告におけるリースの報告」  
〔実質的な割賦購入だけでなく、リースにおける資産の財産権 (property rights) まで拡大しようとする見解〕

[ARS.No.4 概要とリース取引資本化の論拠]

ARB No.4 については、他の関連意見書とは違い、APB 内部の会計調査研究部が APB の依頼を受け、調査研究し、APB Opinions (APB 意見書) に科学的な根拠の裏付けを得るために公表されたものである。

リース取引資本化の論拠は、実質的な割賦販売だけでなく、当該リース資産の財産権 (Property rights) の取得であり、その財産権とそれに関する負債を測定し、貸借対照表上に計上すべきである。としている。(この財産権はリース資産の所有権、占有権、使用权などの総括的な概念であると考ええる。)

なお、ARS No.4 におけるリース資産の財産権取得までの論理の拡大は、国際会計基準におけるリース取引資本化の論拠に関する重要な論点であると考えられるので、3 節においてその内容を詳細に検討する。

【3】 APB Opinion No.5 “Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee”  
September 1964 (AICPA)<sup>30</sup>

アメリカ公認会計士協会 「リース賃借人の財務諸表におけるリースに関する報告」会計原則審議会意見書 第5号

〔ARS No.4 の見解を採用せず、リースが実質上、財産の買取りであるか否かを判断基準とする見解〕

[APB No.5 概要とリース取引資本化の論拠]

「会計調査研究部から公表された ARS No.4 は、会計原則審議会あるいは、アメリカ公認会計士協会の意見書ではなく、重要な会計上の問題について討論を促す目的で発表されるものである。」<sup>31</sup>と記述されているが、ARS No.4 の見解は採用されず、APB No.43 chapter 14 におけるリースに関する開示要件を拡張すべきであったとした。

<sup>30</sup> APB 意見書第5号においては、ARB No.43 chapter 14 (ARB No.38 から移行されたため、引用される場合は ARB .No.43 .chapter 14 とされている。)

<sup>31</sup> AICPA APB Opinion No.5 Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee, September 1964, par.1 (日本公認会計士協会 『AICPA 会計原則審議会意見書第5号 「リース賃借人の財務諸表におけるリースに関する報告」』大蔵財務協会、昭和53年(1978年)50ページ)



「リースの主要な問題は、リース賃借人が財産に対する持分(equity)を累増しない場合に、財産を使用する権利 (the right to use property) をもたらすリースは、資産および負債を生じるかどうかであり、ARS No.4 の意見と一致するが、実質上明らかに買取りであるリースについては資産および負債を記録するべきである。」<sup>32</sup>としたが、明確な将来の期間にわたり特定した賃借料支払の対価として、財産を使用する権利をもたらしすぎないリースに関しては見解を異にした。

特筆すべき点として、未履行契約についても言及している。つまり、「将来の賃借料支払と交換に財産使用权 (the right to use property) を取り決めるにすぎないリースは、その財産に対する持分をもたさず、したがって、リース契約に定め全期間にわたり、賃貸人と賃借人の双方が、継続して履行することを内容とする未履行契約にほかならない。とし、一般の未履行契約において、権利と義務(購入契約(purchase commitments)や雇用契約(employment contracts)) が記録を要する資産、負債を生じるかどうかという大きな問題の一つである。」<sup>33</sup>とした。

この未履行契約についても、未履行部分に関する権利義務は、当時(1964年)一般に認められた会計原則では、財務諸表における資産、負債として認められていない。

もし、「誤解を招くおそれがあるのであれば、付属明細表または財務諸表の脚注において、開示することを要求する。リースに基づく権利義務で、単に財産を使用する権利をもたすだけで、リース賃借人に財産に対して持分をもたさないものは、財務諸表において、資産・負債として記録されることなく、付属明細表または、脚注において開示される情報である。」<sup>34</sup>とされた。

また、「ある種のリース契約については、財産の割賦購入と同等のものがあり、このような場合には、法律上の形式ではなく、契約の実質が会計処理を決定すべきであるとし、財産およびそれに関連する義務が、貸借対照表上において、資産・負債として計上されなければならない。減価償却についても、資産化した金額をリース期間ではなく、その資産の見積耐用年数に渡って行うことが適当である。」<sup>35</sup>とした。

「財産およびそれに関連する義務は、リースの条項が、結果としてその財産に対する重要な持分(material equity)を生じさせるならば、貸借対照表上で資産および負債として表示しなければならない。」<sup>36</sup>と述べられている。(注：下線部筆者加筆)

APB No.5 は、リースの経済的実質が割賦購入と同様であるという論拠に基づき、その開示について、さらに言及する。

「このような持分は、きわめて不測の事態が発生した場合は別として、当事者がいづれも一方的に解除できるような賃貸借においては、発生する可能性は少ないである

<sup>32</sup>AICPA op.cit.opinions.,par.6 (『前掲訳書』53 ページ)

<sup>33</sup> Ibid.,par. 7 (『同上訳書』、53 ページ)

<sup>34</sup> Ibid.,par. 8 (『同上訳書』、53 ページ)

<sup>35</sup> Ibid.,par. 9 (『同上訳書』、54 ページ)

<sup>36</sup> Ibid.,par.10 (『同上訳書』、54 ページ)

う。解除を認めない、あるいは、極めて不測の事態が発生した場合のみ解除を認めるリースの場合において、次の二つの状態のいずれかが存在することは、通常、リースは実質上買取りであると考えべきであろう。」<sup>37</sup>と述べ、APB No.43 からやや具体的な以下の判断基準を提示している。

「a. 最初の期間はその財産の耐用年数より著しく短く、かつ賃借人が適正な賃借料より著しく低い額で、その財産の残存耐用年数に対して、リースを更新する選択権を有する場合。

b. 賃借人が、リースの有効期間中またはそれが満期となった場合に、リース初期において、賃借人が許容された財産の取得を行う時点における見積適正価値より著しく低いと思われる価格で、その財産を取得する権利を有する場合。」<sup>38</sup>

以上の場合には、そのリース取引については買取りと同等であると証拠として位置付けた。

APB No.5 の見解としては、「財産を使用する権利 (the right to use property) および関連した権利については、リース取引における将来の特定の期間にわたって(over a definite future period)に特定の賃借料 (specific rents) を支払う義務を、当時の会計理論では資産および負債として計上することはしないとするものであった。また、適切な情報は、資産計上するよりも脚注で開示する方がリースの正しい会計処理であると言明した。

明らかに実質的な財産の割賦購入である場合には、購入として記録し、財産および義務は、リース契約による将来の支払額を適切に割り引いた額を貸借対照表に計上するとした。

アメリカにおける関連意見書には、その意見書に対する代表的な賛成、反対意見が合わせて公表されるが、APB No.5 においても、注目すべき反対意見が述べられている。

特に Leonard Spacek (1907~2000) が<sup>39</sup>述べた以下の反対意見としてのコメントが注目されよう。

「リースによる負債は、そのリース契約が賃借料の早期払いから生ずる前払賃借料 (an element prepaid rent) この意見書では、「持分 (equity)」の要素のために購入契約であると解釈されるときだけ貸借対照表に表示されるべきとの意見に反対である。

(現在価値 (present value) に割り引いた) 負債は、解約できないリースのもとで支払わねばならないすべての重要な金額に対して記録されなければならない。それは事実上将来支払うべき負債の現在価値をあらわす「とるか払うか (take or pay)」の契約である。

この負債の返済は、株主に対する持分配分に先んじて、会社の他の資産をもってしなければならない。だから、負債は不十分な脚注開示においやることなく、むしろ貸借対照表の表面(face of the balance sheet)に示すべきである。この「持分」を前払賃借料と考え、そ

<sup>37</sup> AICPA op.cit.opinions.,par.10 (『前掲訳書』54 ページ)

<sup>38</sup> Ibid.,par.10 (『同上訳書』54 ページ)

<sup>39</sup> APB の当時の委員で、アメリカ SOX (Sarbanes-Oxley) 法の調査も行う。

の賃借料は適用すべき期間に繰り延べるべきである。

賃借料借記額が、こうして早期において過大であると決定されたときにだけ将来の債務を計上することになるとみるのは正しくない。なぜなら、そういつてしまうと前払賃借料の支払いが負債を作り出し、前払賃借料がなければ負債は消去するという支持しえない結論を導き出すことになる。

また、APB No.5 がなぜ ARS No.4 の結論を採用しなかったのかという理由を説明していないし、投資家や他の財務諸表の利用者の必要を満たさなかった ARB No.43 の役に立たない条項をまぜ合わせてできた非現実的で実行不可能な基準に基づいて、リース契約の債務を記録するための標準を作っている。」<sup>40</sup>との見解を示した。

ここで、2点の興味ある記述が見られる。1つ目は、第I章1節で論じたように、アメリカの会計原則・基準設定のデュー・プロセスにおいて、会計調査研究部に調査研究を依頼し、実証検証が行われたからには、経緯としては、当然 ARS No.4の見解は採用されると期待するのが当然である。APB No.5 においては ARS No.4の見解は採用されず、不採用とした理由も明確にはされていない。結局のところ ARB No.43 のリースの実質が割賦購入である論拠を継承し、Leonard Spacek が指摘したように、若干の具体的な解釈を加えたのみであった。これについては、当時の会計基準設定主体にどのような背景があったのかは検証しえない。

2点目として非現実で実行不可能な基準と ARB No.43 を痛烈に批判している点であろう。Leonard Spacek の反対意見は、本論文においても検討すべき問題点であり、続いて公表された APB No.7 を概観することにより、さらに検討する。

#### 【4】 APB Opinion No.7 “Reporting of Leases in Financial Statements of Lessors” May 1966 (AICPA)<sup>41</sup>

アメリカ公認会計士協会 「リース賃貸人の財務諸表におけるリースに関する報告」 会計原則審議会意見書 第7号

#### 〔APB No.7 の概要とリース取引資本化の論拠〕

APB No.7 は、リース賃貸人側からのリース取引について規定したものである。リース賃貸人側の重要な論点は、「リース契約の対象年度における費用・収益の配分について、規則的であり、合理的であり、かつ収益認識の方法と一貫性があることが重要であり、リース活動への投資を貸借対照表に分類、記載することも重要である。」<sup>42</sup>とした。

<sup>40</sup> AICPA op.cit.opinion (『前掲訳書』60～61 ページ)

<sup>41</sup> APB 意見書第5号においては、ARB No.43 chapter 14 (ARB No.38 から移行されたため、引用される場合は ARB No.43 chapter 14 とされている。)

<sup>42</sup> AICPA APB Opinion No.7 Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors Introduction, 2 May 1966 (日本公認会計士協会 『AICPA 会計原則審議会意見書 第7号』大蔵財務協会 . 1978年、72 ページ)

APB No.7は、リース賃貸人のリース活動を、金融的性格（financing）と営業的性格（operating）の二つに分類した。

「金融方式を使うか、営業方式を使うかの判断基準としては、リース活動の特定の目的、当該リース資産の見積耐用年数との関係でみたリース契約条件、契約の更新または買取選択権の有無、および賃貸人が契約更新または買取選択権の行使をする可能性の有無、所有権の通常危険（陳腐化、不利益な営業、不満足な業績、遊休設備、疑わしい残存価額）または、所有権の便益（利益のある営業、リース契約終了時の価値の評価増における利益）がどの程度まで賃貸人の分となり、どの程度までが賃借人の分となるかを示したリース契約の規定。」<sup>43</sup>としている。

ここで、注目すべき点は、「所有権に伴う通常危険と便益（the usual risks of ownership and rewards of ownership）」の概念の採用である。

賃貸人側からは、営業方式と判断されたリース取引については、賃貸料総額は、リース契約の全期間にわたって、収益として報告し、金融方式と判断されたリース取引については、賃貸料総額がリース資産の原価を超える部分については、投下資金にたいする利子の性質があると考え、一般的な貸付け返済と同じであるとする。

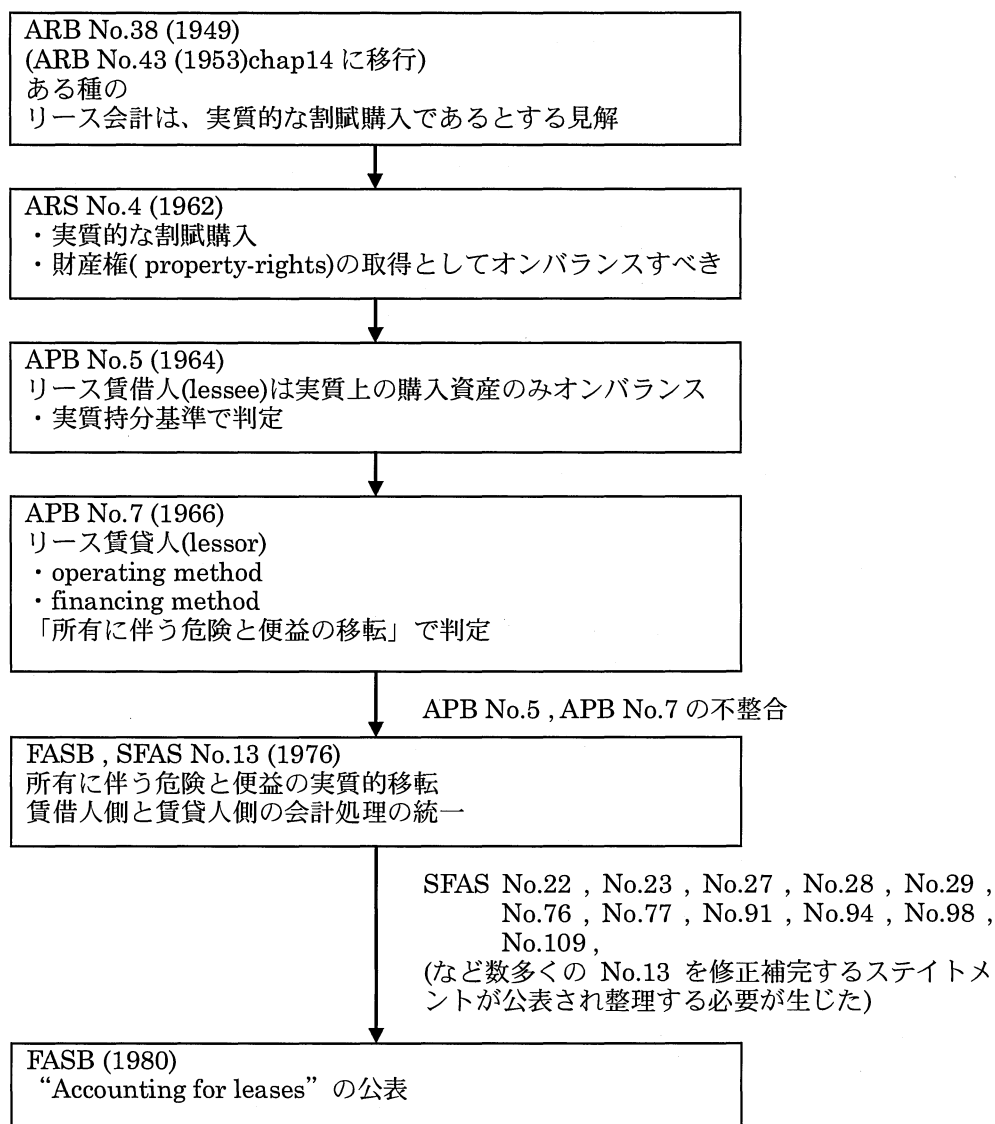
営業方式か金融方式の判断は、前述したとおり、「所有権に伴う危険と便益」が移転するかどうかという基準であり、APB No.5における賃借人側の判断基準とは相違している。

アメリカにおけるリース会計基準設定の経緯を示したものが次頁<図表1>である。

---

<sup>43</sup> AICPA op.cit.opinion,par 7（『前掲訳書』、74ページ）

<図表 1> アメリカにおけるリース会計基準設定までの経緯



(筆者作成)

ARB No.38 が公表されたのは、1949 年であり、U.S SEC が公表した「第 15 次 年次報告書 会計および監査における最近の問題点」において、セール・リース・バック取引について、会計士に対して「投資家が会社の財政状態への影響を適切に解釈するための開示の必要性を決定することが会計士への問題点である。」<sup>44</sup>との指摘を受けた。そのため AIA は、パラグラフ 7 で述べられているように、適正に財務諸表上に開示するべきであるという見解を公表した経緯があった。

<sup>44</sup> U.S.SEC Fifteenth Annual Report of the Securities and Exchange Commission ,Fiscal Year Ended June 30 1949 ,p.178

具体的な判定基準が明らかにされてはいなかったが、「実質的に購入」であるリース取引については、開示対象とした。

ARB No.38 のリース取引開示の論拠は、「実質的な購入」にあると言える。ただ、ARB No.38 においては、明確な判断基準もなく、開示要件も提示されておらず、曖昧なものであったために、会計調査研究部に調査研究を ARS に依頼することになった。

調査・研究の結果である ARS No.4 の見解は、実質的な割賦購入のみならず、「財産の使用権」<sup>45</sup>を取得するリース取引にまで拡大したが、これは採用されることなく、APB No.5 では、「重要な持分」が実質的な割賦購入かどうかの判断基準とされた。つまりリース取引資本化、貸借対照表計上についての論拠は、「実質割賦購入」という伝統的会計の論理の中で構築されたと言える。

---

<sup>45</sup> ARS No.4 では、リースの権利については「財産権 (property rights)」としている。

## 2 節 ARS No.4 における財産使用权取得によるリース取引資本化の論理

本節では、第Ⅱ章 1 節で取り上げたリース資本化形成プロセスと主要な論点について、リース取引資本化論拠に重要な関連があると考えられる ARS No.4 について、詳細な検討を行う。

アメリカの会計設定主体の変遷について前述したように、1959 年会計原則審議会 (APB:Accounting Principles Board) はさまざまな会計処理の問題点について、会計研究部 (ARD:Accounting Research Division) に調査研究を依頼し、会計研究叢書 (ARS:Accounting Research Study) とし第 15 号 まで発行したが、APB の公式見解である意見書 (APB Opinion) にあまり反映されることはなかったようである。

ARS の調査・研究の結果が APB 意見書に反映されなかった背景としては、当時の会計基準設定主体のジレンマがあったと言われている。ARS は APB に対して論理的なバックアップを図るために組織されたのであるが、実践指導型の攻勢に煽られ、理論指向型の会計基準形成はうまくいかず、ARS No.4、No.9 などが SEC の圧力によって採用されないという、政治的な背景があったといわれる。<sup>46</sup>

しかしながら、国際会計基準におけるリース会計基準の改訂では、リース取引資本化の論拠として、リース物件の「使用权」が着目されており、この「使用权」とは ARS No.4 が論拠とした「財産権」の解釈が同様であるのかを検討する必要がある。

以下、ARS No.4 の重要論点を考察する。

### 【1】ARS No.4 が指摘する財務諸表におけるリース会計処理の問題点

1960 年前半、ARB No.38 が勧告したリースの開示方法が、ほとんどの企業で採用されておらず、実態としては、脚注で開示するか貸借対照表上での開示がほとんど認められない当時の状況の中で AICPA が、ノースウエスタン大学の John.H.Myers 教授に調査研究を依頼し、ARS No.4 が公表された。

この調査研究公報、ARS No.4 の構成は、第 1 章では、当時のリースの問題点と調査研究を依頼された John.H.Myers 教授の分析結果と結論が述べられており、第 2 章では、当時のリースを取り巻く会計の状況、第 3 章では、当時のリースの会計実務処理、第 4、5 章ではリース賃借人、リース貸借人双方への ARS No.4 が勧告するリースの表示という構成になっている。

ARS No.4 が提示した主な問題点は、(1) どのような情報が与えられるべきか？ (2) リースにおける財産権と債務は貸借対照表上に表示されるべきか？の 2 点である。

これは、先に発表された、ARB No.38 がリース情報の開示を条件付で規定はしていたが、当時の実務界での実態が規定に従った十分なものではなかった事、どのようなリース取引が対象であるのか明確ではなかった事などが、この問題提起に繋がったと考えられる。

<sup>46</sup> 広瀬義州著『会計基準論』中央経済社、1995 年、33-34 ページ

Myers 教授は、財務諸表が提供するリースが財務諸表本体であれ、脚注であれ、より多くの情報を会計情報利用者が望んでいると述べ、リース以外の情報であっても財務諸表の注記で表示するのみでは、不十分であるとも述べている。

つまり、「注記の役割は財務諸表の補完 (complement : 絶対に必要な補足) することではなく、すでに表示されている項目を補記 (supplement : 単に付加するもの) することにある。」<sup>47</sup>との見解を示した。

したがって、リースが財産権を生じさせるなら、リース債権とリース債務は測定され、貸借対照表に組み入れられるべきであると主張する。

Myers 教授は、リースが貸借対照表上に計上することに異議があるとすれば以下の 5 つのポイントがあると指摘している。

1. リース資産に対する権利が所有権と同様ではなく、資産ではない。
2. 非常に多くの主観的判断が必要であるため (貸借対照表への計上が) 財務諸表が無意味なものになったり危険な誤解をもたらすであろう。つまり会計的決定においては客観性が切実に要求されるものであるからである。
3. 技術的な問題。(貸借対照表にリース契約が公開されるべきか。また公開されるとすればどの程度まで公開するのか)
4. リース会計が引き起こす経済的結果 (リース会計実務の変化は当時の会計慣習を崩壊させるであろう)
5. リースの経済的利益が損なわれる。<sup>48</sup>

これらの点について、ARS No.4 は調査研究を行い、リース取引資本化の論理を構築しようとしたのである。以下は、この異議についての反論である。

「1については、リース契約は途中解約不可能な契約であり、いわゆる未履行契約とは区別される。2については、主観的判断とは見積もりの不正確さを指摘したものであるが、見積もりは広く会計で使用されているものである。3については、技術的な進歩というものは、リースの実態を調査するまで延期するのではなく、改良すべき点は改良すべきである。4については、会計の目的は、すべての利害関係者に対して公正な方法で報告することであるから、会計実務の変化は必要である。5については、利益は実体が重要であり、報告方法によって創造されるものではない。このような利益は、リースの真の性質が認められると同時に消滅する運命にある」<sup>49</sup>反論し、リース取引について、企業の実体開示としての会計情報が与えられるべきとする。

---

<sup>47</sup> John.H.Myers, Accounting Research Study No.4 Reporting of Leases in Financial Statements AICPA, 1962, pp.3 (古藤三郎訳『アメリカ公認会計士協会・リース会計』同文館、1973年、.6 ページ)

<sup>48</sup> Ibid. p.4 (『前掲訳書』、6 ページ)

<sup>49</sup> Ibid. pp.6-8 (『前掲訳書』、9-11 ページ)



ARS No.4 第3章においては、当時のリース情報の公開について詳細な調査研究がなされている。

この調査は、Accounting Trend and Techniques (1961年版)の報告の内容に基づいてなされたものであり、以下の要約が記載されている。

【2】1960年当時のリース情報の公開について  
表示の詳細

	脚注	株主への手紙	1960年の合計	1951年の合計
(リース賃借人による開示)				
年次賃借料の総額	133	3	136	59
賃借料総計	10	1	11	2
リース満期日	27	1	28	14
リースの件数	57	2	59	37
更新選択権	15	1	16	13
セールス・アンド・リース	19	3	22	3
バックの特質				
リース期間	85	2	87	12
合計	346	13	87	12
会社数				
長期リースの詳細表示			117	61
長期リースについては表示するが詳細については省略			69	37
借地権または借地権更新に関しては長期リースを表示			37	139
			223	200
長期リースについて指摘も表示もなし			377	400
合計			600	600

(出所：ARS No.4 chapter3 p.20 (『前掲訳書』 p.40))

この報告について、まず多くの企業がまったくリースについて表示していなかったり、詳細について記載していないことを指摘し、この要因として以下の3つを挙げる。

1. リースを利用していない。
2. リースが開示されるほど重要でない、と判断している。
3. リースを利用しているにもかかわらず公開をしていない。

実際に、この報告書によれば、リース物件が存在しているにもかかわらず、営業報告書には一切記載していない会社が存在しており、その一例としてアメリカのある有名な電気会社を挙げている。この電気会社は、リースが重要な公開事項であるにもかかわらず、リースについての記載は、固定資産の名称や借地権更新のみにとどまり、それ以外の記載はなく、Myers 教授は、リースの情報は、株主にとって重要なものであるとし、リースが重要でないとする投資家の判断は誤りであるとする。

次に、リースの一部を貸借対照表上に記載している企業として、Allied Paper Corporation、Continental Air Lines Inc.、Lenkurt Electric Co.、Mohasco Industries、Inc.などを挙げる

Allied Paper Corporation は、1960年度の営業報告書では、リース賃借料は、その全額を長期負債として記載する。また、Continental Air Lines は、1960年度 \$ 46,000,000の負債を脚注に表示し、その他の義務として \$ 1,204,616の説明を記載している。

Accounting Trends and Techniques では、600社のうちリース情報を貸借対照表上に記載している企業は非常に少ないとした上で、当時証券取引委員会は、損益情報の付属明細書で情報を公開することで問題を解決していたと分析する。

リース期間の公表についても、J.C.Penney Company が1960年度の営業報告書で「5年後に満期となるリースは・・・(中略)・・・その後20年間にわたり満期を迎えるリースがある。」と記載している。その他の企業については、短期、長期のリースの区分は、2年、3年、10年という期間でなされており、3年のリース期間が最も一般的に使用されているものとしているが、それ以外は「長期」としている。

Myers 教授は、短期、長期のリース賃借料に関する情報を公開しているのはわずかな企業であると指摘し、将来の賃借料について記載している企業は、Indian Head Mills、Inc.が一件のリースについてのみ記載し、Tishman Realty & Construction Co.が12件のリースについてすべてリースの満期と年次賃借料について記載していると報告する。

ここで、Myers 教授は、投資家は将来の賃借料を計算するために必要とする情報を営業報告書では得られることができず、貸借対照表にリース情報は計上されるべきであって、計上されないままでは、貸借対照表の比率分析は崩壊すると主張し、貸借対照表上にリースを計上する必要性があると述べている。

つまり、株主に対する代表的な営業報告書に記載された資料や、証券取引委員会により要求される損益計算書の付属明細書に記載された資料は、ともに将来の賃借料を計算するのに充分でないとするのである。その他のリース条項として公開されていたのは、

リースの満了時での選択権についてであった。

「(1) リース期間の終了時に当該リース物件を購入するか、リース契約を更新するか、  
(2) リース期間の終了前に当該リース物件を購入したり、リース契約を解約するなど  
が当時リースについての選択権の一般的なものであった。その選択権については、当時  
の営業報告書のわずか 10%が何らかの表示をしているだけであった。

セール・アンド・リースバックについて、ARB No.43 において取引の発生した年度に  
重要なセール・アンド・リースバック取引の重要な詳細を公開するべきである。」<sup>50</sup>とし  
ており、脚注においては相当詳しく表示されていた。

Myers 教授は、Scott Paper Company、Comptometer Corporation、S.H.Kress & Co.  
など数社の例を列挙し、その実態を報告している。

セール・アンド・リースバック取引について、これらの事例は対象となる取り扱いの  
広範な変化と投資家に与えられる情報の広範な変化を指摘している。

以上のように、ARS No.4 が調査研究を依頼され、企業の財務報告から、リース取引を  
どのように報告しているかという実態調査と分析を行い、リース取引が貸借対照表上に  
計上されておらず、脚注にリース情報を表示していたとしても、まったく統一性のない  
状態であることを実証したものであると言える。

### 【3】リース表示についての提言ーリース賃借人

ARS No.4 は、「リース賃借人のリースの表示」について提言を行っている。

リース取引の会計処理には、基本的に 2 つの方法がある。当時最も多く採用されてい  
た方法は、現金支出を属する期間の費用として報告はするが、将来の支払いをなす取引  
は、いかなるものも無視する方法である。第 2 の方法として、リース取引を資産の取得  
ととらえ、同時に発生した義務も財務取引 (financial transaction) とみなす方法である。

この方法によれば、リース資産とリース関連負債は、科目として貸借対照表に計上さ  
れる。

当時のリースにおける会計処理が不適當であるという意見が一般的ではあったが、リ  
ース資本化に関しては、大きく 2 つの疑問点が存在していた。

- (1) 脚注表示でリース情報を完全に表示できるのか。
- (2) 将来の支払いの現在価値を貸借対照表上に計上できるのか。

Mayers 教授は、リース取引を貸借対照表上に認識するか否かを検証する。それは、リ  
ースの開始時点で将来の賃借料を貸借対照表に計上し、支払いがなされた時点で賃借料  
を費用として計上する方法であった。

この章で、彼は貸借対照表公開リースの条件として以下のような例を示している。

- (1) 期間ーリース資産の全見積耐用年数についての期間  
リースにかかわる費用ー税金、保険料、維持費等はリース賃借人の負担

<sup>50</sup> Op.cit.,p.26 (『前掲訳書』、47-48 ページ)

- リース満了時の権利—名目価格でリース賃借人の所有権
- 賃借料—リース期間の開始時にリース資産に近似する公正価格で支払う
- (2) 期間—リース資産の全耐用年数にわたり見積られた期間
  - リースにかかわる費用—リース賃借人の負担
  - リース満了時の権利—名目価格で更新する選択権
  - 賃借料—割賦支払い、割引現在価値はリース資産の公正価値に近似
- (3) 期間—リース資産の耐用年数の 60% についての固定期間
  - リースにかかわる費用—リース賃借人の負担
  - 満了時の権利—耐用年数の終了時、名目価格で更新する権利
  - 賃借料—割賦支払い、最初の期間、割引支払いの現在価値はリース資産の公正価値に近似<sup>51</sup>

以上のリース取引例について、リース期間の相違はあっても、全耐用年数の財産権を効果的に購入したことになると述べる。これらについては、リースの開始時に資産の公正価値と等しい価格で全耐用年数にわたってリース資産の権利を取得したのと同じであり、購入によって資産を取得した場合とまったく同様の方法でリースを記録すべきであるとする。

また、別のリース取引例として、

- 期間—固定期間、見積耐用年数の 60%
- リースにかかわる費用—リース賃借人の負担
- 満了時の権利—なし
- 賃借料—割賦支払い、割引現在価値は公正価値の約 75% に近似<sup>52</sup>

を挙げる。

この例において、上記の例と変わっていない事実は、賃借料とリースにかかわる費用である税金、保険料、維持費等をリース賃借人が負担するということである。つまりこのような追加的な費用を支払うということは、資産を所有する場合となんら変わりがないという点を指摘するのである。通常このような費用は、財産所有者が認識するものであり、リースの場合も明らかにリース賃借人が負担するのである。その費用が直接リース賃借人によって支払われるのか、リース賃借人であるリース業者がリース賃借料に付加させるかどうかは、問題ではない。問題は、リース賃借料のどの部分がリース資産の使用権にかかわるもので、どの部分がそれらの費用に関するものであるかどうかなのである。

そして、契約したリース料の現在価値が、リース資産の使用権の取得である限り、貸借対照表上の資産、負債に計上されるべきであるとする。

「リース資産はリースの使用者が取り付け、リース期間中リース賃借料を支払うにもかかわらず、リース賃借人がリース資産の法的な所有者である。資産を使用する権利はたとえ所有していなくても資産であるとする。リース賃借人は、リース資産から用役を得るこ

<sup>51</sup> Op.,cit.,pp.34-35 (『前掲訳書』、60-62 ページ)

<sup>52</sup> Op.,cit.,pp.34-35 (『前掲訳書』、60-62 ページ)

とができる。リース賃貸人が完全に義務遂行するならば、リース資産は資産として認識されるべきである。」と結論する。

以上のような検証と例示から、Myers 教授は、ARB No.38 が提言した「実質的に財産の割賦購入であるリース」を資本化するのではなく、財産権の支払いとして認識できるリースは、貸借対照表に記載されるべきであるとしたのである。

Myers 教授は、以下のような条項のリースについては、賃借料の全額が財産使用权に対するものとして判断した。

1. 期間—リースが実質的にリース資産の全耐用年数に及んでいる。
2. 満了時の選択権—リース賃借人は、リースの満了時に名目価格でそのリース資産を購入することができる
3. 解約条項—契約は解約できない。
4. 賃借料—リース資産への投資額と適正報酬をリース業者が回収するのに十分な一定額をリース賃借人は支払う。
5. 税金、保険料、維持費—これらの費用やその他の類似費用は、リース賃借人によって支払われる。

また、以下のような条件のリース取引については、賃借料のわずかな部分だけが財産所有権に対するものであるとする。

1. 期間—非常に短期間である。
2. 満了時の選択権—リース賃借人は満了時、リース契約に特に用意された選択権はない。
3. 解約条項—契約には解約条項が設定されているかもしれないし設定されていないかもしれない。
4. 賃借料—賃借料は比較可能な資産や用役に対する競合的水準で決定されることが、リース契約において規定されている。
5. 税金、保険料、維持費—これらの費用やその他の類似費用は、リース業者が支払う。  
その他の用役—リース業者によって提供される。<sup>53</sup>

このようにリース取引を貸借対照表上に記載するか否かの判断基準を設定し、リース賃借人が当該リース資産の占有と支配をもたらす財産権の取得である資金調達方法である限りは、リース取引は、当該リース資産の取得とそれに対応する支払債務の発生を構成するものであるとする。

したがって、リース料支払額の現在価値をもって貸借対照表上に記載するべきだとするのである。また、税金、維持費、保険料やその他の類似費用については、当該期間の費用として処理すべきことを提言する。

---

<sup>53</sup>Op.,cit.pp.3-5 (『前掲訳書』、7 ページ)

#### 【4】ARS No.4の見解

ARB No.38が「リースが実質的に購入である場合には脚注または財務諸表本体で開示」することを指示したにもかかわらず、ARS No.4が提言したような判断基準が明確ではなく、その開示の実態は、企業によって全くバラバラのものであった。

このようなリース開示の実態が充分でないことから、AICPAがMyers教授にリース会計の調査研究を依頼するのであるが、ARB No.38で指摘された実質的な割賦購入でなくとも財産権を取得したとみなされるリースについては当該資産を所有していることと全く相違がないとし、貸借対照表能力を認める。

リースの会計処理は、ARS No.4以来、さまざまに提言されてきたが、それはあくまで現行の会計概念の枠内でとらえたものである。

リース資産の使用権を取得したとみなして貸借対照表に計上することを提言したARS No.4の見解もあくまで伝統的な会計概念の枠内でとらえたものである。

リース契約は、「他の未履行契約とは違い、リース物件が引き渡され、完全にリース賃貸人が義務を遂行した時点で認識すべきであるとする。つまり部分的な履行契約であるとみなしている。」<sup>54</sup>として、認識される部分は履行されたものであり、未履行契約についての認識は考慮されていない。

リースの会計処理が問題視され、リース取引資本化が要請されたのは、リースの経済的実質にある。リース取引は法的には賃貸借の形態であるが、経済的機能は金融である。リース取引は金融手段として資産の購入資金を貸し付ける代わりに、企業が必要とする設備等を新たに購入し、リース物件を貸し出す。また会計実務の側面からみても、企業にとってのメリットは大きい。

しかしながら、伝統的会計に基づいて、法的形式に則った賃貸借取引としての会計処理では、リースの経済的実質、つまり所有権が移転していないだけで、ほとんど自己所有の固定資産と変わらないという事実から、リース取引の資本化が要請されてきたのである。

つまり、借入金、および割賦購入により資産を購入した場合には、貸借対照表上に記載され、リース（中途解約不能のいわゆるキャピタル・リース）で資産を調達した場合には貸借対照表上に記載されないのであれば、実質的に同様であっても企業間の比較可能性が確保できなくなる。

それに反して、リース取引資本化の反対論として、リース物件の所有権の問題がある。所有権が移転していない物件を資産計上するのは不相当であり、さらにリース契約は継続的な履行を要求する未履行契約であるというものである。

リース取引資本化を推し進めることは会計概念の枠組みの拡大あるいは再構築を必要とするような大きな課題となった。

---

<sup>54</sup> 茅根聡 『リース会計』新世社、1998年、182ページ

### 3 節 SFAS No.13 の概要とリース取引資本化の論理

1 節および 2 節では、代表的なリース関連意見書、ARB No.38(ARB No.43),ARS No.4,APB No.5,APB No.7 の概要とリース取引資本化の論拠について検討してきたが、本節では、リース会計基準として公表された FASB SFAS No.13(Financial Accounting Standards Board ,Statements of Financial Accounting Standards No.13 “Accounting for Leases”) について考察する。

SFAS No.13 のリース取引資本化の論拠は、本質的には伝統的会計理論を逸脱するものではないが、APB No.7 で採用された「所有に伴う便益および危険の移転」の概念を踏襲したものであった。

SFAS No.13 におけるリース取引会計処理の概要は以下の通りである。<sup>55</sup>

#### 【リース取引の分類】

リース取引の分類としては、主としてキャピタル・リース<sup>56</sup>取引とオペレーティング・リース取引とに分けられている。

#### (1) 借手側の分類

- ①キャピタル・リース (capital lease)
- ②オペレーティング・リース (operating lease)

#### (2) 貸手側の分類

- ①セールスタイプ・リース (sales-type leases)
- ②直接金融リース (direct financing lease)
- ③レバレッジド・リース (leveraged lease)
- ④オペレーティング・リース(operating lease)

#### 【分類基準】

#### (1) 賃借人側の分類基準

あるリース取引が、以下の 4 つの基準の 1 つ以上を満たす場合は、そのリースは賃借人の立場からは、キャピタル・リースとして分類される。その他の場合にはオペレーティング・リースとして分類される。

- a. リース期間の終了時点で当該資産の所有権が賃借人に移転するリース。
- b. そのリースに割安購入選択権(Bargain purchase option)<sup>57</sup>があるリース。
- c. リース期間がリース資産の見積経済的耐用年数 (Estimated economic life) <sup>58</sup>

<sup>55</sup> ここでは、本論文において重要と思われるため、SFAS No.13 の概要をまとめる。

<sup>56</sup> 日本会計基準、国際会計基準ともにファイナンス・リースとしているが、アメリカでは、同じリース取引をキャピタル・リースとしている。リース取引を資本化することからの名称と考えられるが、キャピタル・リースとした理由およびリース取引の資本化について、嶺輝子教授の「リース契約に基づいて将来支払うべき賃借料総額を一定の割引率で現在価値に資本還元すること」であるとの見解がある。

<sup>57</sup> 割安購入選択権(bargain purchase option)－賃借人に、その選択において、選択権を行使できる日における当該資産の見積公正価値よりも著しく低い価格でリース資産を購入することを認める規定で、選択権の行使がリース開始時点で合理的に確実視されるもの。

の75%以上である場合。しかし、それ以前の既使用年数も含めて、リース期間の開始がそのリース資産の見積経済的耐用年数の最後の25%の期間内になる場合には、この基準はリースを分類するのに使用しない。

- d. 最低リース支払額(minimum lease payments)から賃貸人が支払うべき保険料、保守費用及び公租公課のような管理費用(executory costs)並びにそれらに対する利益を含む金額に相当する支払額を控除した金額のリース開始時点における現在価値が、賃貸人にとってのリース開始時点における当該資産の公正価格から賃貸人が留保しかつ賃貸人が実現すると予測される投資税額控除があれば、それを控除した金額の90%以上になる場合。

このような分類基準を設定することにより、具体的な判断基準を示したと言える。特に後に、75%基準、90%基準と呼ばれるような、客観的な判断基準として数値判断基準が示された。

この数値基準は、現在も継続されて採用されており、わが国でも、「概ね」という言葉を冠して採用している一般的な数値基準といえる。

## (2) 賃貸人側からの分類基準

賃貸人の立場からの分類基準としては、開始時点であるリースが4つの基準のいずれかに該当し、更に次に掲げる基準の両方を満たす場合には、そのリースは状況に応じてセールスタイプ・リース又は直接金融リースのいずれかに分類される。これらの条件を満たさない場合には、そのリースはオペレーティング・リースとして分類される。

- a. 最低リース支払額の回収可能性が合理的に予測し得ること。
- b. リースに基づいて今後賃貸人が負担しなければならない費用で他から補填されないもの。(unreimbursable costs)については、重要な不確実性が存在しないこと。

## 【リース会計処理】

また、リース会計処理を賃借人(lessee)の会計処理と賃貸人(lessor)の会計処理の概要を以下に示す。

### (1) 賃借人の会計処理(accounting by lessees)

#### ①キャピタル・リース(capital lease)

一定の基準に合致した場合、リース資産を自社の資産として計上することが要求

<sup>58</sup> 見積経済的耐用年数 (estimated economic life) -リース期間による制限に関係なく、当該資産が1人以上の利用者によって通常の修繕保守を行い、リースの開始時点で意図された目的のために、経済的に使用できると予想される見積耐用期間。



される。

キャピタル・リースに基づき記録された資産と、それに対する償却累計額は、賃借人の貸借対照表またはその脚注で区分 (classified) して表示されなければならない。同時に、それに関連する債務は、キャピタル・リースに基づく債務として貸借対照表で区分して表示されるものとし、区分表示した貸借対照表では他の負債と同じ基準で流動及び非流動資産に区分されなければならない。キャピタル・リースに基づき記録された資産の償却による利益に対する賦課額が減価償却額に含まれその旨開示している場合を除き、償却費は、財務諸表又はそれに対する脚注で開示しなければならない。

#### ②オペレーティング・リース (operating lease)

キャピタル・リース以外のリース。資産計上は行わず、リース料を費用処理する。

### (2) 賃貸人の会計処理 (accounting by lessor)

#### ①セールスタイプ・リース (sale-type lease)

- a. 最低リース支払額と賃貸人の利益として発生した無保証残存価値の合計額は、リースに対する総投資額として記録される。
- b. 上記リースに対する総投資額と、総投資額を公正する2要素の現在価値の合計との差額は、未実現利益 (unearned income) として記録しなければならない。
- c. 当該リースにおいて考慮された利子率で計算された最低リース支払額の現在価値は、売価として記録されなければならない。

#### ②直接金融リース (direct financing lease)

- a. 最低リース支払額に賃貸人の利益に帰属する無保証残存価値を加えたものを、そのリースに対する総投資額として記録する。
- b. 上記aによるリースに対する総投資額と、リース資産の原価又はそれと異なる場合には、帳簿価額との差額は、未実現利益として記録する。リースに対する総投資額は、総投資額から未実現利益を控除したものである。

#### ③レバレッジド・リース (leveraged lease)

賃借人の立場からは、レバレッジド・リースの分類および会計処理は、レバレッジド・リースでないリースの場合と同じ方法で行う。

賃貸人の立場からは、賃貸人は、そのレバレッジド・リースに対する投資を、償還請求権のない負債を控除して記録する。<sup>59</sup>

#### ④オペレーティング・リース (operating lease)

- a. リース資産は、貸借対照表上で固定資産に含めるか、その近辺に表示する。その資産は、賃貸人の通常の減価償却方法に従って減価償却し、貸借対照表

<sup>59</sup> レバレッジド・リースとは、航空機などの大型設備をリースする場合に、第三者を介入させる直接金融リースの特別な形態である。

上において、償却累計額はリース資産に対する投資額から控除する。

- b. 賃借料は、リース期間を通じてリース条項に従って受取債権となった時点で収益として認識する。
- c. 当初の直接原価 (initial direct costs) <sup>60</sup>は繰り延べ、リース期間を通じて賃貸料収益の認識に比例して各期間に配賦する。影響が少ない場合には、当初の直接原価をその発生した時点で費用として計上することもできる。

レバレッジド・リースを除き、リース営業がその収益、純利益又は資産の金額から見て賃貸人の営業活動の重要部分である場合には、リースに関する情報を財務諸表又はそれに対する脚注で開示しなければならない。

以上が SFAS No.13 の概要であるが、SFAS No.13 の「序文 1」では、リース取引を以下のように述べている。

「本基準書は、賃借人及び賃貸人によるリースに関する財務会計処理及び報告の基準を制定するものである。本基準書においてはリースとは、固定資産（土地及び又は償却資産）を使用する権利(the right to use property)を通常一定期間譲渡する契約として定義される。」<sup>61</sup>

SFAS No.13 において、資本化されるべきリース取引を明確に「資産の所有権に伴う利益及び危険のすべてを実質的に移転するリース (a lease that transfers substantially all of the benefit and risks incident to the ownership of property)」<sup>62</sup>と定義しており、賃借人側では、資産、負債として計上し、賃貸人側としては販売または金融としての会計処理が公表された。

その後、SFAS No.13 を修正、補完するステイトメントや解釈 (Interpretation) が数多く公表され実務界において混乱が生じたため、リースの会計処理について整理するため 1980 年に FASB から「リース会計 ("Accounting for Leases) 」が公表されるに至った。

<sup>60</sup>当初の直接原価 (Initial direct costs) - 賃貸人側のリース取引の交渉及び締結に際しての追加直接原価 (incremental direct costs) 例えば、コミッションや法律上の諸掛り。

<sup>61</sup> FASB SFAS No.13 Accounting for Leases Introduction, November, 1976 (日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館、1985 年、2 ページ)

<sup>62</sup> op.cit., par.60 (『前掲訳書』、44 ページ)

#### 4 節 アメリカにおけるリース会計基準の課題

これまで検討してきたように、1949年 ARB No.38 が公表されて依頼、アメリカでは、会計基準設定期間がある種のリース取引をオンバランスする論拠を調査研究し、リース会計基準の設定に取り組んできたが、長年にわたり、リース取引のオンバランスについての具体的な判断基準も整備されず、ARB No.5 においては、リース賃借人側ではオンバランスされるリース取引は「実質割賦購入・実質的持分」を判断基準とし、ARB No.7 においては、リース賃借人側では、「所有に伴う便益および危険の移転」を判断基準としたというような不整合が見られた。

具体的には、ある種のリース取引が、賃借人側では販売または金融として記録され、賃借人側ではオペレーティング・リースとして記録されるようなことが起こる可能性があったことについては、規定があいまいであると批判の対象となった。

1973年に FASB が発足したのであるが、「リース会計基準」の整備が、最初の議事であった。という事実からも、いかにリース取引の会計処理が混乱していたかが窺い知れる。

SFAS No.13 Appendix B に、注目すべき以下のような見解が述べられている。

「リースの区分として法律上の区分はリース取引資本化の問題として会計処理に適用するには適切でなく、また実務的でないことになりがちである。(中略)リース取引資本化の決定要素として「法的な債務」の概念は受け入れないこととした。」<sup>63</sup>とあり、キャピタル(ファイナンス)・リース取引については「法的概念」で区分しないことを明言していることから、アメリカ会計における「実質優先主義(substance over form)」の思考がリース会計についても顕著に現れていると言える。

さらに、「財務諸表の利用者が賃借人の財政状態および経営成績を評価するのに有用な情報を提供するもの」として開示要件を支持する見解も述べている。

FASB のリース会計基準設定における精力的な取組みの結果として、1976年11月に SFAS No.13 が公表され、キャピタル(ファイナンス)・リース取引についての会計処理が整備され、論理的基礎も「資産の所有に伴う危険と便益の移転」に拡大したものと確立されたのである。

リース会計基準設定が、FASB の重要課題であったことは、ある種のリース取引が、伝統的な会計理論では論理付けることができないものであり、リース取引資本化の論理化はすなわちパラダイム・シフトを伴う大きな取組みであったからである。なお、FASB はリース会計基準以外にも、1973年から1988年まで SFAS No.1 から SFAS No.133 まで多くの会計基準を公表しているが、会計論理を体系化するために、FASB 財務会計概念ステイトメントを公表し、会計基準を論理的に強化した。

1980年に「リース会計」が FASB から公表され、一応の決着がついたように思われた。しかしながら、企業はキャピタル(ファイナンス)・リースをオンバランスすることに消極

<sup>63</sup> op.cit.,par.71 (Appendix B) (『前掲訳書』、48 ページ)

的で、キャピタル（ファイナンス）・リースの判定基準である総リース料についての 90% 基準や経済耐用年数における 75% 基準を満たさない契約条件にするなどのような、オンバランス回避行動も見受けられるようになった。これはファイナンス・リースの判定基準として明確な数値基準が設けられていることが原因であるとも考えられる。

今日のアメリカにおいては、エンロンやワールド・コム事件といった会計不信の事件が多発し、会計制度の在り方も問われている現状にある。

2002 年 9 月、FASB と IASB はアメリカノーウォークにおいて、「ノーウォーク合意」と言われる以下のような共同声明を発表した。

- a. 米国会計基準（U.S.GAAP）と国際財務報告基準（IFRSs、国際会計基準（IAS）を含む）との間にあるさまざまな差異を削除する目的で、短期的なプロジェクトに着手する。
- b. 2005 年 1 月 1 日時点で残った U.S.GAAP と IFRSs との差異を、両審議会の将来の作業計画を調整することを通じて取り除く。すなわち、個別の重要なプロジェクトとして両審議会が相互に着手し、同時に検討する
- c. 現在実施している共同プロジェクトを継続して進行する。
- d. 両審議会のそれぞれの解釈指針設定組織に対し、それぞれの活動についても調整を行うことを促す。<sup>64</sup>

ノーウォーク合意については、FASB と IASB が、共同プロジェクトの進捗を進め将来の作業計画の協調を通じて残りの差異を消去または削減を約束することとともに、国や地域を超えて財務諸表の比較可能性を向上させるであろうことが期待されている。

また、EU では、EU 市場に上場する域内企業については、2005 年 1 月から IFRS (国際会計基準)の使用を義務付け、2009 年 1 月から国際会計基準又は同等の基準の適用開始とされ、会計基準の同等性評価に対応するため各国でコンバージェンスへの取り組みが急速に進められており、FASB においても例外ではない。

IASB は、リース会計基準についても、2006 年からリース会計基準を再検討し、FASB と共同でリース会計基準の見直しを図り、オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引のオンバランス化への取り組みが開始された。

なお、IASB、FASB の共同プロジェクトの詳細については、「第 IV 章 リース取引における国際会計基準とわが国会計基準の比較」で取り上げる。

---

<sup>64</sup> FASB Memorandum of Understanding Norwalk Agreement 2002 (企業会計基準委員会翻訳)

## 第Ⅲ章 わが国における平成 5 年リース会計基準<sup>65</sup>改訂までの歴史

### 的経緯と課題

#### 1 節 わが国における平成 5 年リース会計基準設定までの経緯

リース制度の起源としては諸説があるが、1952年に世界初のリース会社、U.S リーシング社が設立され、リース産業として飛躍的な成長を遂げたことから、リース取引の会計処理についても問題視されるようになってきた。

わが国においてもリース産業の発展は著しく、リース制度は高度成長期にあつて、産業界が設備投資に相当な意欲を注いでいるにも拘わらず、設備資金の供給が不十分であるような状況の下で発展してきた。

アメリカに遅れること 10 年を経て、わが国最初のリース会社として 1963 年に日本リースインターナショナル（現 GE キャピタルリーシング）が設立された。

リース産業は、リースが導入されて 40 年以上経過した現在も、成長産業であると言われている。

リース取引の主なものは、貸貸人が、実質的に金融機関として機能するファイナンス・リースで、中途解約は原則的に認められない。

この場合、貸貸人は、リース契約上、事実上の金融機関として機能するので、貸付け、あるいは、投資を行った場合に準じて会計処理されるべきであると考えられるが、リース会計基準では、一定の判断基準により分類を行っている。

経済的にも発展を遂げたリース産業（リース制度）は、わが国の会計基準にも重要な影響を与え、重要な課題となった。

本節では、わが国におけるリース会計基準設定までの歴史的経緯について考察する。

わが国においては、リース取引に関する規定は、昭和 43 年（1968 年）大蔵省令第 5 号「企業内容等の開示に関する内閣府令 第 2 号様式（36）b」に「連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(62)の a ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、a に準じて記載すること。」<sup>66</sup>と記載があることが見られるが、法人税法では、昭和 53 年（1978 年）の法人税において「ファイナンス・リースについては、その経済的実質が一般の貸貸借と異なる面を有しているところから、これを一般の貸貸借と同様に取り扱うことに課税上弊害のあるものも認められるので、個々のリース取引の経

<sup>65</sup> 平成 19 年（2007 年）にリース会計基準が改定されたが、本論文では、改定前の平成 5 年リース会計基準を旧リース会計基準とする。

<sup>66</sup> a, b とあるのは、主要な設備状況についての記載を規定した条文を表す。

済的実質に応じてこれを売買取引等として取扱うこととし、課税上の処理の統一を図る。」として、「リース取引に係わる法人税及び所得税の取扱い」に関する通達が出され、昭和 63 年（1988 年）には「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱い」に関する通達が、リース会計基準設定に先んじて規定されており、経済的実質の概念は、すでに税法上に採用されていることが見受けられる。

その間、昭和 52 年（1979 年）、日本公認会計士協会監査委員会報告第 27 号「関係会社間の土地に係わる土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」（以下報告 27 号）昭和 55 年（1980 年）に、日本公認会計士協会制度委員会研究報告 1 号「セール・アンド・リースバックの会計処理」（以下研究報告 1 号）が公表されているが、企業会計審議会（当時は大蔵省管轄）リース会計基準設定について検討課題としたのが平成元年（1989 年）であり、本格的な審議の開始は平成 4 年（1992 年）から始まった。

平成 5 年（1993 年）には「リース取引に係わる会計基準に関する意見書」が提出され、「リース会計基準」の公表に至り、わが国リース会計基準として設定された。

その後、平成 19 年（2007 年）3 月 30 日、「企業会計基準第 13 号 リース取引に関する会計基準」及び「企業会計基準適用指針第 16 号 リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表され、15 年近くの月日を経て、改正されることとなった。

リース慣行とリース制度及びリース産業の発展史をまとめたものが<図表 1>である。

<図表 1> わが国におけるリース制度とリース産業の発展史

1963 年	日本リース・インターナショナル（現 GE キャピタルリーシング）設立。
1964 年	オリエント・リース（現オリックス）、東京リース設立。
1968 年	住商リース、日立リース（現日立キャピタル）、総合リース（現三井住友銀行リース）設立。
1969 年	昭和リース、芙蓉総合リース、セントラルリース（現 UFJ セントラルリース）センチュリーリーシングシステム、パシフィックリース（現興銀リース）設立。 高度成長と競争激化の中、企業は生産性向上や競争力強化のため、設備近代化への早急な対応に迫られ、リースは設備資金調達手段としての役割を果たし、飛躍的にリース産業としての礎を築く。リース会社は、アメリカと同様に、銀行または銀行系の総合リース会社、メーカーまたはメーカー系リース会社、独立系の総合リース会社に大別される。

1973年	オイルショック以降、合理化・省力化投資やエレクトロニクスの急速な進歩による新たな需要がさらにリース産業発展を加速させる。
1980年	技術革新が急速に進展し、リースの機能は金融の代替手段から優位な設備調達手段へと変化。1984年の投資促進税制がリースへ適用される。 租税特別措置法及び同施行令の「電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（メカトロ税制）」（中小企業の投資促進税制）。
1993年	リース会計基準の段階的实施。
1998年	リース取引の税務取扱いの法人税法施行令規定化。リース会計基準は1994年4月以降に開始する事業年度から段階的に実施され、個別財務諸表においては1996年度から、連結財務諸表においては1998年度から全面的に実施。
2003年	リース会計基準改訂議論活発化

（参考資料：「リースの歴史」住商リース株式会社 資料参照  
<http://www.scl.co.jp/lease/history.html>）

＜図表1＞で示したように、税制上の優遇措置により、リース業界が活性化してきたことは明らかであり、それに伴い、リース会計基準の問題点もクローズアップされてきた。

また、リース産業の取引高の推移を次頁＜図表2-1＞、また項目別リース取引高を次頁＜図表2-2＞に示す。

<図表2-1>リース取引高の推移

年・月	件数	前年同月比(%)	金額(百万円)	前年同月比(%)
2006年 10月	214,017	97.5	650,081.50	97.9
11月	206,592	103.5	578,958.60	97.7
12月	219,240	96.7	686,655.90	100.8
2007年 1月	159,605	96.7	564,563.30	101.6
2月	184,618	97.0	553,280.40	105.3
3月	253,372	91.9	987,971.30	103.3
4月	238,279	98.7	654,624.40	96.1
5月	209,386	106.0	550,448.80	105.0
6月	216,951	100.5	609,448.70	97.2
7月	216,304	101.8	564,090.50	90.2
8月	193,053	95.3	522,168.40	88.9
9月	222,482	97.8	711,075.10	87.9
10月	207,012	96.7	606,091.40	93.2
2007年4月～2007年10月	1,503,467	99.5	4,217,947.30	93.6

★ 調査対象企業数:251社 (2007年10月 現在)

(出所・社団法人 リース事業協会 「リース統計」2007年)



<図表 2-2>項目別リース取引高

リース取扱高(2007年10月)

	件数	構成比 (%)	前年同月比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年同月比 (%)
1 情報通信機器	89,986	43.5	101.6	202,397.3	33.4	91.3
電子計算機及び 関連装置	( 50,000 )	( 24.2 )	( 103.3 )	( 113,133.8 )	( 18.7 )	( 91.5 )
ソフトウェア	( 14,668 )	( 7.1 )	( 107.0 )	( 54,880.2 )	( 9.1 )	( 97.2 )
通信機器及び 関連装置	( 25,318 )	( 12.2 )	( 95.8 )	( 34,383.3 )	( 5.7 )	( 82.7 )
2 事務用機器	36,433	17.6	84.4	52,793.3	8.7	81.1
3 産業機械	8,377	4.0	120.1	88,348.8	14.6	115.0
4 工作機械	972	0.5	82.0	19,867.9	3.3	86.3
5 土木建設機械	2,040	1.0	130.9	18,167.1	3.0	90.6
6 輸送用機器	22,150	10.7	101.0	62,462.5	10.3	97.7
自動車	( 19,459 )	( 9.4 )	( 95.5 )	( 48,721.4 )	( 8.0 )	( 85.6 )
船舶	( 2 )	( 0.0 )	( 22.2 )	( 46.5 )	( 0.0 )	( 19.3 )
7 医療機器	7,311	3.5	106.5	27,657.4	4.6	84.9
8 商業及び サービス業用機器	28,277	13.7	95.5	77,015.5	12.7	88.0
商業機器	( 19,386 )	( 9.4 )	( 90.5 )	( 45,068.6 )	( 7.4 )	( 89.9 )
9 その他	11,466	5.5	80.7	57,381.6	9.5	96.7
理化学機械	( 1,980 )	( 1.0 )	( 109.8 )	( 8,901.9 )	( 1.5 )	( 117.9 )
合計	207,012	100.0	96.7	606,091.4	100.0	93.2

(出所・社団法人 リース事業協会 「リース統計」 2007年)

2006年と比較すると全体的にマイナス傾向にあるが、リース取引高の減少にリース会計基準改訂の影響があるかは、今後注目すべき検証課題である。

なお、平成19年改正「リース会計基準」については、「第VI章 リース取引における国際会計基準とわが国会計基準の比較検討」において詳しく考察、検討を加えるため、本節では、旧リース会計基準設定までの歴史的意義を考察するにとどめる。

## 2 節 平成 5 年リース会計基準公表までのリース関連規定の概要

本節では、旧リース会計基準公表までのリース関連規定を概観することが、わが国におけるリース取引資本化の論拠について考察するためには必要であると考えられるため、リース取引に係わる「経済的実質優先思考」がどのような過程で認識され、リース取引資本化の論拠として採用されたかを考察する。

1 節で述べたように、リース取引によって賃貸借された設備に関しては、税法での取り扱いが最初に規定され、会計基準としては整備されていなかった。

わが国におけるリースに関して、日本公認会計士協会が昭和 52 年（1977 年）、リース取引の会計処理としての以下のような見解を公表した。実質的にこれがリースに関する初めての公表物であると言える。

[1] 報告 27 号「関係会社間の土地に係わる土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」昭和 52 年（1977 年）8 月 8 日 日本公認会計士協会監査委員会の概要

昭和 50 年（1975 年）当時、セール・アンド・リースバック取引の普及により、企業の利益操作に関連するものではないかという疑問のもとに調査が行われた。

「固定資産売却についての調査によると、現に使用中の事業用資産を売却し、代金収受が長期にわたり、売却と同時に買主に対して金銭の貸借が行われたり、売却した物件を直ちに売主が賃借するケースが見られることを指摘し、これら一連の取引の真の意図がどこにあるかを調査した。

その結果、法律上の形式的要件は十分に備えているが、経済的実質において、通常の売買と同列に論じられないものがあり、売買という法形式を仮装した資産の評価替え、すなわち実質的には評価益の計上であるとの疑いを示し、固定資産売却取引が経済的実質を有するか否かの判断基準を設立する必要性に迫られた。」<sup>67</sup>

上記報告 27 号においては、関係会社間の土地・設備等の売買に伴い売買益を計上した場合、その取引自体の真実性、妥当性の吟味は、単に法形式の如何によらず、専ら経済的実質を判断の基準に据えるべきであるとしている。そして、問題になっている利益操作として含み資産の評価益計上を厳しくチェックしようとしたものである。とも述べられているように、セール・アンド・リースバック取引は、企業にとって、利益操作の手段として用いられる惧れがあった。特に、資産を売却し、多額の売却益を計上することに対する調査研究を行った結果の見解と言えよう。

<sup>67</sup> 戸張喜一郎「アメリカ企業会計審議会のリース会計基準の設定について」『会計ジャーナル』 第一法規出版 1977 年 4 月号 40 ページ

また、報告 27 号に関して言えば、最初のセール・アンド・リース取引についての規定であり監査上の規定で遵守すべきものではあったが、ほとんど期待できる程の成果をあげることはできなかった。

[2] 「セール・アンド・リースバックの会計処理（中間報告）」（公開草案第 3 号）  
昭和 53 年（1978 年）6 月 20 日 日本公認会計士協会制度委員会の概要

報告第 27 号の諮問を受け、日本公認会計士協会制度委員会は、「セール・アンド・リースバックの会計処理」を公表した。リースバック取引をリース会計の特殊問題として取り上げ、リース業やアメリカの会計基準を調査研究し、リースバック取引に関するわが国における対応についての問題提起を行うものであった。

公開草案第 3 号は、セール・アンド・リースバック取引をリースの特殊な形態と位置づけたものであるが、基本形態のリース取引についての会計基準が依然として未整備であることから、セール・アンド・リースバック取引については、特殊リースとして問題提起をしたものと考えられる。

当時、この公開草案に関しては、各業界、関係者からのコメントが寄せられたのであるが、興味深いものがある。

約 30 年以前のコメントが、2007 年のリース会計基準改訂の際に寄せられたコメントと大差がないということである。

代表的な反対理由としては、

- ①わが国のファイナンス・リースの経済的実態は、アメリカのものとは内容が同一ではない。
- ②ファイナンス・リース取引の商慣行の実態、取引当事者の意図、社会的背景、会計制度等がアメリカとは異なり、例えば、ファイナンス・リースとしての判断基準を設定するために、単純にアメリカのリース判断基準を導入することに反対である。
- ③セール・アンド・リースバックの会計を報告第 27 号に関連付けず、むしろ関連付けを行わないことは無意味である。
- ④公開草案第 3 号の内容上の不備（売却損益の繰延経理する根拠、商法計算規則との関連性の吟味、非償却資産に関する取扱いの欠如等）を明確にすべきである。

等があり、これらの反対意見が現在もそのままであるという事実は、リース会計基準設定においてわが国が抱えるリース取引の会計上の認識とリース業界の認識のずれが依然解決していないからであろう。

[3] 「リース取引に係わる法人税及び所得税の取扱いについて」

昭和 53 年（1978 年）7 月 20 日付個別通達（以下昭和 53 年通達）の概要

公開草案第 3 号が公表された直後、税法での取り扱いについて通達が出された。

それまでにも、一定の要件を満たす譲渡条件付賃貸借取引については、税法上の規定はあったが、公開草案第 3 号を受ける形で、昭和 53 年通達が公表されたと言えよう。

昭和 53 年通達においては、その趣旨において、「現在広く一般に行われているファイナンス・リースについては、その経済的実質において一般の賃貸借と異なる面を有していることから、これを一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上の弊害のあるものも認められるので、個々のリース取引の経済的実質に応じてこれを売買取引等として取り扱うこととし、その処理の統一を図ることとしたものである。」と述べられている。

リース契約の法的形式は賃貸借契約であり、リース契約に係わる支払リース料は損金算入が認められるのであるが、ファイナンス・リース取引については、その経済的実質が売買取引又は金融取引と考えられるため、賃貸借取引と同様の経理処理では課税上の弊害が生じるためとしていた。

昭和 53 年通達で特に問題とされたのは、ファイナンス・リース取引におけるリース期間である。リース資産の償却を法定耐用年数よりも短く設定した場合には、賃借人がリース期間内で支払リース料の全額を費用計上するため、法定耐用年数にわたる減価償却費と比較して、早期に多額の費用計上が可能となり、そのまま損金と認めることが、課税の公平性を損なうと考えられた。

つまり、税法では法定耐用年数にわたって、償却費を通じて投下資本の回収ができないものとしているが、法定耐用年数より短いリース期間を設定することによって、早期に投下資本の回収ができることにより課税上の弊害が起こるとするものであった。

リース取引の判定は以下の通りである。

- ①賃貸借期間が定められており、そのリース期間中に支払われる賃借料（リース料）の額の合計額が、少なくとも、賃貸をする法人（リース会社）におけるその契約の対象となった物件（リース物件）の取得価額及びその取引に係る付随費用（リース物件の取得に要した資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連してリース会社が支出する費用をいう。）の額の合計額のおおむね全部を支弁するように定められていること。<sup>68</sup>
- ②リース期間中における契約の解除が禁止されていること（解約禁止条項がない契約であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、リース会社がリース期間のうち未経過の期間に係るリース料の合計額のおおむね全部に相当する金額

<sup>68</sup> 「おおむね全部」については、リース会社におけるリース物件の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額の 90%に相当する金額である場合を言う。

を賃借人に対して請求することができる」とされているものも含む)。<sup>69</sup>

ただし、昭和 53 年通達においては、「セール・アンド・リースバック取引」については、「法人又は個人がその所有していた中古資産をいったんリース会社に譲渡した上、これをリース契約により賃借した場合において、その一連の取引が取引当事者の意図、取引物件の内容等からみて実質的に金融取引と認められるときは、当初からその譲渡が無かったものとして取り扱う。」とあり、中古資産をリースバックした場合の取扱いとして規定されているのみである。

#### [4] 「セール・アンド・リースバックの会計処理」(研究報告第 1 号)

昭和 55 年(1980 年)日本公認会計士協会会計制度委員会の概要

公開草案第 3 号に関して寄せられたコメントを参考にし、また昭和 53 年通達においても取扱いが明確にされたことにより、研究報告第 1 号が公表された。

会計制度委員会が、研究報告として公表した背景は、当時リースについての取引慣行が未成熟であり、直ちにその会計処理が実務を拘束することが適当でないと判断したためである。

研究報告第 1 号ではファイナンス・リースは、「資産の所有に伴う便益と危険を実質的に賃借人に移転するリース」としており、すでにアメリカで公表された SFAS No.13 の影響を受けていることが次の判定基準からも伺える。

研究報告第 1 号におけるファイナンス・リースの判定基準

- ①リース期間終了時に資産の所有権が賃借人に移転するリース。
- ②格安な買取り選択権が付与されているリース。
- ③解約不能なリース期間が資産の見積耐用年数の大半(通常 75%以上)に達しているリース。
- ④解約不能なリース期間のリース料総額の現在価値額が、リース実行時における当該資産の公正価値額を超えているかそれに近似(通常 90%以上)しているリース。

また、ファイナンス・リースの会計処理として、

- ①貸人は、資産の利用による便益を賃借人に譲渡する処理を行う。
- ②賃借人は、資産の取得と負債の発生として処理するのが望ましい。

としている。

<sup>69</sup> リース契約書において、一般的な解約禁止条項が定められているほか、リース期間中に契約を解約する場合の条項として次のような条件が付されているリース取引はこの要件に該当する。

イ. リース物件を更新するための解約で、その解約に伴い同一メーカーのより性能の高い機種を同一のリース会社から賃貸を受けるときは解約金の支払を要しない。

ロ. イ以外の場合には、未経過期間に係るリース料の額の合計額(リース物件を処分することができたときはその処分数額を控除した額)を解約金とする。

セール・アンド・リースバック取引については、「設備等の所有資産を売却し、同時にそれを買手から賃貸借使用する場合」とし、また「セール・アンド・リースバックの共通的な特徴は、資産の売買価格とリース料とが相互に関係づけられて交渉、決定されるところにある。資産の売買とリースバックとが別々の取引でなく、両者一体となって、単一の取引を形成するものである。」と捉えており、当該リース契約がファイナンス・リースに該当する場合には、賃貸人、賃借人双方ともファイナンス・リースとして処理し、賃借人の資産売却による売却損益は、原則として繰延経理し、ファイナンス・リースの場合には、リース資産の減価償却額、オペレーティング・リースの場合には、賃借料支払額に各々比例させる方法により将来にわたって償却するとした。

研究報告第1号は、SFAS No.13を基準としていたが、わが国で採用するためには、商法、税法上の調整が必要であった。

このような状況の中で、依然として伝統的な会計処理方法を採用するとすれば、投資家、債権者等は企業の財政状態、経営成績に関し、正確な意思決定をすることが不可能になる。

経済構造の変化とともに、利害関係者の意思決定が重視されるようになり、会計処理方法も新しい会計概念の導入により、会計領域を拡大せざるを得なくなってきたと言える。

加えて、リースの経済的実質は、金融ないし割賦購入と看做されるのであるから、リース取引の実態を考慮して、速やかに制度化されるべきものであった。

#### [5] 「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達

昭和63年（1988年）3月30日付（以下昭和63年通達）の概要

昭和53年通達では、リース期間が法定耐用年数よりも短いリース取引について主に規定が設けられたが、昭和63年通達では、レバレッジド・リースのようなリース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引については、一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上の弊害があるので、個々の取引の経済的実質に応じて、金融取引または売買取引として取り扱うこととされている。

「リース期間が法定耐用年数よりも長い」とは、リース期間がリース物件の120%に相当する年数を超えるものをいう。

以下の要件すべてに該当するリース取引については、原則として売買取引又は金融取引として取り扱うこととされた。

- ①リース期間がリース資産の法定耐用年数の120%を超えていること。
- ②リース物件がいったん賃借人において取得されたうえで、その賃貸借を行うことを条件に賃貸人に譲渡されたものであること。またはリース物件を賃貸人が直接取得したうえで賃借人に賃貸する形を採るものであっても、その選定、メーカーとの交渉が賃借人において行われているなど、その取得が、実質的に賃借人によ

って行われていると認められるものであること。

- ③リース期間中のリース料の額の合計額が、賃貸人におけるリース物件の取得価額およびその取引に係る付随費用の額のおおむね全額を回収するものとして算定されていること。
- ④リース期間中におけるリース契約の解除（中途解約）が禁止されていること、あるいは中途解約をする場合でも、賃借人が、リース期間のうちの未経過期間に対応するリース料のおおむね全部を支払うことになっているか、またはそのリース物件につき引取りをすることが明らかなこと。
- ⑤リース契約の中に、賃借人が公正な市場価格でリース物件を購入する旨の条項が付されていないこと。

である。

レバレッジド・リース取引は、航空機等の大型物件のリース取引に投資家が参加することによって、資金を調達しリース会社が大型物件を購入し、ユーザーにリースする取引である。レバレッジド・リース取引では、法定耐用年数よりも長いリース期間を設定し、リース資産の減価償却を定率法で行い、借入金の利子とともに費用化するが、リース期間の初期に償却費がリース料収入を上回るため、損失が生じることになる。

そのため、投資家にとっては税負担を軽減することができ、賃借人にも投資家の節税分がリース料の低減として還元されるため、多くの航空会社が採用してきたものである。<sup>70</sup> 昭和 63 年通達は、このような課税上の弊害を是正する目的で規定された。

以上のようなリース取引についての規定が、平成 5 年（1993 年）に設定されるまでに存在していたが、商法（商法計算書類規則）、証券取引法にも規定がなかったわけではなく、開示に関する規定は設けられていた。本節において詳述していないが、開示についての規定であり、計算数値的な情報開示にまでは至っていなかった。

---

<sup>70</sup> 平成 10 年度（1998 年度）の税制改正により、日本から海外のファイナンス・リースにつき資産の償却方法がリース期間定額法に限定されたため、このメリットは失われた。

### 3 節 平成 5 年リース会計基準の概要

平成 5 年（1993 年）6 月 17 日、わが国では、企業会計審議会（当時は大蔵大臣の諮問機関）から「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下平成 5 年リース会計基準とする）が公表された。

平成 5 年リース会計基準の冒頭において、「その経済的実質が当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものがかなり増加してきている。かかるリース取引について、これを賃貸借取引として処理することは、その取引実態を財務諸表に的確に反映するものとはいいがたく、このためリース取引に関する会計処理及び開示方法を総合的に見直し、公正妥当な会計基準を設定することが、広く各方面から求められてきている。」と述べられているように、リースの経済的実質を考慮すれば、賃貸借方式での会計処理では対応できなくなっていた。

本節では、平成 5 年のリース会計基準を概観し、その問題点について考察する。

わが国においては、リース取引は法的形式に従って、賃貸借取引として処理されてきたが、このような伝統的会計の処理方法では、リースの経済的実質、つまり所有権が移転していないだけで、ほとんど自己所有の固定資産と変わらないという事実から、リースによって調達した資産をリース賃借人側が資産に計上すべきではないかという点が、各方面から要請され、検討されてきた。

平成 5 年リース会計基準において、リース取引は「リースとは、特定物件の所有者たる貸手が当該物件の借手に対し、合意された期間（リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引をいう。」と定義されている。

平成 5 年リース会計基準が公表され、リース取引の会計処理と開示について、その基本とするところが示され、続く平成 6 年（1994 年）1 月 18 日には、日本公認会計士協会制度委員会から「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」が公表され、リース会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針が示された。

また、平成 5 年リース会計基準の設定を受け、法的な措置として、大蔵省令第 7 号財務諸表規則、大蔵省令第 8 号中間財務諸表規則、大蔵省令第 9 号連結財務諸表規則の改正、蔵証（大蔵省証券局通達）第 266 号、267 号、268 号、及び蔵証 269 号「リース取引に係る会計基準に関する意見書」の取扱いについてなどが相次いで公表され、規定された。

以下、平成 5 年リース会計基準の概要である。

#### [平成 5 年リース会計基準の概要]

リース会計基準におけるリース取引の分類としては、主としてファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに分けられている。

##### （1）ファイナンス・リース取引



ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずる取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」）からもたらされる経済的利益を享受し、かつ、使用に伴って生じるコスト（費用）を実質的に負担することとなるリース取引をいう。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

<ファイナンス・リース取引における借手側の会計処理>

(1) ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係わる方法に準じて会計処理を行う。

(2) ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じて会計処理を行うことができる。ただし、この場合には、次に掲げる事項を財務諸表に注記しなければならない。(注：下線部筆者加筆)

- ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
- ②未経過リース料期末残高相当額
- ③当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- ④減価償却費及び利息相当額の算定方法

<ファイナンス・リース取引における貸手側の会計処理>

(1) ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係わる方法に準じて会計処理を行う。

(2) ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じて会計処理を行うことができる。ただし、この場合には、貸手側は借手側の注記と同様に、次に掲げる事項を財務諸表に注記しなければならない。

- ①リース物件の取得原価、減価償却累計額及び期末残高
- ②未経過リース料期末残高相当額
- ③当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
- ④利息相当額の算定方法

<オペレーティング・リース取引における借手側の会計処理>

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じ

て会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。

- (1) 貸借対照表日後1年以内のリース期間に係わる未経過リース料
- (2) 貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係わる未経過リース料

#### <オペレーティング・リース取引における貸手側の会計処理>

オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じて会計処理を行い、かつリース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、貸手側は借手側の注記と同様に、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。

- (1) 貸借対照表日後1年以内のリース期間に係わる未経過リース料
- (2) 貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係わる未経過リース料

以上が、平成5年リース会計基準の概要であり、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理と呼ばれる規定である。

わが国のリース会計基準を改訂し、コンバージェンスの問題においても、この例外規定をどのように改訂、あるいは廃止するかが争点となった。

平成5年リース会計基準が設定された背景には、様々な要因があった。国際会計基準と整合性をもたせるためには、基本的にはリース取引を売買取引として処理するが、わが国においてリース産業が発展してきた30年以上にわたり、賃貸借処理を行っていたという実務慣行も一方では存在していた。

リース産業側からは、できるだけ賃貸借方式を維持しながら、投資家にも必要な情報提供ができるようなリース会計基準の設定を強く要望され、アメリカ会計基準にも国際会計基準にも見られないような、例外処理規定が設けられることになった。

特にこの例外処理規定、つまり所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理については、わが国リース会計基準の特徴であり、国際会計基準とのコンバージェンスに係わる重要な論点となった。

#### 4 節 わが国におけるリース会計基準改訂までの経緯と論点

平成 18 年(2006 年) 7 月 15 日、企業会計基準委員会は試案「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「リース会計基準試案」と略称) および、試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「リース適用指針試案」と略称) を公表した。平成 5 年(1993 年) 6 月 17 日に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表されて以来の改訂である。

本節では平成 5 年リース会計基準が改訂されるまでの経緯と論点を考察する。

平成 14 年(2002 年) 7 月から、企業会計基準委員会は「リース取引に係る会計基準」の「所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理の再検討」がリース専門委員会によって、検討されてきた。わが国会計基準の国際会計基準との調和化・統一、いわゆるコンバージェンス問題がクローズアップされる中で、一部のファイナンス・リース取引を賃貸借処理する例外規定が広く適用されるという、逆転現象が数多く見られるわが国のリース会計処理については、これまでさまざまな議論が展開されてきた。

その主な論点を以下詳述する。

##### 1. 所有権移転外のファイナンス・リース取引の会計処理

「国際会計基準改訂第 17 号:リースの会計処理(1997)」(以下改訂 IAS No.17:1997)においても「アメリカ財務会計基準第 13 号(以下 SFAS No.13)」においてもわが国のリース会計基準にみられるような例外規定は設けられていない。

わが国リース会計基準(1993 年)においては、所有権移転リース取引については売買処理を行い、所有権移転外のリース取引については、売買として会計処理を行い(注記は必要がない)または賃貸借(注記は必要)として会計処理を行っている。

平成 12 年(2000 年)、日本公認会計士協会から提出された「固定資産の会計処理に関する論点の整理」に対する意見書において、減損会計の公開草案が出る段階と同時にリース会計基準改訂の必要性が指摘されている。

以下は、減損会計基準にリース資産を適用する上で指摘された問題点である。

「リース資産を減損対象から外すと、減損対象となる所有資産との均衡が保てないので、リース資産をオフバランス処理としたまま減損対象とすることの検討と考えらる。理屈上は、引当金計上によって減損相当額を損失処理することは可能である。

しかし、減損の認識は、減損の兆候の判定や、資産のグルーピング(リース資産も含めなければならない。)の過程を経るため、そもそも資産がオンバランス化され適切に管理されていないかぎり、実務上、資産グループについての適正な減損処理がそこなわれるおそれがある。

また、国際会計基準や米国基準の例をみても、賃貸借処理を容認している基準は見当たらない。

以上から、減損会計の適用のタイミングに合わせて、リース会計基準を改訂し、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理を見直すべきと考える。」<sup>71</sup>との指摘であった。

このように、わが国のリース会計基準におけるファイナンス・リースの例外処理については国内、国外からも改訂の必要性を迫られることになった。

## 2. わが国リース会計基準の例外規定の存在について

わが国リース会計基準にファイナンス・リースの例外規定が設けられている要因にはどのようなものがあるのでしょうか。

平成5年（1993年）に企業会計審議会から公表された「リース取引に係わる会計基準に関する意見書」（リース会計基準）であるが、リース会計基準設定にはリース業界から猛烈な反対があった。

この大きな原因のひとつとして考えられることは、いわゆるトライアングル体制の下での税法との整合性の確保であろう。

国際会計基準やアメリカ会計基準の論理的背景に見られるような、ファイナンス・リースの経済的実質性ではなく、ファイナンス・リースを法的形式により区分したのである。完全なリース資本化をすることなく、例外規定を設けることにより、リース業界やリース利用企業との折り合いをつけたように見受けられる。

このリース会計基準は国際会計基準との整合性を持たせ、かつリース資本化を反対する意見との調整をつけた、いわゆる折衷型のリース会計基準となったのである。

しかしながら、先に述べたように、IFAD（International Forum for Accountancy Development）によって行われた国際会計基準との比較検討においてもわが国のファイナンス・リースの例外処理規定について指摘を受けており、わが国が国際会計基準とのコンバージェンスを急ぐ必要があるため、減損会計基準の設定と平行して、平成14年（2002年）8月にリース会計専門委員会を設置し、ファイナンス・リースの例外規定削除の検討を進めてきた。

## 3. リース会計基準見直しの内容

所有権移転外ファイナンス・リースの削除は、企業会計基準委員会において、平成14年（2002年）8月に「リース会計専門委員会」が設置され、検討が進められてきた。

その検討内容は、

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理の削除
- (2) 賃貸借処理を削除した場合の会計上、税務上の取り扱いの検討

---

<sup>71</sup> 「固定資産の会計処理に関する論点の整理」に対する意見、日本公認会計士協会、平成12年8月18日

(3) 減損会計における取り扱いの検討

(4) 国際会計基準との整合性

であった。

具体的には、以下のように説明された。

「(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸借処理の削除については、現在、わが国のリース会計基準においては、ファイナンス・リースのうち所有権が移転していると判断されたものに限って、貸借対照表上に計上されることが規定されているが、貸借対照表上に計上されない所有権が移転しないファイナンス・リースやオペレーティング・リース取引が多く存在する。つまり、所有権移転契約のないリース取引を例外としながら、実態はその例外処理を採用している場合が多い。注記は行われているものの、リース資産のオフ・バランス化がなされているのである。しかしながら、リースの経済的実質は、リースによって調達された資産は、売買ったことと同様であり、法的形式よりも経済的実質を優先すべきものであると考えられる。

経済的実質を考慮すれば、リースを貸借処理するのは実態を反映しておらず、わが国のリース会計基準は特有の処理となっているのである。

(2) 貸借処理を削除した場合の会計上、税務上の取り扱いの検討については、税務上、所有権移転ファイナンス・リース取引については売買処理が強制されているが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、貸借処理が強制されるため、会計上所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理を削除した場合、会計処理と税務上の取り扱いが異なる。いわゆるトライアングル体制のもとで、この取り扱いの相違をどのように扱うか。

(3) 減損会計における取り扱いの検討については、減損会計基準において、ファイナンス・リース取引によるリース資産も対象資産として減損会計が適用される。その場合、貸借処理を採用している場合にも売買処理を採用している場合との均衡をはかるため、当該未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価格をみなして、減損会計基準を適用し、減損損失は負債として計上され、リース契約の残存期間にわたり取り崩すことが規定されている。同時に注記事項についての見直しも必要となるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理を削除することにより、このような処理の必要性がなくなる。

(4) 国際会計基準との整合性については、国際会計基準審議会は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別をなくし、すべてのリース取引について資産・負債計上を行う議論を行っている状況下で、依然としてファイナンス・リース取引の例外処理を認めることは、国際会計基準との整合性が確保できない。国際会計基準の対応も視野に入れた検討が必要である。」<sup>72</sup>

<sup>72</sup> 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」企業会計基準委員会、平成16年3月24日

しかしながら、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理の削除が行われた場合、リース業界とリース利用企業の反発は必至であった。

所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理の削除が行われた場合の大きな影響として、

- (1) すべてのファイナンス・リース取引を売買処理した場合、総資産が増加し総資産利益率（ROA：Return on Assets）が減少する。
- (2) リース債務の計上により負債総額が200億円以上になると商法監査が必要となる。などが上げられた。

#### 4. リース会計基準検討の経緯

リース会計専門委員会においては、次の3点を中心として議論されてきた。

##### (1) 会計処理

###### 1. 賃貸人側

- a. リース取引は、割賦販売か金融取引か
- b. リース取引の認識時点
- c. リース会計基準実務指針の見直し

###### 2. 賃借人側

- a. リース会計基準の見直しの必要性
- b. リース取引の認識時点
- c. リース会計基準実務指針の見直し

##### (2) 開示について

注記の必要性の有無

##### (3) 適用時期と経過措置

しかしながら、2002年7月にリース会計専門委員会が設置され、検討が続けられてきたが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理の廃止は、賛否に真っ向から別れ、議論の集約ができず、2003年11月、その活動が一時中止された。

#### 5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外規定削除の検討の論点

リース会計専門委員会で論議された内容を要約すると以下ようになる。

##### (1) 例外処理廃止の観点

###### ① リース取引の経済的実質

フルペイアウトのリース契約に基づくリース取引は、資産を割賦販売する場合と同じ経済的実質を有する。そのため同様の会計処理をすべきである。

また、ファイナンス・リース取引においては、借手はリース料の支払い義務を負い、

キャッシュ・フローは固定されており、いわゆるレンタルとは明らかに経済効果が異なるため、資産計上すべきである。

## ②原則処理と例外処理

リース会計基準では、原則法と例外法を認めているが、ほぼ例外法のみが適用される状況となっている。あくまで例外法は例外法であり、リースの取引実態がほぼ例外法によるならば、売買処理を定めた会計基準の趣旨を否定するような特異な状況である。

## ③財務諸表の比較可能性

売買処理、賃貸借処理のいずれを選択するかで、会計処理は全く異なるが、現状ではほぼ賃貸借処理が採用されているため、所有権移転外ファイナンス・リース取引と資産の割賦取得で異なる処理となり、財務諸表の比較可能性が損なわれている。特に借手においては、実質的な資産の取得とそれに伴う資金調達が会計的に表現されないことにより、ROA を重視した企業が所有権移転外ファイナンス・リースを利用した場合、固定資産比率、自己資本比率に大きな影響が生じる。

## ④国際的な会計基準との比較

国際会計基準、米国会計基準は、ほとんどすべての経済的便益とリスクが借手に移転する場合には、売買処理を行っている。

わが国の現状の賃貸借処理によっては、国際的な比較可能性が確保されない。また、国際会計基準において、オペレーティング・リースについても資産・負債計上することを検討している中で、わが国のリース会計基準は改善される必要がある。

## (2) 例外処理存続の観点

### ①日本のリース取引の特質

わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資金を融通する金融ではなく、物を融通する「物融」であり、諸外国のファイナンス・リースと異なり賃貸借性が強く、単なる割賦販売や金融ではない。

### ②財務諸表の比較可能性

現状、賃貸借処理を選択した場合、売買処理を行ったと同様の注記が求められており、十分な情報開示がなされている。

### ③税務との関係

確定決算主義の下、会計上所有権移転外ファイナンス・リースを売買処理に統一した場合、税務においても賃貸借性が否定され、売買処理となる可能性がある。この場合、リース事業の基盤が損なわれるおそれ大きい。リース取引については現状の会計処理および、税務処理を前提に取引が組成されているため、取引そのものが成り立たなくなるおそれがあり、ひいてはリースという設備投資手段が失われか

ねない。

#### ④会計基準変更の必要性の有無

わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準制定以前から賃貸借取引として根付いており、リース会計基準制定時も、その理解のもとに例外的に賃貸借処理が認められている。リース会計基準制定後、これらの状況に全く変化はなく、また所有権移転外ファイナンス・リース取引自体にも何ら変化はないため、現状で会計基準を変更する理由はない。

#### ⑤国際的な会計基準との比較

国際会計基準と差異があるとしても、わが国の取引実態を反映したものであり、会計基準変更の理由とはならない。

アメリカにおいても、数値基準を設けることにより、形骸化しているといわれている。

#### ⑥適用範囲の問題

ファイナンス・リースを利用するメリットは、パソコンなどの小規模な機器を利用する上での事務処理の簡便性にあり、中小企業の利用が多いという特徴がある。仮に、売買処理をした場合、事務処理の簡便性は失われ、簡便な税務会計実務といった借手のメリットも失われるため、取引そのものに影響を与える可能性がある。

以上が直接的な所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理の廃止についての賛否両論であるが、その他関連事項について議論が展開された。

その他の関連事項の要点としては、

##### ①リース期間にわたる損益の配分

借手については、すべてのリース取引を割賦販売と考えるよりも、契約上定められたキャッシュ・フローによる費用化の方が適合するという意見があり、貸手については、販売益相当額が利息相当額に含まれて期間配分されることから、現行の売買処理の方法だけではなく、期間配分のあり方を議論すべきであるとの意見もある。

##### ②リース取引の債務性

ファイナンス・リース取引を役務提供契約と考えた場合であっても、解約不能である限り、借手にとってのリース債務の計上が必要である。役務提供契約全般ないし未履行契約の会計処理にも関連する問題である。

このような論点でリース会計専門委員会では議論が展開されてきたのであるが、結局のところ議論の集約がなされず、また、合意形成が困難であることから、2004年3月、「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」を公表し、審議を一時中断することになる。

しかしながら、一時中断された審議を再開しなければならないような事態として、国際



会計基準に各国の会計基準設定主体が、次々にコンバージェンスを図る急進的な改訂を行う中で、わが国リース会計基準もコンバージェンスに向けた整備を行うことが急務となった。

また、六大国際会計事務所による調査報告書が、2003年2月13日「GAAP Convergence 2002」（一般に認められた会計原則 収斂 2002）<sup>73</sup>であり、その中でわが国は「現在、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下IFRS）に収斂しようとしなない国（Countries that do not currently intend to converge with IFRS）の3国（アイスランド、日本、サウジアラビア）のうちに数えられる。」<sup>74</sup>という不名誉な結果をも招いている。この報告書の中ではリース会計基準についての記述も見られた。

この調査報告を受け、企業会計審議会は2003年4月24日に国際社会への誤解を正すために以下のような見解を国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下IASB）とリエゾン国の会計基準設定主体の会議の席上で配布した。

#### 【要旨】

「IFAD（International Forum on Accountancy Development：以下IFAD）Report 「GAAP Convergence 2002」に、日本はConvergenceを予定していない国3カ国（アイスランド、サウジアラビア、日本）の一つとして挙げられたが、これはわれわれの姿勢を性格に反映したものではない。この報告書における各国の方針の分類が必ずしも適切ではないために、日本と他の諸国との比較的小さな差異を徒に誇張する結果となっていることを残念に思う。日本では、会計基準開発において国際的調和をつねに念頭に置いており、IAS39号（International Accounting Standards No.39）と同様の金融商品基準や、IAS19号と同様の退職給付会計基準を既に導入しているほか、多くの項目について国際基準と同様の規定を採用している。」

IAFD：Table2-Countries that do not currently intend to converge with IFRSの中で、アイスランド、日本、サウジアラビアがコンバージェンスしない国として挙げられている。また、国際会計基準（IAS）と一致していない項目の中に “lease, except those which transfer ownership to the lessee, can be treated as operating leases” とわが国の所有権移転外のファイナンス・リースも挙げられている。

特にわが国のリース会計基準の改訂については、リース事業協会の反発が非常に強く、リース業界との調整が難航した。

<sup>73</sup> 企業会計基準委員会は、convergenceのまま引用している。

<sup>74</sup> IAFD：Table2-Countries that do not currently intend to converge with IFRSの中で、アイスランド、日本、サウジアラビアが挙げられている。また、国際会計基準（IAS）と一致していない項目の中に “lease, except those which transfer ownership to the lessee, can be treated as operating leases”とわが国の所有権移転外のファイナンス・リースも挙げられている。

わが国のリース会計基準によれば、ファイナンス・リースのうち所有権が移転していると判断されたものに限って貸借対照表上に計上することが規定されているが、貸借対照表上に計上されないファイナンス・リースがオペレーティング・リースとして会計処理されているリース取引も多く存在するのが現状であり、所有権移転契約のないリース取引を例外としながら、実体はその例外処理の方が圧倒的に多く存在するのである。

このような状況からも、リース会計基準の改訂は急がれるべきであるが、その妨げとなる主な要因としては、

- ① 企業にとってのリースによる設備調達のメリットが損なわれる。
- ② リース利用企業の負債持分比率の上昇と総資産利益率の低下などの財務比率への悪影響
- ③ リース業界の反発

などが考えられるであろう。

わが国リース会計基準では、今までオフ・バランスされていた所有権移転外ファイナンス・リースの例外規定の削除やオペレーティング・リースについてもオン・バランス化が検討された。

また、「固定資産の減損に係わる会計基準の設定に関する意見書」（2002年8月：企業会計審議会）が公表され、「所有権移転以外のファイナンス・リースの賃貸借処理の見直しの必要性が挙げられている。賃貸借処理の見直しは、減損会計にも関連が深く、減損会計の公開草案が出る段階と同時に、リース会計基準を改定するための公開草案」を示すことを決めた。

改訂試案では、ファイナンス・リースと判定されたリース取引については、売買処理を行うのみで、例外処理規定である賃貸借処理は廃止とする基準案となった。しかしながら、依然としてリース業界の反対は強固なもので、(社)リース事業協会は「わが国リース取引の会計処理は賃貸借処理が最も望ましい」との基本的立場は変えてはいなかった。

企業会計基準委員会は、平成18年（2006年）7月5日付けで、試案「リース取引に関する会計基準（案）」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントを募集してきた。企業会計基準委員会は、「リース会計基準試案」を公表するにあたり、「その適用が税制と密接に関連するため、関係省庁をはじめ関係者間で税制上の取扱いが検討されるものと想定される。このため、本試案は、通常の公開草案とは異なり会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表するものであり、今後の状況を踏まえ適用時期を定めることとしている。」とし、通常の公開草案とは別に異例の試案という形式で公表した。

リースの税務上のメリットは大きなものであり、税制上の調整が完了しないまま、新リース会計基準を制定することに対し、(社)リース事業協会の反対が強固なものになることは、予想された。そのような状況も考慮した上で、試案としての公表を行ったのである。

しかしながら、国際会計基準へのコンバージェンスを優先するためには、リース会計基準の改訂は余儀なくされているわけではあるが、国際会計基準自体がリース会計基準の改訂を検討している今、わが国のリース会計基準の改訂はオペレーティング・リースを含むすべてのリース取引について検討すべきではないかと考えられる。

リース会計基準試案の最も重要な改訂の項目は、「所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を廃止したことである。

企業会計基準委員会が、リース会計基準試案の中で「これまで所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては、一定の注記を条件として、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができたが、今後は、当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。」と述べているように、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理規定である貸借処理を廃止する案を公表した。

国際会計基準、アメリカ会計基準においてもこのような所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理は認められていないが、わが国ではほとんどのファイナンス・リース取引が例外処理の貸借処理によって会計処理されてきたことについては、コンバージェンスの観点からも、改訂が急がれていた。

第IV章において「リース会計基準試案」におけるファイナンス・リース取引の定義と、「リース会計基準試案」を概観し、新リース会計基準設定の経緯と論点を明らかにする。

## 第IV章 リース取引における国際会計基準とわが国会計基準の

### 比較検討

#### 1 節 国際会計基準（改訂 IAS No.17）による「リース会計処理」

1982年、「国際会計基準 17号：リースの会計処理」が公表された。しかしながら、1997年国際会計基準委員会は、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies：IOSCO）からの改善要求を受け、改訂国際会計基準 17号「リース」（以下改訂 IAS No.17：1997）を公表するに至った。

改訂 ISANo.17（1997）においてリースは、「リースとは、貸手（lessor）が一括払いまたは数次の支払いを得て、契約期間中、資産の使用権を借手に移転する契約をいう。すなわち、リースとは貸手がリース料を受け取る対価として、リースの対象となる資産（リース資産）の使用権を、借手（lessee）に一定期間（リース期間）与える契約の総称をいう。」と定義されている。

この定義はほぼ FASB、SFAS No.13（1976）でのリースの定義「リース取引とは、特定物件の所有者たる貸手（lessor）が該当物件の借手（lessee）に対し、合意された期間（リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を借手に支払う取引をいう。」とほぼ同様のものであるが、「国際会計基準の性格上、各国の状況に即した弾力的な配慮がなされている。」と考えられている。（改訂 IAS No.17 では、ファイナンス・リース、FASB、SFAS No.13（1976）では同様のリースをキャピタル・リースと称している。）

##### （1）ファイナンス・リースの判定基準

リースは、契約条件によって、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類されている。ここでは、ファイナンス・リースを中心として論述する。

ファイナンス・リースの判定基準として改訂 IAS No.17 では、以下のような条項を含むものをファイナンス・リース契約としてあげている。

- （a） リース期間の終了までに借手に資産の所有権を移転する
- （b） 借手にリース資産の購入選択権が与えられており、かつ購入価格が選択権の行使日の公正価格よりも十分低いと予想されるので、リース開始日において購入選択権の行使を合理的に確実視されていること
- （c） 所有権が移転しないとしても、リース期間がリース資産の経済的耐用年数の大部分を占めていること（SFAS No.13 においては 75%）としている。

- (d) リース開始日において、最低リース料総額の現在価値が、リース資産の構成価値と少なくとも実質的に一致していること (SFAS No.13) においては 90%としている)
- (e) リース資産が、その借手のみが大きな変更なしに使用できるような特殊な性質のものであること。

さらに、以下のような状況が単独または組み合わされた形でリース契約が結ばれている場合も、ファイナンス・リースとなる。

- (a) 借手が当該リース契約を解約できる場合には、その解約に関連する貸手の損失は借手の負担となること
- (b) 残存資産の公正価値変動 (fair value) による利得または損失は、借手に帰属すること (たとえば、当該リースの終了時における売却収益とほぼ一致する賃借料の割戻し)
- (c) 借手が、市場の賃借料相場より十分に低い賃借料で次期のリース契約を継続できること。

なお、各項目については以下のように定義されている。

※リース開始日 (inception of the lease) - リース契約日からリース契約条項における義務を確約した日のいずれか早い日

※リース期間 (lease term) - 解約不能なリース契約期間と借手がリースを継続する選択権

※最低リース料総額 (minimum lease payments) - 借手がリース期間にわたって支払いを要する金額から、変動リース料や貸手の未精算の立替金を除き、保証残存価値 (借手においては、借手及びその関係者が保証する残存価値で、貸手においては、借手、あるいは、貸手に関係のない第三者による保証される残存価値) を加算した金額

※経済耐用年数 (economic life) - ある利用者による資産の経済的な使用可能予測期間あるいは予測生産高及び類以する単位

国際会計基準においては、リース取引の判定基準は、ほぼアメリカリース会計基準と同じ内容であると思われるが、アメリカのように明確な数値基準を採用していない。

## 2節 改訂 IAS No.17 におけるリース賃借人のファイナンス・リースの会計処理

改訂 IAS No.17 においては、ファイナンス・リースの計上基準を

「借手は、ファイナンス・リースをリース開始日のリース資産の公正価値または最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、貸借対照表上に当該資産とリース契約に係る負債を計上する。最低リース料総額の現在価値を算定するにあたり、リース上の計算利子率（最低リース料総額と未保証残存価値の合計割引現在価値が、公正価値と一致するような利子率）によって行うことが原則であるが、確定が不可能な場合には、借手の追加借入利子率を用いなければならない。」と規定している。

具体的処理は以下のとおりとなる。

【例示】公正価値が 3,000 の機械装置をリース期間 5 年でリース取引契約した場合

- ・ 解約不能のリース期間 5 年
- ・ 借手の見積現金購入価額 3,000
- ・ リース料総額 3,600（リース料年額 720）
- ・ 借手の追加借入利子率 5%（ただし、貸手は借手に計算利子率を明らかにしていない。）
- ・ リース資産の経済耐用年数 6 年

<リース料の現在価値>

$$\sum_{i=1}^5 \frac{720}{(1+r)^i} = \frac{720}{(1+0.05)^1} + \frac{720}{(1+0.05)^2} + \frac{720}{(1+0.05)^3} + \frac{720}{(1+0.05)^4} + \frac{720}{(1+0.05)^5} = 3115$$

となり、リース資産の公正価値 3,000（見積金額購入価額）にほぼ等しいためファイナンス・リースに該当するので、公正価値 3,000 が資産および負債の金額となり、リース開始日には、

（借方）機械装置 3,000                      （貸方）リース債務 3,000

\*リース料総額の現在価値 3,115 よりも見積現金購入価額 3,000 の方が低いので、リース資産、リース負債は 3,000 で計上される。

ところで、借手は貸手の計算利子率が明らかにされていないので、計算利子率を算定しなければならない。

この計算利率は、以下の計算式から求められる。

$$\sum_{i=1}^5 \frac{720}{(i+r)^i} = 3000$$

$$r = 6.40\%$$

( $r$ :計算利率、 $i$ :リース期)

\*リース料は、金融費用（利息分）と負債残高の返済部分（元本）とに区分し、利息分は各期の負債残高に対して、一定の利率となるように配分する。

当該リース契約では、所有権移転条項がないため、リース資産の減価償却は、リース期間とリース資産の経済的耐用年数とを比較して短い方の5年間にわたって、リース資産を每期均等額  $600 \left( \frac{3000}{5} \right)$  ずつ行う。

この計算利率によるリース債務の返済スケジュールは、以下の表にまとめられる。

以上が、それぞれの期間の利息と元本の内訳となり、計算利率 6.40%によって期中利息を算定し、返済合計から利息分を控除することにより、元本返済額が求められる。

【返済スケジュール】

返済回数	期首元本	利 息	元 本	返済合計	期末残高
第1回	3,000	192	528	720	2,472
第2回	2,472	158	562	720	1,910
第3回	1,910	122	598	720	1,312
第4回	1,312	84	636	720	676
第5回	676	44	676	720	-
合計	-	600	3,000	3,600	-

これにより、第一回目の支払時には、

(借方) リース債務 528 (貸方) 現金預金 720  
支払利息 192

<リース資産の減価償却>

(借方) 減価償却費 600 (貸方) 減価償却累計額 600

という仕訳が行われる。

前述したように、リース期間と最低リース料総額の現在価値を SFAS No.13 では具体的な数値を明示している。改訂 IAS No.17 におけるリース会計処理は、大枠ではその思考を踏襲したものであるといえよう。

2002年10月の「ノーワーク合意」が交わされ、FASBとIASBの間の会計基準のコンバージェンスを目指すことになり、国際会計基準審議会（IASB）は、2003年12月18日、13項目の改訂国際会計基準（IAS）及び1つのIASの廃止を公表した。この基準改訂は、IASBの改善プロジェクトがほぼ完成したことを示すものである。改善プロジェクトは、証券市場の規制当局やその他の関連団体が、既存のIASに関して提起していた懸念や疑問点、批判に対処したものである。

改善プロジェクトに挙げられたIASは、以下の項目である。

#### <改善される基準>

- IAS No.1 「財務諸表の表示」
- IAS No.2 「棚卸資産」
- IAS No.8 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
- IAS No.10 「後発事象」
- IAS No.16 「有形固定資産」
- IAS No.17 「リース」
- IAS No.21 「外国為替レートの変動の影響」
- IAS No.24 「関連当事者についての開示」
- IAS No.27 「連結及び個別財務諸表」
- IAS No.28 「関連会社への投資」
- IAS No.31 「ジョイント・ベンチャーに対する持分」
- IAS No.33 「1株当たり利益」
- IAS No.40 「投資不動産」

#### <廃止される基準>

- IAS No.15 「物価変動の影響を反映する情報」

改善プロジェクトにおいて、IAS No.17「リース」については、

1. ファイナンス・リースの貸手の初期直接費用は、発生時に費用処理することはできないことになった。代りに、リース資産の取得価額に含め、リース期間を通じて費用として認識する。製造業者あるいは販売業者である貸手は、販売利益を認識する時点でこの種のコストを費用として認識する。
2. オペレーティング・リースで保有する不動産賃借権は、一定の要件が満たされ、かつ、借手はそのリースをファイナンス・リースであるかのように会計処理し、結果として生じるリース資産を公正価値で測定している場合には、投資不動産として会計処理することが認められる。

以上の2点が主な改善点であるが、この改善プロジェクトは、国際会計基準の質を向上



させ、整合性を高めることを目的とし、この改善された基準によって今日の会計が直面している多くの複雑な問題に関連し、国際会計基準とのコンバージェンスという長期的目標を追求する。ことを主眼において展開されたものであった。

その後、2006年2月27日、FASBとIASBは、①2008年までに、短期統合化プロジェクトにより、米国基準と国際会計基準の重要な差異を解消する。②長期的に、他の分野についても共同で、会計基準を開発する。の2点を確認し、「覚書：MOU (Memorandum of Understanding)」を公表し、会計基準のコンバージェンスをさらに推進することを強調した。

わが国においても、IASBとFASBのコンバージェンスが推進される中、EUの同等性評価が行われ、様々な会計基準の改訂が推進されることになった。

リース会計基準についても、2004年3月以来、議論が長らく中断されていたが、2005年8月に改訂についての取組みが再開されたことは、このような世界的な会計基準統合の動きに遅れることなく、国際社会における立場を確立するためには、当然のことであると言える。

### 3 節 わが国における平成 5 年「リース会計基準」

本節では、わが国において平成 5 年（1993 年）リース会計基準が設定されるまでの歴史的経緯について概観する。

#### （1）「リース会計基準」設定の経緯

わが国においては、昭和 53 年（1978 年）の「リースに係わる法人税および所得税の取り扱いについて」が制定されるまで、リース取引は、その法的形式に従って、すべて賃貸借取引として処理されていた。また、リース取引については、他に証券取引法の「企業内容等の開示に関する取扱通達」、商法計算規則が昭和 63 年（1988 年）に改正されたとき、「リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし資産の部に計上するものは、この限りではない。」という規定が設定された。

実質的には、法人税取扱通達、いわゆる「リース通達」による賃貸借処理で会計処理がなされてきたのである。

しかしながら、「リースが設備調達的手段として、重要な役割を果たしており、企業実態を適切に開示するためにも、リース資本化の要請が高まり、また会計基準の国際的調和化を図るためにもリース会計基準の設定は急を要するものであった。」と述べられているように、わが国においてリース会計基準の制定が急がれたのである。

平成 5 年（1993 年）企業会計審議会から「リース取引に係わる会計基準に関する意見書」が公表されリース取引に係わる会計基準が設定されたことにより、リース会計処理は、賃貸借処理からリース資本化処理（一部賃貸借処理の例外規定あり）へと転換していくのであるが、所有権移転外のリース取引に関しては、賃貸借取引を容認していた。

証券取引法では、平成 6 年（1994 年）に財務諸表等規則、中間財務諸表規則、連結財務指標規則を改正し、平成 6 年（1994 年）4 月 1 日より段階的な実施を行うことになった。

以下は、当時公表された借手の開示事項の段階的実施のスケジュールである。

#### A. 個別財務諸表（年度財務諸表及び中間財務諸表）

##### ①平成 6 年（1994 年）4 月 1 日以降開始する事業年度または中間会計期間

ファイナンス・リース取引に係わる事項

##### i. 当期の支払リース料

##### ②平成 7 年（1995 年）4 月 1 日以降開始する事業年度または中間会計期間

ファイナンス・リース取引に係わる事項

##### i. 未経過リース料期末残高相当額（支払利子込み法によることができる）

##### ii. 当期の支払リース料

##### iii. 利息相当額の算定方法（支払利子抜き法を採用した場合）

※利息込み法とは、リース総額および未経過リース料から、これらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法をいう。

- ③平成 8 年（1996 年）4 月以降開始する事業年度または中間会計期間  
・借手、貸手ともすべての注記事項を開示する。

#### B. 連結財務諸表

- ①平成 8 年（1996 年）4 月 1 日以降開始する連結会計年度  
ファイナンス・リース取引に係わる事項  
i. 当期の支払リース料
- ②平成 9 年（1997 年）4 月 1 日以降開始する連結会計年度  
ファイナンス・リース取引に係わる事項  
i. 未経過リース料期末残高相当額  
ii. 当期の支払リース料  
iii. 利息相当額の算定方法
- ③平成 10 年（1998 年）4 月 1 日以降開始する連結会計年度  
借手、貸手ともすべての注記事項を開示する。

このように、平成 10 年（1998 年）4 月以降をもって、「リース会計基準」は全面適用となった。

リース会計基準の基本的な特徴は、リースの法的形式よりも経済的実質を優先させる、いわゆる「経済的実質優先思考」を採用していることにある。

リースの経済的実質は、所有権が移転していないだけで、ほとんど自己所有の固定資産と変わらない。このようなリース取引を賃貸借取引として処理することは、その取引実態を財務諸表に的確に反映していないとしてリース取引資本化を論理化する。

また、リース取引を資本化する場合の金額は、現在価値基準を適用することにより、利子要素を分離して決定される。これは、前述した国際会計基準の会計処理と同様である。

つまり、支払リース料総額には利子の要素が含まれており、リース料総額を適切な利子率で割り引いた現在価値額をもって、資産に計上する方式を採用している。

平成 5 年リース会計基準の特徴としては、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理が存在していることであり、この点が議論の対象となった。

#### (2) リース会計基準の基本構成

「リース会計基準」によれば、「リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という）を貸手に支払う取引をいう。」と定義されている。（基準一）

##### ①ファイナンス・リースの開示項目

我が国の「リース会計基準」におけるファイナンス・リース取引は 2 種類に分類され、それぞれの会計処理を行う。

<図表1>は、それぞれの処理を簡潔にまとめたものである。

<図表1>ファイナンス・リース取引の会計処理

ファイナンス・リースの分類	所有権移転	所有権移転外	
会計処理	売買処理（強制）	売買処理（選択）※1	売買処理（選択）※2
借手の注記	不要	不要	要（詳細または簡略）

（平成5年リース会計基準より筆者加筆・修正）

- ※1 所有権移転外ファイナンス・リースの売買処理または注記は、原則では利子抜き法によるが、利子込み法によることも認められており、重要性に乏しい場合に適用できる。
- ※2 ファイナンス・リース会計処理において、取得価額の算定に現在価値の計算などの事務処理の負担を考慮して、リース取引に係わる財務情報の重要性が乏しいものについては、注記の省略や簡略化を図っている。この場合の重要性の判断については後述する。

## ②ファイナンス・リースの判定基準

「リース会計基準」では、以下のリース取引をファイナンス・リースとしている。

1. 解約不能基準—リース期間の途中で事実上解約不能（解約できるとしても相当金額の違約金を支払わなければならない場合など）と認められるか。
2. 所有権移転基準（フルペイアウトの判定基準）
  - i. リース期間終了後または、途中で所有権が借手に移転するか。
  - ii. リース期間終了後または、途中で割安購入選択権（名目的価額またはその行使時点のリース物件に比して著しく有利な価額で買い取る権利）の行使が確実に予想される。
  - iii. リース物件が特別の仕様により第三者へのリース、または売却が困難である。
3. 現在価値基準  
解約不能のリース料総額の割引現在価値が当該リース物件の見積現金購入価額のおおむね90%であること。
4. 経済耐用年数基準  
解約不能リース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75%以上であること。

以上のように、リース会計基準において、「ファイナンス・リース取引は、法的にも事実上においても解約不能であるものと、リース物件の経済的利益とリスクが実質的に借手に帰属（フルペイアウト条項）するもの」として規定されている。

## ③借手における重要性の原則の適用

リース会計基準では、重要性の原則の適用による注記の省略と簡略化を可能としている。

これらの重要性の判断は企業で行うものであるが、リース取引については相当な実務負担があると考えられ、実務負担を配慮した上で、特有の重要性基準を設けており、実務の円滑な運用を図ったものと考えられる。

リース会計の重要性基準は、資産計上および注記の省略に係わるものと、利子込み処理の取扱に係わるものがある。

リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針（以下実務指針とする）において、以下のような判断基準が示されている。

- 「i. 重要性の一般原則の適用により、減価償却資産のうち重要性の乏しいものは、購入時に費用として処理する方法が採用されているので、ファイナンス・リース取引についてもリース物件の価額が少額なものについては、資産計上又は注記を省略することが認められる。
- ii. ファイナンス・リース取引について貸借処理を行う場合において、リース期間が1年未満のリース取引または、企業の事業内容に照らして重要性が乏しいリース取引で、かつ、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のもの。」

<図表2>はこれらの要件を簡潔にまとめたものである。

<図表2> 資産計上または注記省略の重要性の判断基準(適用は○で表示)

項目	所有権移転ファイナンス・リース	所有権移転外ファイナンス・リース	
	売買処理	売買処理	貸借処理
固定資産計上基準 (一般原則適用)	○	○	○
リース期間が1年未満	—	○	○
事業用の重要性が乏しい、1契約額が300万円以下	—	○	○

(平成5年リース会計基準より筆者加筆・修正)

なお、利子込み処理の取扱いは、未経過リース料の科目合計で10%未満、また10%以上の場合は、未経過リース料の科目別に判定して5%未満であれば、当該科目を利子込み処理することができる。(ただし、当該科目の営業活動上の重要性がある場合には、5%基準は適用できない。)

このような5%基準の活用によって、重要性判断の基礎となる割合が10%となる場合の

実務負担の激変が緩和できる。

しかしながら、このような重要性の原則の適用によって、ファイナンス・リースのなかで、企業にとって質的にも量的にも重要なリース資産だけが開示対象となり、我が国において比較的利用割合の高いリース物件は、この適用を受けて簡略化される可能性が指摘されている。

ファイナンス・リースの経済的実質を考慮するならば、この判定基準が妥当なものかどうかということについては、今後ファイナンス・リース取引の資本化にとっては、大きな課題であると思われる。

#### ④借手側のファイナンス・リースの会計処理

##### i. ファイナンス・リース取引を売買取引として処理した場合

※所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リース取引とでは、リース資産およびリース債務の貸借対照表計上額とリース資産の減価償却方法が異なっている。

##### A. 所有権移転ファイナンス・リース

###### a. リース資産及びリース債務の貸借対照表計上額

・貸手の購入価額等が明らかな場合は、貸手の購入価額等による。貸手の購入価額が明らかでない場合、リース料総額の現在価値と、借手の見積現金購入価額のいずれか低い方による。

###### b. 支払リース料

・リース料総額をリース債務の元本返済額と利息相当額部分とに区分する。  
・リース料の支払いは、元本返済部分および支払利息として処理する。

###### c. 利息相当額の期間配分

・利息法による期間配分を原則とする。

###### d. 維持管理費用相当額の処理

・重要性がある場合、合理的見積額をリース料総額から控除し、当期の負担額を費用に計上する。

###### e. リース資産の減価償却

・減価償却の方法は、自己の所有資産と同様な方法による。  
・耐用年数は、経済的使用予測可能期間による。ただし、自己の所有資産との整合性を保つようにする。  
・残存価額は、自己の所有資産と整合性を保つようにする。

##### B. 所有権移転外ファイナンス・リース（ただし、所有権移転外ファイナンス・リースは売買処理か貸借処理かを選択することができるので開示方法も異なる。）

###### a. リース資産およびリース債務の貸借対照表計上額

・貸手の購入価額等が明らかな場合は、リース料総額の現在価値と貸手の購入

価額等のいずれか低い額による。貸手の購入価額等が明らかでない場合、リース料総額の現在価値と借手の見積現金購入価額のいずれか低い額による。

- b. 支払リース料の処理
  - ・所有権移転ファイナンス・リースと同様の処理を行う。
- c. 利息相当額の期間配分
  - ・所有権移転ファイナンス・リースと同様の処理を行う。
- d. 維持管理費用相当額の処理
  - ・所有権移転ファイナンス・リースと同様の処理を行う。
- e. リース資産の減価償却
  - ・減価償却の方法は、定額法、級数法等合理的な方法による。(自己の所有資産と異なる方法を採用できる。)
  - ・耐用年数は、リース期間による。
  - ・残存価額は零とする。(残価保証がある場合は、残価保証額とする。)

開示項目は<図表3>のようにまとめられる。

<図表3>開示項目について

ファイナンス・リースを売買処理した場合の財務諸表への開示項目	
(資 産)	固定資産
	減価償却累計額
	固定資産簿額
(負 債)	リース債務
(損 益)	減価償却費
	支払利息

(平成5年リース会計基準より筆者加筆・修正)

- ii. 所有権移転外ファイナンス・リースを賃貸借取引として処理した場合の注記事項  
 「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引として処理した場合は、売買処理を行った場合と同様の情報を提供するため、所定の事項を財務諸表に注記する必要がある。」

なお、注記事項については次頁<図表4>に示す。

＜図表4＞注記事項について

ファイナンス・リースを賃貸借処理した場合の注記事項	
(資産に関する項目)	リース物件の取得価額相当額※1
	減価償却累計額相当額
	リース物件の期末残高相当額※2
(負債に関する項目)	未経過リース料の期末残高相当額※3
(損益に関する項目)	減価償却費相当額
	支払利息相当額※4
	支払リース料※5
(その他の事項)	減価償却費相当額の算定方法
	利息相当額の算定方法

(平成5年リース会計基準より筆者加筆・修正)

ただし、資産項目の注記は、固定資産科目別に記載し、負債項目の注記は1年間・1年初を区分して記載する。

- ※1 (リース料総額) - (利息相当額の合理的見積額)
- ※2 (取得価額相当額) - (減価償却累計額相当額)
- ※3 (期末現在の未経過リース料) - (利息相当額の合理的見積額)
- ※4 利息相当額を、利息法等によって期間配分した当期の負担額を開示。
- ※5 損益計算書に計上したリース料のうち、ファイナンス・リース取引に係わるリース料の合計額を開示。

以上のように、平成5年リース会計基準においては、所有権が借手に移転すると認められるリース取引以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借処理を認めているが、例外規定であって、あくまでも原則は売買処理による会計処理である。

SFAS No.13, IAS No.17においてもファイナンス・リース取引は、その経済的実質からリース取引資本化が図られているが、例外規定はなく、ファイナンス・リースと判定されたリース取引は、すべて売買処理されている。

平成5年リース会計基準は、国際的調和化の観点からも所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止し、売買処理の原則に基づく処理に転換することが課題であった。

そのためには、ファイナンス・リース取引の経済的実質を考慮するのみならず、「リース使用权」に着目したリース取引資本化の論理を構築するべきであったと考える。



#### 4 節 平成 5 年リース会計基準の問題点

IAS No.17, SFAS No.13 (1976) においては、基本的に財産の所有に伴うすべての便益とリスクを実質的に移転するリースについては、借手側は資産の獲得と負債の発生として処理するとして、それ以外のリースについてはオペレーティング・リースとして貸借対照表上には計上せず、単にリース料の支払いを費用として処理している。

ファイナンス・リース (SFAS No.13 においてはキャピタル・リース) の判断基準は、前述したとおりであるが、リース取引資本化の認識基準が導入されることによって、貸借対照表上に計上されるリースが増加することは容易に予想されることであって、リース資本化への経済的影響、すなわちリース取引資本化の範囲が拡大されることによる会計数値への直接的な影響が考えられる。

本節では、このような観点から平成 5 年リース会計基準について考察する。

オペレーティング・リースとして処理されていたリース取引が、ファイナンス・リースとして処理された場合の影響としては、

- ①報告される負債の額の増加
- ②総資産 (特に固定資産) の額の増加
- ③リース期間の初期における費用の増加

などが挙げられる。

つまり、リース賃借人にとって、リース取引資本化は負債持分比率の上昇と総資産利益率の低下といった財務比率への悪影響を及ぼすことになりかねない。

キャッシュ・フローの観点からは、リースの処理方法にファイナンス・リース方式を採用しようが、オペレーティング・リース方式を採用しようが同じであるにもかかわらず、アメリカにおいて、リース取引資本化に賃借人側が抵抗したのは、財務制限条項の抵触をもたらしたり、格付けの引き下げを招くなどの経済的影響を懸念したものと考えられる。

アメリカでは、リース賃借人とリース賃借人側の双方が、リース取引資本化の経済的影響を緩和するために対処すべき方法を考えるようになったのである。

つまり、リース契約の条項をキャピタル・リースの判断基準を満たさないように構成するように変更するのである。FASB は、SFAS No.13 が規定した判断基準によって、多くの企業がリースを資本化するであろうと予想したのであるが、実際にはリース資本化を回避するような事態がしばしば起こるようになった。

リース取引資本化を回避するために、以下のように SFAS No.13 の基準をいづれも満たさないようにリース契約を構成し、解釈する方向に向かったのである。

具体的なリース資本化回避策として以下のような方法がとられた。

- a. リース期間の終了時点までに当該財産の所有権をリース賃借人に移転するリースについては、リース借手側への所有権の移転を特記しない。
- b. 割安購入選択権 (bargain purchase option) のあるリースについては、割安購入

選択権を明記しない。

c. リース期間がリースの見積経済耐用年数の 75%以上であること

(ただし、リース期間の開始がリース物件の総見積経済耐用年数の最後の 25%以内である場合には、この基準が適用されない。) については、リース物件の見積経済耐用年数の 75%未満にリース期間を設定する。

d. リース賃貸人によって支払われる保険料、維持費および税金のような未履行費用

(executory costs) に相当する部分を除いた最低リース料のリース期間の開始時における現在価値が、リース賃貸人に対するリース物件の公正価値からリース賃借人によって保持され利用されると期待される投資税額控除を差し引いた金額の 90%以上であること。については、リース物件の公正価値の 90%未満に最低リース料を定める。

このようなリース取引資本化回避策がとられたのは、SFAS No.13 がリース取引資本化の判断基準の範囲を拡大し、詳細なルールを設定したことによるものであり、このようなリース資本化回避行動を促進させ、かえって資本化されないようなリース契約の構成がとられるようになったのではないかと推測される。

さらに FASB は、その後も基準書の修正や解釈指針を発行することによってさらに詳細で複雑なルールを設定するのであるが、詳しくなればなるほど、それをかいくぐるような契約を生み出すという悪循環に陥っていくのである。

しかしながら、わが国のリース会計基準は、アメリカにおけるリース取引資本化の方法とは異なっていると看做されていた。「アメリカにおけるリース取引資本化は、すでに脚注開示されていたリース取引を貸借対照表上に計上するものであり、わが国ではこれまで開示されなかったリース取引を開示することが会計基準の趣旨である。脚注開示を採用した場合でも、資本化処理に相当する情報を要求しているのである。」と述べられていることから明らかである。

わが国においては、平成 10 年 (1998 年) 4 月 1 日以降から「リース会計基準」は全面適用されているが、アメリカで起こっているようなリース取引資本化回避行動が我が国においても起こっているかどうかは、調査研究すべき課題であるといえよう。

また、税法主導型のリース会計基準の見直しやリース取引資本化の論拠の確立、いわゆる 300 万円基準の妥当性など、わが国の「リース会計基準」の有効性には検討課題が多く存在していた。

平成 12 年 (2000 年) 6 月 23 日に企業会計審議会から固定資産の会計処理について、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」が公表された。その基本的な論点は、以下のようになっている。

#### 「固定資産の評価と利益計算

固定資産の回収可能性を財務諸表に反映させる際に、資産の評価を優先し、決算日における評価額を算定したうえで、その額まで帳簿価額を切り下げる立場がある。価値の下落

した資産の評価額には、以下のような類型がありうるので、財務諸表におけるそれらの目的適合性や見積可能性等についてさらに検討する必要がある。

イ. 公正価値（時価）

ロ. 企業に固有の見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値

ハ. 見積将来キャッシュ・フローの総額

二. その他（例えば、イ、ロ、ハの条件付適用、混合適用）

資産評価額の類型の検討に際しては、資産の評価額によって将来の費用が決まることから、利益計算との関係を重視すべきであるという意見もある。この意見によれば、特に減価償却と減損処理との関係や、減損損失計上後の年度の利益計算に対する影響に着目する必要がある。」というものであり、各界からの意見を求めることにしたのである。

これを受けて、平成 12 年（2000 年）8 月、日本公認会計士協会から意見が提出された。

日本公認会計士協会の意見書では、

「所有権移転外のファイナンス・リースの賃貸借処理の見直しの必要性が挙げられている。賃貸借処理の見直しは、減損会計にも関連が深く、減損会計の公開草案が出る段階と同時に、リース会計基準を改定するための公開草案」を示すことを求めた。

また、「リース資産を減損対象から外すと、減損対象となる資産との均衡が保てないので、リース資産をオフバランス処理としたまま減損対象とすることの検討と考えられる。理屈上は、引当金計上によって減損相当額を損失処理することは可能であるが、減損の認識は、減損の兆候の判定や、資産のグルーピング（リース資産も含めなければならない。）の過程を経るため、そもそも資産がオンバランス化され適切に管理されていない限り、実務上、資産グループについての適正な減損処理が損なわれるおそれがある。」とし「国際会計基準や米国基準の例をみても、賃貸借処理を容認している基準は見あたらない。以上から、減損会計適用のタイミングに合わせて、リース会計基準を改訂し、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理の適用を見直すべき」であるとの意見を提出した。

平成 5 年リース会計については、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止することは、国際会計基準とのコンバージェンスの観点からも火急の課題となった。

平成 18 年（2006 年）6 月 20 日に（社）日本経済団体連合会（経団連）から「会計基準の統合（コンバージェンス）を加速化し、欧米との相互承認を求める」との意見書が公表された。

意見書は、わが国会計基準のみならず、国際会計基準に対する経済界の要望をまとめたものとなっている。

意見書の概要は、以下の通りである。

「今日、急速にグローバル化が進展し、ヒト・モノ・カネの移動は、一層活発化している。特に、資本市場における資金の流れは、瞬時にして国境を越え、企業や投資家は、最も条件のよい市場を選んで自由に資金調達や投資を行なう時代が到来した。これに伴い、会計基準の国際的な比較可能性がビジネスインフラの一つとして、ますます重要になって

いる。このような視点から日本経団連では、2003年に「会計基準に関する国際的な協調を求めると題した提言をとりまとめるなど、一貫して会計基準のコンバージェンスを支持してきた。関係者の積極的な取り組みもあって、欧州連合によるわが国会計基準の同等性評価において、欧州証券規制当局委員会（CESR）が、日本の会計基準が国際会計基準と同等であると判断したように、日本においても、高品質で国際水準と同等な会計基準の開発が進んだ。また、平成20年度（2008年度）からは、全ての上場会社が、内部統制の評価と四半期開示を行なうなど、企業の財務情報の透明性と市場の信頼性の確保へ向け、わが国の資本市場のインフラは確実に整備されてきている。

他方、会計基準のコンバージェンスを巡っては、本年2月に米欧の間で平成20年（2009年）を目途に相互承認を行なうべく、当局と基準設定主体の双方が、会計基準のコンバージェンスと、その過程としての相互承認の実現に向けての合意が成立し、更に大きな一歩を踏み出した。

これに呼応し、欧州委員会は日・米・加の会計基準の使用を平成20年度（2009年度）まで認める法案を欧州議会に提出した。今後、国際会計基準と米国基準とのコンバージェンスが進む中で、日本基準だけが大きく乖離してしまえば、世界に日本基準が異質な基準であるとの印象を与え、国際的にビジネスを展開している企業の活動を妨げ、日本基準の孤立化、ひいては、日本市場、日本企業の信頼性の低下につながる可能性があり、懸念を抱く。そのような事態になれば、国際的な事業展開をしている企業は、国際会計基準に基づいた財務情報を作成せざるを得なくなる可能性がある。

わが国が追求すべきは、日本の資本市場の活性化と企業活力の強化であり、グローバルな競争力を有し、高付加価値を生み出す製造業と高品質のサービス業の育成・発展である。わが国としては、平成21年（2009年）までに、日米欧間における会計基準のコンバージェンスを加速化し、相互承認を実現することが、当面の最大の課題である。

そのために、日本経団連は、会計基準のコンバージェンスの加速化を積極的に支持する決意である。世界から信頼される日本企業と日本市場の形成のため、金融庁や企業会計基準委員会（ASBJ）をはじめとするわが国の関係者が一丸となって、会計基準のコンバージェンスを加速するとともに、日米欧の金融当局間で相互承認を実現するためのフレームワークに合意するよう、米欧の当局に対して早急に働きかける必要がある。

日本経団連は、世界の主要な基準設定主体である、国際会計基準審議会（IASB）、米国財務会計基準審議会（FASB）、ASBJの活動を積極的に支持し、三者がより活用しやすい会計基準の設定のために、互いの活動につき、定期的に意見交換を行ない、相互に理解を促進していくことを提案する。同時に、IASBには会計基準の検討にあたり、財務諸表作成者、利用者、監査人、市場監督当局等の市場参加者の現実的なニーズに耳を傾けるよう、強く求める。

特に、現在行なわれているIASBにおける業績報告や金融商品等の議論は、極端に資産/負債アプローチに基づいており、全面時価会計につながりかねない方向に進んでいる。こ

れらが、短期的視野に基づく企業経営を助長し、経済の長期的成長を阻害しかねないと懸念する。企業は、ゴーイング・コンサーンの下、長期的視野を重視した経済活動を行っており、このことが結果的に投資家の利益につながる。我々がそうした視点からこれらのプロジェクトに積極的に参画し、意見発信をしているということを、IASBは十分に考慮すべきである。IASBには、「革新的な会計基準」ではなく、企業側の実務負担に配慮した、実態に即した基準の開発を望む。

また、国際会計基準委員会財団（IASCF）の評議員会には、IASBに対する監視・監督機能の役割をこれまで以上に果たし、ガバナンスを強め、IASBが企業の活動実態に即した国際会計基準の開発を行うよう指導することを求める。」と要望した。

さらに、平成19年（2007年）8月8日に、経団連の経済法規委員会、企業会計部会は、「今後の会計基準のコンバージェンスの進め方について」を意見書として公表した。

「経済活動のグローバル化に伴い、市場のインフラである会計基準の国際的な収斂（コンバージェンス）が急速に進んでいる。国際会計基準(IFRS)を統一基準とするEUでは、2009年から外国企業に対してもIFRSがこれと同等以上の会計基準の適用を義務付け、現在、日本基準をはじめとする主要国の会計基準の同等性の評価を進めている。また、米国では、証券取引委員会(SEC)がEUとの連携を深め、外国企業の米国上場に際して、平成21年度（2009年度）を目途にIFRSを無条件に容認するという画期的な規則改訂案を公表した。

このような国際的な流れに遅れをとるならば、わが国企業の海外での資金調達に支障を及ぼすのみならず、日本基準が世界から孤立し、わが国証券市場の信頼低下にもつながりかねない。

わが国も、以下の通り、関係者の連携を深めつつ、国際会計基準、米国基準とのコンバージェンス作業を加速する必要がある。

1. 当面、EUにより平成20年（2008年）に最終評価が行われる会計基準の同等性の評価への着実な対応を図る。先般EUによる第一次評価が行われたが、引き続き、企業会計基準委員会（ASBJ）が示すプロジェクト計画表に基づく作業を急ぐ。これにより、日本基準とIFRSとの主要な差異は解消されるものと確信する。
2. 米国とEUの連携強化と歩調を合わせるよう、同等性評価の対象以外の重要な項目があれば、一定の期限を示した上で、国際会計基準審議会（IASB）とASBJの間でコンバージェンス作業を行う。
3. FASBとIASBが進めている長期的なコンバージェンス作業にわが国も参加し、意見反映に努めるとともに、継続的に国内基準との調整を図る。日本経団連としても、日本の財務諸表作成者の意見を取りまとめ、積極的な発信を行う。
4. 平成20年（2008年）にEUにおいて日本基準がIFRSと同等と評価された場合には、日本企業の日本基準でのEU上場とEU企業の国際会計基準での日本上場について、政府レベルで相互に正式承認すべきである。」

との見解を示し、国際会計基準とのコンバージェンスに強い関心を示した。

経団連からのこのような提言を受け、金融庁・企業会計審議会は、平成 21 年（2009 年）1 月から、EU 域内で上場する日本企業に、IFRS（国際財務報告基準）または、IFRS と同等の会計基準使用が義務付けられること（いわゆる 2009 年問題）を受け、会計基準の国際コンバージェンスについて、今後の具体的な取り組みを検討することになった。

EU（欧州連合）は、域内金融市場統合の一環として、資本市場の基盤（インフラ）である会計基準を統一するため、2005 年から、域内上場の EU 企業の連結財務諸表の作成に、国際会計基準（IAS）の使用を義務づけることとしている。

EU はまた、域内金融市場の統合の一環として、開示規制も統一することとしている。具体的には、目論見書指令（2005 年 7 月施行）によって発行開示（目論見書）の統一、透明性指令（2006 年 1 1 月頃施行予定）によって定期開示（年次報告書・半期報告書・四半期声明書）の統一を図ることとしている。

両指令は、EU 市場で公募・上場する第 3 国（域外）企業の連結財務諸表について、IAS 又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけている。

わが国の証券発行者（日本企業等）は、従来から EU 市場において活発な資金調達活動等を行っており、わが国会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性が認められ、EU 資本市場が引き続きグローバルかつ開放的な性格を維持することが重要である。

このような観点から、金融庁は、国内の官民関係者と緊密な連携を図りつつ、我が国会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性が認められるよう、EU 関係者に対して、これまで積極的な働きかけを行った結果、第 3 国会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性義務づけの適用時期が 2005 年から 2007 年頃に一旦は延期された。

同等性評価の対象として、わが国会計基準が米国会計基準及びカナダ会計基準とともに、世界の主要な会計基準として明示されていることは注目に値するであろう。

EU 市場に上場する第三国企業についても、国際会計基準又はこれと「同等」の基準の使用が義務づけられる予定であり、欧州委員会(EC)は、これまで日米加等の会計基準に対する同等性評価の作業を進めてきている。EC は、当初 2007 年 1 月からの適用開始を予定していたが、2006 年 12 月、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、適用開始を 2 年間延期するとともに、同等性評価を 2008 年 6 月までに実施することを決定した。

EU の同等性評価については、以下のような経緯で検討された。

#### <EU による会計基準の同等性評価を巡る経緯とスケジュール>

- ① 2005 年 7 月：欧州証券規制当局委員会（CESR）が、会計基準の同等性評価に関する「技術的助言」を公表。日本基準については、全体として同等としつつも、26 項目の差異を指摘。
- ② 2006 年 4 月：EC が同等性評価の 2 年間延期を提案。

- ③2006年7月：企業会計審議会・企画調整部会が、意見書「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表。
- ④2006年10月：企業会計基準委員会（ASBJ）が、「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EUによる同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—」を公表。
- ⑤2006年11月：金融庁は、ECと、第1回会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合を開催
- ⑥2006年12月：ECが、同等性評価の2年間延期を決定。
- ⑦2007年3月：第2回会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合を開催。
- ⑧2007年4月まで：ECは、日米加等の会計基準について、当該国の会計基準当局による作業工程表に関する最初の報告書を策定し、欧州証券委員会と欧州議会に報告
- ⑨2007年5月まで：CESRは、同等性の評価メカニズムに関し、欧州委員会に助言
- ⑩2008年1月まで：ECは、同等性の定義及び評価メカニズム決定
- ⑪2008年4月まで：ECによる欧州証券委員会と欧州議会に対する最終報告
- ⑫2008年6月まで：ECは、同等性評価決定
- ⑬2009年1月から：国際会計基準又は同等の基準の適用開始

このうち、2007年5月30日の報告書では、CESRが、同等性評価のメカニズムに関してEUに対し助言を行っている。その報告書の中で、CESRは、国際会計基準とのコンバージェンスに向けて注力している国の会計基準を用いている域外企業に関しては、（監査や執行面も含め）一定の要件を満たす場合、IFRS又は同等の会計基準の適用開始時期を2009年から、さらに延期することを提案している。ただし、その場合でも、2012年を超えて延期されることのないよう求めている。

適用時期を延期するか否かは、ECが決定するが、CESRがこのような提案をしたことから、EU会計基準とのコンバージェンスの期限が、延期される可能性が出てきている。<sup>75</sup>とされていたが、2007年11月28日、第3回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合が、ベルギーのブリュッセルで開催された。

この会合の会計基準のセッションにおいて、EUより、最近、欧州議会及び欧州証券委員会に対して協議に付された会計基準の同等性の手続き案について説明を行い、日本からは、企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）との間で進められているコンバージェンスの進捗状況について説明を行った。

---

<sup>75</sup> CESR's technical advice on a mechanism for determining the equivalence of the generally accepted accounting principles of third countries Consultation Paper ,17 April 2007（翻訳 金融庁 企業会計審議会 資料2007年）

具体的には、会計基準のセッションでは、「金融庁より、日本の会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスは順調に進んでおり、2009年までに日本基準と国際会計基準とが同等であると認めるべきことを強調した。欧州委員会は、これまでの取組みを歓迎し、その継続を促した。

欧州委員会は、現在検討されている同等性評価の決定のための手続きやスケジュール、並びに本分野における最近の進展状況について説明した。

両者は、2009年までに、相互に満足できる解決策が見出されることに対する期待を表明した。」<sup>76</sup>

EU市場で資金調達をするわが国企業にとっては、国際会計基準へのコンバージェンス問題を解決することに時間的余裕はなく、多くの会計基準の改訂が急がれていることは、明らかである。

このような状況の中で、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外規定のみ廃止した今回のリース会計基準の改訂に問題はないのであろうか。

わが国企業会計基準委員会は、2007年8月8日に、企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表した。

この合意において、同等性評価に関連する2005年7月欧州証券規制当局委員会(CESR)が指摘したわが国会計基準と国際会計基準の間の重要な差異について2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までに解消を図ることとした。

IASBとFASBの共同プロジェクトの中でも、他の会計基準と同様、リース会計基準改訂が推進されている中であって、わが国リース会計基準については、多くの課題を残したまま、再度改訂を余儀なくされることが懸念されたままの改訂であったと言える。

---

<sup>76</sup> 金融庁 ホームページ 平成19年(2007年)12月4日



## 第V章 リース会計基準とコンバージェンスへの課題

### 1 節 リース取引資本化の論拠

リース取引は単なる賃貸借取引ではなく、リース物件を介した金融としての特徴がその会計処理に議論をもたらす理由の一つであると考えられる。また、リースの経済的実質をどのように会計処理するかが、論点となってきたことは、前述したとおりである。

つまり、リース取引では使用権は存在するが、所有権はリース会社に帰属したままで、当該リース資産の利用者には所有権は移転しない。その使用権を会計上、資産として認識し、また、リースに係わる未払い分は負債に計上することがリース会計処理の重要な論点となる。

本節では、これまでのリース取引資本化の論拠として代表的なものを挙げ、特に「リース使用権」について考察する。

伝統的会計に基づいて、法的形式に則った賃貸借取引としてリースを会計処理した場合、リースの経済的な実質が反映されないという問題点が浮上する。

リースの経済的実質とは、リース資産の所有権はリース会社に帰属し、利用者には移転していないが、リース資産利用者は、当該資産をほとんど自己所有の固定資産と変わらず使用することにある。

つまり、借入金、および割賦購入により資産を購入した場合には、貸借対照表上に記載されるが、リースにより資産を調達した場合には損益計算書に賃借料として費用計上されるのみとなる。リース資産が貸借対照表上にはまったく記載されないのであれば、実質的には同様に資産を所有して使用している企業との財務諸表における比較可能性が確保できなくなる。

そのためには、経済的実質についての測定が重要であり、同質的評価をすることが重要であると考えられる。

ペイトン・リトルトンの「会社会計基準序説」において、「用役類以外のほとんどすべての原価は、取得側の企業によって公然と所有される特定資産の項目によってあらわされる。通常所有権 (title) の移動が原価認識の時期を画する。しかし、所有権は必ずしも本質的な目印ではない。」<sup>77</sup>と述べられているように、その所有権を原価認識とするか否かは現在も論争の焦点となっている。

リース会計において、賃借人 (lessee : レッシー) 側において、リース資産の増加とそれに係わる支払債務という負債の増加を認識・計上することの論理化が必要であった。

1976年、アメリカ財務会計基準委員会 (Financial Accounting Standards Board :

<sup>77</sup> W.A.Paton and A.C.Littleton:An Introduction to Corporate Accounting Standards,American Accounting Association,1950,p.33 (中島 省吾訳『会社会計基準序説』森山書店、1984年、56ページ)

以下 FASB) が SFAS No.13 を公表し、リース資産・リース負債の貸借対照表上で開示されることになり、リース契約時点でのリース資産・リース負債の計上について様々な議論はひとまず決着を見たかのように思われた。

しかしながら、後述するようにファイナンス・リースの判定基準を満たさないような契約を行い、ファイナンス・リースを貸借対照表に計上しないリース資本化回避行動、いわゆる「すり抜け行動」が見られるようになり、ファイナンス・リースを貸借対照表に計上するための新たな論理化が必要となっている。

リース取引をオンバランスする論拠の代表的なものとして、

- ①割賦購入説
- ②財産使用权取得説
- ③未履行契約取引説

が挙げられる。

これらの説については、すでに先行研究においても詳細にとりあげられているが、特に本論文では②財産使用权取得説に注目する。

また、この「使用权」はかつて ARS No.4 が主張した「財産権」と同様のものであるか。またこの論拠と概念フレームワークとの関連性について考察する必要がある。

国際会計基準におけるリース会計基準改訂にどのような論理的基礎があるのか、リース取引資本化の根底にある課題はいかなるものであろうか。

先行研究において、リース資本化の論拠は、以下の 3 つの説が代表的なものである。

#### ①割賦購入説

リースの経済的実質は、リース賃貸人からは法的には物件の賃貸借契約であるが実質的には金融であり、リース賃借人からは法的には物件の賃貸借であるが、実質的には財産の割賦購入であるとする説で、現行のリース会計基準（米国基準、日本基準、国際基準）が採用している説である。

#### ②財産使用权取得説

第 2 章 2 節で検討した ARS No.4 がリース取引の論拠とした説であり、リースが財産権を生じさせるなら、リース債権とリース債務は測定され、貸借対照表に組み入れられるべきであると主張する説である。

#### ③未履行契約取引説

リースを未履行契約と看做し、未履行契約に係わる権利・義務を契約締結時に認識するとする説。

(注：未履行契約取引説については、統一的な見解は未公表である。)

現行のリース会計基準においては、リース資本化の論拠を①の割賦購入説に求めている。しかしながら、実務においては、リース資本化回避傾向がみられ、本来ならばファイナンス・リース（キャピタル・リース）としてオンバランスすべきリース取引が、オペレーティング・リース取引として計上される傾向がある。

これは、ファイナンス・リース（キャピタル・リース）の判定基準に明確な数値基準があるため、その数値基準を契約上調整することによって、ファイナンス・リース（キャピタル・リース）として判定されなくなる。

国際会計基準において、リース会計基準の改訂が検討されているのは、リース取引資本化の論拠に①割賦購入説を採用していることに問題があるといえる。

IAS No.17、SFAS No.13 はともに長期間に亘り大幅な改訂もなく、企業のリース取引資本化回避の問題は解決しなかった。

IASB は、2006 年 7 月、FASB とリース会計基準改訂の共同プロジェクトを開始し、「リースは、主要な国際的な事業であり、広範囲の企業にとって重要な資金源である、IAS No.17 「リース」に示されている現行の会計規定は、約 25 年前に開発され、類似の取引を非常に異なる方法での会計処理が許されることが非難されている。一方、世界のリースの金額は 2004 年に 5,790 億 US ドルに上っているが、リース取引の大部分はオフバランスシートのみであり、財務諸表の有用性に関して疑問が生じていた。本プロジェクトは、リース会計の全ての局面を再検討し、リース契約がレシーとレッサーの双方の財務諸表での処理方法の根本的な改革を導くことが期待される。本プロジェクトは、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で取り組むこととなり、2008 年に共同のディスカッション・ペーパーの公表という結果が予定されている。」<sup>78</sup>と発表した。

この改訂にあたっては、リース資本化の論拠をリース物件の「使用权」に着目し、新たな論拠として採用しようとしているが、この「使用权(the right to use property)」と ARS No.4 における「財産権(property rights)」の概念は、いかなるものであるか、「財産権」についてさらに考察を加える。

#### <ARS No.4 における財産権について>

まず、ARS No.4 の「第 1 章 問題の要約と結論 勧告する貸借対照表」において、「リースが財産権を生じせしめる限りにおいて、かかる権利とそれにたいする負債は測定され、貸借対照表に組み入れられるべきである。」<sup>79</sup>とし、いかなるリース、またはいかなるリース部分が財産権を生ぜしめるかという疑問について、

1. 期間一リースが実質的にリース財産の全耐用年数に及んでいる。
2. 満了時の選択権一リースの使用者はリースの満了時に名目価格（nominal price）でその財産を購入することができる。
3. 解約条項一契約は解除できないものである。
4. 賃借料一リース財産への投資プラス適正報酬をリース業者が回収するに十分な一定額（変動額と区別して）をリース使用者は払う。
5. 税金、保険料、維持費一これらやその他の類似した費用がリース使用者によって支

<sup>78</sup> IASB プレスリリース 2006 年 7 月 19 日

<sup>79</sup> AICPA op.cit. p.4 (『前掲訳書』p.6)

払われるべきである。<sup>80</sup>

としており、また測定の問題として、「資産価値と関連負債の測定には二つの段階がある。

(1) 財産権にたいする。支払を構成する賃借料部分の決定、(2) 適正な利子率によるこの賃借料の割引」であると述べ、「リースに基づいて取得した財産権はその他の財産勘定として区別され、そして適当な分類にしたがって表示されるべきである。」と述べた。加えて貸借対照表には「占有費用(an occupancy cost)」として勘定におき、賃借料を賦課しないで、これを単に債務と利子の支払として処理する。また損益計算書には、「リースに基づいて取得した財産権の償却(占有費用)」と「利息(財務費用:a financial expense)」を置くとした。

リース物件の所有権については、ARS No.4 においては、「リース財産に対する権利が所有権と同一でない。したがって資産ではない。」とする反対意見が出された。これについては、条件付販売契約や借地権更新と同様、取得した取り消し不可能な権利を資産ととらえた。

結局のところ、リース会計基準におきえるリース物件の使用権を巡る論争は、割賦購入説を論拠とするものに落ち着きリースを「使用権の取得」であるとする説は採用されることはなかった。

しかしながら、ARS No.4 が主張したリース取引とは、「財産使用権取得」であるとの説が、国際会計基準の改訂、アメリカ、日本のコンバージェンス問題、あるいは EU の同等性評価を巡り、40 年以上の時を経て、再検討されようとしている。

---

<sup>80</sup> AICPA op.cit. p.4 (『前掲訳書』7 ページ)

## 2 節 IASB、FASB、共同プロジェクトにおけるリース会計基準の見直しについての経緯

G4+1（米国、英国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定機関及び IASC で構成）は、2000 年 2 月、リース会計に関する研究報告（ポジション・ペーパー）を発表した。

本節では、国際的にリース会計基準の改訂が進行する中であって、どのような議論が行われているか概観することにより、リース取引資本化の論拠について考察する。

リース会計に関するポジション・ペーパーの概要は、

「1996 年の研究では、賃借人の貸借対照表においてオペレーティング・リースに起因している具体的な資産と債務が計上されないため、既存の会計基準によれば必要であるオペレーティング・リースと金融リースの区別が任意で不満足であると結論した。たとえば、影響として考えられるのは、債務、負債 - 資本比率、使用される総資本利益率のレベルの報告や財務レバレッジに影響がある。1996 年のディスカッション・ペーパーでは、オペレーティング・リースと金融リースの現在の処理が同じ必要条件をすべてのリースに適用したアプローチに変更されるなら、決算書の比較（そして、それゆえに、有用性）が強化されるだろうことを示唆し、以下のことを提案している。<sup>81</sup>

- ①賃借人にとって、リース期間の初めに、リースによって伝えられる権利と義務の公正価格を記録すべきである。
- ②資産と債務を生じるリース - しかし、リースによって伝えられる権利と義務の公正価値の額だけではないリースが、現在オペレーティング・リース（賃借人の貸借対照表に含まれない）と看做されている。このように、リースの経済耐用年数よりも短い期間の利用であるならば、その部分は賃借人の貸借対照表に反映されるべきである。
- ③賃借人によって取得される権利の公正価値は、リースによって生じるあらゆる債務をプラスしても、最低支払リース料の現在価値として一般に測定される。
- ④全く異なるリスクを前提として、貸し主は別々の資産として金融資産（賃借人からの受取総額を計上する）と残りの利益を報告すべきである。貸し主による金融資産は、一般的に、賃借人による債務として報告される総計として報告されるべきである。

この提案をもとに、ファイナンス・リースの資本化のみならず、使用权の移転を生ずるリース取引として、オペレーティング・リースまでも視野に入れた、リース取引のオンバランスを図る、リース会計の改訂に関する検討が開始された。

2002 年 10 月 29 日、アメリカのコネチカット州ノーウォークにおいて、IASB と FASB の国内および国境を越えた財務報告に利用可能な高品質で、比較可能な会計基準の開発に係わる協議を行い、「国内及び国境を越えた財務報告に使用することができるであろう高品質で、比較可能な会計基準の開発に対するコミットメントを双方が受け入れた。当該会議

<sup>81</sup> Deloitte, G4+1 STUDY Leases 2000.2

では、FASB と IASB は、(a)実施可能な限り早期に、双方の現在の財務報告基準を完全に互換させるため、(b)一旦到達したものの比較可能性を維持させることを保証するために双方の将来の作業プログラムを協調ために、最善の努力を利用することを約束した。」<sup>82</sup>とする「ノーウォーク合意」を公表した。

「ノーウォーク合意」では、

- ①米国会計基準 (U.S.GAAP) と国際財務報告基準 (IFRSs、国際会計基準 (IAS) を含む) との間にあるさまざまな差異を排除する目的で短期的な統合プロジェクトに着手する。
- ②2005年1月1日時点で残った U.S.GAAP と IFRSs との差異を、両審議会の将来の作業計画を調整することを通じて取り除く。すなわち、個別の重要なプロジェクトとして両議会が相互に着手し、同時に検討する。
- ③現在遂行している共同プロジェクトを継続して進行する。
- ④両審議会のそれぞれの解釈指針設定組織に対し、それぞれの活動についても調整を行うことを促す。<sup>83</sup>

この4点が、主要な作業を完了するために必要な資源を提供することで合意された。

ここでは、国際会計基準とアメリカ会計基準をほぼ同じ内容にすることによって、欧州資本市場とアメリカの資本市場の互換性が高まることが期待された。

リース会計基準についても当然プロジェクトとして取り上げられるべきことであったが、「ノーウォーク合意」においては、短期プロジェクトに着手することが優先課題であり、すでに G4+1 で検討課題とされていたリース会計については、長期プロジェクトとして取り上げられた。

2001年7月31日、基準諮問会議 (Standards Advisory Council : SAC)、各国の会計基準設定主体、規制当局、その他の利害関係者等との広範囲にわたる協議の結果、IASB は、最初の検討テーマとして9つのテクニカル・プロジェクトを発表した。

「リース取引はグローバルなビジネスであるが、会計基準の相違により、財務諸表の比較可能性が大きく阻害されるおそれがある。このプロジェクトは、資産及び負債についての概念フレームワーク上の定義とより整合したアプローチを開発することにより、リース会計を改善するものである。このプロジェクトにより、IAS No.17「リース」が改訂または差し替えられることになろう。」<sup>84</sup>とし、これらの見直し項目の中で、「リース」の位置づけ

---

<sup>82</sup> FASB&IASB A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP-2006-2008

Memorandum of Understanding between the FASB and The IASB 2006.2.27

企業会計基準委員会訳 「IFRSsと米国会計基準との間のコンバージェンスに対するロードマップ  
2006-2008 FASBとIASBとの間の覚書」2006年2月27日

<sup>83</sup> Memorandum of Understanding The Norwalk Agreement FASB-IASB、2002、(企業会計審議会翻訳資料)

<sup>84</sup> 『IASB プレスリリース』2001年7月31日、企業会計基準委員会

を確認している。

「リーダーシップの発揮と会計基準の統合を目的とするプロジェクトには、以下の事項がある。

- ・ 保険契約の会計
- ・ 企業結合
- ・ 業績報告
- ・ 株式報酬会計

国際財務報告基準(IFRS)の適用をより容易にすることを目的とするプロジェクトには、以下の事項がある。

- ・ IFRS の初めての適用に関する指針
- ・ 金融機関の活動：開示及び表示

現行の IFRS の改善を目的とするプロジェクトには、以下の事項がある。

- ・ IFRS に関する趣意書
- ・ 現行の IFRS の改善
- ・ IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の改訂

上記の各プロジェクトに加え、その他の 16 の諸問題についても、各国基準設定主体のうち 1 つまたはそれ以上によって審議が進められている。IASB は、各国基準設定主体間の相違、もしくは IASB との間の相違を特定し、可能な限り速やかに解決できるようにするため、今後とも各国基準設定主体と共に作業を進めるか、あるいは少なくともこれらの作業を注視していくつもりである。」<sup>85</sup>とし、次頁<図表 1>に示した長期プロジェクトの一つとしてリースが検討されることになった。

---

<sup>85</sup> 前掲プレスリリース

＜図表 1＞ その他 16 の諸問題

1.	・会計上の測定
2.	・採取産業の会計
3.	・金融商品会計に関する包括的なプロジェクト（JWG基準）
4.	・リース会計
5.	・中小規模企業及び新興経済圏のための会計
6.	・法人所得税の会計
7.	・企業結合（第2段階）
8.	・連結方針
9.	・財務諸表の構成要素の定義
10.	・IAS第39号で採り上げられている以外の認識の中止に係る諸問題
11.	・従業員給付（会計基準の統合に関するテーマ）
12.	・資産の減損
13.	・無形資産
14.	・負債及び収益の認識
15.	・経営者の検討と分析
16.	・特定資産の再評価

（『IASB プレスリリース』2001年7月31日、企業会計基準委員会）

テクニカル・プロジェクト発表の1年後、2002年7月、IASBの新しい作業計画が発表された。

「国際会計基準審議会（IASB）は、2001年7月にIASBで検討する9つのテーマを決定して以来これまでの間に鋭意検討を行ってきたが、そのうち既存の12のIASの改善や金融商品会計基準の改訂についてはすでに公開草案を発行し、さらにいくつかのテーマについても公開草案を発行する準備段階に至っている。これに伴い、IASBは当初の検討テーマの残りのプロジェクトと並行して、新たなプロジェクトに着手することを決定し、その内容を6月27日に発表した。以下は、IASBのプレスリリースの要約である。

「今回発表された検討テーマの中には、リエゾン国の一員であるわが国にも近い将来影響を及ぼす可能性が高いものも含まれており、これらの議論の推移について今後注目していく必要のあるものである。」<sup>86</sup>という内容で、さらに進展したものとして発表された。

国際会計基準審議会（IASB）は、IASBの基準諮問会議や各国の会計基準設定主体、規

<sup>86</sup> 前掲プレスリリース



制当局および関連諸団体との広範囲にわたる協議を経て、本日新たなテクニカル・プロジェクト計画を発表した。これらのプロジェクトは昨年7月に公表されたIASBの最初の検討テーマを土台とし、さらに進展させたものである。

〈図表2〉はテクニカル・プロジェクトの一覧である。

〈図表2〉 テクニカル・プロジェクト計画

連結	(SPE－特別目的事業体を含む)
収益	定義および認識－および負債についての関係領域
コンバージェンス（収斂）	IASBが現行の国際基準と各国の基準から高品質の解決が得られると考えているテーマに関して
年金会計	
税効果会計	
セグメント報告	
再評価	

(『IASB プレスリリース』2001年7月31日、企業会計基準委員会)

加えてIASBは、多くは他の基準設定主体との共同作業により、〈図表3〉に示す共同作業のテーマについて研究活動に着手することを提案する。

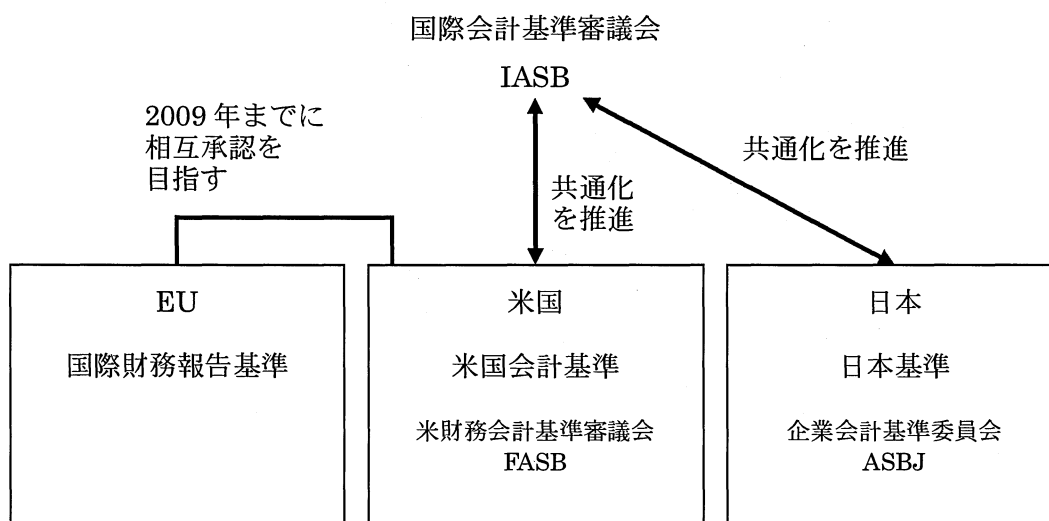
〈図表3〉 共同作業のテーマ

中小企業および新興経済圏の企業に対する国際会計基準の適用（SMEプロジェクト）	
リース会計	
概念上の問題	会計上の基礎的な要素に対する再検討を実施し、測定の問題、なかでも最初に減損についての作業を検討する
金融商品会計のいくつかの側面	

(『IASB プレスリリース』2001年7月31日、企業会計基準委員会)

これらのテーマについては、予備的な作業が終了した時点で、IASBの主要な検討テーマに移行する。

<図表4> EU、アメリカ、日本基準と国際会計基準の関連



(『IASB プレスリリース』2001年7月31日、企業会計基準委員会)

<図表4>に示すとおり、わが国会計基準も2009年までには国際会計基準とのコンバージェンスを完了することが急務である。

以上のような経緯を経て、様々な諸問題とともに「リース会計」改訂に向け、議論が行われ、本格的な改訂への取組みが始まったのである。

### 3 節 IASB 会議におけるリース会計改訂審議

前述したように、長期プロジェクトとしてリース会計基準改訂の審議は行われているが、その内容は、リース物件の使用権に着目して、すべてのリース取引をオンバランスする会計処理を適用するというものである。

IASC の組織改革により 2001 年に発足した国際会計基準審議会 (IASB) の初期のプロジェクトの中に、リース会計が中期的検討事項として位置付けられていたが、ASBJ が「オペレーティング・リースのオンバランス処理の研究」を中長期的なテーマとして掲げていたのは、このような国際的な背景がある。

2006 年 (平成 18) 年 6 月、IASB は FASB との共同プロジェクトにより、リース会計 (G4+1) の研究報告をベースとした IAS No.17 の見直し) を正式な議題として取り上げることにした。

本節では、リース会計基準改訂の審議の経過をたどり、国際会計基準がリースの使用権を検討することにより、リース取引資本化を図ろうとする背景について時系列的に検証する。なお、企業会計基準委員会公表のプレスリリースに基づき検証するが、議事内容により、リース取引資本化の論拠がいずれに求められているかを明らかにするものである。

#### [2002 年 5 月第 4 回リエゾン国会議 (IASB と各国会計基準設定主体との会議) ]

この会議においては、リース契約に関する資産および負債の認識に関する基本的な以下の問題点が提示された。

##### (1) リース契約からどのような資産・負債が生じるのか

「支配」は資産の定義の中心であり、リースの借手は、物件の所有者と同じではないが、将来の経済的便益をもたらす資源を支配していると考えられている。この際、「リース期間中は借手が物件全体を支配している」という考え方に立てば、物件全体を資産に計上し、返却の義務を負債に計上することとなる。しかし、「借手が支配している資源は物件の耐用年数内の一部についての使用権」という考え方に立てば、契約により物件がそれぞれ認識可能な構成部分に分割計上される。

##### (2) リース契約の資産および負債の構成部分はどう決定されるか

(3) また、リース契約をどの程度、構成要素に分解するか (ペーパーでは、資産の原子化 (atomization) という言葉も用いている) という問題があり、特に残価保証に関しては、総額法 (残存価値に対する権利と、保証により無条件の負債を計上する方法) と純額法 (保証により支払うと見込まれる金額を反映した負債を計上する方法) が考えられる。

##### (4) 別々の契約を、全体の効果を表示する際にどこまで関連づけるべきか

(5) セール・アンド・リースバックを、1. 新規物件のリースと同じ会計処理 (新たなリースを当初の公正価値で計上し、差額は売却益とする。)、2. 既存の資産に関連づけ

て物件に対する権利の部分的売却とする会計処理（売却部分についてのみ消滅の認識を行い、売手（借手）が有している権利は、そのまま保持しているとする。）2、3. 物件に対する権利の即時の売却はなかったものとする会計処理（取引全体を金融取引と見て、受け取った現金の全額を負債とし、資産の全体を保持しているものとする。）が考えられる。

上述のリース契約の議論は、アウトソーシングやサービス譲与（concession）の取引についても当てはまる部分がある。特に民営化が進んでいる英国や豪州、NZでは、政府が橋を建設し維持管理を業者に委託しているようなケースから、橋の料金徴収権を業者に与え契約満了後は業者が橋を自由に用いることができるようなケースまで種々の契約パターンがあり、これまでは政府か業者のどちらかに橋全体を資産計上させようというアプローチであったが、先程のリースについての議論を当てはめれば、政府と業者の双方で、橋に対する権利を分割して資産として認識する（どちらも橋全体は認識しない）ことも考えられるとしている。

#### <ディスカッション>

##### （1）資産の支配と構成部分の分割計上

まず、構成要素毎に分解して資産計上する点について、IASB 理事からは、ユーザーの観点から、できるだけ資産を計上すべきであるという見解や、リスクや耐用年数が異なるため分割して計上する意味はあるという見解が示された。この点、資産の支配に照らした場合、契約上の権利があればその条件を満たすのではないかと（NZ）、無形資産を考えれば契約の存在によって支配が示されるのではないかと（フランス）というコメントがあった。

日本からは、リースなどをオフバランスシート・ファイナンスの観点から考慮する必要があるとすれば、リース資産に対する支配の有無をベースとして資産サイドから考えるよりも、負債サイドを出発点として議論するという考え方もあるのではないかと発言した。この点、英国からは、負債から見た場合でも資産をまず考慮しなければならないため循環論ではないかという返答があったが、その後の議論の中で、資産の測定は負債サイドを考慮しなければならない（フランス）とか、権利と義務がある場合に総額法が妥当かもしれないが、負担がないような場合にも両方計上すべきか（カナダ）というコメントも聞かれた。

##### （2）サービス譲与の取引について

ペーパーの例で示されているような業者に与えられた橋の料金徴収権は無形資産を示すのではないかとコメントや、サービス譲与の取引は米国では問題になっていないというコメントがIASB 理事から出されていたが、豪州からは、政府が行ってきたサービスを民間が代替していくような場合は、IASNo.17の想定するケースとも異なる

り、包括的な対応が必要であるという意見が示されるなど、各国の代表者により見方に相違があるようであった。

(3) 今後の対応について

英国から、今後、オフバランスシート・ファイナンス全般について総合的に検討したいという意向が示され、ついでには IASB と強調して進めたいという提案がなされた。

[2003 年 5 月第 24 回 IASB 会議]

英国 ASB (Accounting Standards Board UK)は、IASB からリサーチ・プロジェクトとして要請を受け、リース取引に関して検討を行う。

英国 ASB の”Annual Review The Chairman’s Report”には、

「IASB は、ASB が行っているリースの新しい会計基準の予備研究に対し強い関心を示した。英国委員会のディスカッション・ペーパー『リース：新しいアプローチの実施』、これは本質的に異なる会計処理が恣意的で必然的に問題を含む区分に基づいてファイナンスとオペレーティング・リースに適用される現在のアプローチを維持するよりはむしろ、目的としてはすべてのリースを説明する一つの方法を開発しようとしている。

しかし、多くのリースの複雑さは、リースが設備の残存価格を賃借人によって再リースする際に保証するオプションを含むようなリースによって、リースに係わる資産と債務を決定して、測定する際に、重要な難問を起こす。

英国委員会は、この二年間にわたってリースに関する見解を検討してきた。しかし、IASB は、プロジェクトを検討するには、今年の 5 月まで、時間が不足していた。5 月には英国 ASB スタッフはリースの問題とプロジェクト計画の調査に応じている IASB 会議に参加した。そして、互いの委員会は、次の 3 年にわたって互いに新しいリースのモデル開発に取り組む必要が生じた。ディスカッション・ペーパーが、IASB の 11 月の会議で発表された。

我々はヨーロッパで同じ概念を各国の設定主体その後議論した。そして、プロジェクト提案に対する彼らの反応を得て、彼らの参加を促した。」<sup>87</sup>

とコメントされており、リース取引に対して、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースという区分とは異なる単一会計処理を取り扱い偶発対価、残価保証、及びセール・アンド・リースバック等を検討対象とすることが提案され、2003 年 6 月に開催される基準諮問委員会 (SAC: Standards Advisory Council) に諮った上で、IASB の人的資源の制約との兼ね合いを図りながら、リース会計を正式な検討議題として取り上げる方向でとり進めることが暫定的に合意された。

[2003 年 11 月第 29 回 IASB 会議]

IASB 会議では、リース契約から生じる資産及び負債を分析するための概念的モデルの基

<sup>87</sup> ASB 2003 Annual Review The Chairman’s Report 2003 ,Financial Reporting Council UK

盤について議論が行われ、英国 ASB からの以下のアプローチを採用することが暫定的に合意された。

- (1) ファイナンス・リースに関してのみ資産・負債を認識するという現行の原則よりも、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースとして保有されている資産の双方に対して適用できる首尾一貫した資産・負債認識の原則を採用する方が、財務情報の目的適合性、信頼性、比較可能性という観点から優れている。
- (2) リースによる契約上の権利・義務から発生する資産・負債は、(物理的な資産の全体が移転するというよりも) リース契約期間中において使用权 (the right of use) と関連する経済的便益に対する支配の移転が行われたことを表しており、この将来の経済的便益に関する権利の移転を中心として提案されている概念的なモデルを構築する。
- (3) このモデルでは、リース資産を引き渡すことにより借手に使用权から生じる将来の経済的な便益に対する支配力を移転する時が、通常貸手にとっては経済的に重要な行為であり、資産・負債の変動を認識するのに適している時点であると考えられる。
- (4) 今後、このプロジェクトでは、まず貸手の会計処理を検討する。この中には貸手がどの時点でリース資産を消滅させ収益を認識することが適切であるかを決定することを含み、また、貸手により認識されるべき資産の性質について検討することも含まれる (物理的資産の認識を継続すべきかどうかも含む)。<sup>88</sup>

#### [2004 年 1 月第 31 回 IASB 会議]

この会議においては、前回の会議において暫定的に、リース契約に基づく契約上の権利及び義務から発生する資産・負債を認識するというアプローチが採用され、ファイナンス・リースに関してのみ資産・負債を認識する現行の取扱いを改め、リース契約によってリース契約期間中においてリース対象物件を利用できるという使用权と関連する将来の経済的便益に対する支配の移転が行われたことに着目して、この将来の経済的便益に関する権利の移転に基づいて、契約上の権利・義務から発生する資産・負債を認識しようとしているが、リース契約において借手が解約・更新オプションを有している場合の当初認識及び借手の意思で変動する偶発要素 (変動賃借)<sup>89</sup>に関する議論のみで、決定はなされなかった。

#### [2004 年 4 月第 8 回リエゾン国会議 IASB と各国会計基準設定主体との会議]

英国 ASB で進めている研究プロジェクトの内容についての議論が行われた。G4+1 のペーパーで示された、リース使用权の売買と考えるアプローチに基づく検討が進められている。このアプローチでは、各国の現行の基準のようなファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別をせずに、権利・義務の内容に応じた資産・負債を認識すること

<sup>88</sup> Deloitte “Notes from the IASB Meeting” November 2003 (IASB 会議プレスリリース 企業会計基準審議会翻訳)

<sup>89</sup> 価格変動、利用量、リース期間を延ばすようなオプションのあるリース契約

になる。

このアプローチの基本的な考え方については、未履行契約一般の認識の問題との関連についての質問が出されたが、物件の引渡しにより貸手の主要な義務の履行が完了しているとい考え方（G4+1 ペーパーに示されている）が説明された。

リース会計を IASB の正式の議題とすることに関しては、重要性の高いテーマであるとして、可決された。

#### [2004 年 6 月第 36 回 IASB 会議]

この会議においては、借手が認識した資産および負債が、リース期間の経過とともにどのように会計処理され、損益計算書において表示されるかについて、英国 ASB の用意したモデルに基づいて議論された。

- ①典型的なリース（使用権の対価として固定リース料の支払いが行われるリース）
- ②価格変動といった外部要因に基づいて変動するリース
- ③借手の利用量に基づいて変動するリース
- ④借手の財務業績又はその他の業績に基づいて変動するリース
- ⑤更新オプションのついたリース

これらのリース資産は定額償却を行い、リース負債については、償却、時間の経過に伴う金利費用（割引効果の振り戻し）及び市場の金利やリース料支払予定額の変動に伴うリース負債の再評価といった要素をどのように損益計算書で表示するかが検討された。

これらのモデルについては、使用権を示すリース資産は取得原価で測定し（取得時は、その時点の公正価値＝支払った対価で認識し、その後は取得原価から減価償却及び減損を差し引いた金額を簿価とする）、リース負債は期末の公正価値で測定するというものであった。

当初認識時点では、資産及び負債ともにその時点の公正価値で測定するが、それ以後の測定は、資産と負債で異なるモデルが採用されている。このモデルに対して現行の IFRS と整合的なモデルについても検討すべきとの指摘があり、リース資産については IAS No.16（有形固定資産）、No.38（無形資産）、リース負債については、IAS No.37（引当金）、IAS No.39（金融商品）を基にした測定ベースをもつモデルを検討することの必要性が示唆された。

#### [2004 年 11 月第 40 回 IASB 会議]

英国 ASB が、従来ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けられていた会計処理を、リースの貸手と借手がリース契約から生じる権利と義務を資産及び負債として認識するというアプローチ（「概念アプローチ」）を採用して再構築することを目的とする検討を行っていた。

この会議では、概念アプローチによって生じる資産及び負債が、現行の IFRS の中で取り

扱われている資産・負債の会計処理とどのように類似又は相違しているかについての分析が行われた。

この会議で議論された資産及び負債は、

①借手の有形固定資産を使用する契約上の権利を表象する資産

a. 無形資産とする見解

リース契約によって借手に譲渡された契約上の権利は、借手に将来の経済的便益の支配を与えるものであり、物理的な実態を持つものではない。したがって無形資産の定義を満たす。

b. 固定資産とする見解

リース契約によって借手に譲渡された契約上の権利は、リースの対象となり借手が使用権を有している有形固定資産の性質（区分）を反映する方が財務諸表の表示としてより適切である。また、借手の有する権利は、無形資産を対象とするリースの場合には無形資産として、有形固定資産を対象とする場合には有形固定資産として財務諸表上に表示され、それらに適用される測定原則に基づいて測定が行われる。

(英国 ASB はこの見解を支持)

②借手のリース料支払義務を表象する負債

借手が事前に契約で決められた固定リース料を支払う契約に関する負債については、固定金利付負債との類似性から金融負債として会計処理することになる。

問題は、変動又は条件付のリース料を支払う借手の債務を表象する負債である。

a. 引当金とする見解

変動リース料を支払う負債を、不確実な金額を支払う無条件の契約上の義務（特定の将来の事象が生じた場合にいつでもそれを反映した支払いを行うことを約束している待機義務）を反映するとし、そのような義務は金融負債というよりは、引当金に類似する。

b. 金融負債とする見解

借手が負っている義務は、貸手に現金を引き渡す契約上の義務である点を強調し、金融負債の定義に合致している。

③貸手のリース料を受領する契約上の権利を表象する資産

リース料が固定の場合は、その権利は固定金利付資産との類似性から金融資産として会計処理することになる。

リース料が変動する場合は、

a. 金融資産とする見解

受領金額が確定していないとしても、貸手が有するのは借手から金銭を受け取る契約上の権利であり、金融資産の定義を満たす。金融資産は将来のリース料の期待値に基づいて見積もられる。(ただし、貸付金または債権とするか、売却可能金融資産とするかの見解に分かれる。



b. 無形資産とする見解

変動リース料の受領権を表象する資産は、「有形としての実体のない識別可能な非貨幣性資産」であるという無形資産の定義を満たし、更に、契約上の権利であるので識別可能性基準も満たすと考える。有形資産の使用権を提供する代わりに入手する貸手の（借手の収益の一部の分配に参加する）権利は、実質的にロイヤリティーを受け取る権利と類似のものとみることができ、無形資産として表示されることが妥当。

c. 非金融資産に組み込まれたデリバティブとする見解

借手の収益の一部の分配に参加する権利は、リース物件の所有権を表す資産に組み込まれているものとして取り扱う。この取扱いは、主たる契約に密接に関連した組み込みデリバティブの取扱いに類似している。

④更新又は購入オプションを表象する借手の資産

更新又は購入オプションを表象する借手の資産を取扱う IFRS がないため、この資産については、新たな会計処理を検討する必要があるとされる分野である。

⑤貸手の資産に対する残余持分 (residual property rights) 表象する資産

貸手の資産に対する残余持分を表象する資産は、リースに特有なものである。その性質や目的を含む特徴は、有形固定資産、無形固定資産又はたな卸資産に関する会計基準でカバーされる他の非金融資産と基本的に異なると考えられる。

[2005 年世界会計基準設定主体 (WSS:World Standard Setters) 会議]

英国 ASB によるリースのリサーチ・プロジェクトは、これまでのリスク経済価値アプローチではなく、契約上の使用権と義務によるアプローチであり、借手の観点から以下のケースの検討がされた。

- ①延長又は取消のオプションがある場合、延長または取消が可能になるまでの期間についてのみ使用権と義務の交換が行われるが、その後の延長又は取消が可能な期間については交換が行われるとはみなせないことから、資産及び負債は計上しない。
- ②いわゆる偶発的賃借料の問題のうち、物価指数連動のような価格が変動する賃借料の場合は、当該リース期間にわたり使用権と義務の交換が行われるため、資産及び負債を計上すべきである。
- ③偶発的賃借料の問題のうち、使用に応じて賃料が変動する場合には、当該期間において物件の使用権と支払義務があることから、資産及び負債を計上すべきという見解と、使用自体は借手が考慮できることから、この場合には使用に制限があり支払義務も負っていないため資産及び負債を計上しないという見解がある。
- ④偶発的賃料の問題のうち、借手の収益に応じて賃料が変動する場合にも、当該期間において物件の使用権と支払義務があることから、資産及び負債を計上すべきという見解と、借手の収益が賃料として支払われることとなるため、使用に制限のある

資産の価値はその純額で考慮すべきであり、また、収益を計上しない場合は支払義務も負っていないため、資産及び負債を計上しないという見解がある。

- ⑤借手が残価保証する場合、保証行為による義務と使用している物件に対する残価への持分を両建てにして資産及び負債を計上すべきという見解と、保証は偶発的なオプションであり、金融負債として考え、資産及び負債を計上しないという見解がある。

[2006年4月第56回IASB会議]

IAS No.17「リース」を見直す新たなプロジェクトを議題として取り上げ、2006年6月に基準諮問会議（SAC:Standards Advisory Council）に諮った上で正式にプロジェクトとして開始する。

[2006年7月第59回IASB会議]

当面2008年にディスカッション・ペーパー公表を目指す。現行リース会計におけるファイナンス・リース及びオペレーティング・リースという区分を改め、リース対象物件に対する「使用权」に焦点を当て、当該使用权の会計処理としてリースの会計処理を整理しようとするプロジェクトであり、FASBとの共同プロジェクトとして進める。

[2007年4月第67回IASB会議]

企業結合（第2フェーズ）に関連したオペレーティング・リースに関する議論を行った。

被取得企業が貸手であって、オペレーティング・リース契約が市場条件に比べて有利又は不利な場合に、取得者の会計処理には、

- ①リース契約が市場条件と異なることに起因する価値とリース対象資産そのものの価値とを分離すべきであるという見解。この場合、有利な場合には無形資産を認識し、不利な場合には負債を認識する。
- ②両者は不即不離の関係にあり分離して捉えることができないので分離すべきではない。とする見解。

IASBは①の見解を支持し、FASBは②の見解を支持したが、IASBは、米国会計基準とのコンバージェンスに配慮して、FASBの見解を受け入れることを暫定的に決定した。

[2007年5月第68回IASB会議]

①契約更新又は解約のオプション権を持つ単純なリース契約の例、②オプションを行使するか同化に影響を与える要因、③更新権が生み出す権利及び義務は、解約権が生み出す権利及び義務と同じかどうか、④借手の更新権に含まれる権利及び義務の分析、⑤借手に更新権や解約権があるリースの会計処理のための代替案の検討を行った。

[2007年6月第69回IASB会議]

(1) 単純なリース契約における借手の負債（義務）の当初認識時及びその後の測定

① 当初認識時の測定

- a. 実務上可能なら、リース上の計算利子率、それが明確でなければ借手の追加借入利子率を使って将来予測キャッシュ・フローを割り引くことによって計算された現在価値による測定
- b. 公正価値による測定

\* 金融負債に適用される当初認識時の会計処理、公正価値で測定することに合意した。

② 当初認識以降の測定

- a. 公正価値
- b. 実効金利法による償却原価による測定
- c. リース契約当初に公正価値オプションを選択できる権利のついた実効金利法による測定。

\* cの方法が採用された。

(2) 貸手に対する借手の資産の測定

① 無形資産アプローチ

借手の保有する使用権は、企業結合以外で取得された無形資産の性格と同様である。

② リース物件の性格アプローチ

借手の保有する使用権は、リース契約によって使用することができるリース物件の性格と同様であると考え、有形固定資産のリースは、企業結合以外で取得した有形固定資産の測定を行い、無形資産のリースについても整合性のある形で測定する。

③ セパレート・アカウンティングモデル・アプローチ

借手の保有する使用権は、無形資産の性格ともリース物件の性格とも異なると考えられるか。他の測定アプローチを採用することで意思決定により有用な情報をもたらす結果となり、増加便益が増加コストを上回ることになる場合がある。いずれのケースでも借手の保有する使用権の当初認識時の測定及び当初認識以降の測定のために、セパレート・アカウンティングモデルを開発すべきである。この測定アプローチでは、公正価値を使うことが多くなる。

\* IASBは②の方法を選択した。

(3) リース契約による資産及び負債の認識

単純なリース契約に関する資産と負債の当初認識がいつ行われるべきか、それら資産と負債は何であるかについて議論する。

リース契約による資産及び負債の認識時点としては、契約締結時及びリース資産の受渡日の2つが考えられる。リース資産の受渡日にリース契約に関する資産と負債の当初認識を行うことを提案した。これは、現行リース会計基準では、契約締結時には、次

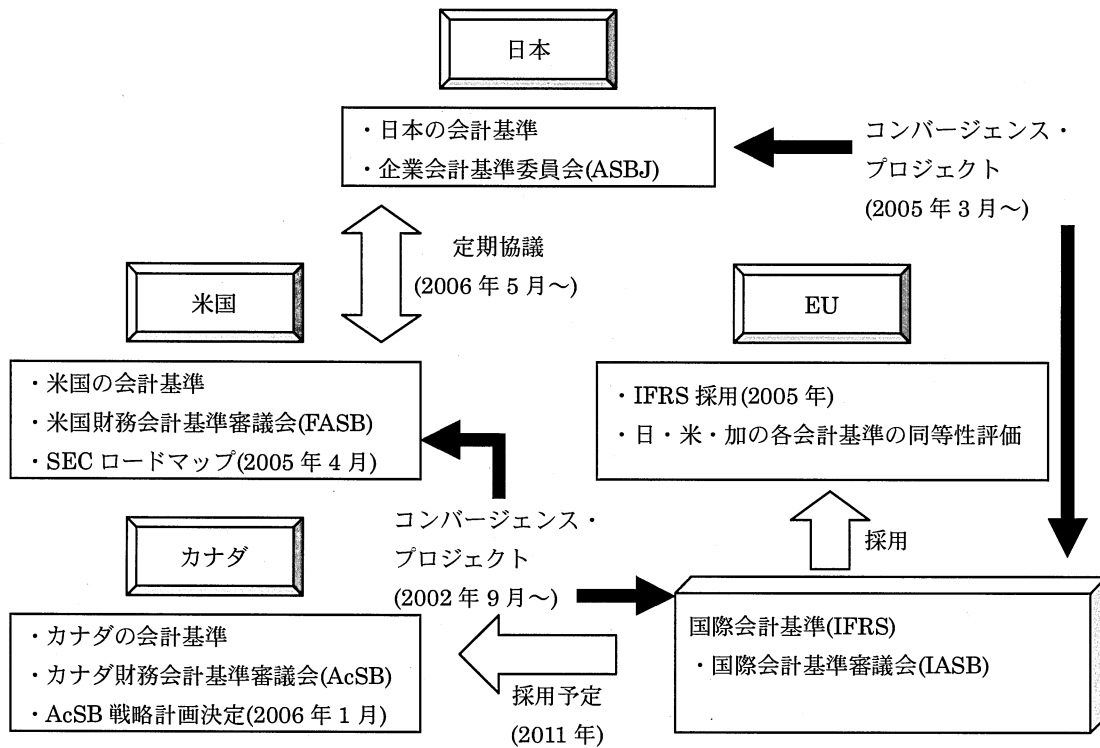
のような理由で資産及び負債が認識されないことを反映している。

- ①リース資産と負債が同額で相殺されるものである。
- ②未履行契約は認識されないという一般原則がある。
- ③リース契約が債務不履行に陥った場合の法的な救済は、一般的に金銭的損害の支払いであり、そのような契約は、全体として一つの契約と見て純額で資産または負債が認識される。
- ④リース契約はリース資産を引き渡す先渡契約（非金融資産の通常の売買）であり、このような契約は IAS No.39 では金融商品会計基準の対象外とされている。（デリバティブとして会計処理しない）

※契約締結時からリース資産の受渡までの間に時間的なずれが大きく、その先渡期間に価値の変動が発生し、認識すべき資産及び負債の測定に影響を与える場合があることが認識され、契約締結からリース資産の受渡日の間に生じる権利および義務についてさらに検討すべきであるとした。

これらのコンバージェンス・プロジェクト計画についての概要は、次頁<図表5>に示すとおりである。

<図表5> コンバージェンス・プロジェクト計画の概要



(出所：金融庁 「国際会計基準を巡る国際的な動き」平成18年7月19日)

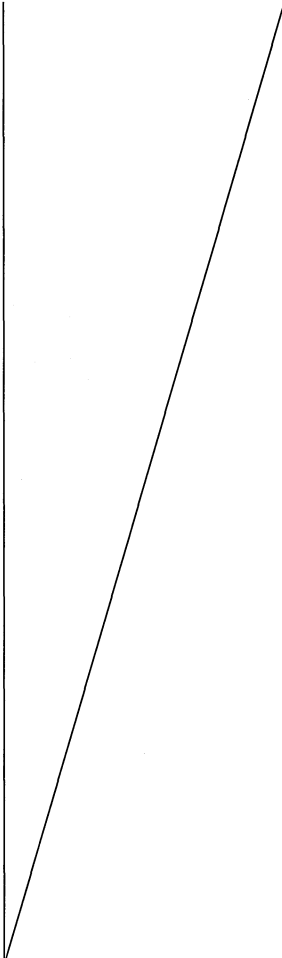
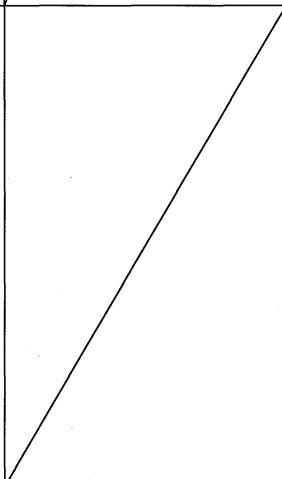
以上、IASB 関連の会議の内容を概観するにあたり、リース会計基準の改訂は、単純なリース取引のみならず、長期にわたって発展してきた複雑なリースについても議論・検討が重ねられている。

<図表 6>は、アメリカ、日本、国際会計基準におけるリース会計処理を比較したものである。

<図表 6> 米国、日本、国際会計におけるリース会計処理比較

項目	米国	日本	国際会計基準
1. リース市場規模 億米ドル (民間設備投資に占める比率)  機種別シェア(上位) %	2,080 (31.1%)  ①輸送用機器 26.7 ②コンピュータ関連 16.5 ③産業機械 12.1	621 (9.3%)  ①情報関連機器 38.6 ②商業サービス機器 15.5 ③産業機械工作機械 15.3	
2. ファイナンス・リースの実態	①リース物件に係る保守・管理、納税、保険等の業務はレッシーが行う。 ②リース終了後のリース物件を1ドルという名目的な価格でレッシーに譲渡されるのが通例である。 ③使用済みのリース物件の廃棄物処理はレッシーが行う。 ④基準の回避行為もあり、近年、航空機リースをはじめとする多くのリースがオフバラとされ、キャピタル・リースの割合は大幅に減少している。	①ファイナンス・リースは、金融と異なり、リース物件の保守・管理などのサービスを付加した複合的な「物品賃貸借」としての側面が強い。 ②所有権に基づき、レッサーは固定資産税、動産保険を支払う。 ③リース契約の終了後、再リースを行う場合が一般的、廃棄物処理、リサイクル費用の負担等もレッサーが責任を持つ。 ④国際会計基準で示すファイナンス・リースの会計基準に従えば、ファイナンス・リースに分類されるもの	

		の、実質的にはオペレーティング・リースに近い性格をもつものといえる。	
<p>3. リース会計基準</p> <p>(1)リース取引の分類 (借手)</p> <p>(2)リースの定義/資産計上</p>	<p>①キャピタル・リース</p> <p>②オペレーティング・リース</p> <p>(定義)</p> <p>①所有権が最終的にレシー移転</p> <p>②割安購入選択権付与</p> <p>③リース期間がリース資産の見積耐用年数の75%以上</p> <p>④リース開始時のリース料総額がリース資産適正額の90%以上</p> <p>(資産計上) 借手</p>	<p>①ファイナンス・リース</p> <p>(1)所有権移転ファイナンス・リース</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース</p> <p>②オペレーティング・リース</p> <p>(定義)</p> <p>米国基準とほぼ同じ、75%、90%という数値に「おおむね」という表現が加わり、実質判定がされる。</p> <p>(資産計上)</p> <p>①譲渡条件 } 借手</p> <p>②割安購入 } 選択権付与</p> <p>③特別仕様</p> <p>④リース期間がリース資産の見積耐用年数の75%以上</p> <p>⑤リース開始時のリース料総額がリース資産適正額の91%以上</p> <p>④~⑤の場合、原則借手。詳細注記を条件に資産計上不要</p>	<p>①ファイナンス・リース</p> <p>②オペレーティング・リース</p> <p>(定義)</p> <p>米国基準とほぼ同じであるが、数値基準はない。</p>

<p>(3)適用範囲・適用実態</p>	<p>〔範囲〕 上場企業NYとナスダックで約 7,600 企業(2000 年末)等に GAAP による会計基準適用。</p> <p>〔実態〕 数値基準を適用、90%ルールを僅かでも下回ることで、オペレーティング・リース認定可能。</p>	<p>〔範囲〕 ①現状、約 5,000 社の上場企業。 ②中小企業会計基準が存在しないため、会計基準が改定された場合、適用企業総数は中小企業を中心に 250 万社にのぼる。</p> <p>〔実態〕 ①数値基準を加え、実質判定が行われる。 ②取引当事者はリースを賃貸借として認識しているので、多くの企業が賃貸借処理を採用している。</p>	
<p>4. 基準回避の実態</p>	<p>○リース利用の多い航空 7 社を例にとると 95%(約 8 兆円)がオペレーティング・リース資産、5%がファイナンス・リース資産、全体からみてもオフバランスが圧倒的に多い。</p>	<p>①米国で回避実態が指摘されている事例は、所有権移転ファイナンス・リースに区分され、借手で資産計上されている。 ②数値基準に「おおむね」があるため回避行為は困難である。</p>	



<p>5. 税務上の取扱い(借手)</p>	<p>(借手の処理) 賃貸借 (減価償却) 貸手が減価償却を行う。 (賃貸借処理可能取引の範囲) 法人税法通達より、 a. 貸手はリース期間中を通じてリース原価の20%以上を自己リスクで投資する。 b. 汎用性のあるリース資産であること。 c. リース期間は当該資産の見積耐用年数の80%以内であること。</p>	<p>(借手の処理) 賃貸借 (減価償却) ファイナンス・リースのうち、譲渡条件付リースなど一部を除き、貸手が資産計上、減価償却を行う。</p>	
---------------------------	--	--	--

(国際会計基準、日本基準、米国基準に基づき筆者作成)

また、〈図表7〉は、日本基準、国際会計基準、米国基準におけるリース取引の分類についての比較を示したものである。

〈図表7〉日本、国際、米国会計基準におけるリース取引の分類

項目	日本基準	国際会計基準	米国基準
リース取引の分類	<p>次の2種類に分けられる。 ①ファイナンス・リース (1)所有権移転ファイナンス・リース (2)所有権移転外ファイナンス・リース ②オペレーティング・リース</p>	<p>次の2種類に分けられる。 ①ファイナンス・リース ②オペレーティング・リース</p>	<p>次の2種類に分けられる。 ①キャピタル・リース ②オペレーティング・リース</p>

<p>ファイナンス・リース (キャピタル・リース) の会計処理</p>	<p>・原則として通常の売 買取引に係わる方法 に準じて会計処理を 行う。</p> <p>・所有権移転ファイナ ンス・リース取引につ いては、通常の賃貸 借取引に係わる方法 に準じて会計処理を 行うことができる。</p> <p>※所有権移転外ファ イナンス・リース取引 の特例がある。</p>	<p>通常の売買取引に係 わる方法に準ずる。</p>	<p>通常の売買取引に係 わる方法に準ずる。</p>
---	--	--------------------------------	--------------------------------

(国際会計基準、日本基準、米国基準に基づき筆者作成)

オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引について IAS No.17 を大きく改訂することは、固定資産、無形資産、金融資産、減損会計処理に整合性を見出す必要もあり、またリース所有権に着目した新たな資産・負債概念の構築という問題にまで発展する。

これまでの議論の結果として、IASB はリース資本化の論拠をリース物件の「使用权」に求めようとしていることが明らかである。

そのためには、伝統的会計理論における資産・負債概念の拡大により、概念フレームワークを構築し、リース取引資本化の論拠を再考せざるを得ない。リース取引資本化と新たな資産・負債概念の構築については、「第VI章 リース資産・負債概念の拡大と使用权」で考察する。

#### 4 節 EU 同等性評価<sup>90</sup>におけるわが国リース会計基準の問題点

国際的動向である IASB の審議過程とともに、わが国におけるコンバージェンスの課題として、EU における同等性評価も重大な問題である。

金融・資本市場の国際化の中にあつて、各国の会計基準がコンバージェンスに向かって急速に動き出している。

FASB と IASB のコンバージェンスの動向については、3 節で論じてきたが、わが国においても例外ではなく、2005 年から本格的なコンバージェンスへの取組みを開始した。

国際的な資金調達を可能にするためにも、世界規模でのコンバージェンスへの加速である。

本節では、コンバージェンスの観点からも重要であると考え、EU 同等性評価とわが国のリース会計基準改訂への影響について検討し、わが国リース会計基準の現状と課題について考察する。

2005 年欧州委員会 (EC:European Commission) は、EU 域内上場企業に IFRS の適用を義務付け、EU 域内において EU 市場で資金調達する域外上場企業に対して、国際会計基準またはこれと同等の会計基準の使用を義務付けた。

EU の会計基準の同等性評価に関し、欧州委員会は、第三国企業について、日本、米国、カナダの会計基準の使用を 2008 年まで認めるとした。<sup>91</sup>が、欧州証券規制当局委員会 (CESR:Committee of European Securities Regulators) は、わが国会計基準について、国際会計基準と「全体として同等」とした上で、26 項目について追加開示等の補正措置が必要であると助言した。EC、CESR と規制当局の関連は、次頁の〈図表 8〉で示される。

<sup>90</sup> 同等性の意味について、CESR は、

①同等性の意味は、基準の一致ではなく(not identical)、投資家が第 3 国の会計基準に従った財務諸表に基づき、IAS に従った財務諸表に基づく場合と類似した投資判断(similar decision)が可能な場合は同等。

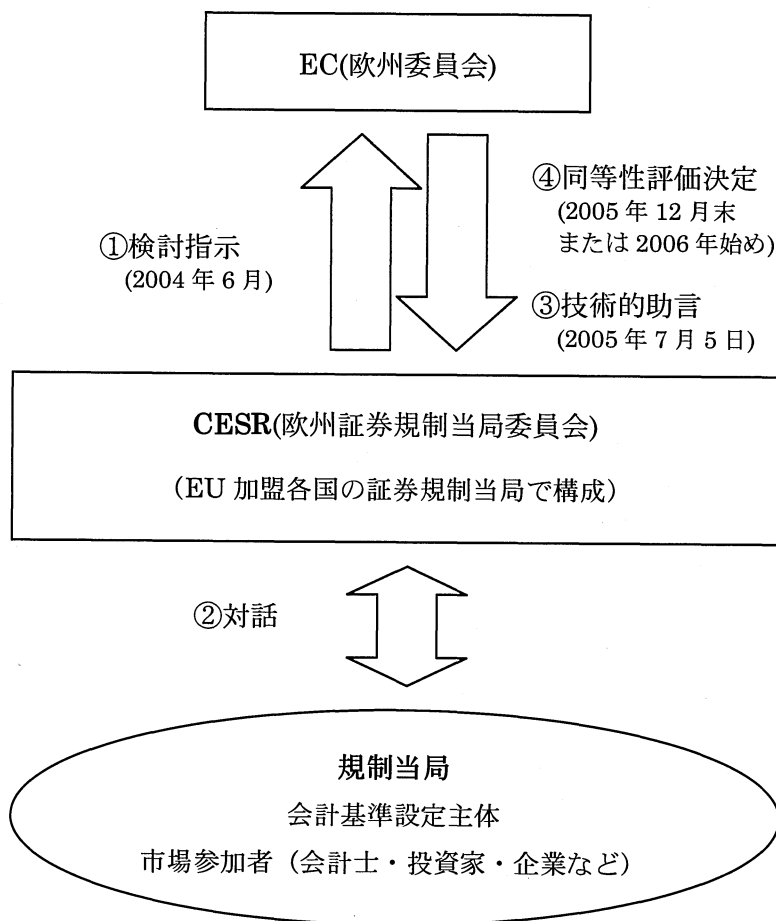
②評価に当たっては、EU 及び第 3 国の金融・会計関係者に実務的に知られている会計基準の「重要な相違(significant differences)にのみ焦点を当てる。

③CESR は、市場参加者(財務諸表の利用者・作成者・監査人)の意見を重視。

なお、同等性評価の結果として、「同等(equivalence)」と「非同等(non-equivalence)」という両極端の中間として、「同等+補完措置(remedies)」が設けられている。

<sup>91</sup> 2007 年 1 月からの適用であったが、その後修正され 2009 年 1 月に延期されている。

<図表 8> EC、CESR と規制当局の役割上の関連



(出所：金融庁 「国際会計基準を巡る国際的な動き」平成18年7月19日)

最終的な同等性評価を行うために、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案した。

会計基準同等性についての動向は次頁の<図表 9>に示す。

＜図表 9＞ EU による会計基準同等性評価を巡る動向<sup>92</sup>

2005年7月	CESR が、会計基準の同等性評価に関する「技術的助言」を公表。日本基準については、全体として同等としつつも、26項目*の差異を指摘。 <sup>93</sup>
2006年4月	EC が同等性評価の2年間の延期を提案。
2006年7月	企業会計審議会・企画調整部会が、意見書「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表。
2006年10月	ASBJ が、「わが国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—」を公表。
2006年11月	金融庁は、EC と、第1回会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合を開催。
2006年12月	EC が、同等性評価の2年間延期を決定。
2007年3月	第2回会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合を開催。
2007年4月	EC は、アメリカ、カナダ、日本等の会計基準について、当該国の会計基準当局による作業工程表に関する最初の報告書を策定し、欧州証券委員会と欧州議会に報告。
2007年5月	CESR は、同等性の評価メカニズムに関し、欧州委員会に助言。
2008年1月	EC は、同等性の定義及び評価メカニズム決定。
2008年4月	EC による欧州証券委員会と欧州議会に対する最終報告。
2008年6月	EC は、同等性評価決定。
2009年1月	国際会計基準又は同等の基準の適用開始。

(出所：金融庁 「国際会計基準を巡る国際的な動き」平成18年7月19日)

\* 26項目は、

①補完計算書項目(仮定計算ベースでの要約財務諸表作成)

企業結合(持分プーリング法)、連結の範囲(適格SPE特別目的事業体)、在外子会社の会計方針の統一

②開示A(日本基準で既に提供されている開示を補強する定性的・定量的情報)

ストック・オプション(新基準で開示が行われない場合)、企業結合(少数株主持分)、企業結合(段階取得)、保険契約(異常危険準備金)、工事契約(工事進行基準)、不良債権開示(開示が十分でない場合)、廃棄費用、従業員退職後給付(退職給付債務の割引率を含む)、企業結合(外貨建暖のれんの換算)、金融商品の公正価値開示、固定資産の減損会計(減損損失の戻入)、資産の

<sup>92</sup> 金融庁『EUによる会計基準・監査の同等性評価について』平成19年(2007年)3月27日公表の見解

<sup>93</sup> この26項目にリースは含まれていない。

除去債務

③開示 B (IFRS に従って会計処理した場合の定量的影響、損益又は株主持分への税引前後の影響)の表示

ストック・オプション (費用化)、企業結合の対価算定日 (交換日)、企業結合 (取得研究開発費)、企業結合 (負ののれん)、棚卸資産等の評価方法 (後入先出法)、棚卸資産の評価基準 (低価法)、関連会社の会計方針の統一、固定資産の減損テスト、開発費の資産計上、農業

④今後の作業 (将来検討されることとされている)

金融商品

加速化するコンバージェンスへの対応、EU 同等性評価について、わが国金融庁は、わが国会計基準の国際的信頼性に関わる問題であり、日本企業等の EU 資本市場へのアクセス可能性の問題<sup>94</sup>であるとして、26 項目の案件に関して縮小、解消を求める意見陳述<sup>95</sup>などを行った。

2006 年 2 月 27 日、「IASB と FASB との間の覚書：MOU(Memorandum of Understanding) IFRSs と米国会計基準との間のコンバージェンスに対するロードマップ」を公表し、2002 年 9 月、「ノーウォーク合意」では、国内及び国境を越えた財務報告に使用することができるであろう、高品質で比較可能な会計基準の開発に対するコミットメントを IASB と FASB の双方が合意し、急速にコンバージェンスへの動きが加速化した。

EU 同等性評価の項目には、リース会計は取り上げられていないが、IAS においても改訂への取組みが進行しており、IAS「リース」が改訂されれば、コンバージェンスの観点からもわが国リース会計基準も改訂せざるを得ない状況となるであろう。

会計情報は企業実態を反映したものであるべきであり、わが国のリースの実態を十分に考慮することが重要である。また、リース事業協会が主張するように、わが国のリース取引が諸外国のリースの実態と相違しているのであれば、そのリース取引の実態の比較研究を行い、会計処理を検討すべきである。わが国リース会計基準が改訂され、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理は廃止されたが、IAS で議論されているオペレーティング・リースについてもオンバランスするための論拠について再度検討すべきではないだろうか。

<sup>94</sup> 約 220 の証券発行者、うち株式上場企業 54 社が EU 資本市場において証券を上場

<sup>95</sup> 日本企業等の負担を考慮し、会計基準の重要相違リスト項目の若干の縮小を要請  
日本基準と米国基準は 18 項目が共通、日米で、追加開示 B (定量的影響の開示) 9 項目はすべて共通である。補完措置の要否は、個別企業毎に判断されるため、企業等に上記項目が必ずすべて適用されるものではないとして縮小を求めた。

## 第Ⅵ章 リース資産・負債概念の拡大と使用権

### 1 節 財務諸表の構成要素としての資産概念

会計概念フレームワークの構築が、IASB、FASB で取り組まれているが、わが国においても、高品質で信頼性の高い会計基準を目指して、会計概念フレームワークの構築に着手している。

資産・負債概念、あるいは FASB 概念ステートメント等については、深層的な研究が多くあるため、本節では、リース取引資本化の観点から、資産概念について概観し、リース資本化の論拠として、新たな資産・負債概念の構築が必要であることを考察する。

静態論における貸借対照表は、売却価値のある債務弁済能力のある財産の状態を示したものであるとし、貸借対照表は財政状態を表す財産目録であるとするが、シュマーレンバッハは、「動的貸借対照表論（1919年初版）」（動態論）において会計の目的は損益計算にあり、貸借対照表もこの枠組の中で意味付け、取得原価主義を前提とする貸借対照表は収入・支出と収益・費用の間の発生の期間的にずれるもの（繰延られたもの）を調整する手段である。とした。

また、動態論においては、損益計算上の未解決項目として貸借対照表に計上され、企業活動は資本の循環過程であり、資本の循環過程にある資産と回収過程にある資産とに区分した。

アメリカでは、伝統的会計概念である、収益・費用アプローチの立場を長年に亘り採用し、企業会計の目的は収益・費用の適切な期間配分を通じた当期利益の測定にあるとの考え方が強く支持されてきた。

現在の会計理論の中で、資産・負債概念はどのように捉えられるのであろうか。

わが国企業会計原則では、「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」とし、資産を貨幣とその支出からなる貨幣性資産と、資産は将来の費用であるという費用性資産であるという2つの捉え方で資産を定義している。

会計実務が複雑になり、発達していく過程において会計概念も変化せざるを得ない。伝統的会計理論では対応できない会計の問題点が常に各国会計基準設定主体の課題となっている。

アメリカにおいては、1973年のFASB設立時から、会計諸概念の構築がなされてきた。

アメリカで概念フレームワーク構築の必要性が求められたのは、アメリカの会計基準形成のあり方、すなわちピースミールアプローチによって、あまりにも多くの会計基準が創出され、会計理論としての体系化が必要であり、費用・収益アプローチの広範な適用によって貸借対照表において多数の繰延勘定が計上されるようになったことが発端であった。

資産・負債として認識すべきものを貸借対照表に計上し、それら資産・負債の変動をベースに利益を算定する、いわゆる資産・負債アプローチが取られるようになっていた。

そのため FASB は、会計基準の論理的な体系と社会的合意を得ることを目的として、概念フレームワーク構築に取り組んできた。

FASB において、会計上の様々な問題が論争的となっていたが、それらの問題は、過去に解決したものが再度取り上げられたり、また取引の形態が経済や企業の発展・発達とともに変容をとげ、その結果、新たな会計上の問題点として取り上げられることになったものが多かった。<sup>96</sup>

リース取引資本化の論拠として、リースの経済的実質は割賦販売と同様であるという考え方は、資産・負債アプローチに基づくものである。

それまで、リース料は通常の賃貸借料として、損益計算書に計上されるのみであったのが、新たな会計理論の下で、貸借対照表に計上すべきものであると捉えられたのである。

現在、リース取引はそのような概念に基づいてオンバランスすべきである基準を設定されているが、企業のオンバランス回避行動が多くみられ、実際に機能しているかどうか疑問視されてきた。

リース会計処理の歴史は、SFAS No.13 の背景説明にも述べられているように、「FASB は、その最初の議事にリース会計を研究課題に採り上げた。」<sup>97</sup>とされていたように、まさに会計理論の重要な論点を内包する課題のひとつであった。

リース取引資本化を推し進めるためには、伝統的な会計概念の枠組みでは対応できず、新たな会計概念の枠組みの構築を必要としていた。

リース取引以外にも、FASB 創立当時の 1973 年には、様々な会計処理に対する会計基準設定が急がれていた。<sup>98</sup>

会計基準の設定については、ピースミールアプローチの弊害ともいえるべき、基準過多の状況がアメリカでは問題視されていた。リース会計処理については、1976 年に SFAS No.13

<sup>96</sup> 当時 FASB で論争された問題点には、以下の会計処理の問題があった。

1. 資産化対費用化の問題として、研究開発費、利子費用、ソフト開発費、石油・ガス会計
2. オフバランスシートファイナンスとして、リース、年金、非連結金融子会社
3. 所得税
4. 物価変動

<sup>97</sup> FASB Statement of Accounting Standards No.13 Accounting for Leases November 1976 par.54 (『前掲訳書』p.42)

<sup>98</sup> FASB は最初の議題として、

- ①外貨換算の会計処理
- ②営利企業のセグメント財務報告
- ③重要性の決定基準
- ④リース会計
- ⑤将来損失の会計処理
- ⑥研究開発費およびこれに類似する費用の会計処理
- ⑦財務報告のための広範な質的基準

の 7 項目を研究プロジェクトとした。(FASB Status Report June 18,1973)



「リース会計基準」が公表されてからも基準書、解説書、技術公報を含めると、実に 20 以上の公表物が存在し、基準過多となった会計基準のひとつとして挙げられていた。

言い換えれば、実務上の問題が起こる度に、その問題に対する基準が公表されるというピースミールアプローチで対応してきた場当たり的な状況の中で、会計理論としての体系化を図るため、FASB において、概念フレームワーク形成プロジェクトが立ち上がった。

このプロジェクトの狙いは、将来どのような方向に向かって会計基準を設定してゆくべきかであるについての土台作りにあったという事実である。<sup>99</sup>

FASB は、1973 年から 2000 年までに以下の財務会計諸概念に関するステートメントを公表している。

- SFAC No.1 「営利企業の財務報告の基本目的 (Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises)」 1978 年 11 月
- SFAC No.2 「会計情報の質的特徴 (Qualitative Characteristics of Accounting Information)」 1980 年 5 月
- SFAC No.3 「営利企業の財務諸表の構成要素 (Elements of Financial Statements of Business Enterprises)」 1980 年 12 月 (SFAC No.6 に改訂され廃止)
- SFAC No.4 「非営利組織の財務報告の目的 (Objectives of Financial Statements by Nonbusiness Organizations)」 1984 年 12 月
- SFAC No.5 「営利企業の財務諸表における認識と測定 (Statements of Business Enterprises)」 1984 年 12 月
- SFAC No.6 「財務諸表の構成要素 (Elements of Financial Statements)」 1985 年 12 月
- SFAC No.7 「キャッシュ・フロー情報の利用と現在価値による会計測定(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements) 2000 年 2 月

これらの概念ステートメントの中で、特にリース取引資本化を論理化する上で重要な影響をもたらすであろう SFAC No.6 「財務諸表の構成要素 (Elements of Financial Statements)」(以下 SFAC No.6) における資産・負債概念について取り上げる。

SFAC No.6 は、1985 年 12 月に公表されたが、これは 1980 年 12 月に公表された SFAC No.3 「営利企業の財務諸表の構成要素」を改訂したものであり、「資産及び負債は、すべての組織体にとって共通であり、営利企業と非営利組織体のいずれについても同様に定義されうる」と、持分(純資産)、収益、費用、利得および損失の定義は営利企業と非営利組織体の両者に適合すること、および非営利組織体には、出資者による投資、出資者への分配および包括的利益のような構成要素は必要とされないことであり、非営利組織体および

---

<sup>99</sup> Paul B.W.Miller,Rodney J.Redding The FASB The People,the Process,and the Politics Second Edition IRWIN 1988 p.108(高橋治彦訳『The FASB』同文館、1989 年)

その活動の特徴から生じる追加的な説明を含んではいるが、SFAC No.3 で定義された構成要素を変更してはいない。」<sup>100</sup>と述べられているように、SFAC No.3 の定義を非営利組織体にまでその範囲を拡大したものである。

また、SFAS No.1「営利企業の財務諸表の目的」における有用な情報について、この SFAS No.6 が具体化しているといえる。

企業の財務情報の利用者に対して、有用な情報を提供する具体的な指針として、財務諸表の要素がどのようなものであるか定義することが重要な課題であり、特に資産・負債がどのように定義付けられるかは、リース取引資本化の論拠を裏付けるものとして位置付けることができる。

従って、この資産・負債概念がどのように変遷してきたかを考察することが重要であると考えられる。

伝統的会計理論における資産概念は、資産の有用性がその本質であり、測定される根拠は取得原価であり、その消費が費用であるとされた。

1970 年に公表された AICPA 会計原則審議会ステートメント第 4 号（以下 APB Statement No.4）「営利企業の財務諸表がもつづく基本概念および会計原則（Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises）」において資産は以下のように定義されている。

「資産とは、一般に認められた会計原則に準拠して認識、測定される企業の経済的資源（economic resources）<sup>101</sup>である。また、資産には一般に認められた会計原則に準拠して、認識・測定された資産ではないが、ある種の繰延費用も含まれる。」<sup>102</sup>

APB Statement No.4 においては、資産を一方では一般に認められた会計原則に準拠するものであると定義し、また一般で認められた会計原則からさらに拡大した資産概念の展開を行おうとしていた。

その後、1977 年に FASB は、公開草案「財務報告の目的と財務諸表の要素（Objectives of Financial Reporting Elements of Financial Statements of Business Enterprises）」を公表した。

ここでは、資産は以下のように定義されている。

「資産は、経済的資源—現金と将来の経済的便益—過去の取引の、あるいはその企業に与える事象と結果として、特定の企業に法的あるいは正当に獲得されたところの便益を受けるべき持分等の財務的表現である。経済的資源は、増加することにより直接的に、ある

<sup>100</sup> FASB Statements of Financial Accounting Concepts No.6 Elements of Financial Statements December 1985 paragraph 2（平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社 2002 年）

<sup>101</sup> ここにいう経済的資源とは、「経済活動を行うために入手可能な量的に制約された手段である。」と定義されている。

<sup>102</sup> AICPA Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises, Accounting Principles Board No.4 October 1970 par.132

いは収益活動上の利用を通じて、企業に正味キャッシュ・インフローをもたらす。」<sup>103</sup>

公開草案で定義された資産概念は、さらに SFAC No.6 においては、

「資産とは過去の取引あるいは事象の成果として、ある特定の実体によって取得されたりまたは支配されている発生の可能性の高い将来の経済的便益 (probable future economic benefits) である。」<sup>104</sup>とされ、資産概念として確立した。

SFSC No.3 (No.6) では、資産の本質としては、

- (a) 資産は、単独でまたは他の資産と結びついて、直接的あるいは間接的に将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を有している発生の可能性の高い将来の便益であること。
- (b) 特定の実体はその経済的便益を獲得することができ、その便益に他の実体が接近するのを支配することができること。
- (c) その便益に対する実体の権利または支配を付与する取引その他の事象がすでに発生していること。<sup>105</sup>

を挙げている。

つまり、資産概念を「発生の高い将来の経済的便益」とし、そこには「用役潜在性 (service potential)」つまり将来の経済的便益であり、それを利用する実体に用役や便益を提供する能力であるとし、伝統的会計における資産の概念をキャッシュ・フローと関連付ける新しい概念として構築した。

資産概念を確立することによって、リース会計、時価主義会計等の会計実務に対して論理的基盤への論理的整合性を持たせることを意図したものであると言えよう。

さらに、資産概念の拡大要因として、法的権利にも及んでいる。

また、「資産から経済的便益を獲得し、第三者が資産に接近することを支配する実体の能力が、一般に法的権利(foundation of legal rights)に基づいているとしても、もしもその実体がある他の方法で経済的便益の獲得を獲得し支配する能力を有するならば、経済的便益に対する請求権の法的強制力は、便益が資産としての資格を認められるための必要条件ではない。」<sup>106</sup>として、法的権利についても言及している。

FASC No. 6 の資産概念においては、リース取引について「リースは、レシーにある財貨を保有し利用する権利を与え、レッサーには賃貸料を受け取る権利および残余価値 (residual value) に対する権利を与えるという、単一の財産についての将来の経済的便益を分割する契約の一般的な例である。さらに抵当権者もリースされた財産によって保障されている期間的支払を受け取る権利を有するであろう。」<sup>107</sup>と例示されており、リース取引

<sup>103</sup> FASB Exposure Draft Objectives of Financial Reporting and Elements of Financial Statements of Business Enterprises Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, December 29, 1977

<sup>104</sup> FASC No.6 op.cit., par. 25(前掲訳書)

<sup>105</sup> Ibid., par. 26(同上訳書)

<sup>106</sup> Ibid., par. 26(同上訳書)

<sup>107</sup> Ibid., para.185(同上訳書)

における資本化の論理的展開をさらに前進させた。

つまり、このように資産を定義することにより、伝統的な取得原価に基づく会計理論からさらに拡大した資産概念を提供し、法的権利にも資産としての資格を付与したと言える。

## 2 節 財務諸表の構成要素としての負債概念

1 節では資産概念について論じたが、本節では負債概念について論じる。

伝統的会計理論から拡大した資産概念であったが、資産概念と同様に負債概念についても新たな論理展開があった。

資産と同じく負債についても 1970 年に公表された APB Statement No.4 において、負債は以下のように定義されている。

「負債は一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定された企業の経済的債務 (economic obligations) である。負債には債務ではないが、一般に認められた会計原則に準拠して認識・測定されるある種の繰延貸方勘定 (deferred credits) も含まれる。」<sup>108</sup>と定義しているが、APB Statement No.4 において負債概念については、あくまでも一般に認められた会計原則に準拠するものであるとしている。

つまり、APB Statement No.4 は、資産概念は一般に認められた会計原則の枠組みを超えるものであるが、負債については踏み込んだ解釈をすることはなかった。

また、経済的債務については、以下のように説明している。

「ある時点における企業の経済的債務とは、将来他の企業に対して経済的資源を移転すべきあるいは用役を提供すべき現在の責任である。そして経済的債務には次の、(1) 金銭を支払うべき債務、(2) 財貨または用役を提供すべき債務が含まれる。」<sup>109</sup>

このように、APB Statement No.4 においては、負債概念については経済的債務であると定義付けていた。

さらに、1977 年における FASB 公開草案では、負債は以下のように定義された。

「負債は、企業に影響を与える過去の取引、あるいは事象の結果として将来において他の企業実体に経済的資源を移転するための特定企業の債務の財務的表現である。」<sup>110</sup>としていたが、FASC No.6 では、変更されており、以下のような定義となった。

「負債とは、過去の取引や事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益 (probable future sacrifices of economic benefits) の犠牲である。」<sup>111</sup>とされ、ここで明らかな違いは、「可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」として負債概念の拡大を図ったと言える。

また、財務諸表に負債として表示されるべき特性としては、

- (a) 負債は特定の事象の発生または請求に従って、ある特定の期日または確定しうる期日に、発生の可能性の高い将来の資産の譲渡または使用による弁済を伴うような、一以上の他の実体に対する現在の義務または責任を具体化している。

<sup>108</sup> APB op.cit.,par.132

<sup>109</sup> APB Ibid.,par.58

<sup>110</sup> FASB Exposure Draft op.cit.,par.49

<sup>111</sup> FASC No.6 op.cit.,par. 35(前掲訳書)

(b) その義務または責任は、将来の犠牲を避ける自由裁量の余地をほとんど残さないか全く残さずに、ある特定の実体に債務を負わせる。

(c) その実体に債務を負わせる取引その他の事象はすでに生起している。<sup>112</sup>

とした。

また、資産概念と同じく、その法的側面についても以下のような解釈をしている。

「ほとんどの負債は、一般に法的権利および義務の上に基礎をおいているけれども、もし他の理由でその実体が他の実体に現金を支払い、現金以外の資産を譲渡し、用役を提供する義務または責任を有しているならば、法的強制力のある請求権が存在することは、ある債務に負債として資格を与えるための必要条件ではない。」<sup>113</sup>

とし、さらに「ほとんどの負債は法的強制力のある債務から生じるが、負債のうちのあるものは衡平法上の債務または推定による債務 (equitable or constructive obligations) に基礎を置いており、この債務には交換取引において発生した何らかの債務を含んでいる。衡平法上の債務または推定による債務から生じる負債は、通常法的拘束力のある契約と同じ方法によって支払われるが、それらのほとんどの負債を特徴づける法律的認可を欠いており、主に社会的もしくは道徳的認可または慣習のゆえに拘束力があるといえよう。」<sup>114</sup>とした。

こうした債務は、他の経済主体に対して、一般的な良心や公正の感覚で衡平、公正、正当とみなされることを行う義務から生じるとされている。他方、測定上の債務は、他の経済主体との契約や国によって課せられるものではなく、ある特定の状態における事実から生み出されたり、みなされたり、解釈されるものをいうと説明されている。

FASC No. 6 の負債概念においても、リース取引について「リース協約に基づく将来の支払いが賃借人に対して法的強制力を有している度合いについて意見に相違を生じた場合の疑問は、リース協約に基づく債務が負債として資格を与えられるかどうかを決定するさいには必ずしも重要でない。」と例示されている。

つまり、財務諸表における負債概念も資産概念と同様に拡大され、リース取引における資本化の論理的展開をさらに前進させた。

---

<sup>112</sup> FASC No.6 Ibid.,par.36(前掲訳書)

<sup>113</sup> FASC No.6 Ibid.,par. 36 (前掲訳書)

<sup>114</sup> FASC No.6 Ibid.,par.40

衡平法上の債務とは、判例法または制定法から生じるものではなく、倫理的または道徳的制約 (ethical or moral constraints) から生じるものをいう。

### 3 節 リース取引資本化の論理展開と概念フレームワーク

資産・負債概念拡大によってリース取引資本化の論拠も構築されてきたが、それでは具体的にどのようにリース会計処理の問題が取り上げられ、また議論されてきたのであろうか。

リース取引資本化の論理としては、第Ⅱ章でも詳細に述べたが、本節ではリース取引資本化の論理展開について、さらに検証を進めていく。

1974年のFASB討議資料(Discussion Memorandum)では、どのような議論が行われたかが明確に記録されている。

1974年、委員会は、備品の問題とは別の問題として(例えば、リース契約の結果として、資産あるいは負債として計上するかどうかを決定したとしたら、それをどのように測定するかという問題)概念的なモデル(たとえば、あるリース取引において、土地を資産として資本化するか、負債として資本化するかどうか)について議論を行った。

委員会は、財務諸表におけるリース契約の認識を妨げてきた理由や、正当化されてきたモデルについての議論を行った。

この議論の経緯については、IASBとFASBのリース・ワーキンググループの報告「リース会計の歴史」において、以下のとおり明瞭に要約されており、FASBにおけるリース取引資本化の論拠を探ることができる。

#### 1. 購入モデル(Purchase Model)

委員会は、最初に分割払い購入(または単に購入)モデルを議論したが、前の基準がすでに結論を出していたため、その概念上の基盤については詳述しなかった。

その代わりに、委員会は「一般に他のリース取引の資本化に反対する者に対して、実質上分割払い購入であるリースとして説明されなければならないことに同意する。」と指摘した。

このモデルが概念的に確立され、広く受け入れられたが、委員会はリースが実質的に分割払い購入であると決定することは困難であるような基準を決定している点に注目した。これらの基準は、このセクションの後半で議論される。

#### 2. 法的債務モデル(Legal Debt Model)

委員会は、次に、それが厳密に法的な観点で負債を引き起こす場合だけ、リース取引が資本化される法的な意義からの負債モデルを議論した。

このモデルでは、購入モデルで資本化するものと同じリース取引の多くが資本化される。しかし、これらの2つのモデルの結果は、ある取引では異なるかもしれない。

これらのモデルの鍵となる概念上の違いは、法的な負債モデルでは、リース取引が法的な意味での債務を引き起こすかどうかだけに注目する一方で、購入モデルは、所有の危険と報酬が賃借人に譲渡されることに焦点が当てられる。

委員会は、法的な意味における債務が何を意味するものかについては明確にしなかった。

### 3. 財産権（資産）モデル(Property Rights (Asset) Model)

委員会は次に財産権モデルを議論した。また財産権モデルは、リース期間を通して、無形の財産権の獲得が記録可能な資産であるかどうかという前提で資本化されるかどうかを議論した。このモデルは、ARS No.4 で Myers によって提案されたものと同一のものであった。リース取引が経済資源（例えばリース終了までの期間にわたる資産の運用）に対する権利を譲渡するので、それは資産とする。このモデルは、負債の計上がリース取引資本化によるものかどうかは考慮していない。それは、単にリース取引資本化を正当化する理由として、資産の定義に焦点を当てたものである。

### 4. 負債モデル(Liability Model)

委員会は、次に、リース取引が法的債務でないとしても、リース取引においてレシーはリース債務を負うため、そのリース債務は記録可能であるという前提で、資本化される負債モデルを議論した。財産権モデルと対照的に、このモデルは、リース取引によって、記録可能な債務が資本化の主要な判断基準として計上されるべきかどうか議論の対象となったことである。この義務が会計上の債務（法的債務でない）の定義に合うかどうかを考慮したという点で、このモデルは法的債務モデルと異なっていた。

### 5. 未履行契約モデル(Executory Contract Model)

委員会は、最後に、リース契約を未履行の契約として認識可能であるかについて議論した。

リース契約については、部分的に履行されているかどうか議論された。一般に認められた会計が通常、未履行契約を会計上認識されない非事象（non-events）であるとするので、このモデルは通常のリース（すなわち実質上明らかに売買契約ではなく、法的債務を引き起こさないもの）であるとは認められなかった。（つまり、資本化されることが認められなかったのである。）

委員会は、この見解についての反対意見としては、資産がレシー（lessee：賃借人）に引き渡されるならば、レッサー（lessor：貸し主）は契約を履行したとみなしている点に注目した。なぜなら、反対論者は、一旦レッサーが権利を資産に加えるか、提供するならば、リース契約がもはや未履行でない判断するため、彼らは資産として認められなければならないと主張した。

これらのモデルを議論した後、委員会は上記のモデルのいくつかと、リース取引が資本化されなければならないかどうか決定するために適用される可能性のある判断基準のリストを提案した。

委員会は、これらの判断基準を上記の幅広い概念上のモデルとは異なった実務上の問題



であるとした。委員会は、構成メンバーに対して、これらの判断基準のうちのいずれがリース取引資本化の決定的要因であるか示唆する根拠として適用されるか、また、判断基準がどの概念上のモデルまたは前提にあてはまるのかを示すよう依頼した。

1974年のFASBのDiscussion Memorandumにおいて、このような議論の経緯が明らかになっているが、結局のところリース取引資本化の論拠として採用されたのは、販売モデル(Purchase Model)であった。

では、国際会計基準においてはどのようなリース取引資本化の論拠が議論されたのだろうか。

この議論の内容についてもIASBはFASBのリース・ワーキンググループの報告書の中で、要約したものを公表している。

#### 1. 1980年公開草案(Exposure Draft 19: 以下E19)

1980年10月、IASBはE19「リース会計(Accounting for Lease)」を公表した。それは、賃貸されたリース資産の所有に対する危険と報酬とレッサーまたはレシー側のリースされた資産の範囲に基づくものであり、E19はSFAS No.13と非常に類似するものであった。E19は、以下の4つの判断基準をファイナンス・リースと分類されるリースとした。

- a. リースは、リース期間終了までに、資産の所有権をレシーに譲渡する。
- b. 賃借人には、オプションを行使する日付の公正価格より十分に低い価格で資産を購入する購入選択権がある。リースの開始に、オプションが行使されることは合理的に確実である。
- c. リース期間は、資産の経済的耐用年数の大部分(通常75パーセント以上)であり、所有権は移転するかもしれないか、移転されないかもしれない。
- d. 最低支払リース料のリース期間初期の現在価値は、リース開始時における、貸し主に所有権の公正価値と税額控除の賃貸された資産のネットでの公正価値であり、(通常90パーセント以上)所有権は移転するかもしれないか、移転されないかもしれない。

#### 2. IAS No.17

1980年のIASB公開草案は、E19を若干変更しただけで1982年に、IAS No.17(Accounting for Leases)の公表となった。E19からIAS No.17までの変更のうちの1つは、上記の基準(c)および(d)の中の括弧に書き留められた「判定基準」テストの削除であった。

IAS No.17が公表されてから、1996年、IAS No.17の改訂が行われた。

1996年6月に、IASB委員会は、IOSCO(International Organization of Securities Commissions)によってIASBに伝えられる特定の重要な問題に対処するためにIAS No.17を修正する計画を承認した。

他の項目の中で、IOSCO は IASC が、長期の潜在的プロジェクトとして、リース取引資本化（たとえばオペレーティング・リースとして現在分類されるリースを含む 1 年以上の期間によるすべてのリース取引資本化）のために新しいアプローチを考慮しなければならないことを示唆した。

また、委員会は概念フレームワークに含まれる資産と負債の定義と一致したアプローチが資産の認識につながると考え、そして、ほとんどのリース取引における義務は負債であると認識する。（ファイナンス・リースの定義に合った契約でないとしても）

しかし、委員会は、会計基準設定主体によって採用される資産と負債を認識する上で最も一般的なアプローチは、リースされた資産の所有への危険と報酬がレッサーまたはレシーの債務であるという点であり、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースと分類される判断基準に着目した。IASC 委員会が IAS No.17 を修正するために 1996 年のプロジェクトを採用したとき、リース取引資本化のための新しいアプローチは後の段階で考慮されなければならないことであるとされた。

IASC は、IOSCO によって提起された問題に対処するために、1997 年に Exposure Draft E56 を公表した。

Exposure Draft の公表後、意見の調整を行い、改訂 IAS No. 17 が、1997 年 12 月に公表された。改訂 IAS No.17 は、分類プロセスを容易にするためにさらなる指針を提供することにを目的として、リースの分類に関連した指針を示した。リースに関する会計的なアプローチとしての基本的な変更はされなかった。

改訂 IAS No.17 は、IASB によって国際会計基準改善プロジェクトの一つとして 2003 年に再び改訂された。

委員会の主要な課題は、土地と建物のリースの分類を明確にして、レッサーの財務報告書における初期の直接費用に関してであり、代替的な会計処理を除く限定した項目のみの IAS No. 17 改訂であった。

この改訂でも委員会は IAS No. 17 で取り上げられたリースについて、会計的な基本的アプローチを再考しなかった。

### 3. G4+1 特別報告書

G4+1 は、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカ合衆国の会計基準設定主体と IASC から構成される。

G4+1 グループから委員会メンバーとシニア・メンバーから構成されている専門調査委員会は、リースに関する研究を行うために結成された。

作業は、G4+1 メンバーによって発表された 2 つの特別報告書（1996 年と 1999 年にも公表）を作成し終了した。

これらの報告書は、リースに関して既存の各国および国際的な会計基準の欠陥を調査し、G4+1 グループで会計基準設定主体のそれぞれの代表によって、各国に採用される特定の原

則に基づくリースに関する会計概念上のアプローチを調査したものである。

1996年の調査・研究では、レッサーの貸借対照表には、オペレーティング・リースに起因している具体的な資産と負債計上がなされていなかった。そのため既存の会計基準では必要であるオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別が恣意的で十分なものではない。と結論した。

リース取引資本化を推進することは、たとえば、債務、負債 - 資本比率、総資本利益率とインタレスト・カバレッジの数値に影響を及ぼす。

1996年のG4+1におけるDiscussion Paperは、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの現行の会計処理が、全てのリースに同じ必要条件を適用したアプローチに変更できるなら、財務諸表の比較（そしてそれゆえに、会計情報の有用性）が強化されるだろうことを示唆した。

G4+1は以下のことを提案した。

- ①レッシーにとって、客観性とは、リース期間の初期に、リースによってもたらされる権利と義務の公正価値を記録することである。
- ②現在オペレーティング・リース（レッシーの貸借対照表に計上されない）として分類されているリース取引が、資産と負債をもたらしかもしれない。ただし、リースによってもたらされる権利と義務の公正価値の範囲ではあるが。このように、リース期間が、資産の経済的耐用年数より短い期間であれば、その部分だけはレッシーの貸借対照表に反映される。
- ③レッシーによって取得された権利の現在価値は、一般的には、リースによって要求される最低支払いリース料の現在価値として測定される。レッサーが全く異なるリスクを受けるため、レッサーは、金融資産（レッシーからの受取勘定の総額として）または、別の資産の残余持分を報告しなければならない
- ④レッサーよる金融資産が、一般に、レッシーによる債務として報告される。

#### 4. 1996年 リース会計基準 特別報告書

この特別報告書における新しいアプローチは、レッシーの貸借対照表がオペレーティング・リースに起因している具体的な資産と負債の計上がされておらず、既存の会計基準によって必要なオペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別が任意で不満足であると結論している。

リース取引資本化の影響は、たとえば、債務、負債 - 資本比率、総資産利益率やインタレスト・カバレッジなどに影響を与える。

1996年の特別報告書では、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの会計処理では、ファイナンス・リースの判断基準をすべてのリースに適用したアプローチに変更するなら、財務諸表の比較（そしてそれゆえに、財務諸表の有用性）が強化されるだろうことを示唆した。

概念上の研究の後、「概念上の基盤」がリース会計基準に反映される方法の提案することを目的とする第2の研究がなされた。

その第2の研究成果が、1999年の特別報告書「リース：新しいアプローチの実施 (Lease: Implementation of a New Approach)」である。

1999年の特別報告書は、リース期間の初期に、リースによって付与される権利と義務の公正価値を記録しなければならないことを提唱した。(受け取られる資産の公正価値がより明らかに明白である場合を除いては、リース取引により生じた債務はレシーによって推測された公正価値で測定される。)

1999年の特別報告書においてはワーキング・グループの結論として、現在オペレーティング・リースとして分類されているリース(そのために貸借対照表に計上されていない)を資産・負債として計上することを提案した。つまり、リースによって付与される権利と義務の公正価値を記録しなければならない。とした。

2つの特別報告は、以下のことを提案した。

- a. リース期間の初期に、レシーのリース対象物件は、リースによって付与される権利と義務の公正価値を記録しなければならない。
- b. 現在、オペレーティング・リース(したがって、レシーの貸借対照表に計上されない)とされるリースは、リースによって付与される権利と義務の公正価値として、資産・負債を計上する。もしリース期間がリース資産の経済耐用年数より短い部分であるならば、その部分だけはレシーの貸借対照表(いくつかは、「資産・負債アプローチ」または「構成要素はアプローチ」として)に反映されるべきである。
- c. 最低支払リース料の現在価値が、レシーによって取得される権利の公正価値として通常、評価され、計上される。
- d. レッサーは、資産として報告すべきであり、(レシーから受取る合計金額として表示) レッサーとレシーでは異なるリスクを負うことから、レッサーは別々の資産として金融資産と残りの利息を報告しなければならない。レッサーの金融資産は、一般に、レシーによる債務として報告される。

以上のような経緯を経て、現在 IASB と FASB の共同プロジェクトとして、IAS No.17 の改訂に向けての議論が重ねられている。

IASB においても FASB においても、リース取引のオンバランス化を推し進めるために、新たな概念として「使用权」について資産計上の論拠にすることを検討している。

この「使用权」は ARS No.4 が結論したものをさらに拡大し、「使用权」の測定についても具体的な計算方法の検討が行われた。

リース資産の「使用权」を貸借対照表に計上するためには、当然資産・負債概念の拡大も並行して議論されるべきことであり、リース取引がいかに関係論理の基盤的課題を包含

しているかということが理解できよう。

また、各国の会計基準設定主体は、それぞれ概念フレームワークの構築に取り組んでいるが、わが国においても、概念フレームワークの構築は、取り組まれている重要な会計課題である。

また IASB と FASB は共同で概念フレームワークの構築に取り組んでいるが、会計基準設定の背景に各国の特質も存在している。(フランコ・ジャーマン型、アングロ・サクソン型に2分されていると言われていた)

各国それぞれの基準(ローカル・ルール)に対し、いかにもアメリカ的な概念フレームワークの導入に疑問を呈する声もあるのは事実である。

しかしながら、国際化の潮流の中で、会計の憲法と言われる概念フレームワークの構築は急がれるべきものであると考えられる。

現代会計理論は、静態論的貸借対照表観とは相違する新静態論的な貸借対照表論であるという説もある。

わが国会計理論は長年に亘り、費用・収益アプローチに基づく会計基準を採用してきたが、会計理論の変遷とともに、資産・負債アプローチに基づく会計観に移行せざるを得ないのは世界的な流れとしては、避けられるものではなくなっている。

ASOBAT が、会計の基礎概念として「意思決定有用性」を提唱してから、FASB の設立に至り、資産は経済的資源であり、用役潜在性のあるものとして概念上捉えることにより、現在のリース資本化の論拠として、「リースの経済的実質は割賦販売と同様である。」とすることに限界があることは、IAS の取組みにおいても明らかである。

#### 4 節 法的使用権とリース取引における使用権

1962年に、AICPAがAccounting Research Study (ARS No.4)を公表した。これは、第Ⅱ章「アメリカにおけるリース会計基準設定までの歴史的経緯とリース取引資本化の論理」で述べたように、1940年代後半から発展してきたリースについて、リース会計基準の設定のために調査・研究されたものである。

ARB No.38(ARB No.43)では、リースの経済的実質が割賦購入と同等であるという理由を、リース取引のオンバランス化の論拠としていたが、ARS No.4では、リース取引のオンバランス化を、リース財産権の移転であることを論拠とした。

John H. Myersは、ARB No.38 (ARB No.43)の公表以来、リース産業が飛躍的に成長していたが、ディスクロージャーの必要条件をあまり満たしておらず、アナリスト達は、ARB No.43が要求したものより多くの情報を求めていた。そして、経済的実質が割賦販売であるというリースが貸借対照表に計上されることが、ほとんどないことを指摘した。

実質的に資産を所有すること、あるいは借入れ調達した場合、また従来の賃貸契約とリース契約の間にどのような相違があるかを例示し、ARB No.43で採用されたもとは異なる会計モデルを紹介した。

さらにリースを採用することにより、どの程度所有した借入れ調達の場合と一致するかを調査し、たとえそれらの権利が反映されず、所有権は開示されないとしても、Myersは財産使用権は移転すると主張した。

従って、たとえリース期間が比較的短い期間だったとしても、リースから得られる権利は資産であると考えられた。

Myersは、リースは所有権の譲渡と必ずしも一致しているとは言えないが、当時としては、資産の既存の定義と一致していると主張した。

Myersは、Kohlerの会計学辞典(第2版)から資産の以下の定義を引用した。

「資産とは、所有している金銭価値がある(有形)また(無形の)権利である。」また、資産として適用される「所有」の会計学的意義は、通常法的所有権である。とされるが、例外がある。資産(所有と使用に結合する)の項目は、衡平法(イギリスにおけるコモン・ロー)における所有権である。

さらにMyersは、Kohlerが所有に関して資産を定義しているが、彼は、特定のケースでは、資産とは一般的な語句の範囲で所有より権利として認められているかもしれないとした。

リースのこの財産権概念に基づいて、Myersはすべてのリースが財産権に対しての対価の支払いであり、キャッシュ・フローの割引現在価値で貸借対照表上に計上することを勧告した。

典型的な管理費用のための支払いは、この計算に含まれなかった。Myersは、2つの目的に対する支払いを判別したり、(例えば、使用料支払いのどの部分がレッサーによって払わ

れ、税の支払いにどれだけかかるかを決定しているかなど) それらの金額を会計士が合理的に予測することは、時には困難であるかもしれない。とした。そして Myers は、財産権の移転に対するレッサー側の会計処理は「資産の受取債権へ固定資産の部から資産を移す」よう勧告した。この勧告は、レッサーの財産権の譲渡の必然の結果として、レシーが獲得した財産権を巡る議論によるものである。

このような理由により、リース取引資本化の論拠を「リース財産権の移転」としたが、この論拠についても、伝統的会計理論から逸脱するものではなく、あくまでも当時の会計概念の枠組みの中で展開されたものである。

しかし会計概念の拡大とともに、リース取引資本化の論拠は、かつて Myers が主張した「財産権の移転」に注目しながらも、その財産権についての定義、解釈は現在も議論が重ねられている。

Myers の言う「財産権 (property rights)」と現在 IASB、FASB で議論されている「使用权(right to use property or asset)」については、どのような概念上の相違があるのだろうか。

リース取引資本化の歴史において、必ずリースの法的形式 (legal form)、経済的実質 (economic substance) について議論されてきた。現在では、リース取引上の権利・義務を資本化することが注目されている。

リース取引資本化論理の変遷の経緯は、すでに考察してきたが、リース取引資本化のための会計理論の構築は、未だ確実なものとは言えない。

リースの本質は、「所有」か「占有」か「使用」のいずれであるのか。またそのいずれにも該当しないものであるのかを考察することは、重要である。

リースの法的形式を考察することは、会計上重要なことでないとする説もあるが、リース取引は、「リース物権の使用权を取得するものであり、その使用权をオンバランスする。」ことが議論されている上で、使用权について考察することは意義あることであると考えられる。

リース取引資本化の論理構築においては、原点にもどりリースの意義、あるいは本質を再認識することが重要であると考えられる。

まず、リースの法的形式、つまりリースに関わる権利・義務は法的にはどのようなものであるかを定義することが必要であろう。

リース取引は、法的には賃貸借の形態であるが、経済的機能は金融である。法的形式に則った賃貸借取引としての会計処理では、リースの経済的実質が反映されない。

リースの経済的実質とは、所有権が移転していないだけで、ほとんど自己所有の固定資産と変わらない。

実質優先思考は、 Peyton・リトルトンの「会社会計基準序説」(1940年)によれば、「用役類以外のほとんどすべての原価は、取得側の企業によって公然と所有される特定資産の項目によってあらわされる。通常所有権 (title) の移動が原価認識の時期を画する。しかし、所有権は必ずしも本質的な目印ではない。たとえば、資産を割賦払制、つまり所有権は全

額支払が済むまで売手が保持しているような契約のもとで購入した場合について考えよう。この場合には、一つの処理方法としては、いずれの特定の日付についてでもよいが、それまでに発生した原価額を資産として認識し、これにその契約対象たる資産について獲得した権利分を表示せしめるのである。(略) 他方、資産の完全な所有と使用とが、権利分を資産として認識する必要なしに取得されうることもある。たとえば、典型的な賃借権にもとづいて操作されている資産の場合は、発生する唯一の原価は使用に対する毎期間の賦課であり、資産は契約のもとにおいて前払いされた用役料－賃借料－までに限って発生することになる。」と述べられており、法的な権利は、所有権を伴わなくても資産と認識することを認めている。

英米法によれば、財産権 (property right) については、「財産とは、物としての財産、または物に対する使用・収益・処分等の権利としての財産権であり、狭義には所有権とされる。英米財産法上、財産は、real property (物的財産) と personal property (人的財産) とに分類される。real property は、わが国の不動産にほぼ匹敵するが、歴史的な理由により、不動産賃借権 (lease) は personal property に分類される。personal property は chattel (動産) と intangible property (無形財産)－預金・株式・社債・公債等や各種無体財産権のほか一般の債権も含まれる一とに分類される。

財産権とは、憲法上保護される財産権には、生命・身体の保護以外の、財産的価値のある各種の権利・利益が含まれうる。アメリカ連邦憲法・州法では、due process (適正過程条項) 及び正当補償条項その他の明文の保障規定がある。」<sup>115</sup>とされている。

また、英米法においては、real property と personal property とが別個の法体系の下に発展し、両者の法的保護手段も別個のものとして扱われ、統一的な所有権概念は形成されていない。とされる。<sup>116</sup>

わが国において、所有権に係わる法律としての民法は、財産法と親族法で構成され、さらに財産法では、財産的権利である物権と債権に分ける。

物権の代表的なものとして「所有権」が挙げられる。この「所有権」がリース取引において、移転するか否かで、会計処理が異なるのである。

債権法については、2009年法案提出を目指して検討が行われているが、これは、特に「契約」についての改正が目されるところである。

また、わが国民法上には、リース取引資本化の論拠となる使用権という用語は明記されていないが、所有権の権能として使用権を解釈することができる。

これは、以下の記述でも明らかである。

「所有権の前提をなす私有財産権は、資本主義国においては、国家により保障されている。わが国においても憲法 29 条はこのことを規定する。もっとも憲法 29 条は所有権のみの保障ではなく、それを含めた広い意味での財産権を保障する。そこで賃借権のように所有権

<sup>115</sup> 田中秀夫編著『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、675ページ

<sup>116</sup> 川島武宜・川井健編著『新版 注釈民法 物権』有斐閣、2007年、304ページ



を制限するところの諸権利も保障されることになる。すなわち、所有権のみが憲法上偏重されているのではないことに注意を要する。」とされ、所有権は財産権に包含される概念とされる。<sup>117</sup>

(注：憲法 29 条

1. 財産権は、これを侵してはならない。
2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3. 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。)

さらに、利用権としては、「各種用益物権のほか、特に宅地・建物についての賃借権が重要な経済的役割を果たし、これらの利用権が法的に強化され（賃借権の物権化的傾向）、空虚な所有権の傾向に拍車をかけている。すなわち、この現象は、広い意義での契約による所有権の制限の増大を意味し（債権の優位的地位）、また経済学的には、広い意義での「交換」による所有権の制限の強化を意味する。」<sup>118</sup>と述べられており、所有権に関する実質的な内容が意味のないものとなる傾向があるとの見解がある。

また、「リース契約は一見したところ賃貸借契約のようであるが、実際上の経済的機能は売買と非常に類似しており、賃貸借の修正形式と考えるよりも、無名契約の一種である。とする無名契約説と、売買契約的要素と賃貸借契約的要素に二面性に着目して、経済上は売買賃貸借契約に近い一種の特別の契約であるとする説が代表的なものである。」<sup>119</sup>との説もある。

現行民法では、「契約」として売買契約、賃貸借契約など 13 の契約について規定しているが、「リース契約」がどの契約に当てはまるのかは議論のあるところである。

(注：無名契約とは、民法等の法律で規定している契約以外の契約を指す。民法では、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の 13 種類の契約を規定しているが、商法等でも、例えば、保険や信託、運送取扱、倉庫、労働などの契約が規定されている。これらは法律に契約の名前があるという意味で典型契約又は有名契約と呼ばれている。これら以外の契約が非典型契約とか無名契約と呼ばれる。)

さらに、「契約期間中、資材がユーザーによってなにごともなく使用収益されている常態にあっては、瑕疵担保責任の追及、危険負担、維持補修義務やリース料の支払義務等、ユーザーの義務をみると極めて売買契約、特に割賦販売契約に類似している。支払いが完了するまでは所有権が留保されることも、割賦販売契約とリース契約の近似する理由のひとつであろう。ところが、割賦販売契約との根本的な違いは、リースが所有権の取得を最終的な目標とはしていないという点である。リース会社もユーザーも、その目的とするところ

<sup>117</sup> 同上書 310 ページ

<sup>118</sup> 同上書 311 ページ

<sup>119</sup> また、売買契約的要素と賃貸借契約的要素に二面性に着目して、経済上は売買賃貸借契約に近い一種の特別の契約であるとする説もある。

ろは、資材を調達する場合と同じである。」<sup>120</sup>とあるように、民法上においてもリース取引契約についての定義としては、議論のあるところである。

2006年1月4日付けの日本経済新聞の記事において、「法務省は民法の柱の一つである「債権法」の抜本的な見直しに着手する。IT（情報技術）や国際化の進展で多様化する契約形態を法律で明確に位置付ける。時効のあり方なども含めて見直す方針で、2009年の法案提出を目指す。1896年の法律制定から100年以上が経過し、現代社会に対応できていない面が多いと判断した。「債権」は通常、売買や賃貸借などの契約によって生まれるが、最近ではネット取引やフランチャイズチェーン（FC）契約、ライセンス契約、ファクタリング（債権買取り）など債権法が想定していなかった取引や契約形態が増えている。（一部要約）」<sup>121</sup>と報道されたように、民法上で契約についての見直しが進んでいる。リース取引契約については、「非典型契約」とされ、「典型契約」のいずれに相当するのかという議論があった。その他の契約についても、本来は商法の規定に基づくものであろうが、民法の改正によって、どのような影響があるかは、今後の取組みに注目すべきであろう。

リース取引契約は、法律上にもその性質について議論されるべき課題であり、現行法における解釈が変われば、会計理論上も、リース取引契約における未履行契約部分のオンバランス化にも当然影響があると考えられる。

所有権に包含される使用权、あるいは利用権を資産として認識すること自体は、法的根拠としては妥当性のあるものであると考えられる。

---

<sup>120</sup> 前掲論文 p.282

<sup>121</sup> 『日本経済新聞』2006.1.4

## 第Ⅶ章 わが国におけるリース会計基準の現状と課題

### 1 節 わが国におけるリース会計基準改訂の経緯

平成 18 年(2006 年) 7 月 15 日、企業会計基準委員会は試案「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「リース会計基準試案」と略称)および、試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「リース適用指針試案」と略称)を公表した。平成 5 年(1993 年) 6 月 17 日に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表されて以来の改訂であった。

本節では、「リース会計基準試案」と「リース適用指針試案」が公表された経緯について考察する。

平成 14 年(2002 年) 7 月から、企業会計基準委員会は「リース取引に係る会計基準」の「所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸借処理の再検討」がリース専門委員会によって、検討されてきた。わが国会計基準の国際会計基準との調和化・統一、いわゆるコンバージェンス問題がクローズアップされる中で、一部のファイナンス・リース取引を貸借処理する例外規定の方が広く適用されるわが国のリース会計処理については、これまでさまざまな議論が展開されてきた。

公表された改訂試案では、ファイナンス・リースと判定されたリース取引については、売買処理を行うのみで、例外処理規定である貸借処理は廃止とする基準案が公表された。

しかしながら、依然としてリース業界の反対は強固なもので、(社)リース事業協会は「わが国リース取引の会計処理は貸借処理が最も望ましい」との基本的立場は変えなかった。

企業会計基準委員会は、平成 18 年 7 月 5 日付けで、試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントを募集してきた。企業会計基準委員会は、「リース会計基準試案」を公表するにあたり、「その適用が税制と密接に関連するため、関係省庁をはじめ関係者間で税制上の取扱いが検討されるものと想定されます。このため、本試案は、通常の公開草案とは異なり会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表するものであり、今後の状況を踏まえ適用時期を定めることとしています。」とし、通常の公開草案とは別の試案という形式で公表した。

リースの税務上のメリットは大きなものであり、税制上の調整が完了しないまま、新リース会計基準を制定することに対し、(社)リース事業協会の反対が強固なものになることは、予想された。そのような状況も考慮した上で、試案としての公表を行ったのである。

しかしながら、国際会計基準へのコンバージェンスを優先するためには、リース会計基準の改訂は余儀なくされているわけではあるが、国際会計基準自体がリース会計基準の改訂を検討している今、わが国のリース会計基準の改訂はオペレーティング・リースを含むすべてのリース取引について検討すべきではなかったかとも考えられる。

## ＜試案「リース取引に係る会計基準（案）」の概要＞

リース会計基準試案の最も重要な改訂は、「所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を廃止したことである。

企業会計基準委員会が、リース会計基準試案の中で「これまで所有権移転外ファイナンス・リース取引に関しては、一定の注記を条件として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができたが、今後は、当該処理を廃止し、通常の売買処理取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。」と述べているように、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理規定である賃貸借処理を廃止した。

国際会計基準、アメリカ会計基準においても例外処理は認められていないが、わが国ではほとんどのファイナンス・リース取引が例外処理の賃貸借処理によって会計処理されてきたことについては、コンバージェンスの観点からも、改訂が急がれていた。

以下では、「リース会計基準試案」におけるファイナンス・リース取引の定義と、「リース会計基準試案」の概要について明らかにする。

### 1 ファイナンス・リース取引の定義

リース会計基準試案において、「ファイナンス・リース取引」の定義は、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。」とされており、用語の定義としては、平成5年リース会計基準における用語の定義と同様であり、平成5年リース会計基準から変更されてはいない。

### 2 ファイナンス・リース取引の分類

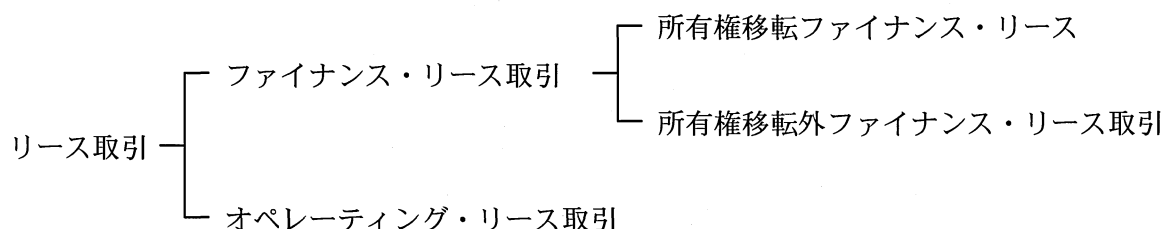
「ファイナンス・リース取引」とは、次のいずれをも満たすリース取引のことをいう。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（以下「解約不能のリース取引」という。）
- (2) 借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引（以下「フルペイアウトのリース取引」という。）

また、「ファイナンス・リース取引」は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）

に分類する。とされ、これもこれまでの分類と同様となっている。＜図1＞はリース取引の分類をまとめたものである。

＜図表1＞ リース取引の分類



（出所：企業会計基準委員会「試案 リース取引に関する会計基準（案）」の概要）

### 3 ファイナンス・リース取引の会計処理

以上のように、「リース会計基準試案」において、ファイナンス・リース取引の定義、分類、判定基準は従来のリース会計基準と同様であるが、会計処理は前述したとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理は廃止された。

#### （1）所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理の主な内容（借手側の処理）

- ① リース開始時にリース物件とこれに係る負債を、リース資産及びリース債務として計上する。
- ② リース取引開始時におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（貸手の購入価額が明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。
- ③ 利息相当額の総額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分するが、リース資産総額に重要性がないと認められる場合は、次のいずれかの方法を採用することができる。
  - i. リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。
  - ii. 利息相当額の総額をリース期間にわたり定額法で配分することができる。
  - iii. リース資産の償却については、原則として、リース期間を耐用年数とし、

残存価額をゼロとする。償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、企業の経営実態に応じたものを選択する。

- iv. リース契約1件当たり300万円以下のリース取引など少額のリース資産や、リース期間が1年以下のリース取引については、簡便的に、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法による会計処理を行うことができる。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理の主な内容（借手側の処理）

- ① 利息相当額の総額は、リース期間にわたり利息法により配分する（リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取り扱いがない。）。
- ② 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とする。

以上が借手側の会計処理についてのリース会計基準試案の概要である。また、会計上と税務上における取り扱いをまとめたものが、〈図表2〉である。

〈図表2〉 リース会計基準の改正前と改正後の概要

取扱い	改正前	改正後
会計上	原則：販売処理 例外：賃貸借処理 } 選択可能 実務上はほとんどのケースで 賃貸借処理を選択	例外処理を廃止 基本的に売買処理に一本化
税務上	ほとんどのケースで 賃貸借処理 課税上弊害があるものは 売買処理	売買処理に一本化 具体的には、平成20年4月1 日以降のリース取引について、 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 売買があったものとみなす</li> <li>② 借手は、リース期間定額法により償却する</li> <li>③ 貸手は、収益を利息部分とそれ以外の部分に区分してリース期間にわたって計上する</li> <li>④ 貸手の既契約分についてリース期間定額法により償却する 等</li> </ol>

(出所：財務省 「平成19年度税制改正について」 ファイナンス、2007.2)

また、＜図表3＞は、従来のリース会計基準と改訂リース会計基準試案の変更点をまとめたものである。

＜図表3＞ リース会計基準試案の主な変更点

	従来のリース会計基準	リース会計基準試案
① 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る通常の賃貸借処理の廃止	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引は、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。</p> <p>ただし、一定の注記を条件に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p>	<p>左記の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は、廃止する。</p>
② 利息相当額の各期への配分	<p>ファイナンス・リース取引に関して、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合、利息相当額は、原則として利息法により各期に配分する。</p>	<p>原則は、従来の取扱いに同じである。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手において、リース資産に重要性がないと認められる場合には、次のいずれかの方法を適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。</li> <li>・ 利息相当額の総額を定額法でリース期間にわたり配分する方法</li> </ul>
③ 通常の保守等の役務提供相当額の処理		<p>維持管理費用に準じて、原則として、リース料総額から区分する。</p>

<p>④ 貸借対照表の表示</p>	<p>(借手側) リース資産は、有形固定資産に属する各科目に含めて表示する。 (貸手側) リース債権として表示する。</p>	<p>(借手側) リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目にふくめることもできる。 (貸手側) 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産は、流動資産に表示する。</p>
<p>⑤ 注記</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用した場合、一定の注記を要する。</p>	<p>(借手側) (1)リース資産について、その内容（主な資産の種類等）を、注記する。 (2)リース債務について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの返済予定額及び 5 年超の返済予定額を注記する。 (貸手側) (1)リース投資資産について、リース料債権部分と見積残存価額及び受取利息相当額を注記する。 (2)リース債権又はリース投資資産に係るリース料債権部分について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額を注記する。</p>



(出所：企業会計基準委員会・試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」2006年 一部修正)

(注) 所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合において、適用初年度の開始前に取引が開始したリース取引の適用初年度の会計処理

【借手の会計処理】

(原則) 会計基準及び適用指針の方法で会計処理し、変更による影響額を特別損益計上

(例外) ①期首の未経過リース料残高相当額(利息相当額控除前)を取得原価とし、期首に取得した  
ものとして会計処理

②一定の注記を条件に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用

【貸手の会計処理】

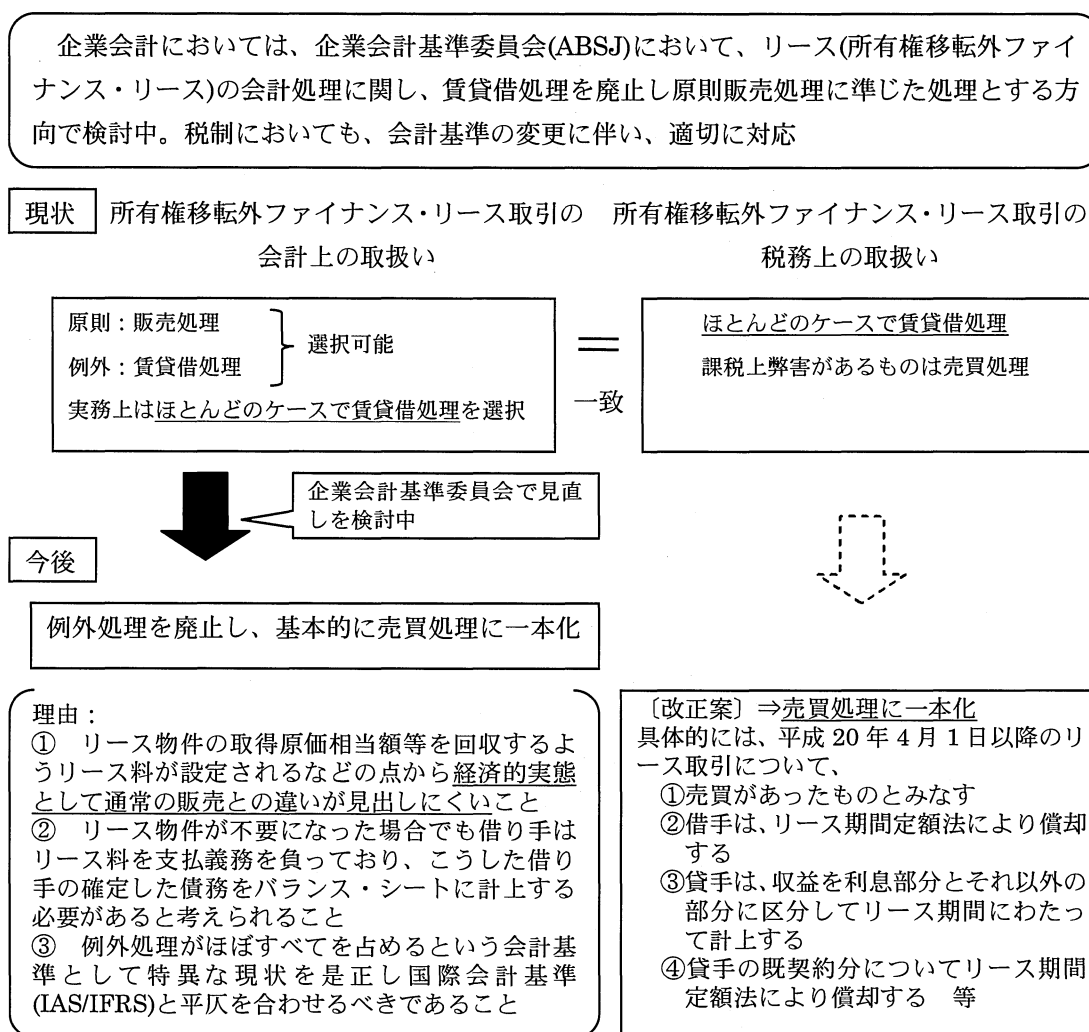
(原則) 会計基準及び適用指針の方法で会計処理し、変更による影響額を特別損益計上

(例外) 一定の注記を条件に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用(ただし、リース取引を主たる事業としている企業は適用できない)

〈図表3〉は、あくまで試案としてのものであるが、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止することが明確にされた。

また、リース会計基準の現状と今後について税法との関係をまとめたものが、次頁の〈図表4〉である。

<図表4> リース会計基準の現状と今後



(出所：財務省 「平成19年度税制改正について」 ファイナンス、2007.2)

<図表4>に示されるとおり、税法におけるリースの取扱いは改訂されたリース会計基準の内容に準じたものとなっていることがわかる。

## 2 節 リース取引資本化に対する反論の根拠

以上、リース会計基準試案の概要と変更点について考察してきたが、本節では、リース取引資本化の反論について考察する。

企業会計基準委員会が、リース会計基準の思案を公表した後、各界にコメントを募集した。それを受けて（社）リース事業協会は、平成 18 年 8 月 25 日付けで、リース会計基準に対するコメントを提出した。

（社）リース事業協会から平成 18 年 8 月 25 日付けで出されたコメントは次のような内容となっている。

＜リース会計基準の見直しに関する見解＞<sup>122</sup>

### 【反対意見】

- I. わが国リース取引の実態、平成 5 年リース会計基準の有用性から、平成 5 年リース会計基準を改訂し、所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸借借処理を廃止する必然性はない。

### 【反対の理由】

- (1) わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、貸手に法的所有権が存在することのほか、リース期間中は貸手が減価償却計算、固定資産税の申告・納付などを行うこと、リース期間終了後に再リース契約が締結されること、リース物件の返還を受けて売却した場合の処分損益が貸手に帰属すること、売却できなかった場合は貸手が廃棄物処理を行うことなど、通常の売買取引と明らかに異なる。

この点については基準試案第 34 項においても認識されている。即ち、リース期間終了時に所有権が借手に移転することが通常である諸外国のリース取引とは全く実態が異なる。

- (2) このようなわが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、「貸借借」を中核とし、サービスやファイナンスなどの要素をも包含した複合取引と考えるべきであり、わが国の大半の企業は、現行の税法、会社法、証券取引法（金融商品取引法、平成 18 年 6 月 7 日）の規定のもとで、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、貸借借取引の会計処理（借手においては、毎期の支払リース料の費用処理、貸手においては、リース資産の貸借対照表計上、減価償却費の費用処理、毎期の受取リース料の収益認識）を採用している。

企業にとっては、「事務管理の省力化・コスト把握の容易性」といった利便性

<sup>122</sup> 社団法人 リース事業協会『リース会計基準の見直しに関する見解 別紙 1』2007 年 7 月 5 日  
p.p4-7

がリースを利用する大きな理由であり、こうしたわが国リース取引の特徴である利便性は、現行のわが国リース会計制度のもとで確保されているものである。

- (3) 平成 5 年リース会計基準の所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「売買処理」を原則としているものの、詳細な注記を条件に「賃貸借処理」を認め、各企業がリース取引について売買取引に近い取引であるか、あるいは賃貸借に近い取引であるかを選択することができることから、複合取引であるわが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引の経済的実質を的確に表すことができる会計基準として高く評価すべきである。実務において賃貸借処理が大半を占めるのは、「特異な状況」ではなく、借手が賃貸借処理に近い取引であると認識しているからである。

更に、賃貸借処理を選択した場合には、売買処理を行った場合と同等の注記が求められており、十分な情報開示がなされている。財務内容の開示、透明性の観点から特段の問題点の指摘はなく、EU において、現行の国際会計基準 (IAS No.17) と同等であるとの評価を得ているとおり、わが国の平成 5 年リース会計基準の有用性は国際的にも十分に評価されている。

#### 【反対意見】

- Ⅱ. リース会計基準を改訂する問題の重大性を勘案すると、リース会計基準改訂の理由・背景としては、基準試案第 27 項～第 30 項の記述内容だけでは希薄であり、改訂の合理性が見出せない。改訂についての説得力ある理由を記載し、改訂の合理性を明らかにされたい。明らかにされない場合は、改めて、継続的な協議を行うことを提案する。

#### 【反対の理由】

- (1) 基準試案第 27 項 (1) の「会計上の情報開示の観点から、ファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要がある。」の記述だけでは、「認識の必要性」の理由が欠落している。即ち、「会計上の情報開示の観点から・・・認識の必要性がある」のではなく、「認識の必要性」は、ファイナンス・リース取引の借手における資産性及び負債性を根拠としなければならない。
- (2) 基準試案第 27 項 (1) の段階では「借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されているため、借手は債務を計上すべきである。」とあるが、これは債務計上の理屈であり、借手へのリスクと経済価値の実質的な移転を根拠として資産・負債の認識を要求する現行リース会計基準の趣旨と矛盾する内容であることから、この記述は適切でない。

なお、「いわゆるレンタルと異なり、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、・・・」の記述について、契約による賃借を行っている以上、レンタルであってもファイナンス・リースと同様、借手は使用の有無にかかわ

らず、賃借料の支払義務を負うことになり、レンタルと比較することも適切でなく、また、レンタルを引き合いに出すのであれば、レンタルの定義を明確にすべきである。

- (3) わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引の経済的実質は、売買取引とは異なっているものであり、賃貸借処理（例外処理）が大半を占めているのは、借手も賃貸借取引と認識していることの表れである。賃貸借処理が容認されている処理である限り、それを実務が採用していることに何ら問題はないにもかかわらず、「特異な状況」とみなすことは適切でない。
- (4) 基準試案第 29 項では、「4 年にわたり審議をしてきたが、今般、例外処理を廃止するとの結論に至り、基準を改正することとした。」との記述があるが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を廃止することが困難であるから審議に 4 年を要したわけであり、しかも「廃止するとの結論」は、関係者の中で合意を得られたものではない。それにもかかわらず、あえて「賃貸借処理を廃止する」結論に至ったことの間が全く触れられていないのは問題の重大性を軽視していると言わざるを得ない。
- (5) 基準試案第 30 項では、「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との間で行っている会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおいて、リース会計を短期的な項目として位置付けており、この基準の改正が行われることにより、現状の国際財務報告基準と平仄が合うこととなり、国際的な会計基準のコンバージェンスに寄与する。」との記述がある。この内容からは、企業会計基準委員会はリース会計基準改訂（賃貸借処理の廃止）がコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの一つであることを前提に議論を進めてきたものと判断される。

しかしながら、ASBJ と IASB の間で合意したコンバージェンスの短期項目は 9 項目であり、IASB の公表文書には、その 9 項目の中にリースは含まれていない。一方、ASBJ の公表文書には、「付録」として、短期項目の最後に「リース」が明記され、10 項目となっている。IASB の公表文書にはないにもかかわらず、ASBJ の公表文書の「付録」のみにリースが記載されている点について、明解な説明がなされるべきである。

- (6) IASB と FASB は、共同プロジェクトを組織し、IAS No.17（リースの国際会計基準）と SFAS No.13（米国のリース会計基準）の再検討（全面的な見直し）を行うことを正式な議題として決定し、2008 年には共同でディスカッション・ペーパーの公表を予定している。このことから、現時点において、基準試案第 30 項の「この基準の改正が・・・コンバージェンスに寄与することとなる」という記述は適切でない。

IASB と FASB がリース会計の再検討を行う背景は、リスクと経済価値の移転

に着目したアプローチが形骸化していること、即ち、リスクと経済価値が実質的に借手に移転し、本来はファイナンス・リース取引に該当するリース取引であるにもかかわらず、多くの借手はオペレーティング・リース取引として会計処理している実態があるからである。また、FASBは、リース契約の進化により、リスクと経済価値の実質的な移転に着目したアプローチとは全く異なる角度から検討が進められているのは周知の事実である。

一方、テーマ協議会の提言を受けて、ASBJは、「リース会計の全面的な見直しについては、中長期的なテーマ」と位置付け、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理（オフバランス処理）の再検討を短期的テーマとして掲げていた。短期的テーマであるにもかかわらず審議開始から4年が経過したわけであるが、ASBJは、国際的な動向をも踏まえた慎重審議及び継続協議を求めた当協会の意見を斟酌することなく、売買処理をベースとした審議を再開し、現行リース会計基準の売買処理の枠組みにとらわれない議論を排除し、試案の公表に至ったことは極めて遺憾である。

以上は、(社)リース事業協会から提出されたコメントの中からの主要な論点の一部である。

平成18年8月25日に企業会計基準委員会が、コメントの募集を締め切ったが、その時点でのコメントは150以上寄せられ、そのほとんどが試案に対する反対意見であったといわれる。

リース事業協会からのコメント以外の例として、(社)情報サービス産業協会 法制度委員会は、以下のコメントを提出している。

1. 現行税制上の取扱いの堅持<sup>123</sup>

リースは、現行の税制との関連が深い。リース会計基準の変更は、現行の賃貸借処理に基づく税務上の取扱いが絶対不可欠な要件である。したがって、標記試案（リース会計基準試案）については、現行の税制が受け入れやすい内容とすべきである。

2. 改正リース会計基準の中小企業への不適用

今般のリース取引に係る会計基準の変更を中小企業に適用する際の取扱いについては、平成18年7月5日に貴会（企業会計基準委員会）が発表した、「試案リース会計基準」、「試案リース会計基準の適用指針」の「中小企業への適用に関する意見」において、「中小企業の会計に関する指針」の改正にあたっては、過重な負担とならないように簡便な会計処理を定めることを求める意見が多数寄せられたことをふまえる旨が明記されている。

<sup>123</sup> (社)情報サービス産業協会 「法制度委員会」 『試案「リース取引に関する会計基準(案)及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に関する意見』 2007年8月25日

中小企業におけるリース取引の会計処理は、上記の本試案の策定目的とは直接的な関連を有しないのであるから、現行の実務上の処理を継続すべきである。

また、日本自動車リース協会連合会からは、以下のコメントが提出されている。

#### 1. 会計と税務の一体解決<sup>124</sup>

わが国の自動車リース取引は、現行会計、税制等に立脚しており、税務上の取扱いは「賃貸借扱い」である。従い、現行税制の維持を大前提として、リース会計基準の見直しが行われるべきであり、「試案」は現行税制が受け入れられる内容とすべきである。また、現行税制の取扱いが明確になることを条件とし、十分な周知期間について配慮した上、改訂会計基準の実施時期を定めるべきである。

#### 2. 中小企業への適用

改定リース会計基準の中小企業への適用については、「試案」の概要の「中小企業への適用に関する意見」に記述されているが、これまでの審議の過程からも本基準は中小企業に適用しない」旨を「試案」に明記すべきである。

など、5項目のコメントがまとめられている。

前述したように、150以上の各業界からのコメントが寄せられたが、リースの税制上のメリットが損なわれることが、大きな懸念となり、最も大きな反対理由であることは明らかである。

各業界の反対意見の内容としては、リース事業協会が発表したものと、ほぼ同様の見解を示しており、このことから試案に対するリース業界の反発は非常に強固なものであった。

---

<sup>124</sup>日本自動車リース協会連合会 『試案「リース取引に関する会計基準（案）及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント』 平成18年8月22日、1-2ページ

### 3 節 リース取引資本化に対する企業会計基準委員会の見解

リース会計基準が改訂される理由は、リース会計基準試案の「結論の背景」に明確に示されている。

本節では、リース取引資本化に対する企業会計基準委員会の見解について考察する。

前述したように、リース会計基準試案が公表される以前、平成 14 年（2002 年）7 月にリース会計専門委員会が設置されたが、議論がまとまらず平成 16 年（2004 年）に一旦「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」（以下中間報告）が公表された。

中間報告においては、わが国におけるリース会計基準、つまり例外規定である所有権移転外ファイナンス・リースの廃止についての議論がまとめられており、いかにわが国でリース会計基準を改訂することが難しいかが伺われる。また実際にこの中間報告が公表されてから、一旦リース会計専門委員会の議論も中断した。

中間報告における議論の要点を以下にまとめる。

#### <所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止すべきとの意見>

##### (1) リース取引の経済的実質

フルペイアウトのリース契約では、一般的に、1. 解約不能であり、2. リース物件の維持管理は借手が行い、3. 貸手は瑕疵担保責任を負わず、4. 陳腐化のリスクは借手が負い、5. リース物件の取得原価相当額、維持管理費用（固定資産税、保険料等）、金利及び貸手の利益を貸手が回収できるようにリース料が定められる。

このようなフルペイアウトのリース契約に基づくリース取引については、資産を割賦販売する場合と同様の経済的実質を有するため、両者は同様の会計処理を行うべきである。すなわち、借手においては、資産の割賦取得と同様に固定資産を計上すべきであり、貸手においては、資産の割賦売却と同様に債権を計上すべきである。これらの論拠により、リース会計基準では、フルペイアウトの解約不能なファイナンス・リース取引については、原則として、売買処理することとされている。

仮に資産の割賦売買との類似性をおいても、ファイナンス・リース取引では、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されており、借手が使用しないときにはリース料の支払義務を負う必要はないいわゆるレンタルの場合とは明らかに経済効果が異なるため、借手は債務と見合いの資産を計上すべきである。

##### (2) 原則処理と例外処理の関係

現状では、リース会計基準で原則法と例外法を定めていながら、ほぼ例外法のみが適用される状況になっている。本来、代替的な処理が認められるのは、異なった実態に異なる会計処理を適用することで、事実をより適切に伝えられる場合である。その意味で、



例外処理がほぼすべてを占めるということは、わが国におけるリース取引の実態がほぼすべて例外としての賃貸借に該当することになりかねない。それは、売買処理を定めた会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。

### (3) 財務諸表の比較可能性

売買処理の場合には、借手においては貸借対照表に固定資産とリース債務が計上され、損益計算書には減価償却費と支払利息が計上される。また、貸手においては、貸借対照表にリース料債権が計上され、損益計算書には受取利息及び資産の譲渡損益が計上される。一方、賃貸借処理の場合には、借手においては、貸借対照表に資産及び負債は計上されず、損益計算書ではリース料が計上される。貸手においては、貸借対照表に固定資産が計上され、損益計算書には受取リース料と減価償却費が計上される。

このように、売買処理、賃貸借処理、いずれを選択するかで、会計処理は全く異なるものとなるが、現状ではほぼ賃貸借処理のみが採用されているため、所有権移転外ファイナンス・リース取引と資産の割賦取得（又は割賦売却）で異なる処理となり、財務諸表の比較可能性が損なわれている。特に、借手においては、実質的な資産の取得とそれに伴う資金調達が会計的に表現されないことにより、ROA を重視した企業が会社の基幹設備に所有権移転外ファイナンス・リースを利用した場合、固定資産比率、自己資本比率等に大きな影響が生じている。

### (4) 国際的な会計基準との関係

現在、国際会計基準及び米国会計基準ともに、ほとんどすべての経済的便益とリスクが借手に移転する場合には、売買処理を行う。日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、これらの基準に照らした場合は売買処理になるため、現状の賃貸借処理では、国際的な比較可能性が確保されていない。

また、IASB（国際会計基準審議会）では、G4+1 における議論をベースに、使用权の割賦取得とその対価の支払義務を、それぞれ資産と負債に計上すること、すなわち、ファイナンス・リース取引のみならず、オペレーティング・リース取引についても資産及び負債を認識することの検討を開始しようとしている。これらの議論は、原則処理（売買処理）でもなおカバーできないものに対処することになるものである以上、原則処理自体が採用されていない我が国の現状は、IASB の議論を待つまでもなく、改善される必要がある。

## <所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を存続すべきとの意見>

### (1) 日本のリース取引の特質

我が国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資金を融通する金融ではなく物を融通する「物融」であり、諸外国のファイナンス・リースと異なり賃貸借性が強く、単なる割賦売買や金融ではない。また、以下の点からも、諸外国と経済実態が異なるため、売買処理を採用することは適切ではなく、賃貸借処理が我が国のリース取引の実態

に最も適合した会計処理である。

リース会社は、リース期間中は減価償却計算、固定資産税の申告・納付などを行い、リース期間終了後は、物件の返還を受け再リース・売却を行わない場合は廃棄コストを負うなど、所有者としての責任・義務を負っており、貸手の所有者責任を反映した会計処理とすべきである。

米国では、リース料は物件代金と金利で構成されるが、我が国ではリース料は物件の使用料であり、複合的なサービスの対価であるため、構成要素（物件代金回収、支払利息、維持管理費用、貸手利益など）に分割して会計処理を行うこと自体意味がない。

## （２）財務諸表の比較可能性

現状、賃貸借処理を選択した場合には、注記により売買処理を行った場合と同等の注記が求められており、十分な情報開示がなされている。アナリスト等から情報開示に支障があるとの意見はあまり聞かれず、変更する実益が乏しい。

借手が資産計上を行った場合には、米国でみられるようにオンバランス回避行為（5. 参照）が起こることが予想され、逆に開示が後退する可能性がある。

## （３）税務との関係

我が国の法人税法では、リース取引を資産の賃貸借と位置づけ、一定の要件に該当した場合に売買又は金融として扱うこととしている。日本のリース事業は、これらの法人税法の取扱いを基礎に展開されている。会計で売買処理に統一した場合には、以下のような問題が生じるおそれが極めて強い。

ア) 我が国の税法は、株主総会で確定した会計上の利益を基礎として課税所得を計算するいわゆる確定決算主義を採用している。この確定決算主義のもとでは、会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理に統一した場合、税務においても賃貸借性が否定され、売買処理となる可能性があり、この場合、リース事業の基盤が損なわれおそれが大きい。リース取引については、現状の会計処理及び税務処理を前提に取引が組成されているため、取引そのものが成り立たなくなるおそれがある。ひいては、リースという設備投資手段が失われかねない。

イ) 貸手において、賃貸借処理を売買処理に変更しこれが金融取引として取り扱われた場合、賃貸借処理の時よりも課税所得が先行して計上される。また、税務上は賃貸借として取り扱われた場合、貸手において売買処理が採用されると、会計上は減価償却費が計上されなくなり、リース終了時まで減価償却費相当額の損金算入が認められないおそれもある。

ウ) 税務上の取扱いが会計と異なる場合には、申告調整が認められるか不明であり、申告調整が認められた場合でも、事務負担が大きなものとなる可能性がある。

## （４）現状において会計基準を変更する必要性の有無

我が国の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準制定以前から賃貸借取引として根付いており、リース会計基準制定時も、その理解のもとに例

外的に賃貸借処理が認められている。賃貸借処理が会計基準に採り入れられ、その方法が実務に広く採用されてきたことは、実務慣行として認知されている証左である。リース会計基準制定後、これらの状況に全く変化はなく、また、所有権移転外ファイナンス・リース取引自体にも何ら変化はないため、現状で会計基準を変更する理由はない。

#### (5) 国際的な会計基準との関係

現状の我が国の処理が国際的な会計基準と差異があるとしても、我が国の取引実態を反映したものであり、会計基準を変更する理由とはならない。

現状で国際的に広く用いられている米国基準は、数値基準（現在価値基準 90%テスト、経済的耐用年数基準 75%テスト）を用いていることにより形骸化していると言われている。

IASBにおける今後の検討は、その形骸化の弊害をなくすことが一つの目的とされており、現状でそのような欠陥のある会計基準に整合性を図るのは適切ではない。また、将来IASBの議論が完了し、仮に日本が対応することとした場合、システムの二重投資が不可避になる。

#### (6) 適用範囲の問題

借手にとってファイナンス・リースを利用するメリットの一つは、パソコンなど小規模な機器を利用する上での事務処理の簡便性にあり、我が国のファイナンス・リースは事務用機器など比較的少額なものが多く、中小企業の利用が多いという特徴がある。

仮に、売買処理を適用した場合、事務処理の簡便性は失われ、また、コストの把握及び予算管理の容易さ、簡便な税務会計実務といった借手のメリットも失われるため、取引そのものに影響を与える可能性がある。

### <その他の論点>

#### (1) リース期間にわたる損益の配分

リース会計基準では、ファイナンス・リース取引を資産の割賦売買に準じて扱うこととしており、この場合、利息相当額は、リース期間の初期の方が後期に比べ多く計上されることとなる。

借手については、すべてのリース取引を割賦取得と考えるよりも、契約上定められた定額のキャッシュ・フローによる費用化のほうが適合するケースがあるとの意見がある。また、貸手については、販売益相当額も、現状では利息相当額に含まれて期間配分されることとなるが、収益の実現の観点から、現行の売買処理の方法だけでなく、期間配分のあり方を議論すべきであるとの意見もある。

#### (2) リース取引の債務性

ファイナンス・リース取引については、リース取引を売買と考えずに役務提供契約と考えた場合であっても、解約不能である限り、借手にとってのリース債務は買掛金、未払金などと同程度の支払義務が存在しているため、債務の計上が必要であるとの意見が

ある。この論点については、IASB で検討されている前掲の論点 (3.(1)4. ) とも関連するが、役務提供契約全般ないし未履行契約の会計処理にも関連する問題である。

このような検討課題を残したまま、関係各部との意見調整、リース業界等のビジネス界に検討を依頼し、審議を一時中断することとなった。

中間報告が公表されてから、およそ2年を経て、リース会計基準試案が公表された。

#### 4節 わが国リース会計基準の課題

「試案」に対するコメントの募集に伴い、リース産業界からは様々な意見が提出されたが、リース会計基準の改訂に対する反対意見が大半であったことは当然のことと言える。

企業会計基準委員会が「試案」を公表する際に、その適用が税制と密接に関係するため、関係省庁をはじめ関係者間で税制上の折扱いが検討されるものと想定され、通常の公開草案とは異なり会計基準及び適用指針に関する適用時期を定めずに公表され、今後の状況に応じて、適用時期を定めることとされていた。

本節では、異例の「試案」という形式を経て、「公開草案」に至った新しい「リース取引に関する会計基準（案）」を中心として、その課題について論じていくものである。

企業会計基準審議会としては、税制上の取扱いが変更されることを待つ形で、適用時期を確定することはなかったが、平成18年(2006年)12月1日に公表された政府税制調査会答申における「リース会計見直しへの対応」の項で、

「リース会計については、取引の経済的実態をより反映させる観点から会計基準の変更が予定されている。リースの税制上の取り扱いについては、納税者の事務負担軽減にも配慮し、会計基準の変更を踏まえ、取引の経済的実態を適切に反映させるよう措置すべきである。」と取り上げられ、新しいリース会計基準設定へと大きく前進した。

平成18年(2006年)12月27日には、企業会計基準公開草案第17号として「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第21号として「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（以下：「公開草案」とする。）の公表を行い、平成19年(2007年)1月29日までコメントの募集を行った。(社)リース事業協会からは、

- (1) 当協会((社)リース事業協会)からのリース会計に関する基本的な考え方と企業会計基準委員会の審議に対する意見
- (2) リース会計におけるコンバージェンスとIASBとの共同プロジェクトにおけるリース会計の位置付けに対する意見
- (3) 中小企業等への適用に関する意見
- (4) 適用時期に関する意見
- (5) 実務対応に関する意見

以上の5項目について、コメントが寄せられた。

#### <リース取引関連税制と新しいリース会計基準適用の時期について>

##### 1. 平成19年度(2007年度)税制改正の大綱におけるリース取引関連税制について

平成18年(2006年)12月1日に公表された政府税制調査会「平成19年度(2007年度)の税制改正に関する答申－経済活性化を目指して－」(以下：答申とする)において、リース会計基準の改正については、答申第2項「新しい制度改革に対する税制上の対応(3)リース会計見直しへの対応」として、

「リース会計については、取引の経済的実態をより反映させる観点から会計基準の変更が予定されている。リース税制上の取扱いについては、納税者の事務負担軽減にも配慮し、会計基準の変更を踏まえ、取引の経済的実態を適切に反映させるよう措置すべきである。」と述べられている。

(社)リース事業協会の反論については後述するが、企業会計基準委員会が先に公表した「試案」を受けて、税制が改正されることになった。

平成 18 年(2006 年)12 月 19 日 財務省は、「平成 19 年度(2007 年度)税制改正の大綱 四組織再編税制・信託税制等 3 リース取引関連税制」において、ファイナンス・リース取引については、以下の通り公表した。

ファイナンス・リース取引(資産の賃貸借で、賃貸借期間中の契約解除が禁止されており、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って、生ずる費用を実質的に負担する等の要件を満たすものをいう。)のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの(以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。)について、次の措置を講ずる。(注:下線部筆者加筆)

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法(リース期間を償却期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。)とする。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」という。)のうち、受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の 100 分の 20 相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。

(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成 20 年(2008 年)4 月 1 日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用する。

- (4) 平成 20 年(2008 年)4 月 1 日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

以上のように「試案」の公表を受けて、ファイナンス・リース取引についての税制改正が行われることは、確実となった。

税制改正が行われることにより、リース取引のリース料を経費として処理できるというメリットが失われ、リース利用者が減少することが懸念される。

しかしながら、少額リース(いわゆる 300 万円規定)は変更されておらず、大型のリー

ス取引についての影響が今後どのようなようになるかが焦点となろう。

## 2. 日米におけるファイナンス・リース取引の経済的実質について

わが国におけるファイナンス・リース取引の経済的実質については、リース産業業界からも異論のあるところである。

欧米、とくにアメリカにおけるファイナンス・リース取引とわが国におけるファイナンス・リース取引について、企業がリースを利用する理由として、以下の点が挙げられる。

### 【日本】<sup>125</sup>

1. リース料の支払管理だけですみ、設備所有に伴う事務管理の省力化、コスト削減が図れる。(72.4%)
2. 定額のリース料を経費処理できるため、コスト把握が容易であり、設備投資などの経営計画がたてやすい。(61.8%)
3. リース料は定額で設備導入時に多額の初期費用が不要のため、高額な設備投資ができ、また経営資金を有効に活用できる。(61.5%)
4. 設備の使用予定期間にあわせてリース期間を設定することができ、陳腐化にも弾力的に対応できる。(53.7%)
5. リース終了時にリース物件を返還すればよいから、廃棄物処理法など環境関連法制に適正に対応できる。(40.9%)
6. 購入よりもリースによる調達の方が一般的だと考えている。(26.4%)
7. 資産を持たないで収益を高めることができるなど、資産のアウトソーシング効果が得られる。(24.3%)
8. 借入購入よりも契約手続きが迅速のため、設備投資のタイミングが遅れることはない。(16.0%)

(出所：(社)リース事業協会 2005年アンケート調査による)<sup>126</sup>

### 【アメリカ】<sup>127</sup>

1. 購買力  
高額な設備投資ができる。
2. バランスシート効果  
ある種のリースは、バランスシート効果により資金を節約して、効率的に運転資金を利用し、財政効率を高める。
3. 100%ファイナンス  
リースを利用することにより、頭金が不用であり、リース期間と使用年数は同じに

<sup>125</sup> 「企業におけるリース利用調査」(社)リース事業協会、2005

<sup>126</sup> (社)リース事業協会によるアンケートは、外国企業と物品賃貸業を除く約22,700社のうち10,000社を調査対象としたものである。

<sup>127</sup> “Top Ten Reasons Why Companies Lease”TechLease L.L.C. 2007

することができる。

4. 資産運用

リースを利用する間、支払リース料は固定され、設備所有リスクはリース会社に帰属し、リース期間終了後の廃棄の手間がいらぬ。

5. 付加サービス

多くのリース利用者は、必要であれば設備の設置、メンテナンス他のサービスを契約に付加することもできる。

6. 節税効果

支払リース料を、100%必要経費として計上できる。

7. 技術のアップグレード

リースは、技術の進歩に遅れることなく、必要に応じてアップグレードや追加設備を増設できる。

8. 専門的な支援

リース会社はリースとファイナンスの専門家であり、設備投資市場を熟知している。

9. 柔軟性

キャッシュ・フロー、予算 計画立案など、リース利用者が必要とすることや要望を充足させるような様々なリースの形態がある。

10. 設備ファイナンスの証明

30%以上のアメリカの設備投資は、リースを活用している。実際に 8 割の企業でリース設備投資が行われている。<sup>128</sup>

企業がリースを利用する理由を比較してみると、リース利用を決定する理由としては、アメリカも日本も大差はないように思われるが、(社)リース事業協会の見解は、日本特有のリースの形態があり、アメリカのファイナンス・リース取引とは異なるものであるとしている。

しかしながら、その経済的実質が固定資産の割賦購入と同等のものであるとすれば、ファイナンス・リース取引は、貸借対照表にオンバランスされるべきものである。

(社)リース事業協会が指摘するように、公表された「企業会計基準公開草案第 17 号 リース取引に関する会計基準(案):(以下、「公開草案」とする。)」35 項 基本的な考え方においては、「ファイナンス・リース取引は、リース物件の取得と資金調達为一体として行われ、通常は利用期間と資金調達の期間は一致するため、通常の売買取引と類似性を有するものの、まったく同じ会計処理になるわけではない。また、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、次の点で、所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質を有する。(1) 経済的にはリース物件の売買及び融資と類

<sup>128</sup> アメリカにはわが国における(社)リース事業協会に当たる団体は、各州、各業種別に多数存在するため、リース企業の一つである TechLease L.L.C.の見解を引用する。



似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格も有し、また、役務提供が組み込まれる場合が多く、複合的な性格を有する。(2) リース物件の耐用年数とリース期間は異なることが多く、またリース物件の返還が行われるため、物件そのものの売買というよりは、使用する権利の売買の性格を有する。(注：下線部筆者加筆)(3) 借手が資産の使用に必要なコスト(リース物件の取得価額、金利相当額、維持管理費用相当額、役務提供相当額など)を、通常、契約期間にわたる定額のキャッシュ・フローとして確定する。」と述べられているように、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、その経済的実質を考慮した売買処理を行うためには「使用権の売買」と看做すことを、その論拠としている。

(社)リース事業協会のコメントには「使用権の売買」についての記述はなく、リース物件の売買であることに固執しており、ファイナンス・リース取引の経済的実質を論ずる上では問題であると思われる。

ファイナンス・リース取引の経済的実質については、SFAS No.13、IAS No.17では、「資産の法的な所有権が他者に帰属しているか否かを問わず、企業は当該資産を自社の貸借対照表上で資産として(それに付随する債務とともに)計上されなければならない。ことが規定されている。」<sup>129</sup>とあるように、所有権が移転するか否かは、ファイナンス・リース取引を判定する上では問題ではないのである。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理が、その経済的実質に基づき、売買処理と同様になされることについては、議論の余地はないように思われる。

しかしながら、その論拠については、IAS も含め、リース物件の「所有権」の資産性に発展してリース取引資本化を論じる必要がある。

#### <「試案」から「公開草案」への改正点>

「公開草案」は「試案」が公表されてから半年足らずの早さで公表された。

平成14年(2002年)7月、企業会計基準委員会のリース専門委員会が設置され、本格的に平成5年リース会計基準改訂の検討が行われたが、その後画期的な進展もなく、4年が経過した。

リース産業界の意見も聴取し、一時はリース産業界の反対に押され検討が停滞していたようにも見受けられたのであるが、平成18年(2006年)7月の「試案」の公表から、改訂の動きは一気に加速した。

「試案」の公表では、リース産業界の激しい反論、反対意見を受けたが、政府税制調査会がリースに関する改訂の答申を公表するにあたり、その適用時期までも確定した「公開草案」が公表されるに至った。

本節では、「試案」から「公開草案」への改正点を中心に論ずるものである。

<sup>129</sup> International GAAP 2005 Japan Edition 1 Lease, 新日本監査法人  
レクシスネクシス・ジャパン p.303

企業会計基準委員会から公表された「試案」と「公開草案」に基づいて比較したものが<図表1>である。

<図表1> 平成5年リース会計基準と公開草案の概要比較

項 目	平成5年リース会計基準	試 案	公開草案
①所有権移転外ファイナンス・リース	所有権移転外ファイナンス・リース取引は、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、一定の注記を条件に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。	左記の通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理は、廃止する。	同左
②貸借対照表の表示	<p>(借手側)</p> <p>リース資産は、有形固定資産に属する各科目に含めて表示する。</p> <p>(貸手側)</p> <p>リース債権として表示する</p>	<p>(借手側)</p> <p>リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産、無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び、所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産は、流動資産に表示する。</p>	<p>(借手側)</p> <p>同左</p> <p>(貸手側)</p> <p>同左</p>

③注記	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用した場合、一定の注記を要する。</p>	<p>(借手側)</p> <p>(1) リース資産について、その内容(主な資産の種類等)を、注記する。</p> <p>(2) リース債務について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額及び5年超の返済予定額を注記する。</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) リース投資資産について、リース料債権部分と見積残存価額及び受取利息相当額を注記する。</p> <p>(2) リース債権又はリース投資資産に係るリース料債権部分について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額を注記する。</p>	<p>(借手側)</p> <p>リース資産について、重要性が乏しい場合を除き、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を注記する。</p> <p>(貸手側)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分について、重要性が乏しい場合を除き、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額を注記する。</p>
④利息相当額の各期への配分	<p>ファイナンス・リース取引に関して、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行う場合、利息相当額は、原則として利息法により各期に配分する。</p>	<p>原則は、従来 of 取扱いに同じである。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手において、リース資産に重要性がないと認められる場合には、次のいずれかの方法を適</p>	<p>(借手側)</p> <p>同左</p> <p>(貸手側)</p> <p>原則は、従来 of 取扱いに同じである。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引に重要性がないと認</p>

		<p>用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法。</li> </ul> <p>この場合リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上されず、減価償却費のみが計上される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の総額を定額法でリース期間にわたり配分する方法。</li> </ul>	<p>められる場合には、利息相当額の総額を定額でリース期間にわたり配分する方法を適用することができる。</p>
⑤通常の保守等の役務提供相当額の処理		<p>維持管理費用に準じて、原則として、リース料総額から区分する。</p>	<p>同左</p>
⑥不動産に係るリース取引			<p>土地・建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。</p> <p>土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合を除き、オペレーティング・リースに該当するものとする。</p>

(出所：企業会計基準委員会 試案「リース取引に関する会計基準（案）及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」の公表 平成 18 年（2006 年）7 月 5 日  
企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」の公表 平成 18 年(2006 年)12 月 27 日 加筆・修正)

〈図表 1〉の比較から、平成 5 年リース会計基準からの最大の改正点が、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理の廃止であることは明らかであるが、それ以外に不動産に係るリース取引について、公開草案では新たに追加されている。

土地・建物については、国際会計基準においても検討がなされ、2004 年の IAS No.17 において土地と建物を個別に検討することが加えられている。

わが国においても、不動産リース取引については、さらなる検討がなされる必要があると思われる。

#### 〈リース取引の会計処理について〉

ここでは、具体的なリース取引の会計処理を示す。

##### 1. ファイナンス・リース取引の会計処理

平成 5 年リース会計基準では、ファイナンス・リース取引について、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしており、この基本的な考え方は改訂リース会計基準でも変更していない。なお、ファイナンス・リース取引は、リース物件の取得と資金調達が一体として行われ、通常は利用期間と資金調達の期間が一致するため、通常の売買取引と類似性を有するものの、まったく同じ会計処理になるわけではない。また、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、次の点で、所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質を有する。

- (1) 経済的にはリース物件の売買及び融資と類似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格を有し、また、役務提供が組み込まれる場合が多く、複合的な性格を有する。
- (2) リース物件の耐用年数とリース期間は異なる場合が多く、また、リース物件の返還が行われるため、物件そのものの売買というよりは、使用する権利の売買の性格を有する。
- (3) 借手が資産の使用に必要なコスト（リース物件の取得価額、金利相当額、維持管理費用相当額、役務提供相当額など）を、通常、契約期間にわたる定額のキャッシュ・フローとして確定する。

したがって、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引では、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を具体的に適用するにあたり、リース資産の減価償却費の算定等で異なる点が生じる。

#### <ファイナンス・リース取引に該当するリース取引>

ファイナンス・リース取引とは、次のいずれも満たすリース取引をいうとしている（リース会計基準第5項）。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（以下「解約不能のリース取引」という。）
- (2) 借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引（以下「フルペイアウトのリース取引」という。）

リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかは、これらの事項を十分に考慮して判定する必要がある。

解約不能のリース取引に関して、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し、相当の違約金（以下「規定損害金」という。）を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引を解約不能のリース取引に準ずるリース取引として扱う（リース会計基準第36項）。リース契約上の条件により、このような取引に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。

- (1) 解約時に、未経過のリース期間に係るリース料の概ね全額を、規定損害金として支払うこととされているリース取引
- (2) 解約時に、未経過のリース期間に係るリース料から、借手の負担に帰属しない未経過のリース期間に係る利息等として、一定の算式により算出した額を差し引いたものの概ね全額を、規定損害金として支払うこととされているリース取引

ここでいう、「リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することであり、また、「リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することである（リース会計基準第36項）。

#### <具体的な判定基準>

ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類するとしている（リース会計基準第8項）。

リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかについては、第5項の要件を満たす必要があり、その経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、ファイナンス・リース取引と判定される。

- (1) 現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下「見積現金購入価額」という。）の概ね 90 パーセント以上であること（以下「現在価値基準」という。）

(2) 経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上であること（ただし、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、上記(1)の判定結果が 90 パーセントを大きく下回ることが明らかな場合を除く。）（以下「経済的耐用年数基準」という。）

ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するものとし、それ以外のファイナンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するものとする。

- (1) リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引
- (2) リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利（以下合わせて「割安購入選択権」という。）が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
- (3) リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

現在価値基準の適用にあたっては、当該リース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、再リースに係るリース期間（以下「再リース期間」という。）又はリース料は、解約不能のリース期間又はリース料総額に含めない。現在価値基準を適用する場合のリース料総額の現在価値は推定額であるが、当該現在価値がリース物件の見積現金購入価額の概ね 90 パーセント以上の場合は、借手は当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用等ほとんどすべてのコストを負担することになり、したがって、ほとんどすべての経済的利益を享受するものと推定できるため、当該リース取引はファイナンス・リース取引と判定する。

経済的耐用年数基準の適用にあたっては、当該リース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、再リース期間は解約不能のリース期間に含めないものとし、また、リース物件の経済的耐用年数は、物理的使用可能期間ではなく経済的使用可能予測期間に見合った年数による。経済的耐用年数基準に該当するリース

取引は、通常、借手がリース物件からもたらされるほとんどすべての経済的利益を享受することができ、したがって、ほとんどすべてのコストを負担するものと推定できるため、当該リース取引はファイナンス・リース取引と判定する。

ただし、例外的に、リース物件の内容により、リース期間が経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上であっても借手がリース物件に係るほとんどすべてのコストを負担しないこともあるため、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等により、それが明らかな場合には現在価値基準のみにより判定を行う。

現在価値の算定に用いる割引率については、以下のようにされている。

貸手が現在価値の算定を行うにあたっては、リース料総額（残価保証がある場合は、残価保証額を含む。）とリース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証額以外の額（以下「見積残存価額」という。）の合計額の現在価値が、当該リース物件の現金購入価額又は借手に対する現金販売価額（以下合わせて「購入価額等」という。）と等しくなるような利率（以下「貸手の計算利率」という。）を用いる。

借手が現在価値の算定のために用いる割引率は、貸手の計算利率を知り得る場合は当該利率とし、知り得ない場合は借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率とする。

#### <不動産に係るリース取引の取扱い>

土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。以下同じ。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、中途解約不能、もしくは割安購入選択権のいずれかがある場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する。

土地と建物等を一括したリース取引（契約上、建物賃貸借契約とされているものも含む。以下同じ。）は、原則として、リース料総額を合理的な方法で土地に係る部分と建物等に係る部分に分割した上で、現在価値基準の判定を行う。

改訂リース会計基準については、不動産リースについても会計処理を行うことが規定された。

ファイナンス・リースの具体的な処理方法としては、以下の通りである。

#### <ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理>

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている（リース会計基準第 9 項）。借手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合には、リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上し、第 22 項から第



33 項の方法に従い会計処理する。

(リース資産及びリース債務の計上価額)

リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する場合の価額は、次のとおりとする。

(1) 借手において当該リース物件の貸手の購入価額等が明らかな場合は、リース料総額(残価保証がある場合は、残価保証額を含む。)割引率で割り引いた現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い額による。

(2) 貸手の購入価額等が明らかでない場合は、(1)に掲げる現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額による。

(支払リース料の処理)

リース料総額は、原則として、利息相当額部分とリース債務の元本返済額部分とに区分計算し、前者は支払利息として処理し、後者はリース債務の元本返済として処理する。全リース期間にわたる利息相当額の総額は、リース取引開始日におけるリース料総額とリース資産(リース債務)の計上価額との差額になる。

(利息相当額の各期への配分)

利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法による(リース会計基準第 11 項)。利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。当該利率は、リース料総額の現在価値が、リース取引開始日におけるリース資産(リース債務)の計上価額と等しくなる利率として求められる。

(リース資産の償却)

リース資産の償却年数については、原則として、リース期間を耐用年数とすることとされているが(リース会計基準第 12 項)、リース期間終了後の再リース期間をファイナンス・リース取引の判定においてリース期間に含めている場合は、再リース期間を当該耐用年数に含めるものとする。また、残存価額については原則としてゼロとすることとされているが(リース会計基準第 12 項)、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、原則として、当該残価保証額を残存価額とする。

リース資産の償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用する。この場合、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。

わが国のリース会計基準には、以下の少額リース資産、短期のリース取引についての規定が見られる。

(少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)

個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合とする。

(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引

ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。

(2) リース期間が1年以内のリース取引

(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引

セール・アンド・リースバック取引については、以下のように規定されている。

#### <セール・アンド・リースバック取引>

所有する物件を貸手に売却し、貸手から当該物件のリースを受ける取引をセール・アンド・リースバック取引という。セール・アンド・リースバック取引におけるリース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかの判定は、第5項から第20項の「ファイナンス・リース取引の判定基準」に示したところによる。

ただし、この判定において、経済的耐用年数については、リースバック時におけるリース物件の性能、規格、陳腐化の状況等を考慮して見積った経済的使用可能予測期間を用いるとともに、当該リース物件の見積現金購入価額については、実際売却価額を用いる。

セール・アンド・リースバック取引におけるリース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、借手は、リースの対象となる物件の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理し、リース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する。ただし、当該物件の売却損失が、当該物件の合理的な見積市場価額が帳簿価額を下回ることにより生じたものであることが明らかな場合は、売却損を繰延処理せずに売却時の損失として計上する。

当該リースバック取引がファイナンス・リース取引に該当する場合の会計処理は、リースの対象となる物件の売却損益に係る処理を除き、第21項から第46項と同様とする。なお、セール・アンド・リースバック取引によるリース物件を、さらに概ね同一の条件で第三者にリースした場合で、当該転リース取引の貸手としてのリース取引がファイナ

ンス・リース取引に該当し、かつ、その取引の実態から判断して当該物件の売買損益が実現していると判断されるときは、その売買損益は繰延処理せずに損益に計上することができる。

#### <ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理>

##### 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理

(基本となる会計処理)

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている(リース会計基準第9項)。貸手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合には、取引実態に応じ、次のいずれかの方法を選択し、継続的に適用する。

なお、(1)又は(2)の方法を採用する場合は、割賦販売取引において採用している方法との整合性を考慮し、いずれかの方法を選択する。また、各期における利息相当額は(1)から(3)の方法のいずれの方法を採用しても、同額となることに留意する必要がある。

##### (1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始日に、リース料総額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、リース物件の現金購入価額(リース物件を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。)により売上原価を計上する。

リース取引開始日に計算された売上高と売上原価との差額は、利息相当額として取り扱う。リース期間中の各期末において、リース取引開始日に計算された利息相当額の総額のうち、各期末日後に対応する利益は繰り延べることとし、リース投資資産と相殺して表示する。

##### (2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額(リース物件を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。)により、リース投資資産を計上する。

リース期間中の各期に受け取るリース料(以下「受取リース料」という。)を各期において売上高として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

##### (3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額(リース物件を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。)により、リース投資資産を計上する。各期の受取リース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回

収額として処理する。

## 2. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理 (基本となる会計処理)

貸手の行ったリース取引が所有権移転ファイナンス・リースと判定された場合の基本となる会計処理は、第 51 項と同様とする。この場合、同項にある「リース投資資産」は「リース債権」と読み替えるものとする。また、割安購入選択権がある場合には、その行使価額をリース料総額又は受取リース料に含める。

なお、貸手側には開示についての規定がある。

### <開示>

#### 1. ファイナンス・リース取引に係る注記

リース会計基準第 19 項で定める借手における注記を省略できる判断基準は、第 32 項（企業会計基準適用指針第 16 号 リース取引に関する会計基準の適用指針：以下適用指針）で定める判断基準と同様とする。また、リース会計基準第 20 項（適用指針）及び第 21 項で定める貸手における注記を省略できる判断基準は、第 60 項（適用指針）で定める判断基準と同様とする。

貸手の行ったリース取引がファイナンス・リース取引と判定された場合には、貸手は、重要な会計方針において、第 51 項(適用指針)のいずれの方法を採用したかを注記する。

#### 2. 転リース取引<sup>130</sup>に係る注記

リース債権又はリース投資資産とリース債務を利息相当額控除前の金額で計上する場合は、貸借対照表に含まれる当該リース債権又はリース投資資産とリース債務の金額を注記する。

#### 3. オペレーティング・リース取引に係る注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後 1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記することとしている（リース会計基準第 22 項）。解約不能のリース取引として取り扱われるものは、第 5 項（1）（適用指針）及び第 6 項（適用指針）と同様である。

ただし、リース期間の一部分の期間について契約解除をできないこととされているものも解約不能のリース取引として取り扱い、その場合には当該リース期間の一

---

<sup>130</sup> 転リース取引とは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。

部分に係る未経過リース料を注記する。

オペレーティング・リース取引のうち注記を要しないとされる重要性が乏しい場合とは（リース会計基準第 22 項）、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 個々のリース物件のリース料総額が、第 35 項 (1) (適用指針) に該当するリース取引
- (2) リース期間が 1 年以内のリース取引
- (3) 契約上数か月程度の事前予告をもって解約できるものと定められているリース契約で、その予告した解約日以降のリース料の支払を要しない事前解約予告期間（すなわち、解約不能期間）に係る部分のリース料
- (4) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が 300 万円以下のリース取引（1 つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。）

特にファイナンス・リースの会計処理について、ここでは、取り上げた。また、改訂リース会計基準においては、現在価値基準適用上の留意点が変更されている。

(現在価値基準適用上の留意点)

貸手の現金購入価額又は借手に対する現金販売価額が借手に明示されている場合には、その額を見積現金購入価額として借手の判定に用いることになるが、明示されていない場合には、適当と認められる方法により現金購入価額を見積ることになる。

なお、貸手が現在価値基準の判定を行う場合には、貸手の現金購入価額又は借手に対する現金販売価額によることになるが、このことは借手の判定基準から自明であり本文ではあえて触れていない。

借手が現在価値基準を適用する場合において現在価値の算定に用いる割引率は、貸手の計算利率を借手が知り得るときにはこれによるが、知り得ないときには借手が割引率を見積ることになる。本適用指針では、後者の場合には借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率によるとしており（第 17 項参照）、具体例としては、次のような利率のなかからその企業にとって適当と認められるものを用いることになる。

- (1) リース期間と同一の期間におけるスワップレートに借手の信用スプレッドを加味した利率
- (2) 新規長期借入金等の利率
  - ① 契約時点の利率
  - ② 契約が行われた月の月初又は月末の利率

③契約が行われた月の平均利率

④契約が行われた半期の平均利率

なお、(2) の場合には、リース期間と同一の期間の借入れを行う場合に適用される利率を用いる。また、1つのリース契約が多数のリース物件から構成されているような場合には、個々のリース物件ごとに現在価値基準の判定を行わずにリース契約全体で判定を行うことも認められる。

平成5年リース会計基準においては、現在価値基準適用上の留意点として、①維持管理費用の取扱い、②残価保証の取扱い、③製造業者又は卸売業者の場合の取扱いの3項目があったが、改訂では削除された。

また、新たに(1)リース期間と同一の期間におけるスワップレートに借手の信用スプレッドを加味した利率が増えており、現在価値計算に使用される利子率の変化が伺える。

所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引の分類としては以下の見解を示している。

(所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引の分類)

適用指針では、ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、所有権移転条項のある場合、借手に割安購入選択権がありその行使が確実に予想される場合、特別仕様のリース物件の場合のいずれかに該当するときに、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するものとし、それ以外のファイナンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するものとしている。

このうち「特別仕様のリース物件」の中には、第10項(3)(適用指針)において「借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたもの」とされているように、専用性の高い機械装置等以外に特別仕様の建物等の不動産も含まれる。

不動産に係るリース取引については、リース事業協会からも大きな反論があった部分であるが、以下のような内容の見解を示した。

<不動産に係るリース取引の取扱い>

適用指針では、土地については、第10項の(1)又は(2)(適用指針)のいずれかに該当する場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとしている。これは、土地の経済的耐用年数は無限であるため、第10項の(1)又は(2)(適用指針)のいずれかに該当する場合を除いては、通常、フルペイアウトのリース取引に該当しないと考えられることによる。

また、土地と建物等を一括したリース取引は、土地が無限の経済的耐用年数を有し建物等と異なる性格を有することを踏まえ、リース料総額を合理的な方法で土地に係

る部分と建物等に係る部分に分割した上で、第 9 項（1）に定める現在価値基準の判定を行うこととしている。リース料総額を土地に係る部分と建物等に係る部分に合理的に分割する方法としては以下が考えられ、このうち最も実態に合った方法を採用する。

- （1）賃貸借契約書等で、適切な土地の賃料が明示されている場合には、全体のリース料総額から土地の賃料を差し引いた額を、建物等のリース料総額とする。
- （2）全体のリース料総額から土地の合理的な見積賃料を差し引いた額を、建物等のリース料総額とみなす。合理的な見積賃料には、近隣の水準などを用いることが考えられる。
- （3）全体のリース料総額から土地の時価に借手の追加借入利子率を乗じた額の総額を差し引いた額を、建物等のリース料総額とみなす（借手の場合）。

前項（1）のように適切な土地の賃料が契約書で明示されているなどの場合を除いては、借手においては、リース料に含まれている土地の賃料相当の金額の算出は容易ではないことが想定される。したがって、借手においては、ファイナンス・リース取引に該当するかどうか売却損益の算出に影響を与えるセール・アンド・リースバック取引を除き、土地の賃料が容易に判別可能でない場合は、両者を区分せずに第 9 項（1）に定める現在価値基準の判定を行うことができるものとする。

ファイナンス・リース取引について、さらに見解を示しているが、リース取引を明確に割賦販売による物件の取得としている。

#### <ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理>

（借手における費用配分の基本的な考え方）

所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース物件の割賦取得と同様の取引と考えられるため、費用配分についても割賦取得の場合と同様のものとなる。一方、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース物件の取得の性格を有するものの、次の点で、所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性格も持つ（リース会計基準第 38 項）。

①経済的にはリース物件の取得及び取得のための資金調達と類似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格を有し、また、役務提供が組み込まれる場合が多く、複合的な性格を有する。

②フルペイアウトではあるが、リース物件の耐用年数とリース期間は異なる場合が多く、また、リース物件の返還が行われるため、物件そのものの売買というよりは、使用する権利の取得の性格を有する。

③借手が資産の使用に必要なコスト（リース物件の取得価額、金利相当額、役務提供相当額など）を、通常、契約期間にわたる定額のキャッシュ・フローとして確定する。

適用指針では、これらの所有権移転外ファイナンス・リース取引の性格を踏まえた上で、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引とで、異なる費用配分の方法を採用している。これらの差異は、主としてリース資産の減価償却方法、利息相当額に関する取扱い等に表れる。

なお、現状ではファイナンス・リース取引の大半が所有権移転外ファイナンス・リース取引であることが想定されるため、実務上の便宜から、所有権移転外ファイナンス・リース取引、所有権移転ファイナンス・リース取引の順で会計処理に関する定めを記載している。

適用指針に示された会計処理は、割賦取引又は延払条件付譲渡取引についても適用が可能であるが、これらの取引の会計実務を拘束することを意図するものではない。

#### (リース資産及びリース債務の計上価額)

リース資産及びリース債務の計上額としては、リース料総額の割引現在価値、貸手の購入価額、借手の見積現金購入価額、リース資産の時価などの金額によることが考えられる。

リース債務の評価の側面を考えると、リース料総額の割引現在価値を利用することが、得よりもリースを選択した借手の行動を反映すると考えられる。一方、リース資産の評価の側面を考えると、リース物件の価値による方法が考えられる。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、負債の計上の必要性が重視されていることを踏まえると、リース料総額の割引現在価値を基本に考えるべきと思われるが、資産と負債が同額で計上されることを考えると、リース物件の価値も合わせ考えることとなる。

これらの観点から、本適用指針では改正前指針の方法を踏襲し、リース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額又は借手の見積現金購入価額を基礎とする方法を採用することとした。

また、改訂リース会計基準では、重要性の判断基準には、いわゆる 300 万円基準といわれる少額リース以外にも、ソフトウェアについての記述があることも注目できる。

さらに、リース事業協会やリース産業界からの反論に対して、重要性基準を残すことで折り合いをつけようとしたことが窺い知れる。

#### (リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱い)

我が国においては、リース取引を基幹設備に利用し、企業全体のリース資産の総額に重要性が見られるケースがある一方で、多くの企業では企業全体のリース資産の総額に重要性が乏しいと想定される。

企業全体のリース資産総額に重要性が乏しいかどうかの判断基準としては、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に



占める割合が低い場合としている。ここで、未経過リース料を使用しているのは、割引計算によりリース資産を求める煩雑さを避けるためである。また、無形固定資産も判断基準に加えているのは、ソフトウェアのリース取引が見られることを踏まえたものである。

これらの判断基準を満たした企業については、リース資産及びリース債務を計上した上で、煩雑な計算を避ける意味で、「リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法」、又は、「利息相当額の定額法による配分」を採用することができることとしている。

(少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い)

わが国のリース取引は、事務機器等の比較的少額なリース資産に利用されることが多いことを踏まえ、一定の金額以下のリース取引については、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとしている。

このほか、通常の固定資産の取得でも購入時に費用処理される少額なもの、及びリース期間が1年以内のリース取引については、重要性が乏しいため、同様にオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとしている。

#### <ファイナンス・リース取引に係る貸手の会計処理>

(貸手における収益配分の基本的な考え方)

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合、借手がリース資産の取得の会計処理であるのに対し、貸手はリース資産の売却の会計処理となるが、両者の会計処理は対称的になるとは限らない。この点は、通常の売買における売上の会計処理と仕入の会計処理が必ずしも対称的にならないことと同様である。

所有権移転ファイナンス・リース取引は、貸手からみるとリース物件の売却と同様の取引と考えられ、収益配分についても割賦取引の場合と同様と考えられる点については、借手における費用配分の基本的な考え方と同様である。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の物件の売却と異なる性格を有する点も、借手の場合と同様である。

なお、借手と同様に、本適用指針に示された貸手の会計処理は、割賦取引又は延払条件付譲渡取引についても適用が可能であるが、これらの取引の会計実務を拘束することを意図するものではない。

(基本となる会計処理)

リース会計基準では、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされており、本適用指針では、その具体的な方法として、次の3つの方法を定めている。

(1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

リース料総額をリース取引開始日に売上高として計上する方法であり、主として製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合を想定している。

(2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース期間中の各期の受取リース料を売上高として計上する方法であり、従来行われてきた割賦販売の処理を想定している。

(3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

売上高を計上せず、利益の配分のみを行う方法であり、リース取引が有する複合的な性格の中でも、金融取引の性格が強い場合を想定している。リース料総額とリース物件の現金購入価額の差額は受取利息相当額として取り扱い、リース期間にわたり各期へ配分する

この受取利息相当額の金額は(1)から(3)のいずれの方法を採用しても同額であり、各期の利益は同額となる。

次にリース会計基準改訂の重要な所有権移転外ファイナンス・リース取引についての具体的な会計処理方法を「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づいて以下に示す。

「リース取引に関する会計基準の適用指針」

＜所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理＞

(前提条件)

- ①所有権移転条項 なし
- ②割安購入選択権 なし
- ③リース物件は特別仕様ではない。
- ④)解約不能のリース期間 5 年
- ⑤借手の見積現金購入価額 48,000 千円 (貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。)
- ⑥リース料  
月額 1,000 千円 支払は毎月末  
リース料総額 60,000 千円
- ⑦リース物件 (機械装置) の経済的耐用年数 8 年
- ⑧借手の減価償却方法 定額法 (減価償却費は、四半期ごとに計上するものとする。)
- ⑨借手の追加借入利率 年 8% (ただし、借手は貸手の計算利率を知り得ない。)
- ⑩貸手の見積残存価額はゼロである。
- ⑪リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日 3 月 31 日

## 1. 借手の会計処理

### (1) ファイナンス・リース取引の判定

#### ① 現在価値基準による判定

貸手の計算利率を知り得ないため、借手の追加借入利率である年8%を用いてリース料総額を現在価値に割引く。

$$\frac{1,000}{(1+0.08 \times 1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.08 \times 1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+0.08 \times 1/12)^{60}}$$
$$= 49,318 \text{千円}$$

#### ② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 5 年 / 経済的耐用年数 8 年 = 62.5% < 75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

#### ③ 所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない。

### <会計処理>

#### ① 利息相当額を利息法で会計処理する場合

リース料総額の現在価値より借手の見積現金購入価額の方が低い額であるため、8,000千円がリース資産及びリース債務の計上価額となる。この場合に、利息相当額の算定に必要な利率の計算は次のとおりである。

$$\frac{1,000}{(1+r \times 1/12)} + \frac{1,000}{(1+r \times 1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+r \times 1/12)^{60}}$$
$$= 48,000 \text{千円}$$
$$r = 9.154\%$$

リース債務の返済スケジュールは、次頁<図表2>に示す。

＜図表 2＞リース債務返済スケジュール

(単位:千円)

回数	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
1	X1.4.30	48,000	1,000	634	366	47,366
2	X1.5.31	47,366	1,000	639	361	46,727
3	X1.6.30	46,727	1,000	643	357	46,084
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
9	X1.12.31	42,792	1,000	674	326	42,118
10	X2.1.31	42,118	1,000	678	322	41,440
11	X2.2.28	41,440	1,000	684	316	40,756
12	X2.3.31	40,756	1,000	689	311	40,067
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
36	X4.3.31	22,682	1,000	827	173	21,855
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
57	X5.12.31	3,925	1,000	970	30	2,955
58	X6.1.31	2,955	1,000	978	22	1,977
59	X6.2.28	1,977	1,000	985	15	992
60	X6.3.31	992	1,000	992	8	—
	合計	—	60,000	48,000	12,000	—

適用利率年 9.154%。利息の計算は、月数割りによっている。

例えば、X1 年 4 月 30 日返済合計の内訳と月末元本の計算は次のとおりである。

利息分  $48,000 \text{ 千円} \times 9.154\% \times 1 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 366 \text{ 千円}$

元本分  $1,000 \text{ 千円} - 366 \text{ 千円} = 634 \text{ 千円}$

月末元本  $48,000 \text{ 千円} - 634 \text{ 千円} = 47,366 \text{ 千円}$

X1 年 4 月 1 日 (リース取引開始日)

(借) リース資産 48,000 (貸) リース債務 48,000

X1 年 4 月 30 日 (第 1 回支払日)

(借) リース債務 634 (貸) 現金預金 1,000  
支払利息 366

X1 年 6 月 30 日 (第 3 回支払日・第 1 四半期決算日)

(借) リース債務	634	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	357		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400

\* 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する（リース会計基準第12項）。

$$48,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 2,400 \text{ 千円}$$

X2年3月31日（第12回支払日・決算日）

(借) リース債務	689	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	311		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400

\* 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

$$48,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 2,400 \text{ 千円}$$

X6年3月31日（最終回の支払とリース物件の返却）

(借) リース債務	992	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	8		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400
(借) 減価償却累計額	48,000	(貸) リース資産	48,000

\* 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

$$48,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 2,400 \text{ 千円}$$

②リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しないで会計処理する場合

X1年4月1日（リース取引開始日）

(借) リース資産	60,000	(貸) リース債務	60,000
-----------	--------	-----------	--------

\* リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上する。

X1年4月30日（第1回支払日）

(借) リース債務	1,000	(貸) 現金預金	1,000
-----------	-------	----------	-------

X1年6月30日（第3回支払日・第1四半期決算日）

(借) リース債務	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却費	3,000	(貸) 減価償却累計額	3,000

\* 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

$$60,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 3,000 \text{ 千円}$$

X2年3月31日(第12回支払日・決算日)

(借) リース債務	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却費	3,000	(貸) 減価償却累計額	3,000

\* 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

$$60,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 3,000 \text{ 千円}$$

X6年3月31日(最終回の支払とリース物件の返却)

(借) リース債務	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却費	3,000	(貸) 減価償却累計額	3,000
(借) 減価償却累計額	60,000	(貸) リース資産	60,000

\* 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

$$60,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 3,000 \text{ 千円}$$

③利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する場合

X1年4月1日(リース取引開始日)

(借) リース資産	48,000	(貸) リース債務	48,000
-----------	--------	-----------	--------

X1年4月30日(第1回支払日)

(借) リース債務	800	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	200		

\* 支払利息は、利息相当額の総額 12,000 千円を、リース期間中の各期にわたり定額で配分する。

$$12,000 \text{ 千円} \times 1 \text{ 年} / 5 \text{ 年} \times 1 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 200 \text{ 千円}$$

$$1,000 \text{ 千円} - 200 \text{ 千円} = 800 \text{ 千円}$$

X1年6月30日(第3回支払日・第1四半期決算日)

(借) リース債務	800	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	200		

(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400
-----------	-------	-------------	-------

\* 12,000 千円×1 年/5 年×1 月/12 月=200 千円

1,000 千円-200 千円=800 千円

減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

48,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月=2,400 千円

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日・決算日)

(借) リース債務	800	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	200		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400

\* 12,000 円×1 /5 年×1 月/12 月=200 千円

1,000 千円-200 千円=800 千円

減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

48,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月=2,400 千円

X6 年 3 月 31 日 (最終回の支払とリース物件の返却)

(借) リース債務	800	(貸) 現金預金	1,000
支払利息	200		
(借) 減価償却費	2,400	(貸) 減価償却累計額	2,400
(借) 減価償却累計額	48,000	(貸) リース資産	48,000

\* 12,000 千円×1 年/5 年×1 月/12 月×=200 千円

1,000 千円-200 千円=800 千円

減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

48,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月=2,400 千円

## 2. 貸手の会計処理

### (1) ファイナンス・リース取引の判定

#### ① 現在価値基準による判定

リース料総額を現在価値に割り引く利率は、リース料総額と見積残存価額の合計額の現在価値がリース物件の購入価額と等しくなる貸手の計算利率であるが、見積残存価額がゼロであり、購入価額が 48,000 千円であることから年 9.154%となる<図表 2>で元本と利息を区分する際に使用した利率と同一である。)。リース物件の見積残存価額がゼロであるため、リース料総額を年 9.154%で割り引いた現在価値

48,000千円は、貸手の購入価額48,000千円と等しい。

現在価値48,000千円/購入価額48,000千円=100%>90%

②経済的耐用年数基準による判定

リース期間5年/経済的耐用年数8年=62.5%<75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

③所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない。

①及び③により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する

(会計処理)

①利息相当額を利息法で会計処理する場合

リース投資資産の回収スケジュールは、<図表2>と同じである。

[第1法]リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

X1年4月1日(リース取引開始日)

(借)リース投資資産	60,000	(貸)売上高	60,000
(借)売上原価	48,000	(貸)買掛金	48,000

\*売上高及びリース投資資産は、リース料総額で計上する。

売上原価は、リース物件の購入価額で計上する。

X1年4月30日(第1回回収日)

(借)現金預金	1,000	(貸)リース投資資産	1,000
---------	-------	------------	-------

X1年6月30日(第3回回収日・第1四半期決算日)

(借)現金預金	1,000	(貸)リース投資資産	1,000
(借)繰延リース利益繰入	10,916	(貸)繰延リース利益	10,916
(P/L)		(B/S)	

\*利息相当額の総額12,000千円のうち当四半期に対応する利息相当額1,084千円を差し引いた10,916千円を繰延リース利益(B/S)として繰り延べる(上記の仕訳の結果、第2法、第3法と利益計上額が同様となる。)

当四半期に対応する利息相当額=366千円+361千円+357千円=1,084千円

繰延リース利益(B/S)=利息相当額の総額12,000千円

ー当四半期に対応する利息相当額1,084千円

=10,916千円



なお、繰延リース利益 (B/S) はリース投資資産と相殺して表示する。

X2年3月31日 (第12回回収日・決算日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) リース投資資産	1,000
(借) 繰延リース利益	949	(貸) 繰延リース利益繰入	949

\*当四半期に対応する利息相当額=322千円+316千円+311千円=949千円

リース取引開始事業年度の第1四半期決算日に繰り入れた繰延リース利益に係る入れは、リース取引開始事業年度については、繰延リース利益繰入のマイナス、事業年度以降については、繰延リース利益戻入益として処理するものと考えられる。

X6年3月31日 (最終回の回収とリース物件の受領)

(借) 現金預金	1,000	(貸) リース投資資産	1,000
(借) 繰延リース利益	45	(貸) 繰延リース利益戻入益	45

\*当四半期に対応する利息相当額=22千円+15千円+8千円=45千円

[第2法]リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(借) リース投資資産	48,000	(貸) 買掛金	48,000
-------------	--------	---------	--------

\*リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X1年4月30日 (第1回回収日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上高	1,000
(借) 売上原価	634	(貸) リース投資資産	634

\*受取りリース料から利息相当額366千円を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

X1年6月30日 (第3回回収日・第1四半期決算日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上高	1,000
(借) 売上原価	643	(貸) リース投資資産	643

X2年3月31日 (第12回回収日・決算日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上高	1,000
(借) 売上原価	689	(貸) リース投資資産	689

X6年3月31日（最終回の回収とリース物件の受領）

（借）現金預金	1,000	（貸）売上高	1,000
（借）売上原価	992	（貸）リース投資資産	992

[第3法]売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

X1年4月1日（リース取引開始日）

（借）リース投資資産	48,000	（貸）買掛金	48,000
------------	--------	--------	--------

\*リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X1年4月30日（第1回回収日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	634
		受取利息	357

\*受取リース料から利息相当額を差し引いた額がリース投資資産の回収額となる。

X1年6月30日（第3回回収日・第1四半期決算日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	643
		受取利息	311

X2年3月31日（第12回回収日・決算日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	992
		受取利息	8

②利息相当額の総額をリース期間中にわたり定額で配分する場合

[第1法]リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

X1年4月1日（リース取引開始日）

（借）リース投資資産	60,000	（貸）売上高	60,000
（借）売上原価	48,000	（貸）買掛金	48,000

\*売上高及びリース投資資産は、リース料総額で計上する。

売上原価は、リース物件の購入価額で計上する。

X1年4月30日（第1回回収日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	1,000
---------	-------	------------	-------

X1年6月30日（第3回回収日・第1四半期決算日）

(借) 現金預金	1,000	(貸) リース投資資産	1,000
(借) 繰延リース利益繰入	11,400	(貸) 繰延リース利益	11,400

\*当四半期に対応する利息相当額=12,000千円×1年/5年×3月/12月=600千円

繰延リース利益 (B/S) =利息相当額の総額 12,000千円-当四半期に対応する利息相当額 600千円=11,400千円

利息相当額の総額 12,000千円のうち当四半期に対応する利息相当額 600千円を差し引いた 11,400千円を繰延リース利益 (B/S) として繰り延べる (上記の仕訳の結果、第2法、第3法と利益計上額が同様となる。)

なお、繰延リース利益 (B/S) はリース投資資産と相殺して表示する。

X2年3月31日 (第12回回収日・決算日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) リース投資資産	1,000
(借) 繰延リース利益	600	(貸) 繰延リース利益繰入	600

\*当四半期に対応する利息相当額=12,000千円×1年/5年×3月/12月=600千円

リース取引開始事業年度の第1四半期決算日に繰り入れた繰延リース利益に係る戻入れは、リース取引開始事業年度については、繰延リース利益繰入のマイナス、翌事業年度以降については、繰延リース利益戻入益として処理するものと考えられる。

X6年3月31日 (最終回の回収とリース物件の受領)

(借) 現金預金	1,000	(貸) リース投資資産	1,000
(借) 繰延リース利益	600	(貸) 繰延リース利益戻入益	600

\*当四半期に対応する利息相当額=12,000千円×1年/5年×3月/12月=600千円

[第2法]リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(借) リース投資資産	48,000	(貸) 買掛金	48,000
-------------	--------	---------	--------

\*リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X1年4月30日 (第1回回収日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) 売上高	1,000
(借) 売上原価	800	(貸) リース投資資産	800

\*受取リース料から利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

利息相当額=12,000千円×1年/5年×1月/12月=200千円

1,000千円-200千円=800千円

X1年6月30日（第3回回収日・第1四半期決算日）

（借）現金預金	1,000	（貸）売上高	1,000
（借）売上原価	800	（貸）リース投資資産	800

X2年3月3日（第12回回収日・決算日）

（借）現金預金	1,000	（貸）売上高	1,000
（借）売上原価	800	（貸）リース投資資産	800

X6年3月31日（最終回の回収とリース物件の受領）

（借）現金預金	1,000	（貸）売上高	1,000
（借）売上原価	800	（貸）リース投資資産	800

[第3法]売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

X1年4月1日（リース取引開始日）

（借）リース投資資産	48,000	（貸）買掛金	48,000
------------	--------	--------	--------

\*リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X1年4月30日（第1回回収日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	800
		受取利息	200

\*受取りース料から利息相当額を差し引いた額がリース投資資産の回収額となる。

X1年6月30日（第3回回収日・第1四半期決算日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	800
		受取利息	200

X2年3月31日（第12回回収日・決算日）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	800
		受取利息	200

X6年3月31日（最終回の回収とリース物件の受領）

（借）現金預金	1,000	（貸）リース投資資産	800
		受取利息	200

以上、代表的なリース会計処理を示した。

公表された「試案」と「公開草案」では、所有権移転外ファイナンス・リース取引についての、従来の例外規定は廃止されており、税制改正も実行されることから、リース会計基準の改訂の本筋は整ったと言える。

「試案」では、その適用が税制と密接に関連するため、関係省庁をはじめ関係者間で税制上の取扱いが検討されるものと想定され、適用時期を定めずに公表された異例のものであり、「公開草案」においては、その適用時期を明確にした点で、リース会計基準改正へ大きく前進したと言える。

適用時期については、「公開草案」23、24項において、次のように定められた。

23. 本会計基準は、平成20年(2008年)4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成20年(2008年)3月31日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用(以下「早期適用」という。)することができる。

24. 本会計基準を早期適用する場合、中間連結会計期間及び中間会計期間には適用しないことができる。この場合、早期適用を行う連結会計年度及び事業年度に係る年度の連結財務諸表及び財務諸表では、年度の期首から本会計基準を適用する。なお、中間・年度の会計処理の首尾一貫性の注記は要しないものとし、早期適用を行う連結会計年度及び事業年度に係る年度の連結財務諸表及び財務諸表において、中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表では本会計基準が適用されておらず、「リース取引に係る会計基準」(以下「改正前会計基準」という。)で必要とされていた注記がなされている旨を記載する。

適用時期については、前述したように、税制改正により、リース取引関連税制が、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リースに適用されることと連動しており、これにより確定した。

さらに注目すべき点として、「試案」では具体的に盛り込まれなかった「不動産に係るリース取引」についての項目が追加されたことがあげられる。

平成5年リース会計基準では、ファイナンス・リースの具体的な判定基準の中で、「リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により制作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引」と定義されているのみで、その他の条項に不動産に係るものは見当たらない。

不動産に係るリースについては、国際会計基準の中でも検討事項として掲げられているが、「公開草案」の公表の中では、以下のように規定されている。

#### 【不動産に係るリース取引について】

土地・建物等の不動産のリース取引(契約上、賃貸借となっているものも含む。)に

についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング。リース取引に該当するかを判定する。土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する。

土地と建物等を一括したリース取引（契約上、建物賃貸借契約とされているものも含む。）は、原則として、リース料総額を合理的な方法で土地に係る部分と建物等に係る部分に分割した上で、現在価値基準の判定を行う。

また、「適用指針」の「公開草案」の 91,92,93 項においては、次のように規定されている。

91. 本適用指針では、土地については、第 10 項<sup>131</sup>の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当することとしている。これは、土地の経済的耐用年数は無限であるため、第 10 項の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合を除いては、通常フルペイアウトのリース取引に該当しないと考えられることによる。

92. また、土地・建物などを一括したリース取引は、土地が無限の経済的耐用年数を有し建物などと異なる性格を有することを踏まえ、リース料総額を合理的な方法で土地に係る部分と建物などに係る部分に分割した上で、第 9 項（1）<sup>132</sup>に定める現在価値基準の判定を行うこととしている。リース料総額を土地に係る部分と建物等に係る部分に合理的に分割する方法としては、以下が考えられ、このうち最も実態に合った方法を採用する。

- （1）賃貸借契約書等で、適切な土地の賃借料が明示されている場合には、全体のリース料総額から土地の賃借料を差し引いた額を、建物等のリース料総額とする。
- （2）全体のリース料総額から土地の見積賃借料を差し引いた額を、建物等のリース料総額とみなす。見積賃借料には、近隣の水準などを用いることが考えられる。
- （3）全体のリース料総額から土地の時価に借手の追加借入利率を乗じた額を差し引いた額を、建物等のリース料総額とみなす。（借手の場合）
- （4）土地の借地部分の時価と建物等の時価を見積り、両者の比で全体のリース料総額を両者に配分する。

---

<sup>131</sup> 10 項

- （1）リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース
- （2）リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利（以下合わせて「割安購入選択権」という。）が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引

<sup>132</sup> 第 9 項

（1）現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下「見積現金購入価額」という。）の概ね 90%以上であること（以下「現在価値基準」という。）

93. 前項（１）のように適切な土地の賃借料が契約書で明示されているなどの場合を除いては、リース料に含まれている土地の賃借料相当の金額の算出は容易ではないことが想定される。したがって、ファイナンス・リース取引に該当するか否かが売却損益の産出に影響を与えるセール・アンド・リースバック取引を除き、土地の賃借料が容易に判別可能でない場合は、両者を区分せずに第 9 項（１）に定める現在価値基準の判定を行うことができるものとする。

#### <不動産に係わるリース条項についての反応>

不動産に係るリースの条項については、（社）リース事業協会は、「実務上の便宜を考慮し、「土地に係る部分に重要性がない場合は両者（土地・建物）を区分せずに第 9 項（１）に定める現在価値基準の判定を行うことができるものとする。」という重要性の判定基準を設けるべきである。因みに米国会計基準でも土地部分の公正価値が土地建物全体公正価値の 25%未満の場合は土地・建物を区分せず一体でリース判定する規定である。」とのコメントを出すにとどめている。

平成 19 年（2007 年）1 月 29 日付けで公表された日本公認会計士協会のコメントでは、「土地と建物等を一括したリース取引において、適用指針第 93 項では、セール・アンド・リースバック取引以外は土地の賃借料が容易に判別可能ではないとして両者を区分しないことを認めた記載になっているが、判別可能な取引をセール・アンド・リースバック取引に限定すべきではない。」この理由としては、「適用指針第 93 項の記載では、セール・アンド・リースバック取引以外で土地の賃借料が判別可能な場合でも、その取引がセール・アンド・リースバック取引ではないことを理由に、判別困難として両者を区分せずに適用指針第 9 項（１）に定める現在価値基準の判定が行われることが予想され、適用指針第 92 項を見直し、両者を区分せずに判定できる要件は、適用指針第 92 項に規定する方法を採用しても区分できない、やむを得ない場合とすべきである。」と述べており、今回の「公開草案」での規定は、不十分であるように思われる。

2004 年に改訂された IAS No.17 においても「土地と建物の要素をリース分類、個別に検討すべきである。」<sup>133</sup>とされており、わが国のリース会計基準においても不動産に係るリース取引については、さらなる検討が望まれる。

本節では、主に「試案」から「公開草案」の改正点について論じてきたが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理の廃止は、国際会計基準とのコンバージェンスからも迅速に実行されるべきものである。

依然としてリース産業界からの反発は強く、「公開草案」にたいする反対意見も多く寄せられることであることは確実であろうが、企業会計基準委員会が、わが国のリース取引の経済的実態が売買と同様の状態であると認められているにもかかわらず、賃貸借取引として会計処理を行っていることを問題視するように、財務諸表の適正開示を目指すためには、

<sup>133</sup> 前掲書 p.339

リース取引の経済的実質を鑑み、例外処理を廃止することを検討するのは当然のことと言える。

しかしながら、リース会計基準の改訂の内容からも、さらなる検討事項は山積しており、国際会計基準におけるリース会計基準の改訂も視野に入れながら、ファイナンス・リース取引の実態を開示するための確固たる論拠を構築すべきであると思われる。

また、ファイナンス・リース取引のリース資産の計上にあたり、リース賃借人側のリース資産の測定の問題、さらには未履行契約部分の資産計上の論理的根拠など、ファイナンス・リースの貸借対照表能力については、様々な論理的課題も包含しているといえる。

その中であって、わが国におけるリース会計基準の改訂は、リース産業界の反論に対し、確立された論理を構築する必要性に迫られているといえよう。

以上、会計基準委員会が公表したリース会計基準試案の概要と、リース事業協会のコメントの概要であるが、リース事業協会が強硬に反論する理由について、どのように考えられるであろうか。わが国会計基準を取り巻くトライアングル体制の影響が、リースについても顕著に見受けられる。

特に、リース会計基準の改訂については、税務上のメリットが損なわれることに、大きな問題があると考えられる。2000年2月に公表された「G4+1 討議資料」においてリース資産・リース負債の計上については、現在ファイナンス・リースを定義している「経済的実質」の考え方によるものでない新たな論理的基盤を整備しようとしている。

これは、現在のリース会計基準の論拠としては採用されなかった1962年に公表されたARS No.4の「使用权」を論理的根拠として再度見直そうとするものであると考えられる。

ARS No.4において、「リース料の支払いが、リース財産の占有と使用を可能にする財産権の取得の対価を意味するものであれば、それを資産の取得とそれに対応する支払義務の発生を認識して、リース料支払額の現在価値をもって貸借対照表の本体に表示する。」ことが勧告されていた。

平成5年リース会計基準においても、この論理は採用されず「リースの経済的実質」をリース資産の割賦購入と同様のものと捉え、ファイナンス・リース取引の資本化を論理化している。

リース会計基準試案については、国際会計基準の改訂を待たず、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止する形で公表されているが、G4+1においてもリースの論理的アプローチを検討がなされている状況で、論理的根拠が整備されないまま、リース会計基準を改訂することは、業界の反発も強硬なものになることは明らかである。

ファイナンス・リース取引資本化の論拠を「経済的実質」に求め、リース会計基準においては販売方式が採用されているが、わが国のように例外処理規定の逆転現象が起り、アメリカのように、資本化回避行動が横行するに至っており、今後、ファイナンス・リース資本化の論拠をさらに拡大した「使用权の移転」まで検討するなど、リース会計基準が改訂されるためには、さらなる議論が必要であると考えられる。



## 【資料】

### 新リース会計基準による財務比率への影響

わが国におけるリース会計基準は、1993年6月、大蔵大臣（現内閣総理大臣）の諮問機関である企業会計審議会が、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」大蔵大臣に答申し設定された。これを受けて大蔵省は、1994年3月1日に証券取引法関係の省令及び通達を改正した。

その結果、リース会計基準は、1994年4月1日以降に開始する事業年度から段階的に実施され、個別財務諸表においては1996年度から、連結財務諸表においては1998年度から全面的に実施された。

ところが国際会計とのコンバージェンスの観点から、リース会計基準の改訂も急がれ2002年8月から見直しの検討が行われていたにもかかわらず、リース業界の強い反発により2004年3月に一度審議を中断することになった。2005年8月に審議が再開され2006年7月「リース取引に関する会計基準（案）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」が公表され、続いて2007年3月に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表された。

最大の改訂点は、いわゆる例外処理、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理の廃止であった。

税法の改訂を待つ異例の試案として公表されたが、平成20年（2008年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用され、平成19年（2007年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用（以下「財務諸表に係る早期適用」という。）することができるとする内容である。

本稿では、新リース会計基準の適用によって、企業の財務比率へどのような影響があるか、検証するものであるが、現段階では未だ全面適用の結果が得られずあくまで計算上の予測結果であり、今後実証研究の課題として注目すべきものである。

新リース会計基準適用の影響については、様々な検証データが存在するが、本稿では特に財務レバレッジ、インタレスト・カバレッジを重点に影響を検証するものである。

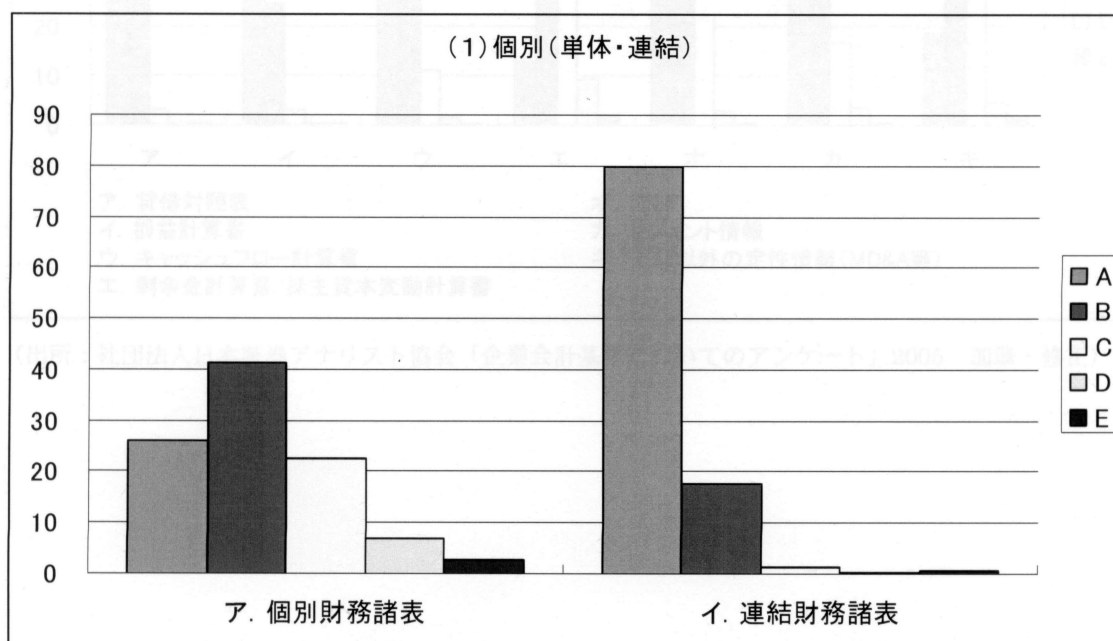
この理由としては、社団法人日本証券アナリスト協会が行ったアンケートにより、証券アナリストが回答した投資意思決定を行う上で重視するものとして挙げられたことによる。

社団法人日本証券アナリスト協会が「企業会計基準についてのアンケート」（アンケート対象：2005年9月。日本証券アナリスト協会の検定会員でメールアドレス登録者11,797名を対象にアンケート方式による。回答者974名、回収率8.3%）を行った結果の概要を以下に示す。

Q1. 企業の分析、投資の意思決定を行う上で重視している資料・情報源はどれですか。重要性を次の5段階で評価してください。

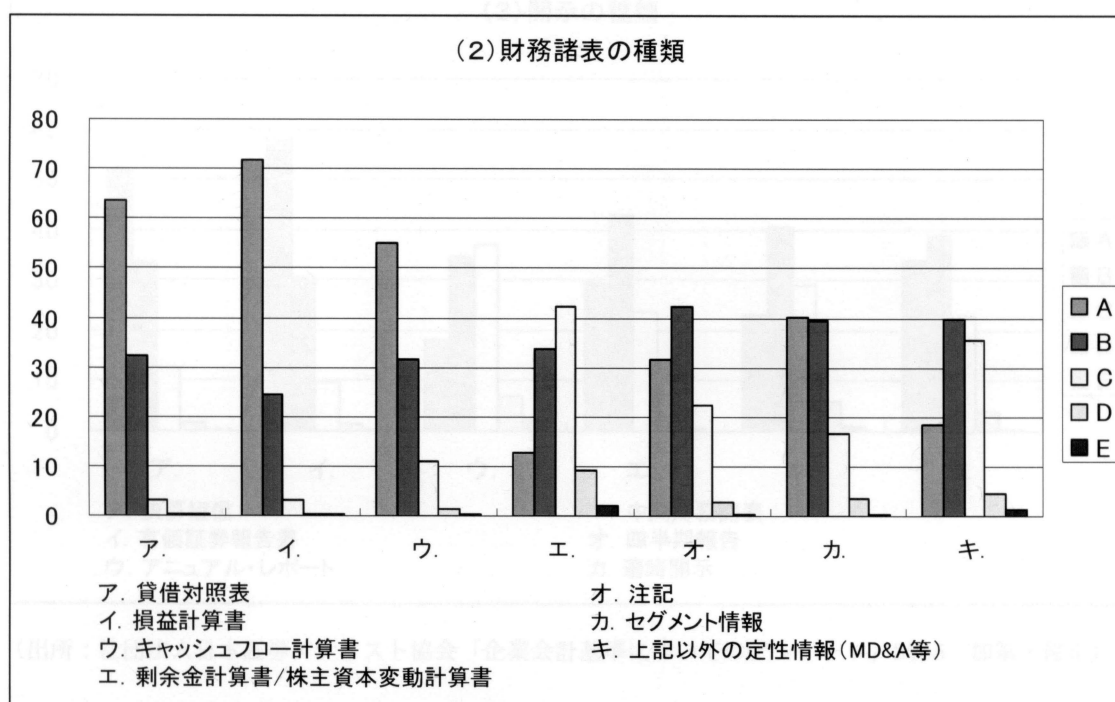
- A: 極めて重視
- B: 重視
- C: 普通
- D: あまり重視しない
- E: 重視しない

(1) 個別(単体・連結)					
	A	B	C	D	E
ア. 個別財務諸表	26.1	41.5	22.7	7.1	2.7
イ. 連結財務諸表	79.9	17.8	1.3	0.3	0.7



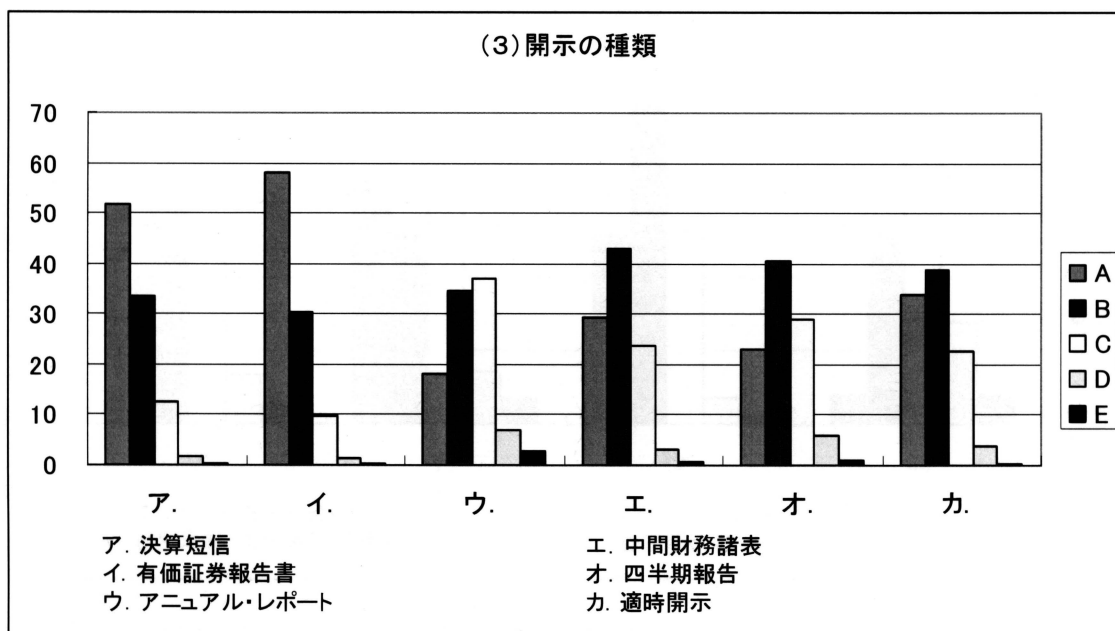
(出所：社団法人日本証券アナリスト協会「企業会計基準についてのアンケート」2005 加筆・修正)

(2)財務諸表の種類					
	A	B	C	D	E
ア. 貸借対照表	63.7	32.4	3.3	0.4	0.2
イ. 損益計算書	71.7	24.4	3.3	0.3	0.3
ウ. キャッシュフロー計算書	55.2	31.8	11.1	1.5	0.3
エ. 剰余金計算書/株主資本変動計算書	12.8	33.7	42.3	9.1	2.1
オ. 注記	31.8	42.4	22.5	2.8	0.5
カ. セグメント情報	40.1	39.5	16.7	3.4	0.2
キ. 上記以外の定性情報(MD&A等)	18.4	40.0	35.6	4.6	1.3



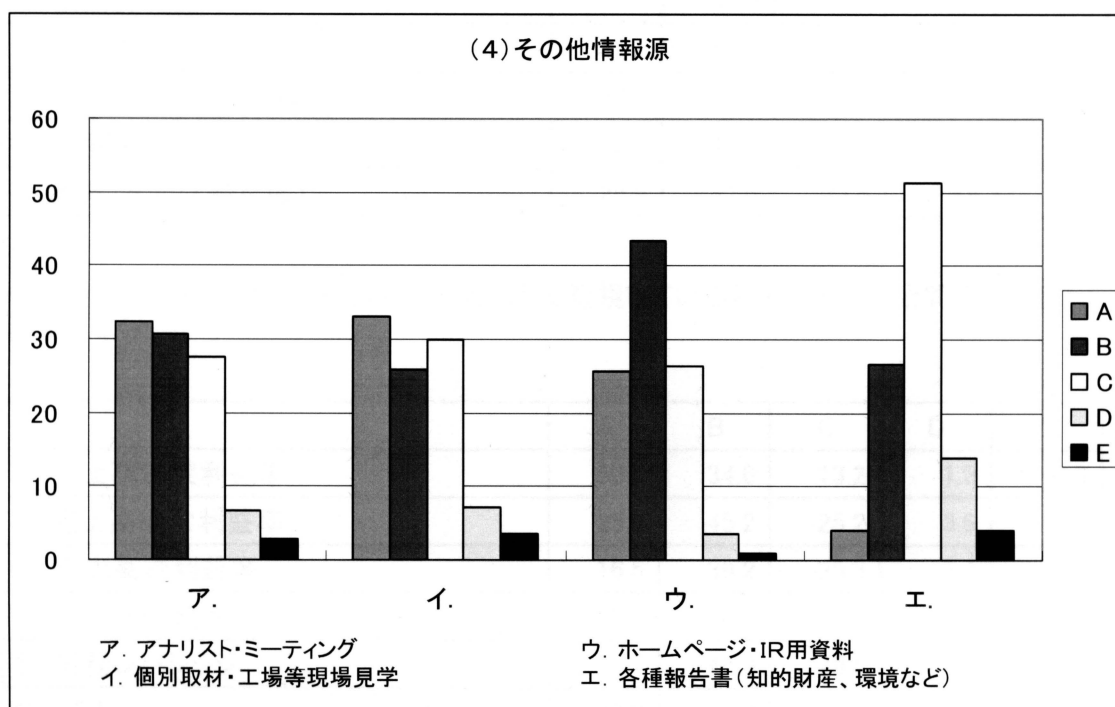
(出所：社団法人日本証券アナリスト協会「企業会計基準についてのアンケート」2005 加筆・修正)

(3)開示の種類					
	A	B	C	D	E
ア. 決算短信	51.8	33.5	12.5	1.8	0.3
イ. 有価証券報告書	58.0	30.4	9.8	1.5	0.3
ウ. アニュアル・レポート	18.3	34.8	37.1	7.1	2.8
エ. 中間財務諸表	29.3	42.9	23.8	3.2	0.8
オ. 四半期報告	23.2	40.6	29.2	5.9	1.2
カ. 適時開示	34.0	39.0	22.6	4.0	0.4



(出所：社団法人日本証券アナリスト協会「企業会計基準についてのアンケート」2005 加筆・修正)

(4)その他情報源					
	A	B	C	D	E
ア. アナリスト・ミーティング	32.3	30.6	27.6	6.7	2.8
イ. 個別取材・工場等現場見学	33.1	25.9	30.1	7.3	3.7
ウ. ホームページ・IR用資料	25.7	43.4	26.3	3.7	0.9
エ. 各種報告書(知的財産、環境など)	4.0	26.7	51.4	13.9	4.0



(出所：社団法人日本証券アナリスト協会「企業会計基準についてのアンケート」2005 加筆・修正)

Q2. 企業の分析、投資の意思決定を行う上で重視している財務数値を上と同じ5段階で評価してください。

	A	B	C	D	E
ア. 売上高	38.7	42.0	16.3	2.2	0.8
イ. 営業利益	60.8	31.2	7.1	0.6	0.3
ウ. 経常利益	40.9	42.7	14.2	1.7	0.5
エ. 当期純利益	37.1	40.8	19.3	2.5	0.4
オ. 営業キャッシュフロー	41.7	40.8	15.5	1.5	0.5
カ. フリー・キャッシュフロー	45.1	37.8	14.7	2.0	0.5
キ. 総資産	9.4	29.4	46.9	11.3	3.0
ク. 資本(または純資産)	26.9	41.6	27.5	3.6	0.4

Q3. 企業の分析、投資の意思決定を行う上で重視している財務指標を上と同じ5段階で評価してください。

	A	B	C	D	E
ア. 売上高営業利益率	50.5	34.6	13.2	1.3	0.3
イ. 売上高経常利益率	25.8	45.2	25.2	3.6	0.3
ウ. 売上高純利益率	16.5	39.2	35.3	7.4	1.5
エ. 総資産回転率	15.5	44.8	34.2	5.2	0.3
オ. 財務レバレッジ	20.7	45.3	29.5	4.2	0.3
カ. ROA	29.3	43.2	25.2	2.2	0.2
キ. ROE	37.6	41.7	18.2	1.5	1.0
ク. 1株当たり当期純利益(EPS)	38.0	34.7	21.9	3.5	2.0
ケ. 売上債権回転率	9.2	36.3	45.2	8.6	0.6
コ. 棚卸資産回転率	10.6	41.4	39.5	7.9	0.6
サ. 流動比率	6.8	34.1	46.8	10.8	1.5
シ. 当座比率	4.9	25.2	52.2	15.2	2.6
ス. 負債比率	11.1	41.1	39.5	7.4	0.9
セ. 株主資本比率	26.0	48.5	22.5	3.1	0.0
ソ. 固定比率	3.7	27.3	53.6	13.8	1.6
タ. 固定長期適合率	4.5	28.0	51.1	14.4	2.0
チ. インタレスト・カバレッジ・レシオ	15.0	38.7	37.9	7.5	0.9
ツ. キャッシュフロー比率(*) * 代表的な定義は、 (当期純利益+減価償却費)÷長期負債	21.7	39.0	32.3	5.7	1.2

更に、これらのアンケートを担当職務別にした結果を以下に示す。

#### Q4. リース会計(国際的な動向)

短期のリースを除き、借手は全てオンバランス化する案が検討されています。こうした案についてどう思いますか。

A	賛成。どちらも、資産を事業に用い支払の義務を負うという点では共通しているので、共にオンバランスとすべきである。	60.7
B	反対。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースでは性格が違うので、両者を区別する現行の処理が妥当である。	24.4
C	よくわからない	12.5
D	その他	2.4

#### Q5. リースについては共にオンバランス化を支持

短期のリースを除き、借手は全てオンバランス化する案が検討されています。こうした案についてどう思いますか。

		全体	ユーザー	作成者
A	賛成。どちらも、資産を事業に用い支払の義務を負うという点では共通しているので、共にオンバランスとすべきである。	60.7	62.5	66.0
B	反対。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースでは性格が違うので、両者を区別する現行の処理が妥当である。	24.4	20.7	28.9
C	よくわからない	12.5	14.6	3.1
D	その他	2.4	2.3	2.1

#### Q6. 重視する財務数値

	全体	株式	信用
ア. 経営利益	4.52	4.85	4.57
イ. 営業キャッシュフロー	4.22	4.02	4.41
ウ. 資本(または純資産)	3.91	3.78	4.48

(出所：社団法人日本証券アナリスト協会 会計基準アンケート 平成 17 年 10 月)

特に「重視する財務数値」と「重視する財務指標」の回答において、株式アナリストと信用リスク・アナリストでは結果が相違している。

前述したように、様々な実証分析においては、株式アナリスト側の見解から分析されているものが多数を占めており、キャッシュ・フロー、財務レバレッジ等の安全性指標からの分析に重点をおいているものはほとんどない。

本稿では、特に新リース会計基準を適用した場合に、企業の財務比率にどのような影響を及ぼすかについて分析を試みる。

また、サンプル企業は、金融庁 EDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）から、大型の設備をリースにより調達すると看做される航空運輸業2社、大手海運業2社を比較検討するが、参考として一般的な小売業としてリース物件も多岐にわたると推測される大手百貨店3社を選択し、比較検討する。

日本企業は欧米の企業に比べ、借入金に依存する傾向が高いと言われており、ファイナンス・リース取引のオンバランス化による影響について検証することは、有意義であると思われる。

以下の試算でも明らかのように、航空機、船舶等の大型設備にリースを利用すると予想される企業については、大きな影響が出ると予測される。

2007年3月(連結)

航空

諸比率	ANA		JAL	
	連結から得た比率	リース取引を反映した比率	連結から得た比率	リース取引を反映した比率
流動比率	110.3	109.6	106.6	55.0
株主資本比率	20.8	20.4	6.9	5.3
総資産利益率	1.6	1.2	▲2.1	▲1.7
総資産回転率	0.8	0.8	1.1	0.8
インタレスト・カバレッジ (利益ベース)	4.6	4.2	▲1.13	▲1.10
インタレスト・カバレッジ (キャッシュフローベース)	8.9	8.0	5.9	5.3



流通

諸比率	三越		高島屋		大丸	
	連結から得た比率	リース取引を反映した比率	連結から得た比率	リース取引を反映した比率	連結から得た比率	リース取引を反映した比率
流動比率	46.62	0.45	58.31	0.57	64.56	63.38
株主資本比率	23.44	16.17	29.69	28.00	24.79	24.42
総資産利益率	1.50	1.00	2.70	2.60	4.30	4.20
総資産回転率	1.41	0.54	1.35	1.02	2.22	2.19
インタレスト・カバレッジ (利益ベース)	5.45	1.22	9.58	3.70	19.80	3.77
インタレスト・カバレッジ (キャッシュフローベース)	4.70	1.77	7.60	5.00	18.40	6.76

海運

諸比率	日本郵船		商船三井		川崎汽船	
	連結から得た比率	リース取引を反映した比率	連結から得た比率	リース取引を反映した比率	連結から得た比率	リース取引を反映した比率
流動比率	75.23	75.20	78.60	73.50	108.26	104.96
株主資本比率	30.65	30.64	28.86	28.27	34.05	32.31
総資産利益率	4.9	4.9	7.7	7.5	8.2	7.8
総資産回転率	1.027	1.027	0.929	0.901	1.242	1.179
インタレスト・カバレッジ (利益ベース)	9.21	3.61	11.07	5.42	11.98	4.79
インタレスト・カバレッジ (キャッシュフローベース)	8.50	5.40	10.80	7.01	13.80	5.56

※ファイナンス・リース取引をオンバランスした場合、数値に未経過リース料を加え、支払利息相当に当たるとみなされるリース利息を加算して計算を行った。  
結果として財務比率が悪化することは明らかであるが、日産やドン・キホーテなどの企業がすでに売買処理によりリース取引の資本化を図っている。

## おわりに

本研究において、リース会計基準の発展史を中心として、リース会計における現代会計理論の課題と国際リース会計基準改訂に関する議論に関するリース取引資本化の論拠の変遷を概観し、現代会計理論における資産・負債概念の拡大についての考察を試みた。

ファイナンス・リースのみならず、IASB で議論、検討されているオペレーティング・リースを含むリース取引資本化への合意を得ることは、伝統的会計論理からの離脱を意味するものである。

リース会計以外にも、企業結合、金融商品、税効果等、会計情報の本質が、会計ビッグバンと呼ばれる改革の中で、議論、検討され、それぞれの会計基準の改定への取り組みがなされており、そこでは新たな会計概念フレーム・ワークの構築への取り組みも行われており、動態論→静態論→新静態論へと移り変わっているという見解もある。

もちろん、国際会計基準へのコンバージェンスの問題が存在することは周知の如くではあるが、企業の会計情報の有用性が再認識され、会計にとってはまさに激動の時代であるといえる。

本研究では、リース取引資本化に焦点を当て、リース取引の本質を検討するうえで資産・負債概念の拡大を考察してきた。

リース取引の資本化は、1949 年からアメリカで議論され、その結果として 1973 年にリース会計基準として整備された SFAS No.13 が公表され、リース会計基準としての効力を発しているように思えた。しかし、企業のファイナンス・リース資本化回避行動によって、さまざまな適用指針や修正基準の公表がなされた。その結果リース取引の会計処理は複雑化し、形骸化するような会計基準となったことは、リース取引資本化における論理的脆弱性の現れであると言っても過言ではないであろう。

国際会計基準委員会では、オペレーティング・リースにまで及ぶリース取引資本化への会計基準改訂に向けてのワーキング・グループが設置され、2008 年にはリース・ワーキンググループからのディスカッション・ペーパーの公表が計画されている。

ワーキンググループでは、リース使用权（利用権）をオンバランスすることについての議論、検討がなされているが、これはかつて Myers が提言した財産権とは異なる概念であろうか。

Myers の言うリース財産権をオンバランスすることは、あくまで伝統的会計理論の範囲を乗り越えるものではなかった。

現在、議論されているように、オペレーティング・リースにまで拡大したリース取引の資本化の合意形成は、取得原価主義に基づく伝統的会計理論の枠組みにおいては困難なものであった。

ファイナンス・リース取引の資本化はもとより、オペレーティング・リースにまでオン

バランス化を推進する根拠はいかなるものであろうか。

会計報告の使命が、企業実体の写像であるなら、リースによって使用される資産の計上、リース資産を調達するための義務は負債として計上することは、金融ビッグバンにおいて「自由 (Free)、公正 (Fair)、グローバル (Global)」という目標を掲げ「自由と規律 (Discipline)」の視点から、真に競争力のある金融・資本市場の確立への前進を図ることに貢献することとなろう。

わが国のみならず、各国の会計基準設定主体は、企業が透明性を向上させるためには、国際会計基準へのコンバージェンスを促進させ、会計基準の総合承認が行える努力をすべきである。

わが国においては、特に、リース会計基準の改訂に対する反論の最大の理由として、リース利用による税務上のメリットが損なわれることと、財務比率の悪化であることは、リース事業協会が行った調査によっても明らかである。

しかしながら、会計情報の透明性や、企業の利害関係者に有用な会計情報を提供することが会計の使命であるならば、リース取引の本質をオンバランスすることは、当然のことであると言える。

2000年2月に公表された「G4+1 討議資料」においてリース資産・リース負債の計上については、現在ファイナンス・リースを定義している「経済的実質」の考え方によるものでない新たな論理的基盤を整備しようとしている。

これは、現在のリース会計基準の論拠としては採用されなかったが、1962年に公表されたARS No.4が主張した「財産権」を論理的根拠として再度見直そうとするものであると考えられる。<sup>134</sup>

ARS No.4において、「リース料の支払いが、リース財産の占有と使用を可能にする財産権の取得の対価を意味するものであれば、それを資産の取得とそれに対応する支払義務の発生を認識して、リース料支払額の現在価値をもって貸借対照表の本体に表示する。」ことが勧告されていた。

現行のリース会計基準では、この論理は採用されず「リースの経済的実質」をリース資産の割賦購入と同様のものと捉え、ファイナンス・リース取引の資本化を論理化している。

わが国におけるリース会計基準改訂については、国際会計基準の改訂を待たず、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理を廃止する形で公表されているが、G4+1においてもリースの論理的アプローチを検討がなされている状況で、論理的根拠が整備されないまま、リース会計基準を改訂することは、リース業界の反発も強硬なものになることは明らかであった。

わが国リース会計基準では、リース取引資本化の論拠を「経済的実質」に求め、販売方

---

<sup>134</sup> ただし、ARS No4 は、あくまで当時の伝統的会計理論の範囲で、「財産権」をオンバランス化しようと試みた。

式が採用されているが、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理規定の採用が多くなるような逆転現象が起こり問題視されてきた。

わが国会計基準においては国際会計基準とのコンバージェンスを図るため、リース会計基準の改訂が行われたが、アメリカのように、企業がリース取引資本化回避行動を行い、リース会計基準が形骸化する中であって、リース取引資本化の論拠をさらに拡大した「使用权の移転」まで検討するなど、リース会計基準が改訂されるためには、さらなる議論が必要であると考えられる。

わが国でリース会計基準改訂の論点のもう一つの側面として、税務上のメリットが損なわれる点があったが、平成 19 年度(2007 年度)税制改正において、固定資産の減価償却制度が約 40 年ぶりに大改正され、また、その適用は、原則、2008 年 4 月以降開始事業年度から固定資産のリース取引に係る会計基準の整備とそれに伴う税制改正も行われる。<sup>135</sup>

この 2 つの税制改正が、企業の設備投資において、購入かリースかという選択を迫ることになった。

リースに関わる税務上の改正点は、以下の通りである。

#### (1) 償却可能限度額の撤廃

旧税制下では、固定資産の減価償却限度額は、その取得価額の 95%を限度とし取得価額の 5%は法定耐用年数が経過しても廃棄されるまでは損金算入されなかったが、新税制では、この制度を廃止し、2007 年 4 月 1 日以後に取得する有形固定資産について備忘価額の 1 円まで償却できるようになる。

主要先進国の税制と同様の制度に改正することにより、国際的な調整を図る。また、この制度の導入に伴い、2007 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については取得価額の 5%に到達後、5 年間で 1 円まで均等償却できる。

#### (2) 残存価額の撤廃と新償却方法(250%定率法)の制定

旧税制下では、固定資産の法定耐用年数経過時点において残存価額が取得価額の 10%になるような償却方式を採用していた。その後、取得価額の 5%までは損金に算入されるようになったが、主要先進諸国ではこのような例がなく、企業間の国際的な競争に各国税制はニュートラルであるべきであり、減価償却制度については、企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高めるためにも、国際的なイコールフットィングを確保することが重要になってきており、そのような観点から抜本的な見直しが講じられ、今回の改正に至った。<sup>136</sup>すなわち、新税制下では法定耐用年数経過時点で 1 円の備忘価額を残して全額償却可能となった。同時に、わが国経済の競争力を強化する観点から、新しい減価償却方式である 250%定率法を導入することになった。

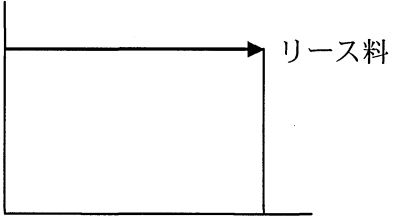
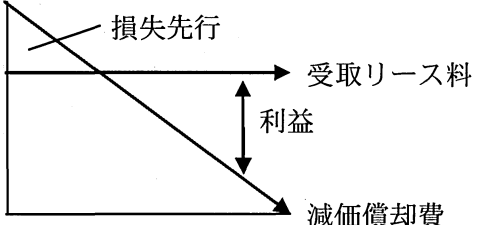
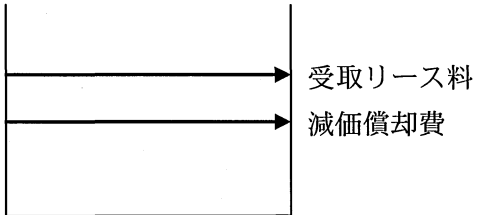
<sup>135</sup> 新リース税制は 08 年 4 月 1 日以後、締結される所有権移転外ファイナンス・リース契約から適用

<sup>136</sup> 国税庁「法人税の減価償却制度の改正に関する Q&A」平成 19 年(2007 年)4 月

法定耐用年数 10 年の場合、改正前の定率法の償却率は 20.6%、改正後では 25% (1÷10×250%) に上昇する。7 年経過時点で残存簿価を未経過耐用年数で割った定額法の償却費が 250%定率法の償却率 (25%) による償却費より大きくなるため、8 年目より定額法を採用して損金算入される償却費の限度額を計算する。10 年後の未償却残高は、改正前では 10%であったのが改正後では基本的にゼロ (1 円の備忘価額を残して) となる。

〈図表 1〉はリース会計基準、税制改正前の処理を、次頁〈図表 2〉は改正後の処理をそれぞれ図示したものである。

〈図表 1〉 リース会計基準、税制改正前の処理

借り手	貸し手	
	定率法 の場合	
	定額法 の場合	

(出所：国税庁「法人税の減価償却制度の改正に関する Q&A」平成 19 年 (2007 年) 4 月 加筆・修正)

＜図表2＞ リース会計基準、税制改正後の借手側、貸手側それぞれの処理  
借手側

会 計		税 法
原則	<p>売買に準じた処理</p> <p>○減価償却(リース期間定額法等) (償却期間をリース期間、残存価額をゼロ)</p> <p>○支払利息</p> <p>利息法 → 利息相当額 減価償却費</p> <p>定額法 → 利息相当額 減価償却費</p>	<p>リース期間定額法による会計処理を税制上認める。</p>
例外	<p>賃貸借処理</p> <p>少額・短期のリース 中小企業</p>	<p>リース料を償却費として取り扱う。</p>

会計に沿った税制上の処理を認めることにより、リースの簡便性を維持



貸手側

会 計	税 法
<p>売買に準じた処理</p> <p>収益を利息法で分配</p> <p>受取利息</p> <p>リース債権</p>	<p>・受取利息相当部分(リース利益額 20%)を利息法で収益に計上</p> <p>・事務管理費等相当部分を定額で計上</p> <p>受取利息</p> <p>受取サービス(定額)</p> <p>リース債権</p>

(出所：国税庁「法人税の減価償却制度の改正に関する Q&A」平成 19 年(2007 年)4 月 加筆・修正)

この改正により、早期に減価償却費を損金に算入することが可能となり、新規設備投資を行った当初数年間の税金の流出が抑えられる結果、キャッシュ・フローが増加し設備投資がさらに促進される効果が期待されるであろう。

一方、確定決算主義により、改正税制の恩典を受けるには、会計上 250%定率法による減価償却費を費用計上しなければならない。その結果、会計上の利益が圧迫されることにな

ることが懸念される。

「第七章 わが国におけるリース会計基準の現状と課題」で考察したように、わが国会計基準が国際会計基準へコンバージェンスするために、さまざまな項目の会計基準の整備が進む中、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引について、今までの例外処理（一定の注記を要件に通常の賃貸借取引に準じた会計処理を認めていた）を原則廃止する会計基準（案）が2006年12月に公表された。

これは、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る改正税制の施行時期と平仄をあわせ、2008年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになった。

ファイナンス・リース取引（税法では「リース取引」と定義されている）とは、資産の賃貸借で、(1) 賃貸借期間中における契約解除の禁止（ノンキャンセラブル）、かつ、(2) 賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的にすべて負担する（フルペイアウト）の要件を満たすリース取引である。

そして、所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、ファイナンス・リース取引のうち、リース期間終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等（旧税制で売買取引とされたもの）以外のリース取引である。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人では、(1) リース資産を売買により取得したとみなし（通常はリース資産の賃借人における購入価額がリース資産・リース債務の計上）、(2) リース期間定額法（リース期間を償却期間とする定額法）により償却費を損金に算入し、(3) リース料に含まれる支払利息相当額は利息法（原則）、または、定額法により損金に算入する。

〈図表3〉では、リース会計基準改正前と改正後の相違を示した。

〈図表3〉リース会計基準・税務、改正前、改正後の相違

区分		会計	税務	
			改正前	改正後
ファイナンス・リース取引(*1)	所有権移転	売買処理	売買処理 (金融処理)	売買処理 (金融処理)
	所有権移転外	売買処理	賃貸借処理 (金融処理)	みなし売買処理 (金融処理)
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理

(\*1)リース期間中の解約不能等(ノンキャンセラブル)、および賃借人が利益享受かつ費用の実質負担(フルペイアウト)

(出所：国税庁「法人税の減価償却制度の改正に関するQ&A」平成19年(2007年)4月 加筆・修正)

この制度の導入に伴い、リース税額控除制度は廃止（取得に係る税額控除へ一本化）、リース資産に対する特別償却・圧縮記帳制度の不適用等の整備が行なわれた。

さらに、日本におけるリース取引の利用の約半数を中小企業が占めている現状に鑑み、

一定の要件を満たす中小企業の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、会計上売買取引処理を強制しない方向であることから、税務も簡便的に、リース料を減価償却費として取り扱う等の改正がされた。<sup>137</sup>

〈図表4〉では、減価償却費について、改正税法の取扱いを示した。

〈図表4〉税制改正後減価償却の取扱い

	税務上の処理
耐用年数(償却期間)	リース期間
残存価格	ゼロ
償却方法	定額法
支払利息の配分	利息法または定額法
少額リース(*1)	賃貸料(リース料)を償却費として取り扱う
短期リース(*2)	

(\*1)原則として、1件あたりのリース総額が300万円以下のもの

(\*2)原則として、1年以内のもの

(出所：国税庁「法人税の減価償却制度の改正に関するQ&A」平成19年(2007年)4月 加筆・修正)

一方、賃貸人では、リース料総額からリース資産の購入原価を控除した金額(リース利益額)のうち、20%相当額(受取利息相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の事務管理収益部分をリース期間にわたって均等額により収益計上することとなった。

その他、消費税については、法人税同様売買に準じた取り扱いとなり、固定資産税については、現状どおりリース会社が納税することになる。

### (3) 設備投資への影響

新減価償却制度及びリース会計・税制を踏まえ、固定資産の購入と所有権移転外ファイナンス・リースでの処理では、以下メリット・デメリットが考えられる。

#### 〈固定資産購入と所有権移転外ファイナンス・リース採用のメリット・デメリット〉

##### ①リースの優位性の喪失

新リース会計基準・税制では基本的に所有権移転外ファイナンス・リース取引は、オ

<sup>137</sup> 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、「リース期間定額法」が適用される。なお、国外リース資産を賃貸する法人に適用される従前の「リース期間定額法」(改正後「旧国外リース期間定額法」)は、平成20年3月31日以前に締結するリース取引の契約に係るものに適用される。



ンバランス化される。今まで、例外処理によりオフバランス化できていたリースの優位性（資産効率の向上）が失われる。

リース会社としては、新会計基準でも資産計上の対象外となるさまざまなオペレーティング・リースなどのリース商品の開発を進めている。（シンセティック・リース）また、中小企業には簡便法が認められたため、依然としてオフバランス化のメリットを享受できる。

#### ②税務メリット

購入や所有権移転ファイナンス・リースの場合、加速度償却が可能な 250%定率法の新償却方法を採用すれば、特に購入当初の償却費が増加し、設備投資の費用を早期に回収できることから、キャッシュ・フローの増加に繋がる。

また、新償却制度では残存価額がゼロになるため、使用し続ける限り 5%部分が損金にならなかった不利な点も解消される。

税額控除制度は、リースには適用がなく、購入の場合のみに適用されるが、所有権移転外ファイナンス・リースは売買取引とみなされるので、結果として差異はないと考えられる。

管理、資金面：固定資産の購入、保守等に係る管理負担の軽減や初期投資の抑制の観点からは、リースの優位性に変わりはない。

一般的に、大企業に比べて信用力に劣り資金調達手段の乏しい中小企業にとって、所有権移転外ファイナンス・リースは引き続き有力な設備投資のファイナンス手法であり続けるであろう。

#### ③経営者にとっての重要な改正設備投資、資金計画等への影響

イノベーションの加速化と国際競争力の強化の観点から、主要先進諸国とほぼ同様の固定資産償却制度（残存価額ゼロ、250%定率法の導入等）が導入され、また、会計基準の国際基準への統一化により所有権移転外ファイナンス・リース取引はオンバランス化され、税制もその変更を支持することになり、設備投資型の装置産業を中心に幅広い産業における今後の設備投資計画、営業損益予想、資金計画、タックプランニングなどに影響を及ぼすと考えられる。

#### ④その他の税制優遇措置

IT 投資促進税制は、自社利用の IT 投資に対して、10%の税額控除と取得資産の 50%の特別償却の選択適用を認める制度である。資本金 3 億円以下の企業に関しては、税額控除の対象にリース（リース料金総額の 60%）も含まれ、さらに、当期の法人税額の 20%相当額を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しも可能である。また、資本金 1 億円以下の企業には、30 万円未満の小額減価償却資産を取得した場合、即時償却が可能である。

以上のようにリース制度については、依然として企業にとって様々なメリットが存在する。

日本公認会計士協会は、2007年3月、監査上の取り扱いとして「原則、減価償却費として5年間で均等償却する」公開草案を公表したが、確定決算主義を採用している法人税制が、企業会計に影響を与えていることが明らかである。企業会計基準は本来、会計目的に従って制定されるべきであって、税法や会社法等の他の制度により影響を受けるものではないが、いわゆるトライアングル体制からの離脱が、今後わが国の会計制度の改革には重要な課題となるであろう。

現在、国際会計基準とのコンバージェンスの中で、わが国の減価償却計上についても税法に牽引されない会計処理を採用することも課題となっている。

さらには、リース資本化回避行動に制約が課せられるようになってくるため、新たなリースの形態を開発することによって、所有権移転外ファイナンス・リースの例外規定廃止に対抗するようなシンセティック・リース（Synthetic Lease）という手法も登場している。

企業が所有物件を特別目的会社（SPC）等に売却し、当該企業は特別目的会社から当該物件のリース・バックを受ける仕組みである。ただし、このSPCは、このリースバック契約（ボンド・ネットリース条件）を担保として債券を発行し、資本市場から当該物件の購入資金を調達する。リース料の支払いは、SPCが発行した債券の利払いにスライドして変動し、リース期間は当該債券の償還に対応し、5～7年程度となる。単独のテナントとなるため、当該テナントの企業格付けが高くないと実現できない仕組みであるが、格付けが高い企業ほど、資金調達コストは低下し、対応するリース料支払いも最小化できる。この仕組みによって、会計上、企業は当該物件のオフ・バランスを実現する一方、税法上は当該物件の減価償却メリットを得ることができる。その代わりに、税法上、当該テナントは支払い賃料を所得から控除することはできない。このように米国の企業は、経営状況や戦略に応じて、賃貸借契約を様々な形で活用できる機会をもっており、これが事業用賃貸借の一層の進化を生んできたのである。<sup>138</sup>

以下、「シンセティック・リース」の内容を示す。

#### <シンセティック・リースについて>

原則的に、企業は所有による会計的な負担なしで、所有に伴う税金面でのメリットをもたらすような金融手段を見つけることが可能であるものを求めている。シンセティック・リースはこの目的にかなうものである。

##### （1）概要

特別目的会社が証券を発行、投資家に販売する。特別目的会社に貸出債権そのものを譲渡せず、一種の損害補てん契約を結ぶことで債権の信用リスクだけを移転する。

<sup>138</sup> ニッセイ基礎研 REPORT 2001.3 <http://www.nli-research.co.jp/report>

アメリカで生まれたリースの形態で、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの複合型の商品として考案された。税務上は金融としての扱いで減価償却費と金利部分を損金算入でき、会計上はオペレーティング・リースとしてオフバランスを達成するものとして広く利用されている。

エンロン事件でも注目されたリースの形態である。会計上と税務上の取扱いのねじれを合成したリースと言われている。

シンセティック・リース導入のメリットとしては、資産のオフバランス化により、経営指標の改善がされ、公正市場価格の推移にしたがって算出されるリース料は、通常の借入金利と減価償却費の合計に比べ、低くなるので、リース期間中、損益を平準化させる効果が期待できる。

アメリカでは、リース会計基準によって、リースのメリットが享受されなくなり、新しいリース契約の形態を生み出すことにより、リース取引資本化回避を行う。

\* 通常のオペレーティング・リース

会計上⇒オフバランス、税務上⇒リース料を損金算入

\* シンセティック・リース

会計上⇒オフバランス、税務上⇒減価償却費と金利部分を損金算入

## (2) シンセティック・リースの会計的要素

シンセティック・リースは、オフバランス・シート効果をもたらすために、現在の会計規則の下で考案された。このシンセティック・リースが採用されるなら、資産と負債の両方が、レシーの貸借対照表に計上されず、リース料支払いがオペレーティング・リースとして分類される。<sup>139</sup>

総資本利益率 (ROA)、自己資本利益率 (自己資本利益率)、インタレストカバレッジレシオとレバレッジド・レシオは影響を及ぼしている比率 (負債自己資本比率) は、オンバランスを選択した場合と比較して、改善される。

以下の 4 つの会計基準に適合しないリース取引は、シンセティック・リース契約であり、オペレーティング・リース (オフバランスシートとして) と看做される。

- ①リース取引は、リース期間の終了時に資産の所有権を移転する。
- ②割安価格で購入できるオプションのあるリース
- ③見積経済耐用年数の 75%かそれ以上に渡る解約不能なリース期間がある。
- ④リース料の現在価値と他の最低支払いリース料の現在価値は、資産の公正市場価値の 90%に等しいか、上回る。

一般的には、所有権移転と割安購入基準は、リース期間の終わりに固定された、市場レートでの購入価格を考慮して構成される。

<sup>139</sup> 青田良紀「アセットファイナンス」 (株)三井住友銀 2006年

解約不能なリース期間は、リース期間の解約不能な期間が短くなるようにされているシンセティック・リースのもとでは、レッシーは所有によるタックスメリットを保持する。

ほとんどの場合、100%の融資が利用でき、このように、従来のファイナンス・プログラムよりかなり低いようなコストで、すべてが含まれた構造になっている。

それではどのようなタイプの資産が、シンセティック・リース使って融資されるのであろうか。

シンセティック・リースの利用は、生産現場、会社本部、病院、単独のテナント事務所、映画館、ホテル、小売店舗、コール・センターやデータ・センターに適合するような設備には、ポピュラーなものになってきた。

シンセティック・リースのもとでは、資金の原資は、機器の製造または獲得のために利用され、リース器材がリースの終了時にユーザーによって購入されるとすれば、予め定められた購入価格がレッサーに支払われ、資金の提供を受ける。

### (3) 資金提供オプション

シンセティック・リースには、伝統的な従来の方法より多くのファイナンス上の柔軟性がある。

金利スワップ、私募、銀行負債または他の資金提供源を通じた変動レートまたは固定レートに基づくコマーシャル・ペーパーなどのような何種類かの資金提供源がある。

ファンドが引き受ける基準（通常、銀行引き受けの金利スプレッド上の基準）あるいは引き受けない基準（ファンドが資金提供パイプを使っている主要な資金提供源によってコマーシャル・ペーパーマーケットに上場される基準）で提供されるように、リース契約が構築される。

### (4) リース期間終了時のオプション

典型的なシンセティック・リース取引において、レッシーにはリース期間終了時に、2つのオプションがある。ひとつは、バランスシート上の債務をレッサー（または所有者）から購入できる。

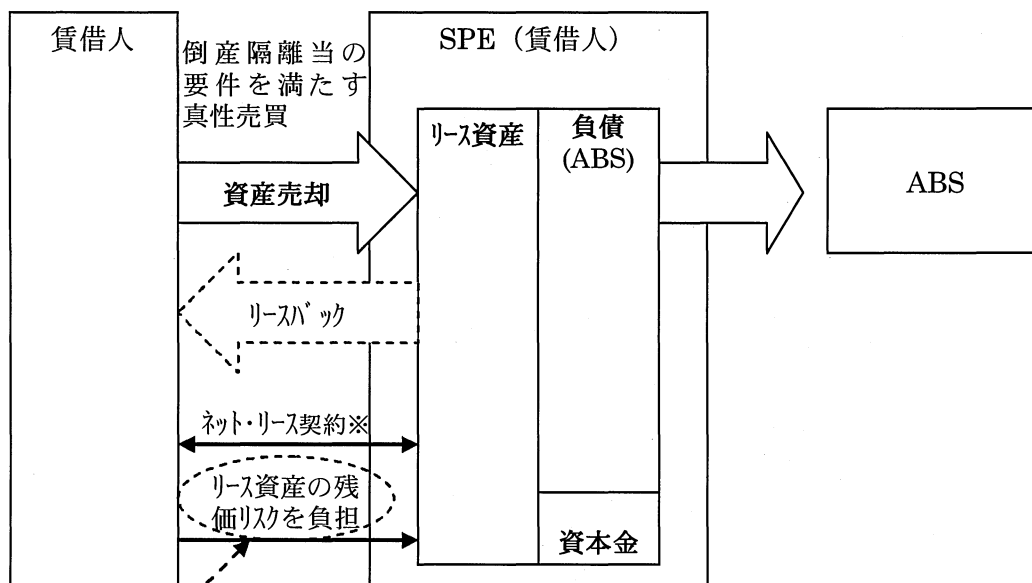
この金額が割安購入ではないので、リース資産の評価は、リース初期に割安購入価格でないことを明確にする必要がある。

もうひとつのオプションはレッシーとは別の関係のない買い手にリース期間終了時、資産を売ることになっており、レッサーに対して販売に際しては、一定の金額を保証することになっている。

固定価格購入オプションによって、リース資産がリース会計基準においては所有とされないとしても、顧客はリース資産（複数の）の価格以下で適用できるメリットを享受する。

＜図表5＞は、シンセティック・リースの仕組みを示したものである。

＜図表5＞ シンセティック・リースの仕組み



残価リスクの負担が変動持分となり、当該 SPE が VIE となる場合は連結要否の検討が必要。

※ネットリース契約とはリース対象物件に係る維持更新費用、固定資産税等の負担を借借人が行うリース形態。

※ABS (Asset Backed Security) 資産担保証券

(出所 野村資本市場研究所ホームページ <http://www.nicmr.com>、加筆・修正)

このようなシンセティック・リースのようにリース取引の構造を変えることによって、依然として企業のリース取引資本化回避行動がとられている。

しかし、日本で資本市場から不動産市場に一層の投資資金を導入しようとするならば、単に定期借家制度を設けただけでは不十分である。

不動産を対象としたシンセティック・リースの登場をみると、日本では会計制度や税制などの柔軟なキャッチアップが極めて重要な課題であると言える。

読売新聞 2006 年 11 月 7 日の記事によれば、

「リース大手同士の合併が相次いでいる。背景には、リース会計の見直しがある。企業がリース会社から借りている生産設備などの固定資産について、貸借対照表（バランスシート）への計上が 2008 年にも義務づけられる見通しだ。見直しによって、企業の総資産額を低く抑え、ROA（総資産利益率）などの財務指標を改善させる利点が失われれば、リー

ス需要が冷え込むと予想する見方もある。生き残りをかけたリース業界の再編が一段と加速する可能性もありそうだ。

リース業界では10月13日に住商リースと三井住友銀リースが合併を発表。同19日には三菱UFJフィナンシャル・グループ系のダイヤモンドリースとUFJセントラルリースの対等合併も発表された。

背景には、リース会計基準の見直しでリース需要が落ち込み、収益が悪化する前に、生き残り策を模索する必要があるとの危機感がある。

リース会社は、機械設備などを企業に貸し付けて、企業はリース物件の価格や金利、税金、保険料などを含めた代金（リース料）を支払う。取扱高（契約額ベース）は2005年度で約7兆9400億円と、国内設備投資額の約1割を占める。

パソコンなど情報通信機器が全体の34%と最も多く、自動販売機や自動改札機などの商業・サービス機器が16%、各種の産業機械が13%などとなっている。

リースは、企業が自社で設備などを買うより初期投資を抑えることができるメリットがある。技術革新が激しい情報通信機器などは、新製品が発売されるたびに買い替えるより割安になるケースが多い。高額な航空機や船舶などの調達にも利用されている。<sup>140</sup>との見解が述べられた。またわが国のリース会計基準についても記事では以下のように言及されている。

「さらに、日本の会計基準では、リース期間終了後に機械や設備の所有権が借り手の企業に移らない場合は、資産として計上しなくてもよいとする「例外規定」があり、ほとんどの企業は例外規定を適用している。

設備を実際に買うよりリースを使った方が、企業の総資産が低く抑えられてROAが高くなり、資産が利益を生み出すために効率的に使われていることを株式市場などでアピールできる。

ところが、会計基準を決める民間組織である企業会計基準委員会は今年7月、リース会計の見直し原案をまとめ、資産計上に関する例外規定の廃止を打ち出した。業界などとの協議を踏まえ、来年4~6月に決定し、早ければ2008年年春から新基準を導入したい意向だ。

米国の会計基準では、企業がリースした機械設備などは資産として計上するのが原則だ。米国と同様の基準に改めてリース取引の実情を会計書類に反映させ、経営実態を透明化するのが基準見直しの狙いだ。

リース需要の減少に備えて、リース大手は民間資金による社会資本整備事業や中古製造設備の売買など新規事業の開拓にも力を入れ始めている。

会計基準の見直しによってリースの需要が減れば、特に価格競争力の弱い中小リースの経営は厳しくなると予想される。規模拡大による生き残りを目指し、リース業界の合従連衡が加速する可能性もありそうだ。

<sup>140</sup> 「なるほど経済」読売新聞 2006年11月7日

基準見直しはリース業界だけでなく、リースを活用していた企業にも大きな影響を与えそうだ。特に大きな影響を受けると見られるのは、船舶や飛行機、高額な産業機械や工作機械をリースで調達している大企業だ。

リースで多くの航空機を調達している全日本空輸は、リース資産残高が2006年9月末で約3000億円に達している。基準見直しを視野に入れて、航空機をリースから購入に切り替える方針だ。総資産を圧縮する利点が失われたら、将来的に中古になった航空機の転売などもできる所有の方が、リースよりも有利と見ているためだ。購入資金の調達に備えて今年2月、約1000億円の公募増資を決めた。

ただし、企業のリース離れが一気に起きることを避けるため、見直し案では少額物件などは「例外規定」を維持する方向性も示している。パソコンや自動販売機など比較的少額のリース取引は見直しの影響が限られるとの見方もある。」<sup>141</sup>

このように、世論においてもリース会計基準の改訂は関心のあるところであり、わが国におけるリース会計基準の改訂も終了し、今後、リース産業にどのような影響をもたらすかは注目されるべきところである。

また、改訂後全面適用が完了した際には、その影響を調査・検証することが今後なすべき課題となろう。

リース制度が単なるリース物件の賃貸借と大きく異なるところは、金融と同様の仕組みであることが「シンセティック・リース」のような新しいリースの形態が登場したことで明らかである。

これまで考察してきたように、日本、アメリカ、国際会計基準はリース取引の会計処理について、長年に亘って議論し、会計基準の見直し、改訂に取り組んできた。

アメリカにおいては、リース会計基準として整備されても、企業のファイナンス・リース取引資本化回避行動が多く、それに対応するため、多くの指針が公表され、リース会計処理については、複雑な会計処理となってしまったという経緯がある。

リース会計処理を巡る議論は、1970年AICPAが公表したAPBステイトメント第4号「企業の財務諸表の基礎概念および会計原則」における新たな思考である「実質優先思」を考察することが重要であった。

APBステイトメント第4号において「形式よりは実質を（substance over form）」の概念が提唱され、リース取引についてもその経済的実質をリース資産の割賦購入と見做し、その会計処理が設定されてきた。「財務会計は、法律的形式が経済的実質と異なり、かつ、異なる処理を示唆する場合でも、事象の経済的実態を強調する。通常、会計処理の対象とされる事象の経済的実質は、法律的形式に合致する。しかし、実質と形式とが合致しない場合がある。会計担当者は、事象の形式よりはむしろ実質を強調する。それによって、提供される情報がその対象とする経済事象を一層適切に表現することになる。」<sup>142</sup>とされて

<sup>141</sup> 同上新聞掲載記事

<sup>142</sup> AICPA APB Statement No.4 Basic Conceptual and Accounting Principles underlying Financial

おり、リース取引においては、リースによって物権を使用する行為は、法律上の所有権に拘らず、その物権が実質的に企業において所有しているのと同じであれば、それは会計上認識対象であるとする。

リース取引資本化における最大の論点には、法律上の前提は必ずしも会計認識上の前提にはならない。という会計理論上の大きな転換を迫られる課題が存在していたことにある。

ファイナンス・リース取引において、実質は金融にほかならない。(社)リース事業協会は、わが国のリース制度は諸外国とは異なる「物融」であると認識しているが、物権を介した金融であることに異論はないであろう。

特に問題となるのは、所有権が移転しないファイナンス・リース取引を資本化することが、常に議論の対象となってきた。

所有権が移転しないだけで、ファイナンス・リース取引は金融としての特徴が明らかであり、リース物権は担保的な役割を果たすためにリース賃貸人に留保されているだけである。さらに、リース料は、リース物権の資産請求権の対価として支払われる。

特に、リース取引が活発になった要因ともなったセール・アンド・リースバック取引については、売買の対象となるリース資産の価格は公正価値ではなく、企業間の交渉によって決定されるため、当該リース資産は、資金提供を受けるための担保的な性格を強く持つ。

ある企業が同じ物権を金融機関からの借入れにより、自己資産として所有し、別の企業は同じ物権をリースによって使用する。この2つの企業の財務諸表の比較可能性は確保できるとは言えない。

実際に1985年、戦後最大の倒産と言われた「三光汽船」には、巨額のリース債務が存在していた。

脚注開示により、企業の利害関係者に対し、会計情報としては十分な情報提供がなされているという見解も存在する。あるいは証券アナリスト等、プロフェッショナルの集団においては、脚注開示から修正計算を行うため、財務諸表本体開示でなくても会計情報として充分機能しているとする見解も存在することも事実である。

しかしながら、シンセティック・リースのようなリース取引が登場し、リース契約において、ファイナンス・リース判定の数値基準をすり抜けるようにアレンジするようなリース制度により資本化回避行動を図る。企業が財務比率の悪化を懸念する限りは、リース取引資本化回避行動は継続すると考える。

本研究では、筆者は、リースの発展史を概観し、リース取引資本化論拠の脆弱性を考察することによって、「リース使用权」に着目した。

「リース使用权」を概念的な根拠とし、リース使用权を資産と認識することにより、有形、無形のリース資産に関わらず、リース使用权を資産と認識することにより、全てのリース取引、さらに言えば、通常の賃貸借取引であっても、リースとほぼ相違がないような



レンタルも存在する。

通常、レンタルの場合は、短期の契約であったり、特定の物件を賃借するためリースとは認められない。

しかし、不動産賃貸契約では、半年～1年契約によって割安の賃借料を設定し、解約が困難な賃貸物件も存在している。

これらの賃貸借契約をリースと区別し、単なる賃借料として計上することが妥当であるかを考慮すると、リースに近い賃借契約についても考慮し、その「使用権」を資産計上することにより、会計情報が、投資意思決定において機能すると結論する。

## 参考文献

### 【英文文献】

- Accounting Trends & Techniques 59th ed., AICPA, 2005
- Andersen, GAAP 2001 A Survey of National Accounting Rules Benchmarked against International Account Standards, Christopher W. Nobes, 2001
- APB, Accounting Principles Original Pronouncements, American Institute of Certified Public Accountants, Inc., 1969
- Article from The FASB Report, IASB, 2004
- Christopher W. Nobes, Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting, ACCOUNTING HORIZONS, 19, 1, March 2005
- Donald E. Kieso, Intermediate Accounting, 12th ed., Wiley Co., 2007
- Donald E. Kieso, Intermediate Principles of Accounting, John Wiley & Sons, Inc., 1970
- Edward I. Altman, Financial Handbook, A Ronald Press Pub., 1981
- Executive Caliber, Lease Accounting & Tax,  
<http://www.executivecaliber.ws/sys-tmpl/fasbandiasb/>, 2007
- FASB Discussion Memorandum, FASB, 1974
- FASB, Current Text Accounting Standards, 2004/2005 ed, John Wiley & Sons, Inc., 2004
- FASB, Exposure Draft, Accounting for Leases, 1977
- Jeffrey Taylor, The History of Leasing, Finance & Business Institute, 2007
- John C. Chommie, The Law of Federal Income Taxation, West Pub. Co., 1973
- M. Bender, New York University Proceedings of the Twenty-fourth Annual Institute on Federal Taxation, Henry Sellin, 1966
- Norton M. Bedford, Accounting Lectures, Stipes Pub. Co., 1969
- Paul B. W. Miller, The FASB: The People, the Process, and the Politics, 2nd ed, Richard D. Irwin, Inc., 1988
- Robert W. Hamilton, The Law of Corporations in a Nutshell, 2nd ed., West Pub. Co., 1987
- Stephen A. Zeff, The Evolution of U.S. GAAP: The Political Forces Behind Professional Standards, The CPA Journal, 2005
- William H. Painter, Business Planning Problems and Materials, West Pub. Co., 1975

### 【APB 関連】

- ARB No.38 “*Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees*”

October.1949

(American Institute of Accountants Committee on Accounting Procedure : AIA ,CAP)  
(ARB No43 chapter 14) ARB (Accounting Research Bulletins)

- John.H.Mayers ARS No.4 “Reporting of Leases in Financial Statements” (American Institute of Certified Public Accountants:AICPA) May 1962
- APB Opinion No.5 “Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee” September 1964 (AICPA)
- APB Opinion No. 7 “Reporting of Leases in Financial Statements of Lessors”May1966 (AICPA)
- APB Opinion No. 27, Accounting for Lease Transactions by Manufacturer or Dealer Lessors.November 1972
- APB Opinion No. 31, *Disclosure of Lease Commitments by Lessees*.June 1973

#### 【FASB 関連】

- Statement No.13 “Accounting for Leases” 1976.11
- Statement No. 22 Changes in the Provisions of Lease Agreements Resulting from Refundings of Tax-Exempt Debt—an amendment of FASB Statement No. 13 1978.6
- Statement No. 23 Inception of the Lease—an amendment of FASB StatementNo. 13 1978.8
- Statement No. 27 Classification of Renewals or Extensions of Existing Sales-Type or Direct Financing Leases—an amendment of FASB Statement No. 13 1979.5
- Statement No. 28 Accounting for Sales with Leasebacks—an amendment of FASB Statement No. 13 1979.5
- Statement No. 29 Determining Contingent Rentals—an amendment of FASB Statement No. 13 1979.6
- Statement No. 76 Extinguishment of Debt-an amendment of APB Opinion No. 26 1983.11
- Statement No. 77 Reporting by Transferors for Transfers of Receivables with Recourse 1983.12
- Statement No. 91 Accounting for Nonrefundable Fees and Costs Associated with Originating or Acquiring Loans and Initial Direct Costs of Leases—an amendment of FASB Statements No. 13, 60, and 65 and a rescission of FASB Statement No. 17 1986.12
- Statement No. 94 Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries—an amendment of

ARB No. 51, with related amendments of APB Opinion No. 18 and ARB No. 43, Chapter 12 1987.10

- Statement No. 98 Accounting for Leases: Sale-Leaseback Transactions Involving Real Estate, Sales-Type Leases of Real Estate, Definition of the Lease Term, and Initial Direct Costs of Direct Financing Leases—an amendment of FASB Statements No. 13, 66, and 91 and a rescission of FASB Statement No. 26 and Technical Bulletin No. 79-11 1988.5
- Statement No. 109 Accounting for Income Taxes 1992.2
- FASB Memorandum of Understanding Norwalk Agreement September 2002
- FASB Status Report FASB 1973.6

#### **【IASB 関連】**

- Exposure Draft E19 Accounting for Leases 1980.10
- IAS 17 Accounting for Leases 1982.9
- Exposure Draft E56, Leases 1977.4
- IAS 17 Leases 1997
- Effective Date of IAS 17 (1997), Leases 1999.1
- Revised version of IAS 17 issued by the IASB 2003.12

#### **【IASB 2002 Press Release】**

- IASB To Propose Fix For Employee Benefits Standard 2002.1.25
- IASB Proposes Amendment to IAS 19, Employee Benefits 2002.2.25
- IASBs International Financial Reporting interpretations committee (ifric) issues an interpretation on web site costs 2002.3.25
- IASB Announces Public Round Tables To Discuss Improvements To Financial Instruments Standards 2002.12.18
- IASB Proposes Improvements of Financial Instruments Standards 2002.6.20
- IASB Announces New Work Programme 2002.6.22
- FASB and IASB Will Hold Joint Meeting in Support of Convergence of Global Accounting Standards 2002.9.17

#### **【IASB 2003 Press Release】**

- IASB Issues A Standard On Transition To International Financial Reporting Standards 2003.6.23
- Proposed new accounting Interpretation - Greenhouse gas emissions 2003.5.15
- Proposed new accounting Interpretation – Changes in Decommissioning, Restoration

and Similar Liabilities 2003.9.4

- IASB Issues Revised Standards on Financial Instruments 2003.12.12
- International Accounting Standards Board Issues Wide-Ranging Improvements To Standards 2003.12.18
- IASB Publishes Proposals On Exploration And Evaluation Assets 2004.1.15
- IASB Moves Towards US GAAP On Asset Disposals And Discontinued Operations 2004.3.31
- Getting Ready for 2005 2004.5.19
- Executive briefing published on international standards 2004.7.8
- IASB publishes Exposure Draft on Financial Instrument Disclosures 2004.7.22
- IASB and Accounting Standards Board of Japan start talks about a joint project for convergence  
2004.10.12

#### **【IASB 2005 Press Release】**

- IASB and Accounting Standards Board of Japan agree to next steps in launching joint project for convergence 2005.1.21
- The IASB and the Accounting Standards Board of Japan hold initial meeting on joint project for convergence 2005.3.11
- Trustees invite comment on IASB's Due Process Handbook and IFRIC Review of Operations  
2005.4.27
- Trustees announce IASC Foundation/IASB leadership team and process for consideration of IASB appointments 2005 12.21

#### **【IASB 2006 Press Release】**

- IASB takes steps to assist adoption of IFRSs and reinforce consultation - No new IFRSs effective until 2009 2006.7.24
- IASB and FASB Working Group on Lease Accounting IASB / FASB Working Group on Lease Accounting- Meeting 2007.2. 15

#### **【その他】**

- U.S.SEC "Fifteenth Annual Report of the Securities and Exchange Commission" Fiscal Year Ended 1949.6.30
- Raymond J.Clay,Jr and William W.Holder A Practitioner's Guide to Accounting for Leases The Journal of Accountancy AICPA 1977.8

- Techlease L.L.C Lease or Buy? Techlease 2007.1
- International Form on Accountancy Development GAAP Convergence 2002
- FASB & IASB A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008  
Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB 2006.2.27
- FASB & IASB Memorandum of Understanding “The Norwalk Agreement”
- Accounting Standards Board U.K. Inside Track No.39 2004.4
- Deloitte G4+1 Study Lease 2002.2

## 【日本語文献】

- ・秋山 正明 『リース会計の実務 〈第3版〉』 中央経済社、1996年
- ・新井 清光、加古 宜士 『リース取引会計基準詳解』 中央経済社、1994
- ・新井 清光、北村 吉弘 『リース会計と実務』 税務経理協会、1995年
- ・新井 清光、加古 宜士編著 『リース取引会計基準詳解』 中央経済社、1994年
- ・伊藤 邦雄 『ゼミナール現代会計入門』 日本経済新聞社、2003年
- ・内倉 滋 『シュマーレンバッハ動態論』 中央経済社、1995年
- ・梅原 秀継 『減損会計と公正価値会計』 中央経済社、2001年
- ・加藤 盛弘 『会計原則の理論』 森山書店、1985年
- ・加藤 盛弘 『現代の会計原則』 森山書店、1985年
- ・紙 博文 『リース会計の理論と制度』 多賀出版、2003年
- ・川口 順一訳 『アメリカ公認会計士協会 財務諸表の目的』 同文館、1976年
- ・川島 武宜、川井 健 『新版 注釈民法(7) 物権(2)』 有斐閣、2007年
- ・河田 清一郎 『会計基準の深層構造』 創成社、2000年
- ・河田 清一郎編著 『新会計基準による財務会計論』 創成社、2002年
- ・菊地 和聖訳 『会計学の将来』 松山書店、1972年
- ・北村 信彦 『リース取引 (第2版)』 (法人税実務問題シリーズ) 中央経済社、1998年
- ・木下 勝一 『リース会計の理論』 森山書店、1985年
- ・剣持 昭司編 『図解法人税法』 財団法人 大蔵財務協会、1985年
- ・神戸大学 IAS プロジェクト、朝日監査法人 IAS プロジェクト 『国際会計基準と日本の会計実務』 同文館、2001年
- ・斎藤 静樹編著 『K・G・パレプ, P・M・ヒーリー, V・L・バーナード著 企業分析入門 [第2版]』 東京大学出版会、2002年
- ・渋谷 道夫、飯田 信夫著 『アメリカの会計実務詳解』 中央経済社、1985年
- ・新日本監査法人 『リースの会計処理と税務』 中央経済社、1995年
- ・新日本監査法人訳 『International GAAP 2005』 (第1巻 International GAAPの概要) 雄松堂出版、2006年
- ・新日本監査法人訳 『International GAAP 2005』 (第4巻 貸借対照表) 雄松堂出版、2006年
- ・須田 一幸 『会計制度改革の実証分析』 同文館、2004年
- ・醍醐 聰 『会計学講義』 東京大学出版会、1999年
- ・高橋 治彦 『THE FASB; 財務会計基準審議会 -その政治的メカニズム-』 同文館、1988年
- ・武田安弘先生古稀記念論文集編集委員会 『現代国際会計の諸問題』 税務経理協会、2003年

- ・田中 建二 『オフバランス取引の会計』 同文館、1994年
- ・田中 建治 『オフバランス取引の会計』 同文館、1991年
- ・中央青山監査法人、税理士法人中央青山 『リース取引の会計・税務』 税務研究会出版局、2004年
- ・辻 峰男 『オフバランス会計の国際比較』 白桃書房、1997年
- ・鳥邊 晋司、東原 英子 『会計情報分析』 中央経済社、2006年
- ・中島 省吾 『「会社会計基準序説」研究』 森山書店、1979年
- ・中島 省吾訳 『会社会計基準序説』 森山書店、1984年
- ・中田 信正 『税務会計要論 (15訂版)』 同文館、2007年
- ・新美 和彦、間所 徹 『リース取引の会計システム』 中央経済社、1995年
- ・日本公認会計士協会 国際委員会 『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』 同文館、1985年
- ・日本公認会計士協会 国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会、1978年
- ・野村 健太郎 『連結企業集団の経営分析』 税務経理協会、1981年
- ・野村 健太郎 『連結経営と構造改革 -環境激変への処方箋-』 税務経理協会、2000年
- ・野村 健太郎 『連結財務書表の知識』 日本経済新聞、1984年
- ・平松 一夫 『国際会計の新動向 -会計・開示基準の国際的調和-』 中央経済社、1994年
- ・平松 一夫、広瀬 義州 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』 中央経済社、2002年
- ・広瀬 義州、間島 進吾 『コメンタール 国際会計基準Ⅲ』 税務経理協会、2000年
- ・広瀬 義州 『会計基準論』 中央経済社、1995年
- ・松尾 憲橘、古藤 三郎 『アメリカ公認会計士協会 リース会計』 同文館、1979年
- ・嶺 輝子 『アメリカリース会計論』 多賀出版株式会社、1986年
- ・宮上 一男編著 『会計学講座 第9巻 現代の会計Ⅰ -一般に認められた会計原則-』 世界書院、1984年
- ・山形 休司 『FASB 財務会計基礎概念』 同文館、1986年
- ・山上 達人 『会計情報とディスクロージャー』 白糖書房、1992年
- ・山田 昭広 『アメリカの会計基準〔第5版〕』 中央経済社、2004年
- ・吉田 勝弘 『リース会計の理論と制度』 同文館、2003年
- ・井上 雅彦 『リースの会計・税務 (第2版)』 日本経済新聞社、2007年
- ・加藤 建治 『リース取引の基本と仕組み』 秀和システム、2006年
- ・茅根 聡 『リース会計』 新世社、1998年
- ・宮内 義彦 『リースの知識 (第8版)』 日本経済新聞社、2007年
- ・森住 祐治 『リース取引の実際 (第3版)』 日本経済新聞社、2005年



- ・嶺 輝子『アメリカリース会計論』多賀出版、1986年

## 【論文】

- ・秋山 正明 「リース会計」 『企業会計』 中央経済社 第54巻1号 2002
- ・石井 明 「リース会計に係る革新的アプローチの考察」 『企業会計』 中央経済社 第54巻5号 2002
- ・加藤 盛弘 「アメリカにおける財務会計概念構造の展開」 『同志社大学商学部創立30周年記念論文集』 1980.2.15
- ・河田 清一郎 「企業の財務諸表の要素に関する一考察」 『徳島文理大学紀要』 第31号 1986年
- ・齋藤 純 「新リース会計がROA等に与える影響」 大和総研 制度調査部 2006.8.30
- ・齋藤 純 「日本の会計基準は国際会計基準と同等か」 大和総研 制度調査部 2004.11.18
- ・佐藤 信彦 「セール・アンド・リースバック取引」 『企業会計』 中央経済社 第56巻8号 2004
- ・佐藤 信彦 「利息費用とリース取引の会計」 『季刊 会計基準』 No.17 2007.6
- ・庄 政志 「リース会計制度化への法制上の課題」 『企業会計』 第32巻12号 1980.1
- ・小賀坂 敦 「企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の解説」 『商事法務』 No.1801 2007.6.5
- ・白石 裕子 「リース契約の基本構造」 『早稲田法学会誌』 早稲田大学法学会 1974.3.20
- ・茅根 聡 「リース会計 (SFAS No.13)の理論的根拠に関する新たな局面」 『商経論集』 第48号 1984年
- ・茅根 聡 「リース会計基準試案の特徴と課題」 『企業会計』 中央経済社 第58巻12号 2006
- ・茅根 聡 「リースのオンバランス化をめぐる新展開」 『JICPA ジャーナル』 第一法規 2004.5刊
- ・辻山 栄子 「減損会計の基本的な考え方」 『企業会計』 第54巻11号 2002.11
- ・戸張 喜一郎 「アメリカ企業会計審議会のリース会計基準の設定について」 『会計ジャーナル』 1977年4月号
- ・戸張 喜一郎 「リース会計の現状と実務上の問題点」 『企業会計』 第32巻12号 1980.1
- ・戸張 喜一郎 「FASB リース会計基準」 『会計ジャーナル』 1977年10月号
- ・戸張 喜一郎 「FASB リース会計基準」 『会計ジャーナル』 1977年5月号
- ・戸張 喜一郎 「FASB リース会計基準」 『会計ジャーナル』 1978年12月号
- ・戸張 喜一郎 「FASB リース会計基準の一部修正」 『会計ジャーナル』 1980年1月

号

- ・中島 省吾 「リース会計と実質優先思考」 『企業会計』 第32巻12号 1980.1
- ・中村 伸一 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告について」 『企業会計』 中央経済社 第56巻8号 2004
- ・野村 健太郎 「グローバル化と会計基準の国際的統一」 『企業会計』 中央経済社 第59巻2号 2007
- ・花堂 靖仁 「欧米におけるリース会計の動向」 『企業会計』 第32巻12号 1980.1
- ・古江 晋也 「リース会計基準の改正とリース会社の対応」 『金融市場』 農林中金総合研究所 2007.8
- ・湯川 善雄 「試案リース取引に関する会計基準（案）及び試案リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」の解説 『企業会計』 中央経済社 第58巻10号 2006

### 【企業・政府関係】

- ・Japan Airline System Annual Report 2003
- ・Japan Airline System Annual Report 2004
- ・Japan Airline System Annual Report 2005
- ・企業会計基準委員会 「IFAD Report GAAP Convergence 2002 に関して」 2003.4.24
- ・企業会計基準委員会 「試案 リース取引に関する会計基準（案）」 平成18年7月5日
- ・企業会計基準委員会 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」 平成16年3月24日
- ・企業会計基準委員会 「リース取引に関する会計基準」 平成19年3月30日
- ・企業会計基準委員会 「リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針の公表」 平成19年3月30日
- ・企業会計基準委員会 「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について」 2006.10.12
- ・企業会計基準委員会訳 「IFRSs と米国会計基準との間のコンバージェンスに対するロードマップ FASB と IASB との間の覚書」 2006年2月27日
- ・企業会計審議会 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」 平成14年8月9日
- ・金融庁 「EUにおける我が国会計基準の同等性評価の進展状況」 平成17年7月8日
- ・金融庁 「EUによる会計基準・監査の同等性評価について（資料）」 平成19年3月27日
- ・金融庁 「会計基準を巡る国際的な動向について（資料）」 平成18年7月19日
- ・金融庁 「金融審議会公認会計士制度部会 第1回議事要旨」 2001.11.23
- ・金融庁 「国際会計基準審議会の組織図」 2006.7.19

- ・金融庁 「証券取引法の一部を改正する法律の概要（投資家保護のための横断的法制の整備）」 平成 18 年 3 月 13 日
- ・金融庁 企画調整部会 「会議資料」 平成 18 年 7 月 19 日
- ・金融庁 企業会計審議会 企画調整部会 「会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）」 平成 18 年 7 月 31 日
- ・経済財政諮問会議 グローバル化改革専門調査会 金融・資本市場ワーキンググループ 第一次報告
- ・経済産業省 企業会計研究会 「企業会計研究会中間報告書」平成 17 年 9 月
- ・経済産業省 企業会計の国際対応に関する研究会 「我国企業会計の国際化に関する報告について」 2004.7.21
- ・経済産業省 企業行動課 「財務方向制度を巡る動向」 2002 年
- ・決算開示トレンド 日本公認会計士協会 平成 17 年版
- ・財団法人 機会振興協会・経済研究所 「最近のリース取引実態に関する調査研究 報告書」 株式会社 エス・アール・シー 平成 3 年 3 月
- ・財務会計基準審議会 国際委員会訳 「財務会計基準書第 13 号」 1976.11
- ・財務省 「平成 19 年度税制改正について」 2007.2
- ・財務省 「平成 19 年度税制改正の大綱」 平成 18 年 12 月 19 日
- ・社団法人 リース事業協会 「リース会計基準、試案の公表にあたって」 2006.7.5
- ・社団法人 リース事業協会 「リース会計基準に関する検討について（検討状況の報告）」 2005.3.29
- ・田中 英夫編著 「英米法辞典」 東京大学出版会 1991
- ・内閣府 税制調査会 「平成 19 年度の税制改正に関する答申」 平成 18 年 12 月 1 日
- ・日本公認会計士協会 「固定資産の会計処理に関する論点の整理に対する意見」 平成 12 年 8 月 18 日
- ・日本公認会計士協会 「第 3 国会計基準の同等性及び第 3 国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」に対するコメント
- ・日本証券アナリスト協会 「企業会計基準についてのアナリスト調査」 2006.10
- ・「国際会計基準の最新動向を検証」 『税理士事務所 Channel』 2005.9
- ・「真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」平成 19 年 4 月 20 日

#### 【新聞・雑誌記事】

- ・井上 雅彦 「新リース会計基準適用に伴う影響と実務上のポイント」 『経営財務』 税務研究会 平成 19 年.5.月 28 日刊
- ・井上 雅彦 「新リース会計基準の実務で注目すべき 5 つの留意点」 『経理情報』 中央経済社 2007.6.刊
- ・岸本 道弘 「リース取引に係わる平成 19 年度税制改正」 『会計基準』 企業会計基

準委員会 第16号 2007.3

- ・ 轡田 留美子 「試案・リース会計基準による B/S・P/L への影響」 『経理情報』 中央経済社 2006.8.20 刊
- ・ 小賀坂 敦 「リース取引に関する会計基準（案）及び適用指針（案）の解説」 『会計基準』 企業会計基準委員会 第16号 2007.3
- ・ 小堀 一英 「リース取引に関する会計基準」 『経理情報』 2007.6.1 刊
- ・ 谷本 真一、西川 真弓 「リース取引の税務上の取扱い」 『経理情報』 中央経済社 2007.6.刊
- ・ 松本 康宏 「会計ルール、監査厳格化が実像をあぶり出す」 『エコノミスト』 毎日新聞社 2007.5.22 刊
- ・ 吉井 一洋 「リース資産のオンバランス化 ROA、自己資本比率を押し下げ」 『エコノミスト』 毎日新聞社 2007.5.22 刊
- ・ 「エンロンで問われたプット・オプション」 『エコノミスト』 毎日新聞社 2006.2.14 刊
- ・ 「会計基準、相互承認も」 『日経金融新聞』 2006.12.7
- ・ 「会計基準委員会 「会計憲法」 公表議決見送り」 『日経金融新聞』 2006.11.8
- ・ 「会計基準共通化へ」 『日経金融新聞』 2007.1.23
- ・ 「名古屋地裁 航空機リースにかかる訴訟で納税者を支持」 『税務通信』 税務研究会 平成16年11月8日刊
- ・ 『日本経済新聞』 2006年1月4日付

【Web サイト・Web ページ】

- ・ Okamoto & Company 「国際財務報告基準（IFRS）と日本の会計基準（J-GAAP）」 2007.5.31
- ・ あずさ監査法人 「企業経営に関するトピック解説」 1998.12
- ・ 株式会社日本格付研究所 「リース業界の動向と格付の視点」 2007.2.1
- ・ 企業会計基準委員会 「2005年 世界会計基準設定主体（WSS）会議報告」 2005.9.25
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第16回会議報告」 2002.9
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第24回会議報告」 2003.5
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第29回会議報告」 2003.11
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第31回会議報告」 2004.1
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第36回会議報告」 2004.6
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第40回会議報告」 2004.11
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第56回会議報告」 2006.4
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第59回会議報告」 2006.7
- ・ 企業会計基準委員会 「IASB 第67回会議報告」 2006.4

- ・企業会計基準委員会 「IASB 第 68 回会議報告」 2006.5
- ・企業会計基準委員会 「IASB 第 69 回会議報告」 2006.6
- ・企業会計基準委員会 「IASB 第 7 回会議報告」 2001.11
- ・企業会計基準委員会 「企業会計基準委員会・リース会計専門委員会合同会議の議事」  
平成 14 年 12 月 17 日
- ・企業会計基準委員会 「所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理に関する検討の  
中間報告」 平成 16 年 3 月 24 日
- ・企業会計基準委員会 「世界会計基準設定主体 (WSS)会議報告」 2005.9
- ・企業会計基準委員会 「リエゾン・NSS・WSS 会議報告」 2004.4
- ・企業会計基準委員会 「リエゾン・NSS・WSS 会議報告」 2005.9
- ・企業会計基準委員会 「リエゾン・NSS・WSS 会議報告」 2006.3
- ・企業会計基準委員会 訳 「IASB プレスリリース」 2003.12.18
- ・企業会計基準委員会 訳 「IASB プレスリリース」 2004.1.15
- ・企業会計基準委員会 訳 「IASB プレスリリース」 2004.12.2
- ・企業会計基準委員会 訳 「IASB プレスリリース」 2006.7.19
- ・企業会計基準委員会 訳 「IASB プレスリリース」 2007.8.8
- ・財団法人 財務会計基準機構 「財団の概要」
- ・財務省 「企業会計基準設定主体のあり方について (論点整理)」平成 12 年 6 月 29 日
- ・社団法人 経済団体連合会 「企業制度に関する提言」参考資料 諸外国の民間会計基  
準設定主体
- ・社団法人 リース事業協会 「リース統計 2007」 2007.10
- ・住商リース株式会社 「リースの歴史」 2005.5
- ・大和総研 「EU 会計基準とのコンバージェンス」 制度調査部 2007.7.31
- ・大和総研 「新リース会計、借手側の会計処理」 制度調査部 2006.7.31
- ・中央青山監査法人 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討  
の中間報告、公表」 2004.4.5
- ・中央青山監査法人 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理の再検討(1)」  
2002.11.26
- ・中央青山監査法人 「所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理の再検討(2)」  
2003.3.14
- ・横山明 「国際会計基準と日本の会計の相違点」 <http://www.hi-ho.ne.jp/yokoyama-a/>
- ・大和総研 「新リース会計が ROA 等に与える影響」 制度調査部 2006.8.30
- ・大和総研 「新リース会計案に 150 件超のコメント」 制度調査部 2006.9.21